

『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事變

宮 紀 子

1. はじめに
2. 世祖クビライの聖旨譯註^{シヤサグ}
 - (1) チンギス・カンの扎撒
 - (2) ターラービーの叛亂
 - (3) サイフウッディーン達の誅殺
 - (4) パルヴァーナの陰謀
 - (5) めぐりあう東西文獻
3. クビライとフレグ・ウルス
4. 『集史』が語る後日談

1. は じ め に

近年、『大元聖政國朝典章』（以下『元典章』と略す）や『至正條格』といった 14 世紀編纂の大元ウルスの政書の校注本、部分的な譯註が、國內外において矢継ぎ早に公刊された。しかし、いずれも「句讀點を附す」という作業に重點を置いたかのごとく、関連の漢文資料を多少挙げるだけで、吏牘・モンゴル語直譯體漢文に特有の用語や各案件の時代背景・政治事情に関する解説は、ほとんど見られない。そもそも“元刊本”なるものの多くは、國家が膨大な資金を投じ、とうじの學者たちをして編集・校正作業に當らせ、楷書で版木に刻した印刷物であり、敦煌や黑城の文書斷片のように文字そのものの読み取りや復元に苦勞することはないのだから、勞力は別の作業に割くべきであった。じつはこれらに先行して、國外とくに中國の資料が「求めれば見られる」状況となり、未公開文獻の出版、各種電子檢索版の提供、考古・美術資料・遺蹟の公開も急速に進んでいたが、活用されずに終わった。率直に言って、方齡貴『通制條格校注』（中華書局 2001 年）に看取された誠實さ（限られた資料情況において最善を盡くした）・研究の水準には、とうてい達していない。まして、「モンゴル時代の東西交流」を具現し、大^{イェケ}モンゴル^{ウルス}國の政體を知るために重要な手がかりとなるはずのテュルク・モンゴル語、ペルシア語語彙の音譯・意譯については何をか言わんや、という状態である。

いっぽう、そのまさに用いるべきペルシア語、アラビア語、テュルク語、ヨーロッパ諸語の文献・画像資料の調査・校訂・翻譯・研究については、Abraham Constantin Mouradgèa d'Ohsson, *Histoire des Mongols: de puis Tchinguiz-khan jusqu'à Timour bey ou Tamerlan. avec une carte de l'Asie au XIII^e siècle*, Tom. 1-4, 1834-1835.をはじめとして、ヨーロッパ列強の分厚い蓄積がある。國家間の競争と傳統を背負った意地と情熱、大型プロジェクトは、第二次世界大戦後1980年代にさしかかるまで、下火にはなっていない（寫本の校訂は、複数のテキストの収集・比較を要するうえ、とくにアラビックは、ヌクタやシャクルがきちんと表記されていないことも多く、ひとつひとつの單語の確定に手間がかかるから、校訂・翻譯のみでも充分な価値・意義を有するものと認められ、じっさい博士學位の取得も可能であった）。そして現在は、トルコやイランから、モンゴル時代のより良質な古寫本の影印本や各種校訂本——テュルク・モンゴル語や漢語の固有名詞の解讀・批定に“難有り”なものが多い——がつぎつぎに供されている。ヨーロッパ各地の圖書館の古寫本が、カラーの電子画像で全冊公開されることも増えてきた。現物を手にとつての精査、各所藏機關の悉皆調査ということに拘らなければ、個人の書齋に居ながら空前絶後の質量を以て世界中の関連資料（多言語の稀少な學術論文・著作も含めて）を、歳月と空間を超越して検索・収集できる時代が到来したのである。かつては、貴族・外交官・大商人など特定の家柄・富裕層であるか、國家事業を企画・主導あるいは參畫を要請されない限り、ほとんど不可能であったレヴェルの研究に、いまや志さえあれば容易に入つてゆけるわけである（現實には、原典・原文に直接あたることなく、全て翻譯・研究書から孫引き・切り貼りするだけの論著も急速に蔓延りはじめているが）。むしろ、こんごは、情報の整理・取捨選擇と考察・敘述——用語・概念・事象の比較分析に精緻を極めつつ、全體として何を明らかにするのか——の方法こそが問われることになるう。

このような恵まれた情況、集積された知見からすれば、ペルシア語で書かれたモンゴル時代の一連の根本資料——『世界を開くものの歴史』、『集史』、『オルジェイトウ史』、『地域の分割と歳月の推移（ヴァッサーフ史）』、『シャイフ・ウヴァイス史』などの校訂・翻譯¹⁾を（モンゴル時代の文官・譯史たちが爲したごとく徹底的に對應する語彙を選んで）やりなおしてもよいはずだが、いまのところ、歐米・中東あるいは日本のモンゴル時代史・イスラーム學関係者で敢えて踏み出そうとする者は、いない。「屋下に屋を架す」との謗りを免れんとするなら、ぎゃくに漢文資料の知識が鍵、必須だからだ。そして、これらの資料が、清朝乾嘉年間の考證學の緻密さを以て使用・解析されたことは、ほとんどない²⁾。

ようするに、13-15世紀のモンゴル時代、ポスト・モンゴル時代は、ひとつひとつの事柄について、東は日本から西はイベリア半島まで、アフロ・ユーラシア各地に傳來する多言語の多種多様な資料から、綿密に照合・確認できる稀有な時期といえる。資料の山

も踏査するに絶望的な高さではない。歴史像を構築してゆく上でひじょうな魅力をもつ。

以上の具體例として、いま最低限どの程度の翻譯・研究をなしうるのか、どこまで行間・裏事情を汲み取ることができるのか、まずは『元典章』に收録される至元十六年十二月二十四日（1280年1月27日）の有名な案件をとりあげ再讀することにしよう。そこから、とうじのユーラシア東西の情報傳達の實態、政治・文化の交流について考える。『集史』や『ヴァッサーフ史』には、大元ウルスとフレグ・ウルスの外交使節團の情報も少なからずふくまれており、『元史』の不足を補ってくれるので、いくつか紹介する。また、そうした作業を通じて、モンゴル時代の根幹をなす東西資料の記述にそれぞれどのような「癖」があるのかも、明らかにしたい³⁾。

2. 世祖クビライの聖旨譯註

まず、根本資料となる『元典章』卷五七「刑部十九」《禁宰殺》【禁回回抹殺羊做速納】の全文を掲げる【圖1】。いわゆるモンゴル語直譯體漢文——モンゴル語の文法・語順に従って口語の漢語語彙を用いて逐語譯する——は、ルビを振りさえすれば、そのまま

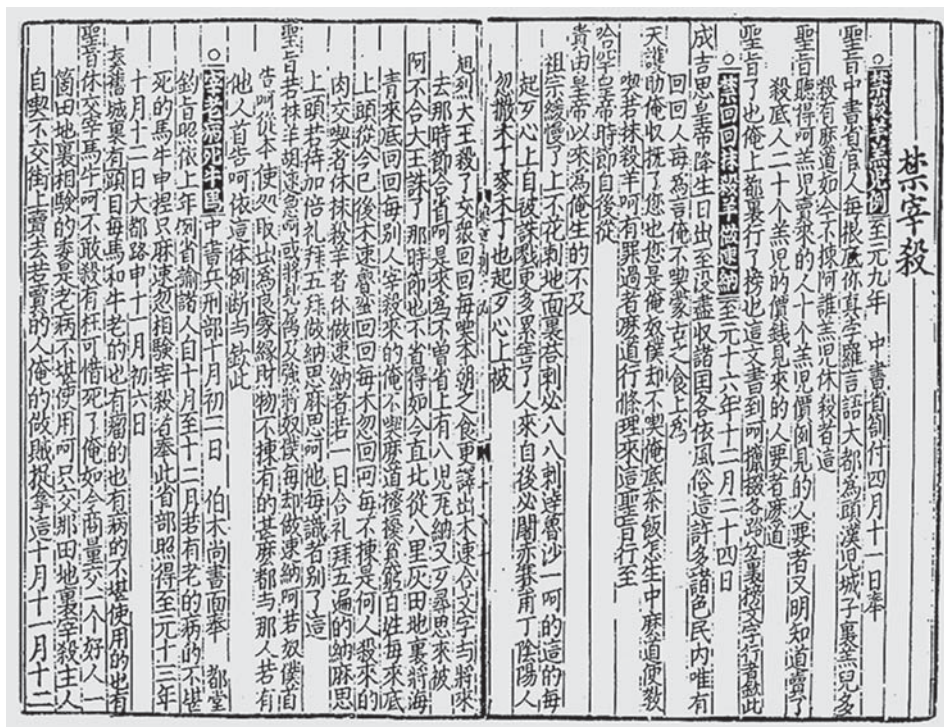


圖1 クビライが列挙するムスリムの不祥事

『大元聖政國朝典章』（臺灣故宮博物院藏元刊本）より

ほとんど日本語として讀めてしまい、またそれが原意を損なわぬ最良の翻譯となる。

○【^{サルタウル}回⁴】の羊を抹殺（＝喉を掻き切る）⁵ し、^{スンナト}速納 sunnat（＝割禮）⁶ を做すを禁ず】

至元十六年十二月二十四日に「(1)

^{チンギスカン}成吉思皇帝 Činggis-qan の降生し、日の出づるより没するに至るまで^{ことごと}盡く諸國を
^{おさ}收むるも⁷、^{おのおの}各風俗に依る。この^こ許多の^{おおく}諸色民の内、^{いろいろな}唯^{ただ}回回^{サルタウル}の人毎有りて、
 『俺は蒙古の食を喫わず』との言を爲す上^{ため}⁸、

天の護助の爲に^{ため}⁹俺は^{われら}您^{なんじら}を收撫した也。您は是れ俺の奴僕たるに、却って俺
^{のりょうり}底茶飯を喫わずして、^{いかに}怎生中らんや？』^{とて}麼道、^{ただ}便ちに喫わ教め、^{くら}『若し羊を抹殺
 する呵、罪過有者』^{とて}麼道、^{ことごと}條理¹⁰を行し來。この^こ聖旨^{jarliq}¹¹を行し

^{カン}哈罕 Qa'an 皇帝（＝オゴデイ）の時節に至る。(2) 自後、^{よりのち}

^{グユク}貴由 Güyüg 皇帝^{カン}從り以來¹²、俺の生を爲す^{もの}のが

祖宗に及ばず^{ゆるみだらけ}緩慢^{したため}了上、不花刺 Bukhārā の地面の裏の答刺必 Tarabī の八八

bābā（＝神祕主義者の尊稱）、刺達魯 rah-dār（＝導師）、沙一 shaykh（＝長老）、呵
 的 qāzī（＝法官）¹³ この^{ものたち}的每¹⁴が歹い心を起した上、自らは誅戮を被り、更に
 多く人を疊し害し來。(3) 自後、^{よりのち}必闐赤の賽甫^{ビチク}丁^チ Saif al-Dīn、^{サイフクッディーン}陰陽¹⁵の^フ人忽
^{サムムクッディーン}撒木^丁 Hūsām al-Dīn、^{マジュドゥッディーン}麥^朮^丁 Majud al-Dīn 也歹い心を起した上、

^{フレグ}旭烈 Hūlegū 大王に被って殺されて了、衆くの^{おお}回回^{サルタウル}毎を交て本朝の食を喫わせし
 め、更た木速合 [mustahabb（＝推奨行爲）の文字／^{かきもの}muṣḥaf（＝『クルアーン』・冊
 卷）の^{もじ}文字] に譯出し¹⁶、與え將て來去せしむ。那の時節に合に^{まさ}省り^{さとり}えた呵、
^{てきせつ}是^ただつ來が、^{さとりえざる}不曾省を爲す上、(4) 八兒瓦納 Parvānah なる有りて、又、歹い
 ことを^{おもいめ}尋思^{した}し來。

^{アバカ}阿不合 Abaqa 大王に被って誅されて了^{しまった}が、^か那の時節也^{もごと}省り得ず。(5) 如今、直
 北の^{バルク}八里灰¹⁷の田地の裏^{うち}從り^{シンコル}海青¹⁸を將て來た底の^{ところ}回回^{サルタウル}毎が『別人の宰殺¹⁹し
 來的^{たもの}は、俺は喫わず』²⁰ 麼道、^{いって}貧窮^{じんみん}の百姓毎を搔擾した^{こと}上^{ため}頭^めに、今從り已
 後、^{ムスルマン}木速魯蠻 musulmān 回回^{サルタウル}毎、^{ジュフド}朮忽 juhūd 回回^{サルタウル}毎²¹は、^{なんびとであつても}不揀^{スンナト}是何人、殺
 し來^{たところ}的^{くら}肉を喫わ交め者。羊を^{のどをきってころすな}休抹殺者。^{スンナト}速納 sunnat を休^{なす}做者。若し、一日
 に合に禮拜すべき五遍的^{まさ}納麻思^{のナマズ} namāz（＝禮拜）²²の上頭^{ため}に、禮拜に倍を加えて
 五拜に待し^ナ納^の麻思^{マズ}を^な做す^{こと}若き^{なら}呵²³、^{かれら}他毎が識者。この

^{ジャルリク}聖旨に別^{そむ}て了、若し、羊を抹し^{なら}胡速急^{くす} khushkī（＝血抜き／干・旱）／^{スンナト}kushtagī（＝屠
 殺）する呵、或いは見屬（＝眷屬）を將て、及び強いて奴僕毎を將て却って速納
 を^な做す^{なら}呵、若し奴僕が首告（＝出頭告發）する呵、^{なら}本使の處^{ところ}從り^も取り^し出^いして良²⁴
 と爲し、家縁・財物は、有^{もの}的^{なんであつても}は不揀^{みな}甚麼都、^か那の人に與え、若し他人の首告
 有^{なら}呵、^ここの^{トレ}體例に依りて斷じ與う。此レヲ欽シメ。

太祖チンギス・カン、太宗オゴデイ、定宗グクハは二字抬頭、世祖クビライの認可のもとに“アム河よりシリアとミスルの邊境に至るまで”のいわゆる中東方面を版圖とした宗王フレグ、アバカ父子は一字抬頭と明確に區別される。いっぽうで、“條理”、“聖旨”などの「聖なる文字」では改行し忘れている。これは、本案件の中途半端な文語化——蒙漢合璧の直譯體から漢文の語法と少し折り合いをつけた文體に編集しなおされている——が、『元典章』の編纂／刊行時になされた可能性を示唆するものである。

もし、構成自體には手が加えられず、途中、上奏・書類のやり取りの省略がなされていないとすれば、この文書全體が、至元十六年十二月二十四日に發せられたクビライ自身のことば——聖^{ジャルリク}旨にはかならない。自らが直面した不愉快至極な出來事に惹起され、かれが把握するところの「大^{イェケ}モンゴル^{ウルス}國におけるムスリムの不始末の歴史」を實寸大で率直にぶちまけたわけで、ひじょうに貴重な資料といえよう。クビライ以下、モンゴル王族が、イスラームの基本用語について、それなりの知識を有していたこともわかる。

ただ、留意しておかねばならないのは、『元史』の本紀によれば、まさにこの二ヶ月前より、皇太子の眞金^{チンキム}が國政を預かり、中書省、樞密院、御史臺ほか百司の案件については、まずチンキムに啓上したあとでクビライに上奏することになっていたという點だ²⁵⁾。至元十二年に一ヶ月前後重篤な状態で病床に伏したクビライをみて²⁶⁾、誰の目にも御世の交代は近々の事柄として現實味を帯びたものとなりつつあった。ラシードウッディーンの『集史』「クビライ・カアン紀」は、じっさいチンキムが3年間 pādshāh 君主の位に坐し、ちょうどわが國の上皇と天皇——平安時代の院政のような関係になったと傳え²⁷⁾、『ヴァッサーフ史』は、チンキムの早世の理由を、カアン位篡奪の野心をもった故という²⁸⁾（かれは、叔父のアリク・ブケの死後、結果的に祖母で舊ケレイト王家のソルクタニ・ベキの遺産の多くを繼承した。ムンスズ、ブル・カヤ等ウイグル官僚²⁹⁾とともに、かなり早い時期から、氈、異様毛子、納失失、綾錦、紋綺等、西域の高額工藝品を生産する工場をちよくせつ掌握せんとしており³⁰⁾、母チャプイの子飼いアフマド・ファナーカティー率いる財務官僚と熾烈な利權争い——そこにサイド・アジャッルの一族³¹⁾も加わって——を繰り広げていた。さらなる富、莫大な錢穀・貿易の収益が見込まれる南宋の接收は、政争に一層の激化を招くこととなった³²⁾）。rGya Bod yig ts'ang『漢藏史集』（1434）に唯一書きのこされた南宋接收の功臣伯顔^{バヤン}に對するクビライの疑惑と牽制（大元ウルスの中書省に保管されていたウイグル文字モンゴル語の文書にもとづくという³³⁾）も、おそらくはその流れのなかにあった³⁴⁾。そして、バヤンと仲の良かった御史臺のウルルク・ノヤン（＝能官）こと玉速帖木兒^{ウズ・テムル}も、職掌ゆえということもあるがアフマドと對立し、チンキム側にいた³⁵⁾。アフマドの暗殺に象徴されるクビライ父子の確執は、大元ウルスの歴史における大きなタブーとなり、記録の削除や改竄が行われたため、眞實・實態の見極めがとくに難しい時期なのである³⁶⁾。

ちなみに、『元典章』が伝えるこの案件について、『元史』卷十「世祖本紀」は、
 [至元十六年十二月] 丁酉、八里灰より海青を貢ずる 回 回等、過ぐる所の供食の羊
 は自ら殺す者に非ざれば食さず、百姓は之に苦しむ。帝曰く「彼は吾が奴也。飲食
 敢えて我が朝に随わざる乎」。詔して之を禁ず。海内・海外諸番の國主に詔す。
 と簡潔にまとめる（ただし、『世祖實錄』もしくは『元史』の編纂官は、チンギス・カンのことば
 をクビライのものと取り違えている）。『元史』が述べるごとく、當該の【回回の 恣 に屠宰
 / 屠殺を行うを禁ずる】聖旨／敕は、國內外に廣く頒布されたようで、至元十七年三月、
 使臣の蟹子海牙によって、大元ウルスの駙馬國で征東行省が置かれていた高麗にも通達
 されている³⁷⁾。當地に少なからぬ回 回が往來ないし居住していたことが窺えよう。

(1) チンギス・カンの扎撒

チンギス・カンが降した「若し羊を抹殺する回、罪過有者」の一文を含む 聖 旨は、ア
 ター・マリク・ジュヴァイニーの『世界を開くものの歴史』【[チンギス・カン／世界の
 君主]が臺頭ののちに制定した 諸 の qā'idat 體例・發令した 諸 の扎撒の頒³⁸⁾】という
 自身の rāh 道理 < Mon. töre/törö に従い應じて、勾當毎に qā'nūn 律令を、案件毎に
 dastūr 條格を制定し、罪過毎に ḥadd 斷例を明白にした。達達兒の諸部族には文字が
 存在していなかったで、「畏吾兒每根底蒙古の孩兒每は文字を學者。諸 の扎撒・
 ḥukm 宣敕は紙卷に抄寫せ者。那的每を yāsānāmah-yi buzurg 『大 扎撒 (=大法
 令／成憲) の書³⁹⁾』と稱せ者と命じた。かくて、宗王たちの府庫に藏した。カンが
 即位する、大 軍 (=禁軍) が出陣 (=Mon. morila 上馬) する、或いは宗王たちが
 聚會／朝會をなし國益・その最初の措置について合議 (=大商量) するといった際に
 は毎度、それらの卷物を取り出して 諸 の勾當をそれに照依して定め、諸軍の配置
 や各田地・諸城子の殲滅をその方法に依據して選ぶ。かれ (=チンギス・カン) の勃
 興期、蒙古の諸種族がかれに併合されたその頃に、それらの部族に通行しかれらの
 間では傳統であつた恥ずべき慣習の數々を撤廢し、道理から賞賛され慣習から歡迎
 されるべきものを規定したのだが、それらの宣敕のうちの多くはまさに shari'at
 聖 法と一致しているのである。

の『大 扎撒の書』に收録されていたもの。憲宗モンケの治世から振り返っての記述で
 ある點、留意せねばならないが、父のバハーウッディーンは阿母河等處行尙書省⁴⁰⁾の戸
 部尙書の職務を以てカラ・コルムのオゴデイ、モンケの御前に參内しており、自身も兄
 シャムスウッディーンと共に死ぬまでフレグ・ウルスの中樞部に居たので、記事の信憑
 性は高い（ちなみに、アター・マリクは、別失八里等處行尙書省への頻繁な訪問に加え、燕京等處
 行尙書省下の“Machin 蟹子との境界・Chin 秦／晉の最も遠方”まで足をのばしたことさえあるとい

う)⁴¹⁾。扎撒^{ジャサク}の成文化を疑問視するむきもあるが⁴²⁾、『元史』卷二「太宗本紀」には、
 [元年] 秋八月己未、諸王・百官、怯^ケ緑^ル連^{レン}河^{キョ}曲^デ雕^エ阿^{アラ}蘭^{ラル}之地に於いて大いに會し、太祖
 の遺詔を以て庫^ク鐵^テ烏^ウ阿^{アラ}里^{ラル}に於いて皇帝の位に即^つく。始めて朝儀を立て、皇族・尊
 屬、皆拜す。大^{イェケ・ジャサク}扎撒⁴³⁾を領す華言の「大法令」也。

と記され、『ヴァッサーフ史』卷一【海都^{カイドゥ}（オゴデイの孫、カシの子）大王とかれの統治時
 期における諸状況の一部、八刺^{バラク}による東方地域への侵攻の詳細の頌】⁴⁴⁾に見える、カイ
 ドゥのクビライに對抗する口實として

世界を切り開きたる君主チンギス・カンは、國を獲りたるものの典禮の qānūn 律
 令・世界を手にしたものの諸事例の dastūr 條格からなり、諸納の時期や公事・首
 領官の粘帶について諸色人の罪過の等級／輕重の指標を以て示した *yāsānāmah-yi*
buzurg 『大^{イェケ・ジャサク}扎撒⁴³⁾の書』において、明白・明瞭・明確に「かれ（＝オゴデイ）の後裔
 のうち、子供・孫たちの間から再生の輪廻にある乳飲みの幼子に至るまで、王冠と
 王權・總督の御旗の正當・正統性を繼續せ教め^しるべく、その命令・禁約を在^しら教め
 者」と定めていた。多くの宗王たち・無數の軍勢は、この（チンギス・カンの豫備的）
 措置に依據しようぞ。

とあるから、少なくともオゴデイの即位時に、チンギス・カンの『大^{イェケ・ジャサク}扎撒⁴³⁾の書』なる
 ものが仕立て上げられていたことは間違いない。また、同じく『ヴァッサーフ史』卷一
 【クビライ・カアン⁴⁵⁾の即位の頌】に

ahkām 諸の宣敕の更新、並びに斷固として世界征服者・世間の慣習からなるチンギ
 ス・カンの *yāsānāmah* 『扎撒^{ジャサク}の書』に依據して従うべき上天の聖^{ジャルリク}旨を、大勢の使
 臣たちの言辭^{うち}の裡に、進路を東西南北の四面八方へと連^つね去^おかせた。

といい、『元典章』卷一「詔令」《世祖聖德神功文武皇帝》【皇帝登寶位詔】にも

咸謂^{みな}えらく「…祖訓・傳國の大典は、是に於いて乎在^こり、孰^やか敢えて従わざらん」。

と記される。『扎撒^{ジャサク}の書』、『祖訓／大典』が同一の書物を指し、聚會^{クリルタ}の場に持ち出されて
 いたこと、明らかだろう。五年後の聚會^{クリルタ}——カアン位をめぐる戦闘に敗れ投降してきた
 實弟アリク・ブケ、モンケの息子たち、貴族、軍官の處分を商量した——開催後に發令
 された【至元改元詔】⁴⁶⁾は

不^{フル}魯^{カイ}花^ク、忽^{トウ}察^{マン}、阿^{アリ}里^{チヤン}、脱^{トク}火^ズ思^{ヤカラ}の輩、我が家に禍を構^つうに據^つきては、
 成^{チン}吉^{ギス}思^ス皇帝の扎撒^{ジャサク}に照依して典刑を已に正し^{おわ}訖^ぬめ

と述べており、上のジュヴァイニーの記述を裏付ける（教皇インノケンチウス四世の使臣で、
 フランチェスコ會の修道士プラノー・カルピニのヨハネス／ジョンが、チンギス・カンの扎撒^{ジャサク}・聖^{ビリ}
 訓について報告、それに依據するオッチギンの處刑に言及するのも、グユクの即位式、大^{イェケ・クリルタ}聚會に
 居合わせたからこそで、通譯よりその概要を聞いたのかもしれない⁴⁷⁾）。また、クビライの死後

の^{イエケ・クリルク}大聚會では、チンキムの遺兒カマラとテムルの兄弟がカアン位を争い、幼少より習わされていたチンギス・カンの^{ビリク}聖訓（『太祖大訓』）の暗誦の出来榮えで決着をつけたし⁴⁸⁾、英宗シディバラの即位時には、ジャライル國王家のバイジュが『太祖（金匱）寶訓』の朗誦を命じられた⁴⁹⁾。文宗トク・テムルは“凡そ大宴には、世臣の^{イエケ・ジャサク}金匱の書を掌る者、必ず^{おしえ}祖宗の大扎撒を陳して以て訓と爲し”⁵⁰⁾、奎章閣／宣文閣の廣成局でモンゴル語の『皇朝祖宗聖訓』と『國制』を印刷・出版したのであった⁵¹⁾。以上の事實を考え合わせると、『大元通制』や『至正條格』の「祖宗制誥」「條格」「斷例」の三部構成が、じつはチンギス・カンの^{イエケ・ジャサク}『大扎撒の書』の踏襲であり、續編・増補版だったこと、明らかだろう（扎撒と聖訓と聖旨の境界が時に曖昧なものこれに起因する⁵²⁾）。

歴代カアンの『聖訓／制誥録』⁵³⁾は、國史たる『^{モンゴル ト ブ チヤン}蒙古脱ト赤顔』／『^{イエケ・ト ブ チヤン}大脱ト赤顔』⁵⁴⁾（ウイグル文字モンゴル語。王族・譜代の御家人・大官たちが集合する^{イエケ・クリルク ト イ}大聚會や宴會／大譙賀の場で樂器の伴奏下に謳い、テュルク・モンゴル族の結束を再確認しあう効果を求めるため、頭韻・脚韻・對句を駆使して文體に意匠を凝らす）とともに隨時、金字（佛典や『クルアーン』がときに紺地に金字を以て書かれるのと同様、「聖なる文字」・金言としての表象）で清書し^{ひつ}金匱に納めて諸藩に頒布されるのが慣習であった。すなわち『集史』にいうところの^{アルタン・デブテル}金冊⁵⁵⁾である（『集史』の各「本紀」が必ず bilikhā va maṣalhā va ḥukmhā「聖訓／金言／制誥録」を附す構成になっているのも^{アルタン・デブテル}金冊に依據するからだ。なお、現行の『集史』の寫本で「聖訓」部分の多くが缺落しているのは、金字で書くという制約に起因するものかもしれない）。

ちなみに、歴代カアンおよびガザンに至るフレグ・ウルスのカンたちの^{クリルク}聚會を描く『集史』の^{ミニアチュール}挿繪で、šibawučī 鷹匠より上段に竝ぶものたちが必ずといっていいほど手にしている巻物・冊子こそ⁵⁶⁾、チンギス・カンの^{ジャサク ビリク}扎撒・聖訓にほかならない【圖 2】。筆記用具が見当たらないので、möčelge 誓文／盟書⁵⁷⁾の可能性は低い。同じ理由で、かれらは bičikči 書記ではなく⁵⁸⁾、世臣の金匱の書を掌る者——原則としてジャライル族出身の重臣 yeke jarquči 大斷事官とみてよい⁵⁹⁾。

ひるがえて、フレグとアバカ父子の政治顧問であったナスィールウッディーン・トゥースィーの『財政論』の記述からすると⁶⁰⁾、行政便覧として、^{イエケ・ジャサク}『大扎撒の書』の抄本の作成・頒布とともに、かなりはやい段階でアラビア語・ペルシア語・テュルク語譯もなされていたと推測される（同時に、基本的な最低限遵守すべき項目は、各地の城郭・村坊の入り口、清真寺・光塔の門、^{ジェフード}朮忽・天主教の禮拜堂の門、村人・遊牧民の見やすい場所等に、木板・石・銅片・鐵片・石膏等にそれぞれの使用言語を以て刻され、布告・周知徹底も圖られただろう）。じっさい、マラーガの王立圖書館でさまざまな資料の閲覽を許されたパール・ヘブラエウスは、その著『年代記』にて、扎撒の内容の一部を紹介した⁶¹⁾。マムルーク朝のウマリー、マクリーズィー等による百科全書、イブン・アラブシャーの君鑑等に見える

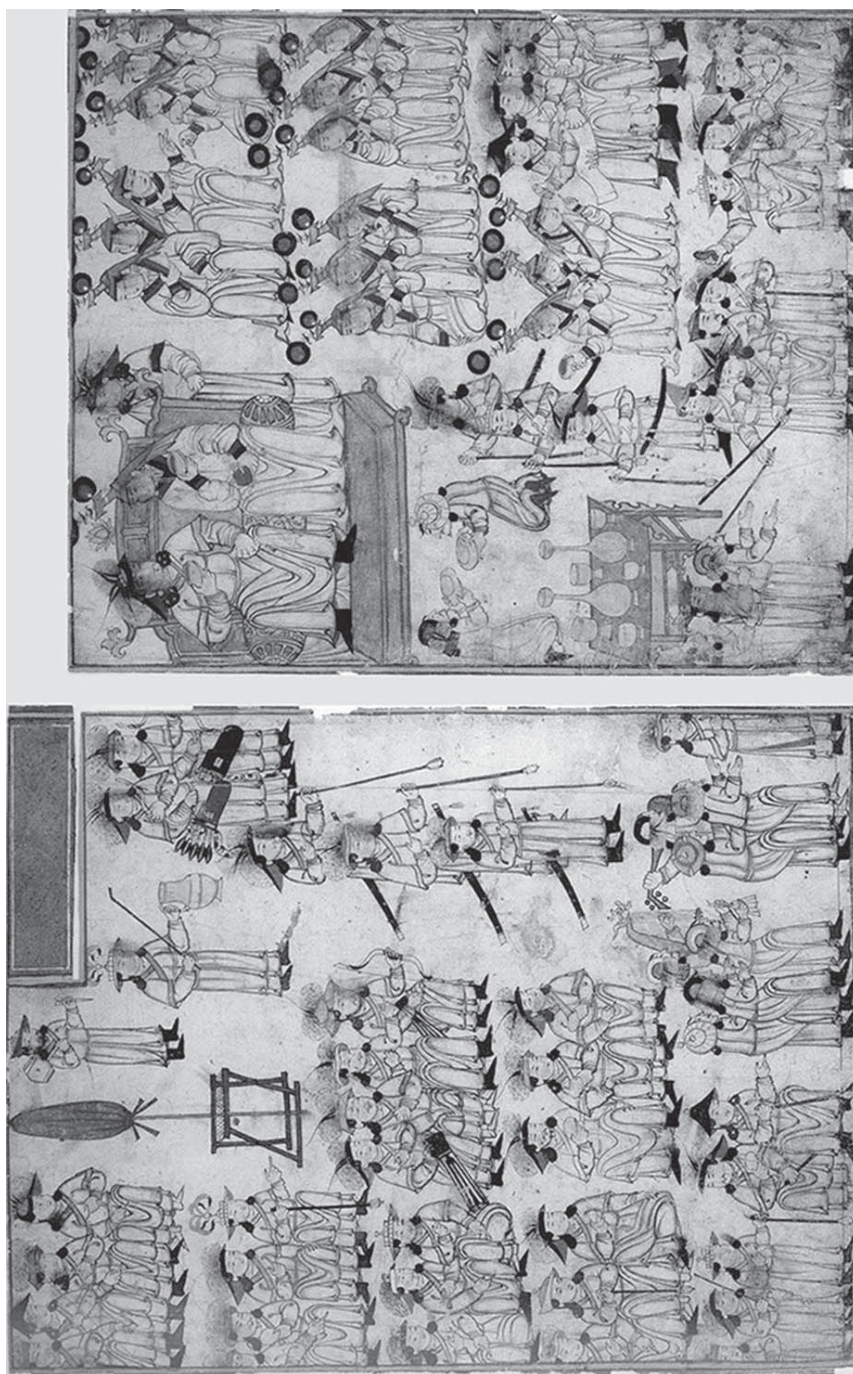


圖2 茶飯・演奏を楽しむモンゴル王族の大宴會

MS: Staatsbibliothek zu Berlin, Diez Album, Fol. 70, S. 20, S. 23-Nr. 1
Dschingis Khan und seine Erben, München, 2005, 205 f.)

『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事變

ジャサク トレ 扎撒・體例の抜粹も、『世界を開くものの歴史』からの編集・孫引きだけでは記し得ないものである（イブン・ブルハーンは、嘗てバクダードの學院の圖書館で扎撒の寫しを目睹した、と證言⁶²⁾）。

フレグ・ウルスおよびその後繼政權たるジャライル朝で使用された『品官任命における書記規範』の第二部第一卷第一拍第四章「[大 斡魯朵の裏の^{マドラサ イェケ・オルド うち}]⁶³⁾ yārghū<Mon. jarqu 斷事の imārat 總裁官の委任について」の三種の文例からは、jarquci 扎魯忽赤／斷事官の長官⁶⁴⁾がチンギス・カンの *Qūtātghū Bilik* 『聖訓』とカアンの *aḥkām* 『制誥錄』を實見・熟讀し、集積されてきた数々の töre/törö 體例とも照合しながら判決を下していた様子が窺える⁶⁵⁾。同時に

…宗教・國家の勾當の體制、^{シャリーア} 聖法・諸國（大元ウルス治下の諸道、諸路府に相當）の業務の秩序は、ふたつの重要な命令の施行次第である。雙方その分離は、時代の趨勢により難しい。ひとつめは、^{シャリーア} 聖法の業務の支持・イスラームの戒律の促進。ふたつめは、正義の遺踪の模倣・公正な大臣たちの法と傳の踏襲。…yārghū<Mon. jarqu 斷事の諸規定の整備は、チンギス・カンとモンゴル諸王の國家の創造に係り、かれらはその布置に關して「それらの制誥を眞の律令として立法化し、かつ自分たちの^{シャリーア} 聖法に倣しているのだ」と大見得を切り、公正・正義への服従を極度な尺度、極端な段階まで至らしめているため…

と述べられるように、その統治において扎撒と^{ジャサク シャリーア} 聖法の折り合いが、常に重要な課題だった（ジョチ・ウルスの状況も同様で、ウズベク時代のホラズムにおける jarquci の公正・厳格な斷事、qāzī との職務の分擔が、イブン・バットウータによって報告されている⁶⁶⁾）。その具體例を知るためにも、大元ウルスの『通制』、『典章』あるいは『條例綱目』、『斷例條章』、『仕民要覽』等⁶⁷⁾に相當する斷事官の yarghū nāmāh 判決文——の集成の發見が期待される。

いっぽう、チャガタイ・ウルスにおいても、文宗トク・テムルやウズベクとほぼ同時期のタルマシリンの治世に、やはりチンギス・カンの yasāq^{ジャサク} 扎撒が書物の形態で傳來し、遵守を求められていた事實が確認される⁶⁸⁾。というより、そもそもジュヴァイニーが⁶⁹⁾

チンギス・カンは后妃たち・妾たちから多くの子女を儲けた。正后は Yisünjin-Biki (=Börte-üjin ボルテ夫人) であった。^{モンゴル} 蒙古の慣習では一人の父親の子女の尊嚴は、母親たちの血統にあり、誰でも母親が正后なら、血統を以てその子女に特權・優位を有らしめるのだ。この正后には四人の子息があった——偉業の目標を以て諸の^{こと}勾當の遂行・光輝に危険とともに戦っており、諸國の寶座に四脚として、カンの宮殿に四柱の職掌を以て有った。チンギス・カンはかれら一人一人を特別の業務に割り當てていた。長子の Tūsī (=ジョチ) は^{モンゴル} 蒙古の考えでは出色かつ欽佩される^{こと}勾當である圍獵・打捕の^{こと}勾當について、ジョチより下であったチャガタイには扎撒^{ジャサク}・siyāsāt 刑⁷⁰⁾

の確認およびその保証、違反者に対する處罰・斷罪について選び、オゴデイには英知・思慮・慎重さを以て財産に割り當て、トルイには軍隊の整治・管理と兵士の裝備を以て優先させた。

といい、『集史』「チャガタイ・カン紀」⁷¹⁾ がまず

チャガタイ（・カン）は分別・才能ある、かつ厳格な君主であつた。かれの父チンギス・カンが官人たちに命じたことには「扎撒（・聖訓）・王國統治の體例を〔識る知能を有し着有るもの／討求するもの〕は不揀是誰都、チャガタイに追隨せ者。錢糧・財産・寛容・平靜の態度を愛するものは不揀是誰都、オゴデイに祈求せ者」。

の一文からはじめるごとく、チンギス・カンの嫡出子のなかで、次男のチャガタイは扎撒の遵守に極めて厳格なことで知られていた⁷²⁾。そして彼こそ、オゴデイを擁立する大聚會に備えてチンギス・カンの事跡・聖訓の資料を廣く探しもとめ、『大扎撒の書』を編纂した張本人なのであつた⁷³⁾。フレグ・ウルスの後繼政權のひとつインジュー朝の類書『高貴な花嫁たちの間の諸藝の祕奥』の「帝系類」【チンギス・カンたちの王國についての節】⁷⁴⁾ も

かれは、諸々の遺言・聖訓・扎撒を好んでおり、それらは集成して書物と成された。

と明言する。そういうわけで

チャガタイの衛士はかれの扎撒・siyāsat 刑を恐れてひじょうに謹厳であつた。したがって、かれの治世には、誰であってもかれの軍の保護下にあり、いかなる過往のものたちも前衛・哨望を必要としないほどであつた。誇張のうちにいわれるごとく「黄金の盃を頭に載せて女性が獨りゆこうとも、恐れも不安もなかった」。いっぽうで、大食人の同類にとっては耐え難き義務であつた細かい諸の扎撒——例えば「肉は休抹殺者」^{このね}、「日中、流水に休坐下者」^{タージーク}等を分付した。羊を聖法の屠殺場で殺さないこと、nazarātī-yi ā'in 慣習の判斷（＝體例）・扎撒が全諸國に送付され、かくてホラーサーンでは、一時期、羊を誰も表向き殺さず、木速魯蠻たちは死肉を食すことを課せられた⁷⁵⁾。

のだった。チャガタイは“皇兄／二大王”，“ulugh if<Tur. uluq iv 大房＝大御所”としてオゴデイに匹敵、ときには陵駕する權力を振った⁷⁶⁾。したがって、ことはチャガタイ・ウルス内——別失八里等處行尙書省の大部分、すなわち畏吾兒の地面の疆域からアム河流域のサマルカンド・ブハラまで（チャガタイの本據地は、アルマリクの近くのクネース）⁷⁷⁾——だけでは濟まなかつた。チンギスの四嫡子の家それぞれが權益を有する阿母河等處行尙書省下のホラーサーン⁷⁸⁾（バルフ、マルヴ、ヘラート、ニーシャプールの4都市の管轄區からなつた⁷⁹⁾）にも強權を布かんとしていた。モンゴルの進攻により、デリー・サルタナトに亡命したゴール朝の舊臣ミンハージュッディーン・ジューズジャーニーが、『ナースィ

ル史話』（アッバース朝の終焉／カリフの死を契機に編纂されたユーラシア中央域のイスラーム王朝史。序文の日付は『世界を開くものの歴史』とほぼ同時期の1260年に係り、63年頃に完成したとみられる）のなかで、執拗・極端なまでにチャガタイを罵り呪う所以であった⁸⁰⁾（ホラーサーンの統治において、異文化への寛容さはもとより、“ムスリム君主の装い”が有効な手段であったこと、後述するジョチ・ウルスのベルケ、少し時代が降るがフレグ・ウルスのアフマド・テグデルの例⁸¹⁾をみても明らか）。チャガタイの宰相兼 bičikči クトゥブウッディーン・ハバシュ・アミードはオトラル出身のムスリムだったが、ホラズム朝最後の國王ムハンマドの後継者で勇名を轟かせたジャラルウッディーンの娘を下賜されるほどの寵愛を受け、子どもたちもそれぞれチャガタイの王子たちの輔佐をなした⁸²⁾。チャガタイの嫡孫カラ・フレグの妻オルクナ・カトンもムスリムであり、その息子の名はムバラク・シャーであった⁸³⁾。しかし、そうした事實には目もくれず、觸れようともしていない。

かたやオゴデイは、おそらくは幹脱商人たち^{オルトク}がもたらす富ゆえだろうが——チンギス・カンの在前の大^{イエケ・ジャサク}扎撒にも「木速魯蠻一人の殺害の賠償／血の對價は金40錠を命じ、漢兒一人に據きては驢馬一頭」とあったらしい⁸⁴⁾——、ムスリムの戒律に對して寛大な姿勢を示していた。その結果、現在の中國西北部にイスラームの人々が急速に流入したともいわれる⁸⁵⁾。『世界を開くものの歴史』【（オゴデイ）カアンの šādirāt-i afāl 言行録の頌】の第二話は次のようなエピソードを伝える⁸⁶⁾。

かれら（＝蒙古）の勃興當初より、[不^{だれで あつても}揀^{あつても}是誰 [gūshī (rā) tashmiya na-kunad 肉を神の御名のもとに休^{なす}做者／gūsfand bismal na-kunad 羊は休^{くびをかつきつてころす}抹殺者]。かれら（＝蒙古）の慣習に依^て着^さ胸^けを裂者⁸⁷⁾」との yāsā 扎撒が降されていた。

ある木速魯蠻^{ムスルマン}が市にて羊を買い家にもって歸ってきた。そして諸門を堅く閉ざし、[二、三の／作業の]房⁸⁸⁾の内にて[tashmiya 神の御名のもとに／bismal 宰殺]を執行した。だが、市からかれを尾行していたキプチャクが、機会を掴まんと待ち構えていたことに氣付いていなかった⁸⁹⁾。羊の咽喉に刀が^ひ抹かれるや、檐から下に跳躍、素早く[かれに繩かけ／かれの手を縛り]、引きずりしよっ引いて、[かれをつき出すべく]世界の君主[の御前]に連行した。カアンは、この事案を閲しつつ、[この／その]監査に kataba 書記たちを送り込んだ。かれらの案件の様相について、[カアンの輝ける裁斷が]明白になったので、以下のように命じた。「俺^{われらの}毎^{ジャサク}的扎撒^の hukm 斷⁹⁰⁾は這^{この}的 darvish 迭里威失（＝托鉢僧・苦行者）は遵守^{てい}し着^こ有るが、[這^{このもの}のテュルクめ／這^{このもの}的]は放棄し着^{てい}有る」。木速魯蠻を無事に siūrgāmīshī 恩賜なされ、性惡のキプチャクは死刑執行人たちに引き渡された。[そして自身が無駄になった]⁹¹⁾。

モンゴル式の屠殺法に則らなかったことより、他人の家屋に侵入したことのほうを問題視した。これは、^{シャリーア}聖法とも合致する判決であった。

站^{ジャムチ}赤を利用するさいに支給される祇應^{シュス}（＝分例）⁹²⁾をめぐっても、

〔太宗〕九年丁酉（1237）八月二十三日、奉じたる聖^{ジャリク}旨に若く曰く「聞くならく；各路を往來する使臣^{エルチ}の城に在るも別に公事無く、站路を経ずに走遞し、『牌^{バイザ}・筭^{しょうめいしょ}有り』と稱して、祇應^{シュス}を索め取り、公事有る使臣^{エルチ}の城に到るに、走馬は二匹或いは三匹なるも、却って干礙せざる十人、二十人を領し、及び私己の馬匹を牽き、祇應、草料^{かいば}を取り、猪・牛・馬・粘糲等の肉を應付するも、食用を肯んぜず、須らく羊肉を要め、縦^{もと}羊肉を與うるも、却って又『瘦^{ムスリム}』を稱す。同^{つか}の使臣の城に到るに、『死肉を食さず』と稱する多く、須らく活きたる羊を要む…若し酒食、活きたる羊、馬匹の草料を多く索むる之人有らば、達魯花赤、管民官に仰せて人を差わし一同、斷事官^{ジャルグチ}に前去して折證・治罪し、施行せよ。宣德州^ダの達魯花赤、管民官に仰せて收附し、遍^{あまね}く諸路^{くだ}に行せしめ、一體に施行せよ」⁹⁴⁾。

との判断を下している。ここから看取されるのは、度を越した要求でなければ不問に處され、生きた羊も支給された（＝殺し方を問わない）という事実。ペルシア語史料と呼應する柔軟な態度である。そのためか、1318-22年に編まれた『ヘラート史記』第十二頌【ヘラートの城子^{まち}の繁榮のために君主たるカアンが官人^{ノヤン}たちとなした商量について】⁹⁵⁾にいたっては

Akhhlāq-i khānī 『カンの行狀／起居』と名づけられている書物⁹⁶⁾に次のようにある。

チングス・カンの同時代の人々のうち、大カアンとよばれている君主オゴデイほど木速兒蠻^{ムスルマン}の味方であった者はおらず、チャガタイほど木速兒蠻^{ムスルマン}たちを憎んだ者は一人としていなかった。イスラームの人々に對するかれの敵意は、「今日、某人が木速兒蠻^{ムスルマン}毎を罪過の事由を以て殺しまし來也」と自身に報告を將來する各人に金一錠を付與するまでの極端さであった。統治權がオゴデイに確定されると、公正・訓導の諸門が人々に開かれ…(中略)…「テュルクスターンの地面に屬する不揀甚麼城鎮に於いても、ホラーサーンの田地に屬する不揀甚麼大城に於いても、木速兒蠻^{ムスルマン}毎を masjid 禮拜寺／回回寺・madrasah 學院・ribāṭ 店舎・慈善施設の建築に據いて休禁者。『あなたがたには、あなたがたの宗教があり、わたしには、わたしの宗教がある』⁹⁷⁾に依つて、不揀是誰都自己の宗教のもとに去かしめ、イスラームの人々を尊重せよ」との聖旨^{リク}が降された。そして、赤金 10 萬 dinār 錢、2000 匹の表裏を教團の shaykh 長老たち、'alim 學者たちに送った。チャガタイ大王は、この事實に對してひじょうに苛立った。自身の宮廷の側近たちを召喚して言った。「識者、你毎。俺の兄弟月閣臺は木速兒蠻^{ムスルマン}毎を好んで有る。自己の父・哥哥兄弟毎・親眷^{あに おとうとたち}毎の mazhab 訓戒・sirat 言行に違反し前去して有る。若し這般に木速兒蠻^{ムスルマン}毎を尊重する^いことを討求し、他毎の慰撫に努力すること^{こと}を討求する^{なら}呵、短少な期間で木速兒蠻^{ムスルマン}毎が勝利する^{こと}也者。國土は俺毎の手から離れ

て去く也者。如今、甚麼好い策を識るか、你毎、この勾當の措置は甚麼？」…(中略)…
「那の件に據いて好い策は那般で有る。兄弟を祕密裡に説諭され者。你的言語を聴き、大食毎への寵愛を放棄する也者」と奏／提説した後、チャガタイ大王は夕方の禮拜時に君主オゴデイのもとに参じ、冒頭から全ての怒り・できる限り最大限の粗暴さをオゴデイに向け言うには「嗚呼、兄弟よ。これは甚麼寵愛麼？大食毎と勤行し、大父の訓言・訓戒への違反を做すとは。奴僕たる俺の言語を聴いて、大食毎を鎮壓し、宣言・光輝なる名聲の裏に他毎の宗教を停止せ者」。君主オゴデイは返答として何も言わず、チャガタイ大王のかの峻嚴・粗野さにも動じなかった。チャガタイ大王は立腹しつつ、弟の跟前より退出して言うには「木速兒蠻毎は俺の兄弟を魔法・詐欺を將て俺毎の大父の訓戒に屬する全てに背か教めてしまった也！」

と、オゴデイがあたかもイスラームに歸依していたかのごとく記す(ガザン、オルジェイトゥ、アブー・サイドと、ムスリムを標榜する君主が續いた時代背景が影響している可能性もある)。直後に列擧されるムスリムと關わる逸話は、いずれも『世界を開くものの歴史』【カアンの言行録の頌】に收録されているものと同じだが、その脚色は『ナースィル史話』に甚だ近似する(同書も、信頼できる筋からの傳聞として、オゴデイが祕密裏に木速魯蠻になっていた、と主張する)⁹⁸⁾。憲宗モンケの治世の時點で、チンギス・カンの『大扎撒の書』『聖訓』のみならず、オゴデイ・カアンの『聖訓／制誥録』についても、ペルシア語版が廣範圍に出回っていたに違いない(『諸藝の祕奥』のモンゴル史も、オゴデイについてのみ言行の一部——『ナースィル史話』『ヘラート史記』と同じ選擇をする——を收録。大元ウルスでは、1311-20年にチャガンが聖旨を奉じ、部外者に見せないのが通例の『脱ト赤顔』の最初の部分——チンギス・カン、オゴデイ・カアンの二代に限ってのみ漢文に譯している。その『聖武開天紀』は、『皇元聖武親征錄』や『太祖實錄』に依據する『元史』『太祖本紀』と極めて近い内容で、巷間に流布し、『通鑑續編』の註にも利用された)。

オゴデイのイスラーム改宗説は、『世界を開くものの歴史』や『ナースィル史話』、バール・ヘブラエウスの年代記等が、naṣārī / tarsā 迭屑(=キリスト教徒)⁹⁹⁾で洗禮も受けたと斷言するサルタク(ジョチの孫、バトゥの息子)のそれと同じ類のものだろう¹⁰⁰⁾。

1253年にフランク國王ルイ九世の命をうけてモンケのもとを訪れ、冷靜・正確な觀察をなしたフランチェスコ會修士ルブルクのギヨームによれば、サルタク本人はネストリウス派(=景教／秦教)の司祭を侍らし聖務日課を行いつつも、キリスト教徒と呼ばれるのを嫌がり、站赤の利用に際しては、より富裕なムスリムの隊商のほうを優遇していた。また、サルタク、グユク・カン、モンケ・カアンがキリスト教徒だという噂を意圖的に喧傳したのは、ネストリウス派キリスト教徒の連中で、實態はまったく異なること、モンケは、大掛かりな宗教討論會を開催したことからもわかるように、どの宗教者も信

用していないが、惜しみなく賜與するので、みな自分たちこそが特別な愛顧を受けていると解釋し、天を告して祝壽しているのだ、とも報告している¹⁰¹⁾（數年後、モンケのもとに参内したアルメニア國王は、イスラーム諸國征伐を睨んだカアンが自身の請願を聞き入れ、率先して一族・宮廷の臣下たちとともに洗禮を受けた、と誇らしげに語る。同時に、モンケが「信仰は強制されるものではない」と言明し、他者に改宗・入信を無理強いしなかったことも伝える¹⁰²⁾）。

じっさい、佛教側の報告によれば、グユクは僧侶を扈從させ、常に佛經を誦ませていた¹⁰³⁾、かれの弟コデンは、ティベツト佛教の高僧サキヤ・パンディタとの邂逅後もネストリウス派キリスト教徒、モンゴル傳統のカム（＝シャーマン）達を側においていた¹⁰⁴⁾。モンケたち兄弟も、母后ソルクタニの信奉するネストリウス派キリスト教のほか、イスラーム、佛教、道教等、さまざまな宗教に觸れ、庇護していた（1257年以降、毎月1, 8, 15, 23日は、齋戒の日と定められ、大元ウルス治下でも踏襲される¹⁰⁵⁾）。要するにジュヴァイニーが述べるごとく、チンギス・カンの^{ジャサク}に示された「特定の教團への偏見・偏見、特定の宗教への偏重を避ける」という姿勢は、孫の代に到っても基本的に踏襲・遵守されていたのである¹⁰⁶⁾（といいながら、讀者へのサービスなのか、ジュヴァイニー自身、あらゆる宗教のなかで、モンケはイスラームをいちばん優遇しており、寄進が一番多いと自慢したがったが¹⁰⁷⁾）。極言すれば、モンゴル王族にとって、宗教とは着脱可能な装身具であった。

とはいえ、そのモンケが、カアンの座に就いた^{イェケ・クリルタ}大聚會の際に

この方法・形式によって、歡樂・交歡の諸技藝とともに祝典・慶賀の一週間が有った。懸念・怨恨は胸膛の境内より遠ざかり、毎日、世界の君主の衣裝どおりに異なる色を以て *jāmah* 衣服（＝^{ジスン}只孫¹⁰⁸⁾）を着用し、それぞれの碗・頌詩を飲み干したものだ。〔内府の〕酒藏・厨房の職責は、二千〔*gardūn* 車輛／*khik* 皮袋〕の *qumiz* 黒馬乳酒と葡萄酒、三百頭の馬と角ある大物（＝牛）、三千匹の羊であった。ベルケの出席があったので、「アッラーの御名が唱えられなかったものを食べてはならない¹⁰⁹⁾」との *ḥukm* 命令をそれについて付與至らしめていた¹¹⁰⁾。

という特別な配慮を示し、それをジュヴァイニーがわざわざ記録したことは留意してよい（それまでの^{イェケ・クリルタ}大聚會では公然とイスラームに入信しているモンゴル王族はおらず、家臣・外交使節團にしても羊肉以外のハラール食品と認識できるものだけを口にするなどの對應で済ましていたのだらう）。周知のように、ベルケはモンケを擁立したジョチ家の當主バトゥの弟で、先に歸還したバトゥの名代として参加していたのである¹¹¹⁾。

ベルケのイスラーム信奉は、上述のルブルクのギヨームが證言し¹¹²⁾、ジャマル・カルシーの『明解辭典補遺』、マムルーク朝のアラビア語資料でもしばしば言及されるところだが¹¹³⁾、上述の記録こそ、より早期の且つ確實なもの。ベルケ、ベルケチェル、ボラの生母 *Sultān Khatūn* は、スルタン・ムハンマド・ホラズム・シャーの娘ともいわれ、か

れらが幼少よりムスリムとなる環境にあった可能性が指摘されている¹¹⁴⁾。また、インドは Rampur Laza Library 蔵の 14 世紀の姿を残す『集史』の細密畫において、ジョチ・ウルスに、いわゆるテュルク帽を冠る王族・家臣が多くみとめられること¹¹⁵⁾、公文書のテュルク語化などが示唆するのは、神祕主義教團との近さである（ベルケが、ジョチ、バトゥの、さらには自身の即位式・宴會ではテュルクもしくはモンゴル式の帽子で現れ、モンケの即位式以降にはじめてターバン姿で描かれる點は¹¹⁶⁾、注意しておいてよいだろう）。『ナースィル史話』は、お決まりの“信賴できる筋からの傳聞”として、ジョチの指示により、誕生時にムスリムの方式に依據して臍の緒を切り、ムスリムの乳母をつけ、『クルアーン』を學ばしめ、tathīr “清め”（＝割禮）もなしていた、とする¹¹⁷⁾（執筆時にちょうどこの“生粋のムスリム”たるベルケがキプチャク草原の君主となっていたがゆえに、ジューズジャーニーはマムルーク朝に先んじてジョチ・ウルスを同盟國のごとく語る。ベルケの兄で第二代君主だったバトゥ——オゴデイと同様ムスリム商人を手厚く庇護した¹¹⁸⁾——も、その葬儀こそモンゴルの慣習に法って執行されたが、オゴデイと同時期やはり隱密裏に木速魯蠻^{ムスルマン}となっていた、とし、果ては遡ってジョチの死を「チャガタイの讒言を信じたチンギス・カンによる毒殺」と記すのである¹¹⁹⁾）。さらには、ベルケが、カアン擁立の條件として、モンケに shahādāt 信仰告白をさせたという話まで付け加えている¹²⁰⁾。この書がジューズジャーニーの手前勝手な願望・想像を含んでいる點、もはや否定できまい¹²¹⁾。ベルケの集團、あるいは外交使節團に對して特別な食事の配慮がなされたことは事實だろうが、ほかの参加者（モンゴル諸王・后妃・重臣たち）は、チンギス・カンの^{ジャサク}扎撒どおりの食事を楽しんだはずである。

ちなみに、上述の大聚會^{イェケ・クリルタ}の酒を積んだ“車輛／皮袋”とは、『集史』部族志「ケレイト族」にいう“ündür/ ündur 承乳車”にほかならず、“意味は、皮革を縫い合わせ車に積みこんだ極めて大きな kiākiāvar 袋の数々——每袋 500 mann 斤の重さの qumiz 黒馬乳酒——である”¹²²⁾。そしてその姿は、つとに北魏太延元年（435）の鮮卑は破多羅氏の墓（山西省大同市沙嶺村）に、しかと描かれていた。この墓の四方の壁には、とうじの鹵簿・祭祀・宴會等の様子が克明に寫しとられるが、立ち並ぶ帳幕はモンゴル時代の^{ミニアチュール}細密畫そのまま。そして何より、羊の屠り方も、まさにチンギス・カンの^{ジャサク}扎撒どおり胸を切り裂き、心臓を締め付け、血が大地に零れることなきよう、すべてを鉢に受け止めていた【圖 3】【圖 4】¹²³⁾。『集史』『元朝秘史』等が語るエルグネ・クンや狼祖の傳説は、さかのぼって北魏モンゴル系諸部族に廣く見られ、オゴデイが名乗ったカンの中のカンを意味する「カアン」の稱號も鮮卑・突厥のそれを復活したもの。しかも北魏は、王族の系譜・史傳を『金冊』『秘録』と呼んでおり、そこには歴代君主の遺訓も收録されていたのだった。モンゴルは軍事や文化・農業振興に於いて北魏を模範とすることが多かった。

ところで、モンケ崩御ののち、次兄クビライと 5 年間に互って争った第 5 代皇帝アリ^{カアン}



圖3 北魏時代の宴會

『中國出土壁畫全集②山西』（科學出版社 2012年）より



圖4 胸を切り裂かれる羊

『中國出土壁畫全集②山西』（科學出版社 2012年）より

ク・ブケは、上にも紹介した投降後の^{イエケ・クリルク}大聚會において、みずからの即位の経緯を釋明するさい

Būlqai ^{ブルカイ}孛魯合／不魯花／鉢刺海と‘Alam-dār ^{アラムダール}阿藍答兒が俺に説うには「[クビライ／カアン]とフレグの二人は都^{みな}「蒐狩」に／軍と共に]出陣し着有るが、^{イエケ・ウルス}大國を^{カアン}皇帝（＝モンケ）は^{あなた}你に^た委付し來。甚麼^{いかなる}思案を有するの麼？^か放置を討求するの麼？

あるいは、われらのように、俺毎をば羊的那般咽喉を抹せ教むるの麼？」と¹²⁴⁾。

と述べている。ブルカイ、アラムダールはともにモンケの腹心で、前者は、ギョームのルブルクも報告するとおり、ネストリウス派キリスト教徒の右大必闇赤^{イェケ・ビチク・チ¹²⁵⁾}。後者は左大必闇赤でカラ・コルム留守司の副官——buralqči 遺失物管理官も務めたが¹²⁶⁾、出自を知りうる資料は管見の限りのこっていない（少なくともその名は旄纛持ち=Mon. tuqčiを意味するペルシア語。テュルク・モンゴル語も操るので、燕京等處行尚書省の長官牙剌瓦赤と同じホラズム朝出身か。ただし、オゴデイの子クチュの南征に扈從したジャライル部の萬戸脱端^{トドエン}の子もアラムダール）。以前、モンケとアラムダールの関係が、クビライと悪名高い財務官僚アフマド・ファナーカティーのそれに相當する可能性について指摘したが¹²⁷⁾、この發言からもアラムダールがムスリムであったこと、窺えよう。

モンケの治世の七年目、かれが聖旨を奉じクビライ大王の藩府に對して行つた漢兒田地の會計監査は、苛烈を極め（そもそも、クビライは漢兒地面に派遣された當初からヤラワチと衝突を繰り返していた。モンケ以下の眼には、ヤラワチの死後、簞が外れたように映つたのだろう。じっさい、のちにクビライ自身が塞哇旃^{サイイドアジャッル}シヤムスウッディーン¹²⁸⁾から内府の財物を横流してもらっていたことを認めている¹²⁹⁾）、クビライ家の銀・鹽などの莫大な利權は一切合財取り上げられたばかりでなく、王弟としての體面も著しく損なわれた¹³⁰⁾。そして、このときちよくせつ槍玉にあがつたウイグルの廉希憲（ブル・カヤの子）や史天澤は、軍事力・經濟力・人脈を以てアラムダール等を叩きのめしてクビライ政權の成立に貢獻したが、そのごは擧つて若きチンキムに賭けたのである。發言者がクビライであれ、チンキムであれ、^{グユク・カン}“貴由皇帝（オゴデイの子、クビライたちの從兄弟）從り以來、俺^{われら}の生を爲す^{もの}的が祖宗に及ばず^{ゆるみだらけてしまったため}緩慢^{ゆるみだらけてしまったため}了上”¹³¹⁾といいながら、ほんとうに批難したかつたのは、同じチンギス・カンの孫世代の中でも、アラムダールに分を辨えさせなかつた憲宗モンケだろう。

(2) ターラービーの叛亂

^{ブ・ハラー}“不花刺^{うち}の地面の裏の答刺必^{ターラービー}”の叛亂については、『世界を開くものの歴史』がその題も【Tārābīの叛亂の頌】¹³¹⁾として、全一節を割き詳細に語っている。

636年（1238-39）の數ヶ月間に、巨蟹宮において二つの凶星^{まがつぼし}（火星と土星）の合があつた。陰陽人たちは「暴動が出現し、異端者が叛亂をなす恐れ有り」との hukm 斷をなしていた。

Bukhārā 蒲華／ト哈兒から 3farsang¹³²⁾に Tārāb と呼ばれる邑が[あつた／ある]。Maḥmūd という名の篩匠の男がおり、「愚鈍・無知にかけては比類なし」というふうにいわれていた。詐欺・虚偽を以て苦行・禮拜をはじめ、parī-dārī 神憑り——すなわち魔神たちがかれに言詞を語り、[目に見えない祕奥のことがら／^{よみ}黄泉]

について消息を與える——だと主張した。ちなみに、Mā-warā' al-Nahr および Turkistān の地方では、多くの人々、大部分は女性であるが神憑りだと主張し、痛みのある或いは疾病に罹った者は誰でも歓迎する。〔神憑り／**pari-khān** 神寄せ〕を唱し、舞い踊り、流言・べてんのようなあれこれを、無學なものたち・愚民に請合うのだ。かれ（＝マフムード）の姐は、神憑りたちの諸々のたわごとについてどんな種類のものであれ、かれに語っていたので、それをかれが発表していた。無學なひととは、自身を「無知の従者」たらしめるよりほかなく、かれに歸依した。慢性病・罹患したのがどの部位であれ、かれに頼った。偶然にも、その群れの中で一、二人に快復の徴候がみられ、かれらの大部分——身分の上下を問わず、「ただ汚れない心をアッラーにささげる者だけは別にして」¹³³⁾——がかれに歸依した。

Bukhārā 〔について信頼できる幾人かから（わたくしジュヴァイニーが）聞いた言説の録取／に於いて好ましく信頼できる幾人かから（わたくしが）聞いた言説〕では、「かれらがいうには『われらの面前で狗の糞を以て〔疑いなく〕一、二の盲人は薬を眼に吹きつけられて治癒した』」とのことだった。わたくしは「見物人たちが盲目だったのさ。さもなくば、これはマルヤム（＝マリア）の子イーサー（＝イエス）の奇跡だったわけで、至高なるアッラーが仰せられた『あなたはわれの許しの許に生まれつきの盲人と癩患者を癒した』¹³⁴⁾」だけのこと。もしわたしがこの状況を自身の眼で目撃したなら、（自分の）眼の治療にとりかかるけどね」と答えてやった。

さて、Bukhārā には、學識・家系ともに名高く知られ、その laqab 稱號／^{あざな}字を **Shams al-Dīn Maḥbūbī** という **dānishmand** 學者¹³⁵⁾ がいた。かれは **Bukhārā** の **imām** 導師／住持たちにもっていた偏見のため、かの瘋癲（＝マフムード）の病^{やまい}を増幅し、かれの信徒たちの群れに加わり、この馬鹿者に言ったことには「わが父は『Bukhārā の Tārāb から世界を解放する ṣāhib-i daulatī 國家君主が出現するだろう』と語りかつ書物に書いておられたが、[その人物／このことば] に符合し、その踪跡が汝に現れておる」と。馬鹿者は理性から程遠く、この欺騙によってますます〔夢中／高慢〕になった。この聲音は、陰陽人たちの斷とたまたま合致しており、日々、群衆は増大してゆき、^{まち}城子・^{むら}村子全體がかれに歸依し、暴動・騷亂の踪跡が見えてきた。

在地の^{ノヤン}官人たち・^{ダル}basqāq ^{ガチ}達魯花赤たちは、懸念の^{ほむら}炎の鎮靜について議し、この〔状況の〕警告を以て rasūlī 使臣を **Khujand** に、**Saḥib Yalawāch** ^{ヤラワチ}牙刺瓦赤尙書¹³⁶⁾の許へと遣わした。結果、かれらの考えは、挨拶・お近づきとして、Tārāb にゆき、「^{まち}城子も貴方のご到着で“晴れ”しましょう」とて、かれに Bukhārā へのお出ましを嘆願するというもので、[Vazidān/Varidān>Vardāna/Vardānzi]¹³⁷⁾の橋の先に到るや、いきなりかれを射殺す手はずをしていた。出發すると、その一行の様子のうち

に不穩のしるしを（マフムードは）みてとって、橋の先の近くに到ったとき、面^{おもて}を shahnah^{ダル ガ チ} 達魯花赤たちの長であった [TMSA/TMŠA] に向け、言うには「奸策^{わるだくみ}を悔い改めよ。さもなくば、その四方を見晴らす眼^{まなこ}を人の手を使うことなく引っこ抜くよう命ずるぞ」と。蒙古人^{モンゴル}たちの一團はこのことばをかれから聞くやいなや、「俺^{われ}毎^らの企圖^{くわだて}が他の隨從^{かれの}に通知されざる^{こと}疑い無いので有る。莫^ま不道^さ他的言語^{かれの}毎^{こと}は都^{みな}真正^のな^か麼？」^のと言^かいあ^かった。怖^{おそ}くなってかれに攻撃^{こうげき}を仕掛^{しか}けな^なかった。かくて（マフムードは）Bukhārā まで到り、Sanjar^{マリク} 王^{マリク}の sarāy 廳^{マリク}に投宿^{ていしやく}した。

amīr^{ノヤン} 官人^{ノヤン}たち・akbar 貴顯^{ノヤン}たち・šadr 首座^{ノヤン}たちは、かれへの尊敬・敬重について大げさに表現しつづけるいっぽう、かれを殺す好機^{こうき}を待ち望^{もちのぞ}んでいた。何となれば、城子^{まち}の愚民^{ぐみん}どもが優勢^{ゆうせう}で、かれがいたその街區・市場はひとで満ち溢れ、猫が通り抜ける隙間^{ひま}もないほどだったからだ。人ばかりは極限^{ごくげん}を越えており、かれの吉祥なしには、歸ろうとしなかったのである。入場に木戸錢^{きとせん}はなかったが、退出にはありそうだった。（マフムードは）檐／簷^{えん}にゆき、口より水をかれらに降らせ、[その水からの水滴^{すいすい}が／水滴^{すいすい}がそこから] 屈いた人はみな、朗らかに喜んで歸っていった。

正道^{しんどう}を踏^ふみ外^{そと}し・眞理^{しんり}に背^{そむ}けを向^むけた[狂信者／追隨者] どもの集團^{くわんたんと}のひとりが、かれに、かの（蒙古人^{モンゴル}たちの）一團^{いつだん}の策^{さく}を知らせたものだから、（マフムードは）不意^{ふい}に門^{かど}からこっそりと外^{そと}に出てゆき、門^{かど}に繋が^かれてい^いた馬^{うま}たちの中^{うち}から[一匹^{いっぺき}の馬／一匹^{いっぺき}]に騎乗^{きじやう}した。異國^{いこく}の諸部族^{しよぶぞく}はかれが誰^{たれ}だか識^しらず、かれに注意^{ちうい}を拂^はわなかつた。一走^{いそう}りで tall-i Bāḥafṣ/Abāḥafṣ=khwājah imām Abū Ḥafṣ kabir の丘¹³⁸)に到^{いた}った。たちまち、世人^{せじん}はかれのもとに集^あまった。まもなく（蒙古人^{モンゴル}たちは）かの馬鹿^{ばか}者^{しや}を搜索^{さくさく}したが、見^みつからなかつた。騎兵^{きへい}たちは、四方八方^{しやうはちほう}かれの搜索^{さくさく}に奔走^{ほんそう}して^いた結果^{けつこ}、思^{おも}いがけず、かれを既述^{きじゆ}の丘^の頂^のに[見^みつけた／突^つき止^どめた]。歸還^{きげん}してかれの狀況^{じきやう}について報告^{ほうこく}した。

愚民^{ぐみん}どもは「Khwājah 聖者^{せいしや}は、ひとたびの羽^はばたきで Abū Ḥafṣ の丘^のに[到^{いた}ったぞ／飛^とばれたぞ]」とて、雄叫^{ゆうけう}びをあげた。一氣^{いっき}に長老^{ちやうらう}たち・若輩^{じやくはい}たちの自制^{じせい}の手綱^{てうかう}が手^てから外^{そと}れ、大部分^{たふぶん}のひとが荒野^{くわうげ}・丘^のに向^むかい、かれのもとに參集^{さんしふ}した。夕方^{しゆほう}の禮拜^{らいはい}が終^はわると、（マフムードは）ひとびとに面^{おもて}對^{たい}して「ああ、神^{しん}の僕^{しもべ}たちよ、逡巡^{しゆしゆん}・待機^{たいき}は何^{なん}ぞや。世界^{せかい}から不信^{ふしん}心^{しん}者^{しや}たちを一掃^{いさう}しなければならぬ。（さすれば）可能なものは誰^{たれ}であれ皆^{みな}、武器^{ぶき}・農工^{のうこう}具^ぐもしくは杖^{じやう}・棒^{ぼう}を用^{もち}意^いして、ことに向^むかえ」と言^いった。かくて、（プハラ）の城子^{まち}においては男^{おとこ}たるものなら誰^{たれ}であれ、かれに歸依^{きい}した。ちなみに、その日は金曜日^{きんようび}であつた。城子^{まち}へ王^{マリク}の第四^{だいよ}の廳^{マリク}の裡^{うち}に下馬^{げま}した。そして城子^{まち}の šadr 首座^{しゆざ}たち・貴顯^{きけん}たち・知識^{ちしき}人^{じん}たちを召喚^{しやうくわん}し、首座^{しゆざ}たちの長^{ちやう}、（時の著名^{しやうめい}人^{じん}たる）[Shimar al-Dīn/Burhān al-Dīn] —— Burkhān 家^けの子孫^{しよそん}で šadr-i

jahān世界の首座一門の生き残り¹³⁹⁾の—— かれに、英知・學識につきいかなる微罪もなかったという理由で、カリフの職位を與えた。また、Shams al-Dīn Maḥbūbīをṣadr 首座と稱呼した。かたや貴顯たち・知識人たちの大部分を罵倒し、名譽を傷つけ、幾人かを殺したが、逃げた一群もあった。また、愚民ども・rind 神祕主義者^{スーフィズム}たちを懷柔して「わが軍勢は、人類からなる一つは明々白々なれど、空中を飛び翔ける天兵どもと地表を往き交う精靈の徒黨からなる一つは隱密なり。いま、それをもば汝らに露わにしようぞ、われは。[地・天／天・地]の裡に熟視せよ、さすれば、主張の論據を目撃しようぞ、汝らは」とのたもうた。信徒たちの上層部が眼を凝らすなか、しかじかの場所は緑の服で、[しかじかの場所／それそこ]は白衣で飛び跳ねているなどと言いたて、愚民どもも同調し(つつ)、「俺は見えないぞ」と言っているものは誰でもそれぞれ、棍棒の傷をくっきりつけてやったものだ。(また)そのうえ「至高なる神はわれらに對し眼に見えぬ手段で武器を遣わされようぞ」とも、のたもうたものだ。この間に Sirāz の方面から隊商が到り、4 khar-vār (=計約 1.2 t)の大刀を將來した。これよりのち、勝利・凱旋に關して、愚民どもにはいかなる疑念も存在せず、かくて、かの金曜日、sulṭanat 君主の khuṭbah 説教がかれの名を以て讀みあげられた。namāz 禮拜から解放されると、賬房、帳幕の數々、敷設・撤去の諸器具を將來するよう、高官たちの家々に遣わした。諸軍は縱横に共謀し、rind 無頼漢・ごろつきどもは金持ちたちの家々にゆき、強奪・略奪に着手した。夜に入るや、sulṭān (=マフムード)は突如、妖精のような美女たち・魅惑的な愛人たちとともに人拂いをなして心地よい快樂を追い求めた。朝、池にて沐浴の水を汲んだ。(詞に)“われらが別れの時、ともに沐浴をなせり。(イスラーム法で禁じられた)不淨のうえに注ぐがごとくに”¹⁴⁰⁾とあることに従って。吉祥・御恵みの手段として、かの水は mann 斤 (=約 3 kg)・diramsang 錢 (=3.2-3.5 g)を以て分配され、病人たちの sharbat 水薬が製造された。獲得した錢糧を、あれやこれやに施し、軍・上層部に分割 [を命じた／した]。いっぽう、かれの姐はかれの歡樂・錢糧への耽溺を見るや離れ、そして「[わたしによってあった事業は／かれの事業は私によってあったが]、壞れてしまった」と言った。

さて、『クルアーン』の「逃亡」の āyat 節を讀んでいた官人たち・首座たちは Karmīniyah¹⁴¹⁾にて集まった。それから、その疆域にいた蒙古人^{モンゴル}たちを集め、可能になることは何であれ各方面から手配し、城子^{まち}に向った。かれ (=マフムード)もまた戰鬪の準備をなして、衫と袴の出で立ちの市場の [ひとびと／男ども]とともに軍にもどった。雙方から、陣形が布かれた。Tārābī は Maḥbūbī とともに武器・甲冑無しで陣中に立っていた。すなわち、群衆の間で「かれの面前にて手を反逆に動か

したものは誰でも乾涸びる」という噂が流布していたので、[かの軍勢／かの群衆]も手が大刀・箭に伸びるのが常より遅かった。その集團のなかのひとりが一矢を沈め、かれの急所に的中せしめた。別の矢も Maḥbūbi を射中てた。ところが、この状況に關して、かれの一味にも、敵側にも、人に知られることはなかった。おりしも陣風が吹き起こり、互いが見えないほど砂塵が舞いあがった。敵軍は Tārābi の妖術だと思い、みな手を引っ込めた。軍勢は蹶を返して敗走し、Tārābi の軍はかれらを追撃した、農村のひとびとは各自の邑々より鋏・斧を將てかれら（＝官軍）に向かい、かれらが見つけたかの軍團に屬するものは誰でも——特に ‘āmil ^{アイマク} 各枝兒の頭目たち・mutaşarrif ^{のもの} 來往科差^{のもの}的^{のもの}たちを——捕らえると、斧で頭を粉碎したものだ。Karminiyah にゆくまで、一萬近くの男が殺された。

Tārābi の信徒たちは歸還したとき、かれを見つけられず、言いあつたことには「Khawājah はお隠れになってしまわれた。御方様の御降臨まで、御兄弟お二人 Muḥammad と ‘Alī 様が qāyim-maqām 代理であられるぞ」と。Tārābi の永續性に基づいて、このふたりの馬鹿者も必要とされ、愚民・ごろつきどもがかれらに追隨したわけだが、たちまちのうちに、手にした専制權は強奪・略奪に導かれた。

一週間後、[İldar/İlduz < Tur. Yıldız] 官人^{ノヤン}と Chigīn 箭筒士^{コルチ}が、蒙古人^{モンゴル}たちからなる多くの軍勢とともに現れた。ふたたびかの馬鹿者たちは、自身の追隨者とともに荒野に來り、裸身で戦闘に立った。そして、箭の放たれるや「い」の一番に、かの邪道に迷えるふたりともども殺されてしまった。（結局、）二萬（も）の人民が此度において殺されたことになる。

翌日 —— ^{あかつき} 曉の妻たちの大刀が夜の帳^{とぼり}を劈り開きたるに——老若男女を荒野に驅りたてて、^{モンゴル} 蒙古人たちは「重新、着手せん、俺毎。欲望を満たさん、俺毎。百姓^{みんな}を煉獄の火爐の薪と倣さん、俺毎。他毎的錢糧・子女を戦利品に獲らん、俺毎。」とて、復讐の牙を砥ぎ、貪欲な口を廣げていた。[神の恩寵・主の慈悲／主の恩寵・神の慈悲] が、結局、暴動を Maḥmūd の仁慈の手を以て、かれの名のとおり maḥmūd 賞賛に至らしめ、かの城子^{まち}の運勢を再び（かれの跡繼ぎ息子の Mas ‘ūd-bek のごとく）mas‘ūd 幸福になさしめた。（すなわち）かれ（＝マフムード・ヤラワチ）は到着するや、かれらが殺戮・擄掠するのを阻止・禁約し、「幾箇の罪囚の事由に因って、幾千人を怎生殺し得よう麼？幾多の期間、繁榮に至る迄、努力を前去せ教めて來た^{いかに} 的^か城子^{まち}を、（數人の）愚民の緣故に因って、怎生烏有に倣し得よう麼？」と言った。執拗・喧噪・強引（な上訴・討議）ののち、この状況を（世界の君主たる）カアン（＝オゴデイ）の御前に奏せしめ、farmān ^{ジャルリク} 聖旨^{かきもの}たるかの文字に欽しみ依りて施行せんとの判を付した。そのご、使臣^{エルチ}たちを遣わし、大赦の可能性がなさそうなかの罪過^つに據

いて逸脱されるよう、かれらの生命を保たれるよう、ひじょうな努力をなした。その盡力の結果、賞賛・感謝された。

ムスリムの「大逆」「謀叛」のひとつに数えられるマフムード・ターラービーの事件だが、同時代を生きたハナフィー學派のジュヴァイニーの眼には、邪道な^{スーフィー}神秘主義者、詐欺師の一團としか映っていなかった。

モンゴル朝廷が問題視したのは、中央アジアの大都市ブハラで發生、かなりの死者を出した點、なканずく地元で代々首座をつとめてきた由緒正しきブルハーン家の末裔とやらを擔ぎ出しカリフに祭り上げ、“sultānat 君主の khuṭbah 説教”が讀みあげられたという事實。だからこそ『元典章』は、かれらをムスリム集團と看做して、bābāを筆頭に rāh-dār, shaykh, qāzīをも列擧するのだろう（クビライ父子がジュヴァイニーの著作とは別の情報源をもっていたことも示唆される）。

いっぽう、この件を『元典章』がグユクの治世に懸けるのは明らかに意圖的な誤りで、オゴデイの十年目から十一年目の出來事である。のちにティムール朝の正史のひとつともいえるヤズディーの『勝利の書』が、この叛亂を詳しくとりあげ¹⁴²⁾、チャガタイの王傳カラチャル・ノヤン（バルラス部出身の千戸。『金冊』に載り、ティムールの五代前の祖とされる）¹⁴³⁾を強引に登場させ、ヤラワチとともに叛亂の處理に関わったかのように装うのはご愛嬌だが、オゴデイの聖旨が當該地域の君王でもあるチャガタイに諮ったうえで發令された點は、事實とみていい。くわえて、とうじ大モンゴルの三大行政区のうち中央アジア——^{ベシュバリク}別失八里等處行尙書省の財務長官だったマフムード・ヤラワチは、チャガタイ大王と折衝する機會も多かったはずで、じじつ、『集史』にも兩者の間のトラブルが記録される¹⁴⁴⁾。

ところが、『世界を開くものの歴史』を踏まえるはずの『集史』は、ターラービーの叛亂に關しては完全に黙殺する。ハムドゥッラー・ムスタウフィー・カズヴィーニーの『選史』や『心神の娛樂』にいたっては、なんと A.H. 671 (1272-73) に繫年する始末である¹⁴⁵⁾。同じ邑から再び叛亂が發生した可能性も完全に否定しきることはできないが、おそらくは同年 7 月 (daqu yıl 酉年 aram ay 正月 / 1273 年 1 月 22 日)、バラクの死によって混迷を極めていたチャガタイ・ウルスとカイドウの間隙をつき、フレグ・ウルスのアバカの令旨のもと實施された有名な「ブハラの破壊」と結びつけたものだろう¹⁴⁶⁾。

そうしたなかで、『ヴァッサーフ史』卷二は、フレグからアバカへの移行期 A.H. 663 年 7 月 (1265) に發生した Sayyid Sharaf al-Dīn Ibrāhīm Zanjānī が世界最後の救世主を稱し、シーラーズで起こした叛亂について敘述するさい、苦行・禁欲、讀心術を賣りにすること、奇跡譚の數々、一握の砂塵を鎖帷子に大刀・槍を裝備した騎兵たちに變えられる妖術使いとの觸れ込みなど、かつてのターラービーの叛亂とそっくりだとの感想を吐

く¹⁴⁷⁾。シャラフウッディーンが「qāzī たちのなかの qāzī」の稱號で呼ばれていたことからすると、(3)の時期よりも遅れるが、クビライ父子の發言・念頭には、この事件も含まれているのかもしれない¹⁴⁸⁾。であれば、bābā も 1240 年秋、ルーム・セルジューク朝の版圖で發生、鎮壓にフランクの力まで借りた Bābā Ishāq Khārījī (自稱 Rasūl 使徒。かれもまた、禁欲・苦行を標榜する妖術師・ペテン師と看做されていた)の叛亂¹⁴⁹⁾を指す——“不^{うち}花刺の地面の裏の答刺必、八八 Bābāī 刺(達) [速] 魯 Rasūl, 沙一 shaykh 呵的 qāzī, 這^{ものたち}的毎は”と讀み、大モンゴル・ウルスを脅かした叛亂が年代順に三件並んでいると考える——可能性もあろう¹⁵⁰⁾。なお、沙一阿的 Shaykh ‘Ādī (モスルに割據したクルドの一族)と讀む説もあるが、ムスリムの叛亂という範疇には該當しないうえ、アバカの治世までずれ込んでしまう¹⁵¹⁾。

ひるがえって、上述の『世界を開くものの歴史』の記事に關して、その前節【ブハラ^{の解放の頃}】¹⁵²⁾では、一連の出來事が

サマルカンドが解放された時、(チングス・カン)は **Tūshā bāsqāq** (=達魯花赤^{タルガチ})を Bukhārā 地區の統治・總管として farmān 聖旨を與えた。(かれが) Bukhārā に來て、Bukhārā は少し繁榮に向った。そして、世界の君主、現世の最後の斷事官たるカアン^のの敕により、統治の鍵束は **Ṣāhib Yalawāch** の勤勉たる^{たなころ} 掌^{たなころ}のうちに置かれた。邊鄙・隠れ里(土居之家、寺觀廟宇)に安存していた鰥寡孤獨・流散轉徙(=逃避隱藏)の戸は、公正・仁慈という磁石によって、故郷に引きよせられ(ていっ)た。諸々の國・都市・地區より彼處に向かい、かくて開發事業は、かれの庇護によって、頂點を極めんとしていた。最最上級の新奇な品々を輸入し、貴族・郷紳たちの居住區や私有・公共の集合地となりつつあったが、突如、**A. H. 636 年**の數ヶ月間、**Bukhārā**の **Tārāb** からひとりの篩^{スーフイ}の匠^{スーフイ}が神祕主義者たちの(襤褸)衣を纏い、叛亂をなした。愚民どもはかれのもとに參集し、ことは「凡そ有る人戸は都^{みな}、殺者^{ころせ}」として **farmān** ^{ジャルリク}聖旨が施行される段階にまで到った。**Ṣāhib Yarawāch** は悪しき運命を阻止する^よ好き祈禱者だったので、またかれの憐憫・留意のゆえに、その突然の災厄をかれらから驅除してやった。ふたたび地區は、かの隆盛・活氣を享受し、輝きが事業の表面に戻ってきた。

と時系列を以って整理・要約されている。ここから“shahnah^{タルガチ} 達魯花赤たちの長であった TMSA/TMŠA”が“Tūshā bāsqāq”と同一人物であることがわかる。チングス・カンがブハラを陥落させたとき、モンゴルとテュルクをひとりずつ bāsqāq の名のもとに任命し¹⁵³⁾、サマルカンドの監理は、契丹の大族である耶律阿海太師、没後は次男の綿思哥が率いる一團に委ねられていたが¹⁵⁴⁾、『ヴァッサーフ史』卷一によれば、オゴデイ時代以降、ブハラとサマルカンドの^{タルガチ}鎮守官に任じられていたのは、Chūngsān-Ṭāifū 太傅と

Būqā-Tūshā 都帥。アリク・ブケとクビライの對立の最中、チャガタイ家のアルグ（チャガタイの孫、バイダルの子）¹⁵⁵⁾が、マー・ワラー・アンナフルの確保のために、從兄弟のネグベイ大王（チャガタイの孫、サルマンの子）¹⁵⁶⁾を選び派遣、ブハラに駐在するジョチ家ベルケの家臣たちを一掃したのちも、ネグベイの判斷により、かれらについては續投を許したらしい¹⁵⁷⁾。

Chūngsān-Tāifu 太傅が、『集史』「チンギス・カン紀」、『皇元聖武親征錄』——ともに Tobciyan 金冊に依據する——の“かの漢兒^{キタイ}の帑庫官^{ノヤン}の官人（＝金皇帝の帑庫官たちのうち Qadā という名の官人^{ノヤン}）は、Chūngshāi>Chūngshān という名の自身の孫をチンギス・カンに朝貢して歸還した”¹⁵⁸⁾，“哈答因見其孫崇山^{カダ チュンシヤン}而還”と同一人物、すなわち粘合重山¹⁵⁹⁾であることは、おそらく間違いない。オゴデイの末年、別失八里等處行尙書省の長官マフムード・ヤラワチが息子で副官のマスウード・ベクに後事をまかせて燕京等處行尙書省に移動したのと入れ違いに、燕京から軍官として派遣されてきたのだろう。Būqā-Tūshā 都帥については、まさに 660A.H (1262), 663A.H (1264-65) のブハラで鑄造された銅貨の裏面中央に、それぞれ“不花”，“課”と刻されていた¹⁶⁰⁾。

モンケがカアンとなって以降、藩王として華北經營に乗り出したクビライは、ターラービーの叛亂の詳細を事件の当事者たち——何かと顔を合わせる機会が多くなったマフムード・ヤラワチもしくはその部下、ブハラを本貫とするサイド・アジャッル等からちょくせつ聞いた可能性がある。そうでなくても、『ヴァッサーフ史』¹⁶¹⁾に

ちなみにこの前後に〔モンケ〕カアンは使臣^{エルチ}を遣わし、ブハラの shumārah 抄數戶計を從新再行せしめた¹⁶²⁾。ブハラ自體に抄過されている計 **16000** 戸のうち、5000 戸はバトゥに、**3000** 戸はフレグ・カンの母、〔ソルコ〕クタニ・ベキに、残りは、カンの寶位に擁立されるチンギス・カンの子孫の誰であれ皆それを khāṣṣah=Mon. emcū 梯己〔の名目のうち〕に治めるべく、ulugh qūl 大營——すなわち dalāi<Mon. dalay 海内=御位下／直隸¹⁶³⁾と名づけられた——に歸屬せしめた……。とあるごとく、ブハラにはトルイ家とジョチ家の所領が設定されていたので、情報はおのずと入ってきただろう。

(3) サイフウッディーン達の誅殺

“旭烈大王に被^{フレグ}つて殺された必闍赤^トの賽甫^{ビチク}丁^チ Saif al-Dīn, 陰陽^フの人忽撒木^フ丁^{サームウッディーン} Hūsām al-Dīn, 麥^マ朮^{ジュド}丁^{ウッディーン} Majud al-Dīn”は、『集史』「フレグ・カン紀」【フレグ・カンと Barkāi ベルケの間の對立勃發、Nūqāi ノガイが〔ベルケの先鋒の裡に當方との戦いに／ベルケの戦^{いくさ}の先鋒の裡に當方へ〕來ったこと、かれが Darband の地にて破れたことの記】¹⁶⁴⁾においても、一纏めに名が擧がっている。

フレグ・カンは Īrān zamīn 國土の諸道／諸路府の大部分を開放、各隅に存していた諸敵・抵抗者たちの勾當について始末し、諸の國事の整備・按配にとりかかると、かれの心は、ベルケの横暴に對してうんざりしてきた。何となれば、バトゥがかれ(＝ベルケ)をモンケ・カアンとの話し合いのうちに、「他(＝モンケ)を哥哥・兄弟の間の裏に、(大)位次／寶座に坐せ交め者。暫時、モンケ・カアンの寶座の供奉に在者」とて Qara-qorum 哈刺和林の御座所に遣わしたのだが、その扶立の面目に據り、使臣たちを絶え間なくフレグ・カンの根前に遣わしては何につけ威張り散らしていたからだ。フレグ・カンは、ベルケが阿哥であったという、かの“道／禮”に據って耐え忍んでいた。

かれ(ベルケ)の親族たる Tūtār/Tūqār (ジョチの曾孫。プワルの孫。ミングダルの子)¹⁶⁵⁾、Balagah /Balagā/Balāqa/Bālāqān/Bālāqār (ジョチの孫。シバンの子)¹⁶⁶⁾、Qūlī/Qulī (ジョチの孫。オルダの子)¹⁶⁷⁾ を死に至らしめた時、憎惡・怨恨がかれらの間に露わになり、一日一日と増幅していった。遂に、フレグ・カンが説いたことは「他が若し阿哥か甚麼で有るにても、羞恥・謙讓の道子／禮から離遠し着有り、俺根底脅迫・強制を以て説いかけて着有る上頭、再び他根底謹慎を肯んじまいぞ、俺は」と。ベルケはかれの憤怒について知らされると、「他は木速魯蠻毎の諸城子を都壊し來。Islām の君主毎の家屬を都廢し來。友・敵を揀ばなかつ來。khalīfah カリフを哥哥・兄弟との商量無く亡きものにし來。若し長生の天が護助される呵、罪無きの毎の血を他に問おう也、俺は」と言った。

かくて、かれの統帥で Tūtār/Tūqār の親族だったノガイ(＝從兄弟。ジョチの曾孫。プワルの孫。タタルの子)¹⁶⁸⁾ をその血讐に三萬の騎兵とともに先鋒の裡に遣わさんとした。かれ(＝ノガイ)はデルベンドを通過し、Shirvān の外れに駐屯／下馬した。フレグ・カンは知るや、「Īrān の諸道／諸路府全て従り軍を驅逐せ者」とて命じた。660 年 10 月 2 日(1262 年 8 月 20 日)に相當する seksinč ay 八月に¹⁶⁹⁾ Alātāgh から出發を命じ、Šilemūn 官人を manlai 頭哨に前去せしめ、Samāghār 官人、Abātāi 官人とともに 12 月に Shamākhi に到った。ベルケの軍勢はシレムンに衝突し、殺害を過度になした。Sultānchūq (ホラズム出身でフレグの yazak 前衛／夜間巡察)¹⁷⁰⁾ を水中にて殺した。12 月末の水曜日(11 月 14 日)、アバタイ官人が追いつき、Shābarān の 1 程の地で軍勢に衝突し、かれらの多くを殺した。ノガイは逃げた。フレグ・カンは敵の敗走を知ると、661 年 1 月 6 日(11 月 20 日)火曜日、シャマーヒーの疆域からベルケとの會戦の意圖以て出陣した。

その段階で、ayqaq 首告人¹⁷¹⁾たちの集團は、梯己の臣であった Saif al-Dīn bičikči サイフッディーン ビチク チ賽甫 丁 必闡赤、Gurjistān の[都督たちのひとり／田地出身の] Kwājah ‘Azīz,

Tabriz の Kwājah Majud al-Dīn 麥朮^{マジョドゥッディーン} 丁への企てをなし、かれらを捉拿してシャーバラーンに將來した。斷事^{ジャルグ}ののち三名とも yāsā<Mon. ĵasaq 扎撒^{ジャサク} (=條例・法度・法令)の裏^{うち}に入去せ交め來^{した}¹⁷²⁾。また、8 日木曜日の夜、陰陽の人 Ḥusām al-Dīn を斷事^{ジャルグ}にかけた。罪過の立證ののち、バグダードでの誓文^{モチエルグ}のゆえに、扎撒^{ジャサク}の裏^{うち}に入去せ交め來。さらに、タブリーズの Malik Ṣadr al-Dīn, 'Irāq 'ajam とホラーサーンの幾つかの地域の ḥākim 管民官／總管であった 'Alī Malik は、それぞれ杖刑若干數を以て赦した。

モンケ・カアンは、かつてフレグの征西に際し、各藩・宗王の軍から十人ごとに二名を抽分せしめたが、クリ大王はオルダ軍の、バラカ（ン）とトタルの二大王はバトゥ軍の代表者であった¹⁷³⁾。ところが、フレグの命令のもとに三人とも殺害された。

その詳細は、「ジョチ・カン紀」【ジョチ・カンのウルスの君主たるベルケの即位およびかれの諸傳の記／ベルケのジョチ・カンのウルスの君主への即位および在位期間におけるかれの諸傳の記】¹⁷⁴⁾の語るところでは、

654 年 (1256-57)、この國 (=フレグ・ウルス) にいた Bālāqān がフレグ・カンについて陰謀・詭計を考え、巫術^{アイガク}を行った。首告人が現れた。[その／かれの] 詞訟を勘問／理問し、かれ (=バラカン) も認めた。フレグ・カンは怒りのもつれが生じないやうにとの理由で、かれを Sūnchāq 官人^{ノヤン}の同伴のうちに、ベルケの根前^{もと}へ送った。彼處に着くと、罪過がかれの上に議定・歸斷され、ベルケは「罪人である。他は^{かれ} 你^{なんじ}が識者^{しれ}」とて、かれを再びフレグ・カンの根前^{もと}に送還した。フレグ・カンはかれを扎撒^{ジャサク}の裏^{うち}に入去せ交め來。[それからまもなく／その直後に] Tūtār, Qūlī [も／どちらも] 身罷った。かれらに故意に藥を盛ったとの誹謗がなされた。そのために不幸があいだに來った。ベルケはフレグ・カンに對して敵となった。フレグ・カンの一代記 (=『集史』『フレグ・カン紀])にあるやうに、660 年の 10 月に交戦した。Qūlī と Tūtār とともにこの國に來ていた (諸) 軍はつとに逃走した。ホラーサーンの道へ出てゆき、Ghaznah・Bīnī-yī gāū (牛の鼻) の山々およびヒンドウスターンの國境にある Mūltān, Lahāūūr まで落ちのびていった —— かれらの先頭^{ノヤン}にいた官人たちの長は Nikūdar<Negüder であつた。フレグ・カンの官人たちのうち [ANKWJNH/ATKWJNH/AWTKWJBH と某] がかれらを追跡していた —— ものもあれば、デルベンドの道から自身の諸營へ合流するものもあつた。

とし、かたや「フレグ・カン紀」【キト・ブカ官人^{ノヤン}が Miṣr の方面へ、彼處の軍勢とかれ [の戦闘ぶり／が交戦したこと]、およびかれ／彼の殺害されたことの記】¹⁷⁵⁾では

ところで、ちょうどその當時、ジョチの子シバンの (孫) [子] たる宗王 Balaghā が宴會^{トイ}にて突然に亡くなった。そのご、Tūtār 大王^{オグル}が大望を以て巫術・變心／異心を

なしたと訴えられた。フレグ・カン¹⁷⁶は罪過の立證ののち、かれを Sūnchāq の同伴のうちに、ベルケの御前に送って、かれの罪過を奏した。ベルケはチンギス・カンの^{ジャサク}扎撒の命令を以て、かれをフレグ・カンの^{もと}根前に [送った／送還した]。[6] 58 年の 2 月 17 日 (1260 年 2 月 2 日)、かれを^{ジャサク}扎撒の^{うち}裏に入去せ交め來。また、Şadr al-Dīn Sāvajī¹⁷⁶) をもかれのための護符を書いていたという口實で shahīd 犠牲に／(殉教者として) 殺害した。そのご Qūlī も死去した。上述の宗王たちが亡くなったのち、かれらの侍奉／伴當たちは逃げ、デルベンドの道、Gilān の海の道から Qipchāq の田地に^い去った。

となっている。同じ『集史』のなかで、時系列——三大王の死亡順はもとより、巫術による呪詛事件の當事者の名すら合致しない（そもそも、ドレゲネ皇后の寵臣ファーティマ婦人にかけてられたコデンへの呪詛容疑といい、巫術は死刑にしたいときの恰好の口實だった。なお、このときの誣告者はシーア派だったとされる¹⁷⁷)。アルメニア語で書かれたモンゴル史——『騎射の國の歴史』は、まずクリが死に、バグダード接收ののち、フレグに従えとのモンケの聖旨に従わなかったバラガ、トゥタル、カダカン（ジョチの孫。シバンの子）が^{ジャサク}扎撒の^{うち}裏に入去せ交められ（弓弦で絞殺）”、クリの子ミンガンは幽閉されたと、これまた別の話を伝える¹⁷⁸)。この書はフレグ禮贊の立場なので、モンケの聖旨云々は疑わしいが、ことからの順序は正しいだろう。『集史』のほうは、ただ一貫して、すべては、モンケ・カアンの崩御を知らされる前に起こったことだと主張したいらしい。ようするに、兄モンケの急死とそのごの後継争いの混亂に乗じ、既成事實を積み上げ西征で得た領土全てを己の版圖となさんと、いちはやく態度を決めていたのである。連合軍のなかでも、圧倒的な力を有するジョチ家の代表者たちを立て續けに處刑・毒殺したのは、そのためであった。Il Milione『百萬の書』¹⁷⁹) が

自身目撃できたことだが、クリストの受肉から 1261 年、[中] 東の達達／モンゴルの君主 Alau 王と西 [北] の達達／モンゴルの君主たる Berca のあいだに一大不和が生じた。それは、一方ともう片方の境界をなす一疆域のためであった。というのは、どちらも自分が偉大で公正だと信じていたので、どちらも所有權を獲得せんと主張し、相手に譲歩しようとしなかったのだ。

と述べるのは、眞實を衝いているといつていい（そもそもこの書は、ALAW —— ウイグル文字の Ülegü 旭烈兀をアラビア文字で表記——、同じくアラビア文字の BRKAY にもとづく Berca などの固有名詞の表記法、盧溝橋を石の橋 pul-i sangī, 南宋皇帝を faghfūr, 金齒國を zar dandān と呼ぶこと、『集史』や『ヴァッサーフ史』との内容の類似等から、ペルシア語の地理書や使節團の筆記を種本にしたと考えられる）。

クトゥブウッディーン・シーラーズィーの著作とされる同時代のペルシア語による史

書（1286年以前の成立）¹⁸⁰⁾ には

フレグが以前、かの方面を占有していたベルケと親族の軍を掠奪せんとした“*ḥukm* 斷／宣命”に依據して、殺されたもの、お縄になったものもあれば、逃げたものもあった。このことは、バグダードが接收された年に端を發する。ベルケの近親者——おそらくはかれの甥たちにほかならなかった *Balaghāi*, *Tutār*, *Qūlī* は、國內に令旨を發令していた。フレグがかれらの軍をある勾當に指名したなら、かれらはそれについて「大凡の勾當は俺毎の諸軍が倣し着有る上頭、他——旭烈兀——は、俺毎に不揀甚麼石塊也積ん着有無い也」と露わにし、この種のことにについて尋思して、しばしば言葉でも語っていた。惡意のあるものたちが、それに尾ひれをつけて王（＝フレグ）の御前で述べたものだから、かれはこれ故にかれらに對して腹を立てていた。また、*Khurāsān*, *‘Irāq*, *Azarbaijān*, *Arrān*, *Gurjistān* のうち好い田地は、より好くより肥沃なら何處でも、ベルケの達魯花赤たち、知事たち、およびかれの金寶令旨があり、「俺毎の梯己——われらの *khāṣṣah* 位下の謂い——で有る」と言っていた。いつでもこうした趣旨のことについては、惡意／私欲のあるものたちは何とでも言うものだ。そして、その最中、656 (1258) 年に *Bālāqāi* が宴會にて身罷った。しばらくの後、*Tutār* も巫術を以て誣告された。かれはベルケのもとに「這般な勾當を倣したので有る」とて送られた。ベルケは「罪過を倣して有る上頭、他は旭烈兀が識者」とて命じた。*Tutār* は送還されてきて、フレグは「他を扎撒の裏に入去せ交め者」とて命じた。この怨恨が根源となった。

と、やはり時系列に一致はみないものの明解に記される。

フレグ・ウルスの正史たる『集史』の本紀も争いの本質が領土にあった點は否定しきれていない。同書には、同じ時期の世界を一望するために附されたアッバース朝のカリフやホラズム朝・ルーム・金・南宋などの各國君主の歴史が附されており、「オゴデイ・カアン紀」「グユク・カン紀」ではそれらに加えて“ホラーサーンのモンゴルの官人たち”，“キプチャク草原の宗王たち”，“マーザンダラーンの管軍官・太傅”の歴史が並び立っていた。ところが、「モンケ・カアン紀」に到ってその分類法が有耶無耶になるのだ。この點、留意しておく必要がある。

ひるがえて、『元典章』の件くだんの必闡赤ビチクチの賽甫サイフ丁ディン以下三名は、ノガイとの前哨戦に勝利し、ベルケとの本戦を迎える直前に、わざわざ戦地まで連行、敵の眼の前で見せしめのごとく處刑されたわけで、話の流れからすれば、ジョチ家との内通容疑がかかっていた可能性が高い。

サイフウッディーンは、『世界を開くものの歴史』の著者で有能な財務官僚だったジュヴァイニーに“朝廷の柱石たちのなかでも堅固な柱石であった官人”，“*aqā* 兄”，“*ṣāhib-i*

a'zam 最高位の尙書”，“最強の柱石”と敬意を拂われ（『集史』では“宰臣（・執政官）”，“諸國の執政官”），フレグ征西の中軍參謀のひとりでもあった¹⁸¹⁾。それは、おそらく以下の理由による。すなわち、モンケの即位時に、オグルガイミシュ（グユクの皇后）等オゴデイ一派がクー・デタを起こした。オグル・ガイミシュの重臣のひとりでウイグル佛教徒だった八剌必闐赤バラクビチクチの接觸を受け、畏吾兒ウイグルの亦都護高昌王イディクトとその高官たちもこれに與くみしたが、同時進行で別失八里ベシユバリクのムスリム大虐殺を計畫していたとされる¹⁸²⁾。それらを察知し未然に阻止したのがほかならぬサイフウッディーンだった¹⁸³⁾。ヤラワチが燕京等處行尙書省に移動したあと、マスウード・ベク等とともに別失八里等處行尙書省ベシユバリクを切り盛りしていたのだろう。かれらは、ネストリウス派キリスト教徒であるチンカイ（ケレイト部族）、カダク（ナイマン部族）等が牛耳るとうじの政權に不満があったのか、機を見るに敏であったというべきか、チャガタイ家に抗い、即時、モンケに報告した（マスウード・ベクは、オゴデイの死後、ドレゲネ皇后の監國時代、バトゥのもとに一時避難しており、ジョチ家に恩義を感じていたことも大きかったろう¹⁸⁴⁾）。結果、ヤラワチとともに確固たる信賴・オゴデイ／グユク時代からの地位繼續を保證され、モンケ自身の“梯己テムチユの臣”ともなった。必闐赤ビチクというからには、かのアラム・ダールの配下であった可能性が高く、ある意味、燕京等處行尙書省、別失八里等處行尙書省、阿母河等處行尙書省アムを超越したといっている。

ちなみに、『集史』「モンケ・カアン紀」では、このムスリム虐殺未遂事件は要約しか載せておらず、サイフウッディーンの名も記されない（ハムドゥッラー・ムスタウフィーの『勝利の書』もかれの名は出さない¹⁸⁵⁾）。モンケ禮贊の立場で書かれた『世界を開くものの歴史』と異なって、編纂時に“反逆者”という公式見解が確定していたからだろう（とうぜんのことながら、ウイグル王家もこの不祥事については黙殺する¹⁸⁶⁾）。そのいっぽう、かれがKhabūshānの大禮拜寺重修のために率先して多額の寄付をした記録はそのまま残したし、バグダード陥落ののち、フレグに Najaf — amīr al-mu'minīn 信徒の長アリーの mashhad 聖廟がある — および當地の住民の保護のため、モンゴルの軍官 100 名の派遣を懇願した事蹟を加筆した。

皮肉なことにフレグは、

賽甫丁サイフウッディーン必闐赤ビチクチを犠牲に／（殉教者として）殺害すると、Şāhib Shams al-Dīn Muḥammad Juvainī¹⁸⁷⁾をひきあげ mamālik 諸道／諸路の šāhib-dīwān 戸部尙書をかれに託した。かくてかれの手は諸道の案件の決定・締結・配備・管理に關して強力・絶對的となった。また、バグダードの地區をかれの兄弟 Şāhib 'Alā 'Aṭā Malik に授けた¹⁸⁸⁾。

のだった。ようするに、モンケの肝いりで大目付として、最終的にはアルゲン（オイラト部族出身）の輔佐役 uluq bitikči 大必闐赤として遣わされたサイフウッディーンを除くこと

で、カアン直轄の行政府であった^{アム}阿母河等處行尙書省（チンギス・カンの四嫡子以下諸王家からそれぞれ代理人が派遣されていた）をも實質的には乗っ取ったのだ。そして、長官のアルグンは、それを黙認し、フレグに迎合する道を選択したということになる（同様に、モンケの死によって燕京等處行尙書省はクビライに、別失八里等處行尙書省はアルグに乗っ取られた）。

そもそもフレグの進軍に際して、アルマリクで出迎えサマルカンドまで同行、金帳の用意をはじめ接待役を擔ったのがマスウッド・ベク以下の官僚たち、キシュからはアルグン以下の官僚が引き繼いだこと、そして、それぞれ一ヶ月以上、一箇所に駐屯の機会を設定したことの意味は、もっと考えるべきであろう。おそらく兩行尙書省はサイフウッディーンの會計監査も受けていたのだ¹⁸⁹⁾。この時点で、各ウルスへの吸収は考えられていなかった。

そして、マジュドウッディーン・タブリーズイー、ホージャ・アズィーズ、マリク・サドルウッディーン、アリー・マリクには、ある共通項があった。かれらは、いずれもアルグンのもとで伴當^{ノコル}／同僚として働いていたのである。

アリー・マリクとは、おそらくナースィルウッディーン・アリー・マリクのことで、モンゴル諸王の“malik 投下の官人たちのなかでも令名高い、ソルコタニ・ベキ（かのじょの死後はモンケに所屬）のところから参じた”代理人¹⁹⁰⁾。Nishāpūr と Tūs の全地區／全路——特にその萬戸（=Khurāsān）、並びに Isfahān と Qum と Kāshān の諸萬戸（=Īrāq-i ajam）につき、管理を任された。マリク・サドルウッディーンも、オゴデイ／ゲユク時代から繼續して Arrān と Azarbaijān 全域の管軍・管民を擔當していた。なお、Herāt と Sistān と Balkh 並びに Hindūstān の境界（歸附しつつある箇所を含む）までの地域全ては、新たに舊ゴール朝の貴族 Shams al-Dīn Muḥammad Kurt の手に、Kirmān と Sīqarān は、Maḥmūd ^{ノヤン} 官人の手に委ねられた¹⁹¹⁾。『ヴァッサーフ史』によれば、シャムスウッディーンは、かれらと同じ A. H. 658 (1260) 年に謀反をなしたとして、フレグから軍を差し向けられ、じっさいに戦った。降伏し恩赦を與えられたが¹⁹²⁾、おそらくモンケの急死後、ベルケとの戦いの前に旗幟を鮮明にすることを求められたのだらう（シャムスウッディーン本人は、かつてバラガイ、トゥタルとトラブルを起こし、ジョチ家とは犬猿の仲であったが¹⁹³⁾、かれに背いたマストウングの城子のタージュウッディーン・クルドがベルケのもとに走り、やがて令旨とパイザを拜領してネグデル官人の副官に任じられ、あらためてマストウングを采邑として與えられる——アフガニスタンにジョチ家の足場を作るという、失態を犯した¹⁹⁴⁾。オルクナ・カトン率いるチャガタイ・ウルスに呼應した可能性もある。また、『ナースィル史話』は、まさに A. H. 658 年、ホラーサーン方面からモンケの急逝の知らせ、イラーク・アジャム、マー・ワラー・アンナフル、ホラーサーンでベルケのために Sultān Jamāl-al-Dīn Ibrāhīm の^{あざな}字で以て khuṭba を読みあげている状況、ベルケの統治への期待を聞いて書き記しており、あるいはこうした機運も関係あろうか¹⁹⁵⁾）。

かれらは、みなモンケの^{ジャルリク}聖旨・pāizah-yi sar-i shīr 虎頭の〔金の〕^{バイザ}牌子¹⁹⁶⁾を拜領した宣慰兼管軍萬戸・元帥（従二品に相當）であった¹⁹⁷⁾。そして、それこそが死罪と杖罪を分けた要因であった。

マリク・サドルウッディーンは、マジユドウッディーンとともに、いわゆる壬子（1252）年籍に相當する¹⁹⁸⁾shumārah 抄數戸計・千戸の分揀 qūbchūr < Mon. qubčiri 科斂／課程の定奪（①ホラーサーンとマーザンダラーン ②イラークとヤズド ③グルジスタンとアッラーンとアザルバイジャン）において、ジョチ・ウルスと接する③の地區を擔當した。そして、ホージャ・アズィーズも、このとき③のグルジスタンを任されたのである¹⁹⁹⁾。かれらに作業を指揮させるいっぽう、アルグンは國事・國益にかかわる事柄であることを慮り、一行と分かれてその足で、自らバトウの宮帳に參内し、實施にいたる経緯と状況を報告した。このジョチ家に對する配慮（モンケとバトウの關係は、オゴデイとチャガタイのそれと同じだろう）からしても、前節で紹介したブハラの抄數戸計・分撥の比率から顧みても、上の三名がジョチ家の代理人であったことはほとんど疑いない。

マジユドウッディーンは、そのご、イスマーイール派教團の城砦、ルーム、グルジスタン、アルメニア、ロル、クルド、そしてバグダードから接收した大量の内帑と錢糧——このなかの一部は、凱旋報告とともにモンケとベルケのもと、さらにはテュルクスタン方面（チャガタイ家、オゴデイ家の當主）に送付された——を蓄えるための寶物庫を、ウルミアとサルマースの湖岸のタラと呼ばれる城砦の上に建設しており²⁰⁰⁾、ベルケに分配額の概算を逐次報告していた可能性が高い²⁰¹⁾。モンケの急逝を知って、カアンのgharāti=ūljā'i < Mon. olja 財物の猫糞を決めこんだフレグは²⁰²⁾、ジョチ家の取り分を拂うつもりなど毛頭なく、證人の口封じを目論んだのだろう（マリク・サドルウッディーンは杖刑ののち、権限を縮小され、フレグの子ヨシュムト大王のもと、タブリーズの特區のみを任される²⁰³⁾）。

フレグは、ベルケとの戦闘後、タブリーズで活動し莫大な富を築き上げていたジョチ家の^{オルトク}幹脱戸を“^{ジャサク}扎撒^{うち}の裏に入去せ^し交め”、その錢糧・家縁を斷没した。くだんのブハラの5000戸も虐殺されており、その點からも、アゼルバイジャンのタブリーズにジョチ家の投下領があったとわかる。フレグ、アバカの父子は、あえてそこに首都を置いた。ちなみに、ベルケもフレグの行爲に應酬し、ジョチ・ウルス内に設定されていたフレグ大王位下の商賈を殺害、兩ウルスの商業ルートは一時閉ざされたという²⁰⁴⁾。戦時下において、獅子身中の蟲を除去し、情報網を遮斷するのは、ふつうのことである（チンギス・カンとホラズム・シャーの間の“オトラル事件”が典型）。それほどに本氣の戦いだった。

しかも、ベルケは、フレグとの領土争いを正當化するため「^{ジハード}聖戰」を大義名分に掲げた。のみならず、あろうことかフレグひいては^{イェケ・モンゴルウルス}大蒙古國の宿敵たるマムルーク朝——1260年、征西軍を托したキト・ブカがアイン・ジャールートにて大敗を喫し、モン

ゴルの不敗神話が崩れた——のスルタン・バイバルス（キプチャク出身）に密使を送っていた²⁰⁵⁾。バグダード陥落ののち、マムルーク朝はアッバース朝から亡命してきたカリフの一族（一説に黒い肌の青年）を擁立してイスラームの盟主を標榜しており²⁰⁶⁾、スルタン・イZZウッディーン（兀林國阿早丁算灘=カイカーウス二世。叔母がベルケに嫁いでいた）²⁰⁷⁾ 率いるルーム・セルジュークとともにフレグ・ウルスを三方から挟撃しようとしたのである²⁰⁸⁾。フレグの愛妻トクス^{カトン}后（ケレイト部族、オン・カンの孫娘）は、ソルコクタニと同じくネストリウス派キリスト教徒であり²⁰⁹⁾、「宗教戦争」に仕立てるには、もってこいだったのだろう。

ぎゃくに、モンゴルの驚異に晒され、その動きを注視していたヨーロッパ諸國、「十字軍」にも、新しい局面が開けてきた²¹⁰⁾。モンケ時代には傲慢な態度を見せていたフレグが、戊午（1262）4月10日には、「キリスト教國家の友、支援者」として、駐屯地のマラーガからルイ九世、教皇ウルバヌス四世等に國書を^{したた}認め²¹¹⁾、ビザンツ皇帝ミカエル・パラエオロゴス八世の娘を娶る交渉をはじめたからである（入内寸前にフレグが身罷ったので、次の君主アバカが娶った²¹²⁾。アバカは即位後まもなく、父の政策を受け継ぎ、アラゴン王ジャウメ一世や教皇クレメンス四世に國書を送っている）。

ひるがえって、“陰陽の人フサームウッディーン”は、『集史』『フレグ・カン紀』【フレグ・カンがバグダード征服のため軍の整治・裝備に着手したこと、その周圍を征壓したこと】²¹³⁾に、

フレグ・カンは、朝廷の柱石たち・御前の貴顯たちとその（バグダード攻めの）企てについて協議をした。各々が自身の信念に従って何らかを述べた。カアン（=モンケ）の^{ジャルリク}聖旨によってかれ（=フレグ）の隨伴であった陰陽の人フサームウッディーンに駐屯・出陣の選擇をさせた。かれに要求し命じたことには「星の^{うち}裏に示す^{こと}的は不^{なんであつても}揀甚麼都、^い諂^え無く説者」。恩寵ゆえに肝が据わっていたので、確然と君主に對して「カリフ門への企てをなして諸軍をバグダードへ率いることに吉なし。何となれば今に至るまでバグダード並びにアッバース朝への企てをなしたどの君主もを統治權・壽命を享受しなかった。若し王君が^{しもべ}僕の言を聞かず、彼處に前去されるなら、たちまち6つの災厄が現われようぞ。第一：馬どもみな死に、諸軍病む。第二：日昇らず。第三：雨降らず。第四：烈風卷き起こり、世界は震動・壓碎に壞る。第五：草、地面より出でず。第六：大君、今歳の裡に身罷らん」と申し上げた。フレグ・カンはかれからその言辭に證明を求め、容赦なく誓文を交わした。かたや baqši 師父（=ティベツト佛教・ウイグル佛教をはじめとする僧侶）／巫覡たち・^{ノヤン}官人たちは共に「八合打^{バグダードに}根底前去する^{こと}的は^{まさ}正しく上策で有る」と言った。そのご、Kwājah Našīr al-Dīn Ṭūsī を召喚し、かれと gingāj<Tur. gengeš 商量／商議した。Kwājah は疑い、

試されていると考え、「これらの状況は一つとして生じませぬ」と申し上げた。下問するには「那般である呵、甚麼が有るの麼？」言うには「カリフの場にフレグ・カンが居られましょう」。フサームウッディーンを「宦者納失兒 丁 與討議せ者」とて召喚した。ホージャは言った。「イスラーム教徒の大衆とともに偉大な saḥābah ムハンマドの教友たちの多くが殉教しているが、いかなる災厄もなかった。もしアッバース朝の特性であるというにしても、ホラーサーンからザーヒルがマアムーンの宣命を以て来りてかれの兄弟たるムハンマド・アミーンを殺し、ムタヴァッキルがかれの子を官人たちとともに殺め、ムスタシルとムウタズが官人たち・奴僕たちに殺害され、これに加えほかの数名のカリフたちもそれぞれ人の手にかかることとなったが、いかなる損害も現れなかったぞ」。

とあるごとく、かつてアッバース朝存続を意圖する卜斷を下していた。バグダード陥落から數年間を経て、敢えてジョチ軍の前で殺めたのは、明らかにかれらが掲げる「聖戦」の名目に對抗したもので、上天がカリフのために復讐しなかったことを敵・味方に想い出させるためであった（もっとも、モンケの聖旨によってフレグ軍に同行していることから、移刺楚才／耶律楚材——かつてチンギス・カンの西征時に tölgeči ト者をつとめたが、オゴデイ時代に bičikči 吏として燕京等處行尙書省で徵稅業務を指揮した——や、フレグ・アバカ父子の技術主義官僚・財務官僚となったナスィールッディーン・トゥースィーのように、サイフウッディーン・ビチクチの配下であった可能性が考えられ、その點だけでも死刑の理由となつたろうが）。

なお、『シャイフ・ウヴァイス史』は、フレグ家とジョチ家の歴代カンの歴史をきわめて簡潔に要約するなかで、バルケとの戦いに附隨するサイフウッディーン等の處刑に限っては、本節冒頭に掲げた『集史』の記録をほとんどそのまま載せている（フサームウッディーンだけは“ついで”の處刑と考えたのか省略²¹⁴⁾。後々までかなりの重大事として捉えられていたようだ。

この一連の事件は、遅くとも既述の 662A. H quluqana yil 子年（1264）に開催されたアリク・ブケ以下諸王・官人たちの斷事を目的とする聚會の場に居合わせたフレグの使臣から、クビライ父子に報告されたはずである²¹⁵⁾。また、taulai yil 卯年（1267）に豫定されていたフレグ、バルケ、アルグの三巨頭が参加する大聚會の重要な議題のひとつでもあり、その日程を調整するために遣わした使臣たち、回答を携えた各ウルスの使臣たちの口から、それぞれの主張を聞いたに違いない²¹⁶⁾。そうでなくても『大元至元辨僞錄』卷二に

即今、^{フレグ}烈大王は、皇帝の親弟にして、西域を鎮守し、^{セミスケント}尋思干の西南、雪山の西に在り、使命往還し、來往絶えず。

とあるように、機會は何度もあった²¹⁷⁾。とうぜん、1263-65 年にフレグ・ウルスから來

たバアリン部のバヤン（南宋接收の功臣）²¹⁸⁾ も、『百萬の書』の序に記される 1266 年頃、ブハラ經由でクビライのもとへ向ったという使臣²¹⁹⁾ も、情報提供者となりえた。この紛争は、モンゴルとモンゴルが「宗教」を名目に他國を引き込んで戦い、大量の死者（有名なテレク河の戦いでは、モンゴル兩軍だけで 3 萬以上）²²⁰⁾ を出した最初の事例であり、ムスリムたちの不祥事としてあげられた理由はそこにある。『集史』「フレグ・カン紀」²²¹⁾ の

まもなく漢兒の方面より使臣たちが（ノガイの陣營に）到着した。[いうには]「忽必烈皇帝が寶座の上／大位次の裏に坐し來。阿里不哥が他の命令に服從し來。阿魯忽が亡くなつて來。旭烈兀に『阿母河従りシリアとミスの邊境に至るまで pādshāh 君王で有者』と聖旨が了、名聽有る蒙古の若者たちより三萬の騎兵を他の援助に差され來也」。

からも窺えるが、クビライは「大モンゴル國」のカアンとして、中央アジアの安定化・交通確保は当然のことながら、西へのさらなる展開のためマムルーク朝の打倒が必須との認識を、きちんと繼承していたわけだ。ただ、『元典章』が述べるごとく、カアンの聖旨の裏に、フレグ大王の令旨の裏に、チンギス・カンの札撒を再確認するため、“衆くの同回毎を交て本朝の食を喫わせしめ、更た木速合 [mustahabb (= 推奨行為) の文字 / muṣḥaf (= 『クルアーン』・冊卷) の文字] に譯出し、與え將て來去せしめ” た事實は、管見の限りペルシア語資料には確認できない。こんご、膨大に傳わるアラビア語資料から、符合する記事が出現する可能性に期待したい。

(4) パルヴァーナの陰謀

つぎに、“八兒瓦納 Parvānah なる有りて、又、歹いことを尋思し來。阿不合大王に被つて誅されて了” という事件について。parvānah とは、“救命” や“執照” を意味するペルシア語で、“nishān 判／詞狀”，“yāsāmishī 整治” などの語とともに現れ²²²⁾，ルーム・セルジューク朝では、それらを扱う職掌としても使用された。アバカの時代のパルヴァーナといえは、まず『集史』「クビライ・カアン紀」に附された同時代の【スルタンたちの歴史】²²³⁾ に

[ルーム／ホラズム] におけるスルタンは，Sultān ‘Izz al-Dīn Kaikhusurū の子 ‘Izz al-Dīn Kaikāūs であった。すなわち、蒙古軍 —— かれらの長は Baijū 官人であった —— から [Kūṣah-Tāgh / Kūshah-Dāgh / Kūshah-Bāgh] で破られた（當人）。統治は、自身の弟たる Rukn al-Dīn との共同を以て倣していた。しかし、M’uīn al-Dīn parvānah がルクヌウッディーンの諸路府の總管であり、且つかれを教育していたものだから、かれらの間を對立に陥らせた。かくてスルタン・イッズウッディーンは [統治權を] 兄弟に遺して（シリアの）Lādqiyaḥ²²⁴⁾ に [去き／轉じ]、そ

こから İstanbül (=コンスタンティノープル) の皇帝 (=ビザンツのミカエル・パラエオロ
 ゴス八世) の許に [向った／去った]²²⁵⁾。ベルケの軍がイスタンブルに至り、かれを
 ベルケの許に連れていったとき、Qulim の城子の統治権をかれに與えた。そして其
 處で亡くなった²²⁶⁾。かれの弟ルクヌウッディーンは [6]64 年 (1265) に異教徒の手
 によって殉教した。かれの子 Ghiyās al-Dīn Kaikhusurū [bn] Qilich Arslān が王位に
 坐したが、かれは Arjinjān において殉教させられた。かれの後、統治権は Ghiyās
 al-Dīn Mas'ūd [bn] Kaikāūs に定められた。そして、現在[も]かれがスルタンである。
 と簡単な紹介がある。著者不詳の『セルジューク朝史』による要約²²⁷⁾にも

657A. H. (1259), (フレグ・カンの) 斷事がなされた。結局、かれら (=Sultān 'Izz
 al-Dīn, Sultān Rukn al-Dīn 兄弟) の勾當は妥協に終わった。ルームの國土は二等分され
 た。Qūniyah の御座所にはスルタン・イZZウッディーンが居り、Qaişariyah の御
 座所にはスルタン・ルクヌウッディーン (=キリチュ・アルスラン四世) が居る、と。
 しばらく時は快適に過ぎていったが、遂に官人たちは、イZZウッディーンをして
 企謀を **M'uīn al-Dīn parvānah** がなしていることについて識らしめた。かれ (=イZZ
 ウッディーン) は聞いて逃げた。(パルヴァーナの) 決意は高まった。諸の状況をカン
 に奏して、無盡の軍とともにモンゴルの Alijāq をルームに將來せしめた。カイセリ
 からスルタン・ルクヌウッディーンを受け入れた。コニヤ並びにルーム (全土) への
 決意をなした。知らせはイZZウッディーンに届き、逃げた。(モンゴル) 軍の邦土
 ／田地を前赴した。そこから帆船に乗った。キプチャクの國土へ渡った。死が訪れ
 るまで彼處に留まった —— 彼ニ神ノ御慈悲ガアリマスヨウニ ——。スルタン・ル
 クヌウッディーンはコニヤを得た。王座に跨り落ち着いた²²⁸⁾。

とあるとおり、パルヴァーナのさいしょの大きな企謀は、前節で述べたジョチ・ウルス、
 ルーム・セルジューク、マムルーク朝の共同策戦の告發であつた。それによって、スル
 タン・イZZウッディーンを追い落とし、自身の傀儡ルクヌウッディーンをルーム全體
 のスルタンとなさしめた。同時にフレグが

Diyārbakr・Diyārrab'iyah をユーフラテス河沿岸まで [Tūdāun/Tūdān]^{ノヤン} 官人に、
 ルームの諸路府をムーイヌウッディーン・パルヴァーナに、タブリーズをマリク・
 サドルウッディーンに、Kirmān を Tūrkān khātūn < Turken qatun²²⁹⁾ に、Fārs を
 Vānkiyanū 萬家奴^{ノヤン}官人 (契丹かウイグル出身) に委ねた²³⁰⁾。

ほどに、絶對的な信頼を勝ち得たのである。そして、自身が擁立したルクヌウッディ
 ーンが意に沿わなくなると、またもやマムルーク朝との内通容疑を言い立てて、フレグ・
 ウルスの官僚たちとともに殺害した²³¹⁾。その後も 10 年近く、強力な執權政治を敷き續け
 た (自身の足場をさらに固めるために、フレグ・ウルスと良好な關係にあったキリキア・アルメニ

アのヘトゥム侯と姻戚關係を結ぶ畫策までしている²³²⁾。要するに、ルームは長年に亙り、ジョチ家とフレグ家の代理戦争を行っていたようなものだった。

ところが、フレグ・ウルスとバルヴァーナの蜜月時代も終焉の時を迎える。『集史』「アバカ・カン紀」【Bunduqdār (=mamuluk朝のスルタン・パイバルス) が [軍とともに] ルームの方面に來たったこと、並びにアバカ・カンの [注意／力] がその方面に向ったこと、かれがルームのひとびとに憤ったこと、ルームの官人たちの一部とバルヴァーナが殉教したこと、[戸部尙書／戸部尙書 Shams al-Dīn / 大官 khwājah Shams al-Dīn Muḥammad Juvaini] が當地に^い去ったことの記】²³³⁾ では、以下のように語られる。

674A. H (1275-76), Haṭīr の子 Ziyā al-Dīn ■■■ (Maḥmūd) と **Parvānah** の子 (‘Alā al-Dīn ‘Alī beklār-begī)²³⁴⁾ が、百人とともにルームの邦土／田地より **Shām** (=シリア) の方面へ、[Malik zāhir] **Rukn al-Dīn Bunduqdār**²³⁵⁾ の根^{もと}前^いに去き、かれをルームへの企てに煽動した。

[6] **75A. H**, 全軍とともにルームの地域に出立した。Abulstān への途上, Ābulstān の山を越えた。モンゴルの官人^{ノヤン}たちのうち, Ilūgei 官人^{ノヤン} (ジャライル部族) の子 **Toqu** とかれの兄弟 [Aruqtu/Uruqtū]²³⁶⁾, ならびに Suldus 出身の Sūdūn 宿敦の子で Sūnchāq 官人^{ノヤン}の兄弟 [Tūdāūn/Tūdūn] < **Tödö’ēn** が各自、軍一萬戸とともに、かの國境に駐屯していた。既述の歳の 11 月 10 日金曜日 (1277 年 4 月 15 日) —— [ūt < Tur. ut/hūgār < Mon. hūger] yil 丑年 utunč ay < ücünč 三月の第十二日 (1277 年 4 月 16 日) に相當する²³⁷⁾ —— に出くわした諸軍は、交戦した。ちなみに、極めて寒かった。Toqu と Tödö’ēn は軍もろともに徒歩^{かち}となり、激闘をなした。未の刻を過ぎ、モンゴル軍が敗れ、僅かばかりが助かった²³⁸⁾。

かくて **Bunduqdār** は, Qaişariyah に來った。一週間其處にいた。貨幣と **khuṭbah** に自身の名を以て爲した。行糧がかれらの裡で乏しくなった²³⁹⁾。いっぽう, **M’uīn al-Dīn parvānah** は **Tūqāt** の城塞にいた。**Bunduqdār** はかれの召喚に使者を遣わしたが、應諾しなかった。**Bunduqdār** はキリスト教徒とアルメニア人たちの一部を殺害させて、歸った。途上、かれらの馬たちは淘汰されゆき、かの軍の多くが徒歩で取り残された。

Tödö’ēn の伴當^{ノコル}たちのひとり Būgidei という名のものが來りて、事態の様相を奏した。アバカ・カンは憤激極まりなく、その日のうちに首都タブリーズから出發した。春 [6] 76 年 2 月 —— 春の季節だった —— にルームの諸路府へと向った。Abulstān・Āqchah に到着したとき, Sultān [Mas’ūd/Ghiyās al-Dīn] が Şāhib Fahr al-Dīn Işfahānī とともに謹んで御前に參上した。Abulstān にて殺されたものたちを見ると取り亂し、かれらのために泣いた。また、Toqu と Tödö’ēn ゆえに非常に哀し

んだ。怒り心頭のあまり、反亂を起こしたテュルクマーンの集團、ルームの貴顯たちの一群のいくらかを處刑し、ルームの田地／邦土の一部を殺戮・略奪するよう命じた。Şāhib Shams al-Dīn [Juvainī] は城子の幾つかの分地を買いあげた。そのなかで Sivās の二分の一が略奪された。Şāhib Shams al-Dīn が奏するには「公正なる君主は、貴族の罰贖を以て平民を拷問にかけぬもの」。かれの取りなしが准^{ゆる}され、かれらの罪過について赦し、Nūr al-Dīn [HRBKY/ḤWTKY] と Zāhir al-Dīn ibn Hūd を犠牲に殺した。

[中略]

アバカ・カンは、ルームを宗王たる Qongqortai 大王に「它を敵から守護^そせ者。Tūqāt の城塞並びに Kūghāniyah の砦 —— M'uīn al-Dīn parvānah 官人^{ノヤン}の家であった —— を毀壞^よせ者」として全軍を以て委ねた。676A. H に相當する hūger yil 丑年に、Alātāq に歸還した。さて、パルヴァーナは、畏れ怯えつつ、宮帳^{オールド}に來^{ノヤン}した。官人^{ノヤン}たちが言うには「他^{かれ}から三箇の罪過が生じ着^{てい}有る。一、敵から逃^たげ來。二、Bunduqdār の來^たを即時奏しなかつた。三、早急に御前に參^たじなかつた」結局、令旨^{なつた}が了。かれは（身柄を）預けられた。使臣たちが Bunduqdār の根^{もと}前より歸^もつて來ると「(Bunduqdār は)『俺は八兒瓦納^{われ}の要請に依^てつ着^{てい}來た。【兀林國の諸路府に俺^{われ}が來^らた呵、俺根底委^たねる也者^{かれ}】麼道、他^{かれ}が諾言を與^{てい}え着^{てい}有來上頭、俺^{われ}が來^らた呵、其の後、逃^たげ來也（他は）』と説^いつ着^{てい}有る」。アバカ・カン^{かれ}は、その言辭が奏^{ジャサク}されると、「他^{かれ}を扎撒^{ジャサク}の裏^{うち}に入^し去^よせ交^め者」として命じた。676A. H. 3 月朔日（1277 年 8 月 2 日）、駐夏地 Alātāq で [Kūchūk ūnūqchī < Mon. unuqçi 放乳馬的 / Kūchuk tūghchī < Mon. tuqçi 羴²⁴⁰⁾持ち] の手²⁴¹⁾にかかつて殉教した。

嘗てふたりのスルタンを葬り去ったパルヴァーナが、因果應報というべきか、自身マムルーク朝との内通容疑によって死刑となったのである。

ルーム・セルジューク朝の内部史料といってもいいイブン・ビービーの『尊嚴なる國事による尊嚴なる命令』やバール・ヘブラエウスの『年代記』によれば、パルヴァーナが、アバカの嫡子アルグンのもとに興入れするスルタン・ルクヌウッディーンの娘 Saljuqi khātūn²⁴²⁾に付添って、ルームを留守にしている間に、パルヴァーナの腹心であったはずの Sharaf al-Dīn bn Haṭīr がクー・デタを企てた。幼君スルタン・ギヤースウッディーンを圍い込むいっぽう、マムルーク朝のバイバルスのもとへ援軍を頼むために弟の Ziyā al-Dīn の一團を遣わした。そうでなくとも、マムルークには、ルームから亡命したばかりの Bijār の父子などもおり、手引きには事缺かなかった。この事態を受けて、パルヴァーナは、アバカの弟コンコルタイ大王、トドエン、トクの二元帥と鎮壓に向かい、まずは幼君を奪回し、シャラフウッディーンを“扎撒^{ジャサク}の裏^{うち}に入^し去^よせ交^め”²⁴³⁾た。一見、

『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事變

パルヴァーナとマムルーク朝の内通は窺えない。また、バイバルス軍に不意打ちを食らったわけでもない。備えがありながら惨敗したのだ。パルヴァーナは、戦場から逃亡し、幼君とともに自身の本據地 Tuqāt に避難した²⁴⁴⁾。この時点でマムルーク側の接觸を受けた、とされる²⁴⁵⁾。『集史』は、こうした経緯を省略し、歴史的失敗の責任を全てパルヴァーナに轉嫁した（アラビア語資料は、バイバルスの返答どおり、パルヴァーナが早い段階からマムルーク朝と接觸し、その時々で揺れ動いていたとする²⁴⁶⁾）。

『集史』に先行するクトゥブウッディーン・シーラーズィーの『モンゴル史』も、すでにバイバルスの來襲の原因を

ルームの (beglar) begi であったムーイヌウッディーン・パルヴァーナが、モンゴルがかれに對して不誠實であることを危惧していたために、おそらく Bunduqdār に「汝が来るなら、ルームの王國を汝に與えようぞ（我は）」と約束していたのだろう²⁴⁷⁾。と推測していた。『ヴァッサーフ史』やバール・ヘブラエウスは、“内通”の動機として、アバカ乃至モンゴルに對する不信、アルメニアの國王への私怨を擧げる²⁴⁸⁾。ハムドゥッラー・ムスターフィーの『選史』²⁴⁹⁾ は、

アバカ・カンは、この動亂がルームの總管たるムーイヌウッディーン・パルヴァーナの所爲によるものと見ていた。かくて、かれを Ālātāq で [6]76A. H に殺害し、軍を Bunduqdār との戦いに差し向けた。

と述べる。『東方史の華』²⁵⁰⁾ は

そのころ、エジプトのスルタンがテュルキヤ（＝ルーム）の邦土内に進入し、モンゴルを大量に殺害し、相當數を邑々から驅逐〔、いくつもの地區・城子を奪取〕した。當時、ルームの邦土におけるモンゴルの總管で、パルヴァーナと呼ばれているひとりのサラセン人がいた。此奴はアバカに對して謀反、スルタンの手引きに身内を遣わし、全モンゴルを破壊・殺害するに必要な手順を教えたのだ … [中略] … このため、アバカはテュルキヤに戻り、反逆に加擔しスルタンに降伏した全地區の一つ一つを略奪・破壊していった。それから、モンゴルの慣習に依據して、裏切り者のパルヴァーナを一族郎黨もろとも眞つ二つに割き、「凡そ吃べるものは不揀なんであつても甚麼、不揀いかなるりょうりであつてもみな　うらぎりものの　パルヴァーナ　かれ　くらえるところ　な　せ　甚麼　榮都、背信的　八里瓦納の肉　——　他の可喫的は全部　——　で做者」とて命じた。アバカはさらにかれの全官人たちに與えた。これが、アバカが裏切り者のパルヴァーナに與えた刑罰であつた。

と伝え、とうじのアバカの怒りの凄まじさが窺える。それもそのはず、戦死したトクとウルクトゥ／アルクトゥ兄弟、トドエンは、アバカ擁立の最大の功勞者、強大な軍勢力を以てフレグ・ウルスの二大支柱をなすジャライル部のイルゲイ官人とスルドゥス部のスウンチャク（＝スグンチャク）ノヤン官人の肉親であつたのだ²⁵¹⁾。くわえて後者はアバカの外

戚でもあった²⁵²⁾。その軍團が、またもやバイバルスによって、キト・ブカ以来の惨敗を喫してしまった。

ちなみに、このあとルームの行政の建て直しを引き受けた寵臣シャムスウッディーン・ジュヴァイニーが失脚した事由のひとつも、政敵マジド・ムルク・ヤズディーによって Mişr のスルタンたちと一身同體であり、ルームのパルヴァーナはかれとの商量を以て Bunduqdār と一體だった。また、Toqu, Tödö'en ba'atur, [Āruqtū/Ūruqtū] はかれの邪惡さによって死んだ²⁵³⁾。

と、恰も一連の事變の眞の黒幕だったかのごとく誣告されたためであった。それが効果を發するほどにマムルーク朝へのアバカの恨みは深かった。

なお、Haṭīr の子たちのクー・デタ、マムルーク朝の侵入に呼應・便乗し、“反亂を起こしたテュルクマーン”とは、スルタン・イズウッディーンの落胤を名乗る Jamrī こと Giyās al-Dīn Siyāūsh を擔いだカラマン家の一團を指すが、この Giyās al-Dīn は、jamrī-i ṭarīqat ^{スー・フ・イ・エ} 神祕主義者の貧者、ḥarf-i vash 代筆屋だったというから²⁵⁴⁾、アバカの眼には、(2) のターラービーやシーラーズのシャラフウッディーンの叛亂と重なって見えたかもしれない。イスラームへの憎惡はさらに増幅されたことだろう。

この一連の事件は、至元十四年にひとまず終結した。至元十七年二月（1280年3月）の時点で、アバカの使臣たちが大元ウルスの朝廷に滞在していることが確認されるので²⁵⁵⁾、遅くとも、詳細はアバカの主観のままにかれらの口からクビライ父子に報告されていたはずである。それどころか、この使臣たちは、くだんの『元典章』の發言がなされた場に居合わせた可能性が高い。じっさい、それらは『集史』「クビライ・カアン紀」²⁵⁶⁾ に

^{タルサー}迭屑（＝キリスト教徒^{たち}）毎は、[クビライ] ^{カアン}皇帝の時分裏、^{ムスルマーンたち}木速魯蠻毎に（大いなる）^{ていた}偏執を抱^の有來的上頭、企謀を^な做し、^{カアン}皇帝を生氣ら^{いか}交むる言語を將て『^{クルアーン}聖經』の裏に『^{うち}共同^と多^と神^え教徒^と與^の關者』^と^の麼道一節が[有る／有^て着命じて有る]]麼道、^奏來。〔クビライは〕^い何處に從^いい説^て着有^の的麼？、^{おまえたち}你毎は^と麼道宣^た來。〔他毎が〕^い説^うには「^{アバカ}阿八合大王の^{カアン}根前從り、^も這^も的^と章節に據いて、^つ書簡が來着有る」。

と記されることから推測される。くわえて、1275-76年頃、クビライ・カアンの外交使節としてフレグ・ウルスに遣わされ²⁵⁸⁾、現地に滞在中であったふたりのウイグル人、マルコス——ネストリウス派キリスト教徒たちのカトリコス、ヤバーッラーハー三世となった——とラッバン・^{サーウマー}掃馬も、隨時、大元ウルスに書簡を送ってきたはずである。ちなみに、『百萬の書』が、ルームについて“東方のモンゴルの〔王（＝フレグ・ウルスのカン）／皇帝 Gran can（＝大元ウルスのカアン）〕に屬し、かれらに對して達魯花赤・總管を派遣している”と記述・認識している點は、注目に價する²⁵⁹⁾。

ところで、かえりみれば (2) (3) (4) の事例は、いずれも全く羊の宰殺とは関係ない

話であった。極言するなら、羊云々は枕詞に過ぎず、ムスリム高官の排除が目的に見える。1280年初頭の段階で、大元ウルスにおいて、これらに匹敵する大逆事件を起こしかねない人物として、チクチクと當て擦りをいわれているムスリム官僚は誰か。アフマド・ファナーカティーだとすれば、『元典章』掲載の聖旨は、ほんとうにクビライの發言なのか。

(5) めぐりあう東西文獻

『元典章』が伝える至元十六年十二月二十四日の事件全體とその餘波について、『集史』「クビライ・カアン紀」は【Amīr Aḥmad^{のち}の後、カアンの vazīr 宰相となったウイグルの SNKY／SNKH> 桑哥^{サンガ}、そしてかれが招いた事態の結末の記】²⁶⁰⁾と題して、次のように語る。

桑哥^{サンガ}の vazārat 中書省²⁶²⁾の時分裏、商賈^に（毎）の木速魯蠻^{ムスルマン}毎の一團が、Qūrī²⁶³⁾・Barqū 八里灰・Qirqiz 吉利吉思／乞里乞思²⁶⁴⁾的田地^{カアン}従り、皇帝の御前に來到し、紅の脚と嘴を有する白海青^{白鷺}びに白鷺²⁶⁵⁾を tegishmishi 献上し來。皇帝は、他每根底 siurghāmishi 賞賜を命じ來。また、自らの卓^{みづか}従り茶飯を與え教むるも、喫^{くら}わなかつた來。『怎生喫わざるか』麼道尋ねた呵、『俺毎の根前のこの茶飯は屍肉で有る』麼道説つ來。皇帝は生氣^い着着、『今後、木速魯蠻^{ムスルマン}毎、啓典の民（＝朮忽^{ジュフド}毎・也里可溫^{エルケウ}毎）は、羊を〔殺す呵／休殺者〕、蒙古^{モンゴル}の慣習に依^よつ着、〔脇腹・〕胸^{さけ}を裂者。羊を宰殺する者は、不揀^{だれであつても}是誰^{みなかれ}都他^もを將^{そのよう}て〔那般^{ひつじ}／似羊^{みん}一般〕に殺者。他的^せ媳婦^{かれの}・孩兒^{じん}、家緣^{じん}・財物^{じん}は一同に（首告に）與え者』麼道命じた。

（現今でも）とびさりの罪人ども・邪惡なものたち・卑しき輩であつた tarsā（＝キリスト教徒）の‘Yīsā 愛薛^{イーサー} 怯烈馬赤^{ケレメチ}（＝通事）²⁶⁷⁾、Ibn M’aālī, Baidaq は、その farmān 聖旨を dast āviz 推稱^{いいだて}て、「不揀^{だれであつても}是誰^{うち}家の裏に羊を殺す^{もの}的は、他^{かれ}を扎撒裏^{ジャサク}入去せ教しめ者」麼道 yarligh 文字を得來。その推辭を以て多くの māl 錢糧を百姓より取らんとす。木速魯蠻^{ムスルマン}（毎）の ghulām 奴僕どもを「kwājah 主^{あるじ}の ayqaq 首告人を爲す者有らば、俺毎は汝等を解放せん（＝良と爲さん）」とて誑^{われ}かしたところ、かれらは自己の解放^{ため}の爲に誣告^{あるじ}を主（たち）の上に定め、罪過に持ち込みはじめた。また、愛薛^{イーサー} 怯烈馬赤^{ケレメチ}とかれの呪われた家來は、四年間、木速魯蠻^{ムスルマン}毎が自己の子息等に sunnat 速納^{スナト}を倣し得ない地歩に至らしめた。

神の Shaykh al-Islām イスラームの宗師／主教 Saif al-Dīn Bākhārī —— 彼ニ神ノ祝福アレ —— の弟子であつた Maulānā（＝われらが主^{あるじ}。ウラマーやスーフィーに對する尊稱）Burhān al-Dīn Bukhārī は Khān Bāliq（舊金朝の）中都／南城にて教義を説いていたが、密告されて、Manzi 蠻子の方面に流され、彼の地で死去した。そして、大部分の木速魯蠻^{ムスルマン}毎が Khitāi 漢兒の邦土／田地を去るが如き事態となった。

よりのち
自後、相對する ところの ム ス ル マン 的 木速魯蠻の諸貴人——Bahā al-Dīn Qunduzī 寶合丁／八合兀
丁²⁶⁸⁾、Shādī zūchāng 沙的左丞、‘Umar Qīrqīzī 烏馬兒、Nāṣir al-Dīn Malik
Kāshugharī 納速刺丁滅里、Hindū zūchāng 忻都左丞²⁶⁹⁾、其の他の諸權勢は〔一同
に〕、奏上有るべく、〔大量の〕贈物を宰相の桑哥^{サンガ}を教て受領せしめ、「凡そ有る木速
魯蠻^{ムスルマン}同回の商賈は這底^{ココ}から去つ^{てしま}了、木速魯蠻^{ムスルマン}毎の邦土／回回田地^ヨ従り商人^{たち}毎が來
て無い。tamghāhā 諸商税が損壞し、tanksūqhā 奇異／奇罕^の的物貨^も也將來されて無い。
『羊を休^{くび}抹殺者』麼道、七年が過ぎ^た了上頭^めで有る。若し『抹殺者』麼道聖旨^{せよ}が了^なった
呵、商人^{たち}毎は來るようになる也者^{だろう}。商税も都得られる也者^{みな}』麼道奏せ交めした呵、
此れを准けて、聖旨^うが了^なった。

ネストリウス派キリスト教徒たちへの惡罵、ブルハーヌウッディーン・ブハーリーの流
罪の情報を除けば、概ね『蒙古脫ト赤顏』(『金 冊』)等のモンゴル語の原文に即して
譯されたとみてよい。

まず、なぜクビライが立腹し、銀立て經濟の一翼を擔うムスリム・ユダヤ商人たちを
排除するような聖旨發令にいたったのか、それなりに納得のゆく經緯・理由が示される。
『元典章』では、“貧窮^{じんみんたち}の百姓^た毎を搔擾^たし來^の上頭^めに”、要するに站赤^{ジャムチ}で發生した分例・
首思^{シユス}のトラブルと言明していた。だが、普通に考えれば前年の至元十五年の七月から十
月にかけて、

今後は、朝廷／朝省の^{イェケ・ノ ヤン}大官〔人〕、(並びに正なる)^{モンゴル エルチ}蒙古の使臣、及び死肉を食らわ
ざる官員は(隨朝の尙書等と與^{とも}に)、例に依りて羊肉、活鷄〔兒〕を應付するを除する
〔の外〕、^{のこり}餘者／其の餘の使臣は^{ふた}猪肉を〔給す／應付す〕²⁷⁰⁾。

ことが再確認され、ムスリム・ユダヤの官僚たちに配慮していたから、朝貢の使臣はも
とより、外交の一翼を擔う隊商にしても“隋朝出使の人員”として羊肉の首思／分例を
支給され²⁷¹⁾、ほんらい站赤^{ジャムチ}のことでそこまで大事になる筈はなかった。じっさいは、ク
ビライ自身が“内府の大鍋子の茶飯^{トイ}の筵會(モンゴルの飲膳・茶飯・酒醴に關する儀禮や體例
は、クビライ時代に整理・制定しなされている)”において、國內外の王族・怯薛^{ケシク}・使臣等、
衆人の面前で恥をかかされていたのだ²⁷²⁾。席上、そうなるように仕向けたものたち——
おそらくチンキムを筆頭に、ムスリム官僚と莫大な利權をめぐり熾烈な鬭争を展開して
いたウイグル・モンゴル高官閥——がいたということだろう。しかも、『元典章』では、
“直北^{バルク}の八里灰^{ウチョ}の田地の裏^う従り”としか記されていなかったが、Qūri・Qīrqīzの地名の追
加によって、それが至元十四年秋からの河平王昔里吉^{シリギ}(憲宗モンケの子)の叛亂に與し、
やがてオゴデイ家のカイドウの王國に參じたアリク・ブケ家一門の本據地²⁷³⁾から來たと、
確定される。まさにこのとき、クビライの愛子たる北平王那木罕^{ノムガン}と闊闢出^{ココチュ}は、捕虜とし
てカイドウ軍からジョチ家へと盟回しになっている最中だったのだ²⁷⁴⁾。「論言汗の如し」

とはよくいったもので、皆の前で怒りにまかせた発言がとれれば思うつぼなわけであった（そもそも、『元典章』のこの文書自體、同書に收録されるほかの聖旨に比して不自然な省略・編修の痕跡が窺えることからすれば、すべてチンキムの言語^{ウズ}であって、最終的にクビライの承認を得る形式をとっただけという可能性すらある）。

結果、チンキムが實質君臨していた至元十七年（1280）から至元二十年（1283）までの四年間、割禮を行い得ず、至元二十三年（1286）まで羊の喉を搔切^{ウズ}る屠殺法が禁止されたのだ。

至元十七年に設置された帝室の財産管理をなす泉府司は、クビライの復権がなった至元二十一年の四月には中書省戸部の管理下に置かれ、いったん廢止された²⁷⁵⁾。その間の中書省の財務チェックを名目に（チンキム派の肅清が眞の狙い）、クビライは、舊アフマド派の答即古阿散等^{タージーク ハサン}に内外官廳の書類の特別監査を指示してもいる²⁷⁶⁾。至元二十三年といえはチンキム派の掃蕩がおわった年にほかならない²⁷⁷⁾。『百萬の書』²⁷⁸⁾が、ムスリムに対する冷遇を

また（クビライ・カアンは）サラセン人たちの呪わしき宗派——いかなる罪過であれ許され、かれらの戒律に屬さない者は殺して構わない²⁷⁹⁾——、然るにかの惡辣なアクマックとかれの息子たちも、（自分たちが）何らかの罪過を犯した因果だとは考えてもいなかったこと、に思いを致し、それ（イスラーム）をほとんど見下げはて、嫌惡を抱いた。サラセン人たちを御前に呼びつけ、かれらの戒律がかれらに命じていることの多くを、かれらに禁じた。かくて、かれらに「^{モンゴル}蒙古の體例に依^よつ着^て妻妾を娶^{めとれ}者²⁸⁰⁾」。肉を食する爲に、他^{ため}毎^{かれら}が^な做^{のどをきつてころすな}す如く動物を休^{かのものたち}抹殺者。却^{さけ}って它^{さけ}每^{さけ}的^{さけ}は腹を裂^{さけ}者」との聖旨一道を與えた。

と、時系列に誤りはあるが、至元十九年（1282）のアフマド暗殺事件の餘波・結果として説明づけるのも、あながち的外れではないのだ。

奇しくもこの年、フレグ・ウルスでは、マムルーク朝への遠征を準備中であったアバカ・カン、その弟マンガ・テムルがたてつづけに身罷っていた（680A.H. 12月20日／午年 ikindi ay 二月二十一日／1282年4月1日、681A.H. 1月16日／1282年4月26日²⁸¹⁾）。アルメニアのヘトゥム侯は、教皇クレメンス五世への報告書たる『東方史の華』（1307年編纂）のなかで、サラセン人——マムルーク朝からの使臣による毒殺だったと伝える²⁸²⁾（『集史』やパール・ヘブラエウスの『年代記』は、アバカの信賴を失っていた戸部尚書のシャムスウッディーン・ジュヴァイニーによる毒殺を匂わせる）。しかもカン位を繼いだのは、アバカの別の弟でイスラームに改宗、神祕主義に耽溺したとされるアフマド・テグデル（洗禮名ニコラウス）。即位するやシャムスウッディーンを重用し、マムルーク朝のスルタン・カラーウーンと友好條約を締結すべくクトゥブウッディーン・シーラーズィー以下の使節團を

派遣した²⁸³⁾。アフマド・テグデルからすれば、長年の外患解消のためのイスラーム標榜であつたろうが、ヘトゥム侯にすれば、一連の出来事は陰謀・悪夢以外のなにものでもなかった。したがって、王位を窺うフラジュ（フレグの子）、アルグン（アバカの子）たちが救世主に見えた。

ヘトゥム侯は、アルグン等がこの事態——マムルーク朝と手を結び、タブリーズをはじめとするフレグ・ウルス治下のキリスト教會の破壊、司祭・聖職者の追放を命じたうえ、あらゆるモンゴル人にイスラームへの改宗を迫っている——を大元ウルスに知らせた結果、怒れるクビライより即時「改め者。你的每惡い行いを罷め者。非那般呵、你每の征討に前去する也者」との聖旨が届けられた、とするす²⁸⁴⁾。マール・ヤバーッラーハー三世とラッバン・サーウマーが、クビライへの報告書にアフマド・テグデルの悪口を書いたとの誣告を以て一時期投獄されたらしいが²⁸⁵⁾、『元史』や『集史』にクビライがアフマドを威嚇する聖旨を發令した事実は確認できない。『集史』はガザンの改宗後に編纂されているので意圖的に省略した可能性ものこる。しかし、パール・ヘブラエウスは、アフマド・テグデルの時代も、キリスト教徒はほかの宗教と同様、あるいはそれ以上に庇護されていたと述べる²⁸⁶⁾。考えられるのは、ヘトゥム侯が“海内・海外諸番の國主”に頒布された『元典章』收録の當該聖旨を、自身の立場に都合よく解釋・利用した可能性である。

ひるがえって、ラシードウッディーンが事件の黒幕のひとりと看做して罵るイーサーは、たしかに

至元二十年二月十八日、呈したる中書省の咨に：[撒里蠻^{サルマン}²⁸⁷⁾、愛薛^{イーサー}の兩箇が省の裏に傳奉したる
 聖旨に「『斡脫^{オルトク}²⁸⁸⁾每底勾當は您的言語が是しいと爲すが上』麼道、行うのを罷めせ交めて了^{しま}つ來。如今、尋思した呵、這の斡脫每の言語が似是的一般で有る。

在先是、

成吉思皇帝の時分より今に至りて行われていたので有^たつ來。如今、若し他每底聖旨を拘收して^{しまった}了^{なら}の呵、却^てつて與え着、未だ曾て拘收せざる^{もの}的は休要者。若し防送するに百姓^{じんみん}を交て生受^しを行う底^{もの}が有れば、明白に說者^{いえ}。此レヲ欽シメ」²⁸⁹⁾。

とあるごとく、ムスリムやユダヤの經濟活動を遮斷しようとする動きと無關係ではなかった（この聖旨も、かの【同回^{サルタウル}の羊を抹殺し、速納^{スンナト}を做すを禁ず】と同じく省略・脱字が多い）。「站赤^{ジャムチ}においてムスリムの斡脫^{オルトク}たちが“貧窮^{じんみん}の百姓每を搔擾し來”との上奏が、中書省およびイーサーたちによってなされ（ほんらいなら通政院がおこなうべき上奏であらう）、斡脫^{オルトク}たちが所持していた站赤利用のための聖旨を取り上げていたらしいことも、ここに確認される。

ところで、この一連の事件の煽りを受け流罪になったとされるブハラ出身の學者ブルハーヌウッディーン。その師たるサイフウッディーン・バーハルズイーは、チャガタイ・ウルスに設定されたトルイ家の投下領ブハラの^{マドラサ}學院（クブラヴィー派のスーフィー教團）の主教／長老で、トルイの正后ソルコクタニ（モンケ、クビライ等兄弟の實母。ケレイト族の君主オン・カン^{マドラサ}の姪でネストリウス派キリスト教の信奉者）が最眞にした人物だった²⁹⁰）。くわえて、かのベルケが師事・歸依したとされるのも、このブハラの^{マドラサ}學院長にほかならない²⁹¹）。しかも、サイフウッディーンの子ブルハーヌウッディーンは、さきに少し觸れた A. H. 671 の事件——ブハラに駐屯するベルケ（アリク・ブケを支持していた）の muta'alliqān 從屬人員／nökör 伴當たちの一人と看做されたがために、チャガタイ家のアルグの部下に虐殺されたのだった²⁹²）。ブハラ郊外の Fath Ābād に建てられたサイフウッディーンの墓廟・^{ハーンカー}修道場に對し、孫の Shaykh Yahyā Abū al-Mafākīr Bākharzī（第三次カラ・キタイ政權キルマーンの駙馬家の歸依も受けていた）が莊園等を寄進した 1326 年、1333 年付けの文書が現存するほか²⁹³）、まさにその時期（タルマシリンの治世）にイブン・バットウタがここに宿泊しており²⁹⁴）、教團・學術の隆盛、モンゴル諸王たちによる庇護の繼續を窺わせる。

以上からすれば、サイフウッディーンの弟子と特記されるブルハーヌウッディーン（みずからもサイフウッディーンの法統に連なるジャマール・カルシーが、1264 年の末頃にカシュガルで歡待を受け交遊を深めた學者とおそらく同一人物）²⁹⁵）は、クビライがたって大都に招聘したか、あるいは教團側が特權・寄進の維持、さらなる勢力擴大・布教を念頭に選抜してクビライのもとに送り出した人物と考えられる（佛教の禪宗・教宗、道教の正一教・全眞教なども、本山・祖庭とは別に、連絡役として代表者をカアン^{マンジ}の膝元に置いていた）。そのかれさえもが失脚、^{マンジ}蠻子——おそらく杭州²⁹⁶）に左遷されたのだから、事態は相當深刻に受け止められただろう。

ちなみに、イエメンのラスール朝の歴史家ハズラジの『（ラスール朝史に關する）眞珠の首飾りの書』は、手前味噌よろしく、「羊を^{くびをきってころすな}休抹殺者」の禁令および“凡そ有る木^{ムス}速魯蠻^{ルマン}回回の商賈は這底^{ここ}から去つ^{てしま}了、回回田地^よ従り商人^{たち}毎が來て無い。諸商税が損壞し、奇罕^の的物貨也將來されて無い”状況の解除理由を、第二代君主スルタン・マリク・ムザッファル（1250-95 在位）に歸す。すなわち、クビライ・カアンが大元ウルス治下のムスリムに對し割禮の実施を禁止したため、交易に携わるかれらの悲嘆・困惑を察し、クビライに宛てて取り成しの書簡を^{したた}認め、その嘆願に見合うだけの莫大な獻上品を添えて送ったからだ、というのである²⁹⁷）。いずれにせよ、『元史』『世祖本紀』の“海内・海外諸番の國主に詔す”という記述が事實であったこと、ここに確認される。

じっさいのところ、こうした事態を打破すべく水面下で動いたのは、バハーウッディーン・クンドゥーズイー以下、江南の財務を牛耳るムスリム官僚たちであった。パ

クパ、アフマドといった巨魁亡きあと、クビライの信任・寵愛を一身に集めんとしていたサンガ——クビライの速古兒赤 ^{シュクルチ} sükürči 傘蓋持ちで、ティベットの政治・軍事および佛教の各宗派を統括する總制院のトップ——に接近したのである（悪名高い江南諸路釋教所の都總統／總攝でタングト族の楊璉眞佳／楊鞏眞加も無関係ではない²⁹⁸⁾）。このとき、一時的な賄賂とは別に、泉州、杭州經由で入ってくる諸外國の使臣・隊商がもたらす貴奇な獻上品や物貨の一部、利得の定期的な上納・分け前も約束したに違いない（海運を掌る行泉府司はそのために設立された）。そして、かれらが至元二十四年から二十八年初めまでの四年間、尙書省以下、各財務官廳の支柱、實働部隊となり、サンガの地位を確固たらしめたのである。この提携は、莫大な利権の前には“宗教”の違いなどまったく問題にならないことを、よく示している。

『集史』は、至元二十八年に發覺したサンガの收賄事件の處分について、以下のように述べる²⁹⁹⁾。

〔桑哥の〕言語が傲慢（で有り）且つ無禮で有つ來的上頭、〔クビライ・カアンは〕「汚物^{くそ}を他の口裏^{かれ}放^{はな}下^{くだ}せ交^まめ者^し」³⁰⁰⁾ 麼道命じ、捕^と捉^とし着^て、大^{タージーク}食^{ノヤン}の官人^{たち}毎^{うち}の裏參^{うち}内^{うち}し着^て有^い來^{ところ}的^の忻^{ヒンドウ}都^{ジャサク}と扎^{うち}撒^しの裏^{はかのものたち}に入^{マンジ}去^にせ交^{みな}め來^に。另^い的^た毎^{つかわ}は蠻^た子の地^な面^な裏^な有^な來^な。都^な捕^な捉^なすべく^な差^なし來^な。Bahā al-Dīn Qunduzī 寶合丁、Malik Nāṣir al-Dīn Kāshugharī 滅里納速刺丁、‘Umar Qīr qīzī 烏馬兒、Shādī zūchāng 沙的左丞を將^もて來^こさ交^しめ、〔他的每も亦た〔殺者／捉え者〕〕麼道命じ來^{そのこ}。在^な後^ご、〔Bahā al-Dīn Qunduzī 寶合丁をば他的父根底討^{かれ}求^{より}し了^て有^し來^な交^なめ來^なの^なだ^なった^な也^な、俺^{われ}は〕麼道、他^{かれ}に聲^{こゑ}音^{おと}を與^あえ、自^{みづか}らの手^てを以^もて（幾^{いく}次^{たび}）打^うち、枷^{かぎ}を做^なして内^{うち}室^{しつ}に投^なじ來^な。Nāṣir al-Dīn 納速刺丁をも〔俺^{われ}が Kāshughar 從^より討^と求^{もと}し了^て有^し來^な交^なめ來^なの^なだ^なった^な也^な〕麼道、他的家財^{かれ}を還^{かへ}し與^あえ來^な。恩^{おん}賜^みが做^なされた時^{とき}分^{ぶん}、（滅里納速刺丁は）氣^き前^{ぜん}の好^よい器^き量^{りょう}の太^おきな男^{おとこ}で有^あつ來^な那^な的^{てき}緣^{えん}故^こに因^より、多^{おほく}の朋^{とも}友^{とも}毎^{うち}が有^あり、他^{かれ}が騎^{また}坐^ざするに即^{ただち}時^{とき}に衆^{おほ}く^くの男^{おとこ}毎^{うち}が他^{かれ}與^{とも}一^{いっ}同^{どう}に騎^{また}乘^せ〔隨^{ずい}行^{ぎょう}〕し來^な。道^{みち}中^{ちゅう}、老^{らう}齡^{りやう}の太^おき上^{じやう}頭^{とう}車^{しや}上^{じやう}に坐^まじ^まりて去^さく^くの^{ところの} amīr KRAY bāurchī > Keley bawurči 怯^{けつ}烈^{りやう}／怯^{けつ}來^{らい}寶^{ほう}兒^に赤^{しやく}（＝厨^く子^し）官^{くわん}人^{にん}に遇^あつ來^なが、滅里納速刺丁は、徒^と黨^{だう}の稠^{ちゆう}密^{みつ}なる故^{ゆゑ}に、他^{かれ}を〔見^みるも／見^みず〕平^{へい}安^{あん}・祝^{しゆ}意^い（＝挨^あ拶^{さつ}）を做^なさなかつ來^な。他^{かれ}（＝怯^{けつ}烈^{りやう}）は生^い氣^かつ來^な。Badaḥshān の Pahlavān-Malik / 王^{わう}國^{こく}の力^{りき}士^し——嘗^{こゝろ}て此^{こゝ}處^{ところ}（＝フ^ふレ^れグ^ぐ・ウ^うル^るス）に來^きた^なこ^{ころ}が有^ある——が他^{かれ}に説^いう^うに^は「這^{これ}は殺^{ころ}され^るる^べき^きで有^あつ來^な的^{てき}滅里納速刺丁^{めつりなすしりてい}で有^ある。釋^{しやく}放^{はう}されて即^{こんなんにも}時^{とき}に這^{こゝろ}麼^な傲^お慢^{まん}・不^ふ遜^{そん}を習^{しやく}得^{とく}し、這^{こゝろ}麼^な衆^{しゆ}騎^きが他^{かれ}と騎^{また}坐^ざし來^な也^な。又^{また}、毎^{まい}歲^{さい}、一^{いっ}千^{せん}の好^よき的^{てき}を Qāidū 海^{かい}都^と〔軍^{ぐん}〕の爲^{ため}に送^{おく}つて有^ある也^な〕麼道説^えつ來^な。怯^{けつ}烈^{りやう}は憤^う怒^どの裏^{うら}に因^より、皇^{かう}帝^{てい}の御^ご前^{ぜん}に去^さつ來^な時^{とき}分^{ぶん}裏^{うら}、他^{かれ}を中^{ちゆう}傷^{しやう}し來^な。「他^{かれ}を再^{また}び將^もて來^こ着^し扎^て撒^さの裏^{うら}に入^{マンジ}去^にせ交^{みな}め者^し」麼道 聖^{せい}旨^しが了^なつた。烏^う馬^ま兒^に、沙^さ的^{てき}左^さ丞^{しやう}は、Ājīqī 阿^あ只^し吉^き大^{だい}王^{わう}が求^{もと}情^{じやう}を做^なし來^な的^{てき}上^{じやう}頭^{とう}、他^{かれ}每^{まい}的^{てき}を死^し罪^{ざい}に據^よいては

赦し來。亦た、寶合^た丁も解放し來。桑哥^たの替頭裏^{サンガ かわりに} Üljai chingsāng^{オルジェイ} 完澤 丞相を置^たい來。
泉州の市舶司長官だったバハーウッディーン、およびマリク・ナースイルウッディーン
の二人はクビライみずからが、ウマルとシャーディーの兩名はチャガタイ家のアジキ大
王が契約・雇いあげた幹^{オルトク}脱出身の官僚で、王室の資金運用に缺かせない人材だったこと
が、ここに判明する（チャガタイ家は福建に投下領を有していた³⁰¹）。漢文資料によればウマ
ルと同僚で、『集史』が“京師／行在の城子の丞相だった”という江淮行省の平章 Shihāb
al-Dīn 沙不丁／沙福丁も、クビライの聖旨によって罷免・助命されているが³⁰²、かれの
ニスバもクンドゥズィー。つまるところ、バハーウッディーンときわめて近しい親族
—— おそらくは父子・兄弟だったからだろう。ただ、幹^{オルトク}脱による中央アジアのカイドウ
軍への資金・情報提供は、はやくから懸念されていた問題でもあり³⁰³、告發があった以
上、マリク・ナースイルウッディーンについては、見せしめとして死刑にせざるを得な
くなったものと見える。

バウルチのケレイ^{ノヤン}官人は、チャガン・タタル族の出身で、もともとフレグ・ウルスに
仕えていた。息子のひとり HNDAN は、アフマド・テグデルの側近であり、駙馬でも
あった³⁰⁴。アフマドの廢位後（1284／至元二十一年）、アルグンにより、クビライのバウル
チであったボロト／ボラド丞相³⁰⁵ —— イーサーとともにフレグ・ウルスに派遣された
が、至元十二年のクビライ危篤時、露骨にチンキムの新體制に乗り換えた上、至元十九
年のアフマド暗殺事件の主犯格と目されたため、國外追放處分としての、歸國を赦され
ない使臣^{エルチ}であった³⁰⁶ —— と交換するかのごとく、一族をのこして³⁰⁷、父子ともども大
元ウルスに來到³⁰⁸（歸國するイーサーと同道した可能性もある）した。少なくとも息子のほう
は、アルグンの歿後（1291年3月10日以降）に歸國、ガイハトゥ（アバカの子。アルグンの
弟）に仕えたと考えられる³⁰⁹。この一連の事件の詳細・消息を —— 『蒙古脱ト赤顔』／ウ
イグル文字モンゴル語譯金書『世祖實錄節文』（成宗テムルによる檢閱濟。1304年2月完
成）³¹⁰ の語るところに加えて —— いまやフレグ・ウルスの丞相となったボロト等に傳え
た張本人かもしれない。

ちなみに、助命されたバハーウッディーンとシハーブウッディーンの親族 Shams
al-Dīn Qunduzī 瞻思丁は、成宗テムルの御世のはじめ —— 大徳元年（1297）二月二十七
日以前³¹¹、カアンに賣られた寶飾品の價格をめぐる贈賄事件にまきこまれた³¹²。中書省
の Dānishmand chingsāng^{ダシュマン} 答失蠻丞相（ケレイト部族出身）³¹³、Tūinah^{トイナク} 脱因納、Sārbān^サ 撒
里蠻、Īghumish^{イグミシュ} 亦黑迷失、Tikah^{テグ} 帖哥／鐵哥平章³¹⁴等ウイグル系の高官たち、Īsā finjān
kalamachī^{イーサー} 愛薛平章怯列馬赤、Bāyān finjāng 平章（＝サイイド・アジャッル／アブー・バク
ル）³¹⁵ の弟 Bāyanchār^{バヤンチャル} 伯顔察兒、そのた4名の平章とともに逮捕・監禁されたのである。
なんとクンドゥズの幹^{オルトク}脱は、逞しくもかつての敵と手を組んでいた。闊^コ闊^コ眞^{ジン}皇太后（＝裕

宗チンキムの正妃、成宗テムルの母后。^{バイラムエグ チ}伯蘭姐姐の呼稱で呼ばれた實力者）の助命嘆願でさえも聞き入れられず、一同は膽巴師父^{タン バ バクシ}³¹⁶⁾のとりなしによってはじめて釋放された。ティベツト佛教僧とイスラームの共存・人脈はまだ續いていたのである。

3. クビライとフレグ・ウルス

モンケ・カアン之急逝がなければ、存在しえなかったであろう大元ウルスとフレグ・ウルスは、手中にした版圖と富を守るために、いちはやく手をむすび、強固な協力関係を築き上げた。それを象徴するのは、『選史』「フレグ・カン」³¹⁷⁾の

かれの治世においては諸の farmān 令旨の冒頭はカアンの名を以てあった。という一言だろう。實證しうる令旨現物、寫し等はいまのところ見つかっていないが³¹⁸⁾、貨幣では確かに（クビライ）カアンの下に、il-qan たるフレグの名が刻まれる³¹⁹⁾。

そのフレグが逝去すると、Aliqan 妃^{カトン}（オイラト部 Tinggiz 駙馬の娘。フレグの第八子 Ajay 大王の母）、必闐赤アルグ官人^{ビチクチ ノヤン}、トクス后^{カトン}が立て續けに亡くなるなど³²⁰⁾、後繼者をめぐって暗闘が繰り広げられた。最終的に、フレグの^{イェケ・ジャルグ チ}大 扎魯忽赤^{ビリク}で遺訓も掌ったシクドウル官人^{ノヤン}、外戚スウンチャク（＝スグンチャク）^{アカ}兄等の協力を得たアバカ——長子だったが、母イスンジン妃の位は高くなく、嫡子とはいいいかねた——が選出された。衆人を納得させるため、かれらは敢えて正統性の保證として“凡そ人の住める地域の君主で、チンギス・カンの子孫^{ウルク}全ての兄^{アカ}たる皇帝^{カアン}”クビライの敕命を求めた。そして、1265年6月19日開催の即位式は假のものとし、返事を待つ間——正式な即位式は意に反して1270年11月26日までずれこんだ——^{たかみくら}寶座／御榻ではなく^{ソフイー}sandali 交床／交牀に坐して政務を執ったのだった³²¹⁾（五年もの歳月を要した理由としては、バルケとの戦闘やいわゆる「タラス會盟」とそのごの中央アジアの動亂が挙げられる）。『選史』「アバカ・カン」³²²⁾の

父の後は、かれの伯父クビライ・カアンの聖旨を以て統治權はかれが負い、かれの名が各命令書の冒頭に据えられた。

との記述が事實であることは、傳來の各種國書や貨幣によって確認できる³²³⁾。同様に、アバカの子アルグンも、クビライの認可を得るために即位式を1284年8月11日と1286年7月4日の二度執り行い³²⁴⁾、令旨の冒頭にカアンの名を必ず置いた³²⁵⁾。

なお、『集史』、『選史』は、ともに成書時の公式見解たるフレグーアバカーアルグンーガザンの王統を強調するため意圖的に言及しないのだが、ムスリムとなったアフマド・テグデルがマムルーク朝のスルタン・カラーウーンに送った國書も“慈悲深く慈愛遍きアッラーの御名において、上天の氣力^{ちから}の裏に、皇帝^{カアン}の福蔭^{うち}の裏に、アフマドの farmān 令旨”から始まる。貨幣の打刻においても在前の體例にきちんと則っている³²⁶⁾（これは、前

節で紹介した『東方史の華』が殊更に枉げた解釋・記述をなしていることを示唆する)。かれのみならずガイハトゥもバイドゥ（フレグの孫。タラカイの子）も“皇帝の名の裏に”自身の名——Irinjin-Dörji, Bayduを續けて配した³²⁷⁾。したがって、アフマド・テグデルやガイハトゥもそれぞれ即位時に大元ウルスに聖旨を求めた可能性が高く、じっさい後者は1291年7月23日、1292年6月29日と、二度即位式を行っている³²⁸⁾。ようするに、クビライ一代を通じて、フレグ・ウルスは、大元ウルスを宗主とする姿勢をまったく崩さなかったのだ。

かれらの協力関係を具現する初期の例に“フランク式大型投石機”がある。クビライは南宋征伐の成否の鍵を握る襄陽攻撃のために、アバカに飛距離の出る巨大な新型投石機の技師の派遣を要請した。アバカはすぐに、イスマールとアラウッディーンを選び出し、かれらが抱える技術集團とともに陸路、^{ジャムチ}站赤にて派遣、至元八年（1270）に大都に到着した³²⁹⁾——このころ、Färsの諸路府を治めていた萬家奴が罷免され、モンゴル流の死刑からの救済措置として、クビライのもとに使臣の名目で派遣されており、護衛も兼ねてかれらと同道した可能性がある（アバカの第二次即位式に参加したクビライの使節團が歸還するさい、隨行した可能性も否定できないが³³⁰⁾）。とうじは、クビライの使臣が、チャガタイ・ウルスのバラクやオゴデイの孫のカイドゥに拘束されるなど（使臣は密偵の職務も擔う）、それなりの危険があった³³¹⁾。ちょうど（3）サイフウッディーン達の誅殺と（4）パルヴァーナの陰謀のあいだに位置する時期である——。投石機は江南接收に大いに寄與し、結果として大元ウルスとフレグ・ウルスは、至元二十三年（1286）頃までに、陸路のみならず海路でも繋がることのできたのである。

クビライは、至元十年（1273）の時點で、海路の開拓・連結を見据えているかのごとく、アバカの令旨のもとに稀少な藥も廣く求めさせていた。『元史』卷八「世祖本紀五」には、

〔春正月己卯（25日）〕，詔して，扎朮呵，押失寒，崔杓を遣わすに金十萬兩を持たしめ，諸王阿不^{アバカ}合に命じ獅子國（＝セイロン）に藥を市せしむ。

とある。海路の開発にともない重要な中繼點となったのが、^{マアバル}馬八兒（＝大マラバル，コロマンデル海岸³³²⁾）で、泉州から百二十八日、フレグ・ウルスからは十五日行程であった。泉州からホルムズ海峡までを二百日餘りと述べる例もあるが³³³⁾，大元ウルスの外交使節團・贈答用の珍獸たちの食糧の^{シュス}首思／分例では、寄港地での外交・商業活動，風・潮流を待つ日數を含めて、往復で約三年が計上されていた³³⁴⁾。

クビライは、チンキムから實權を取り返した至元二十二年には早速、マスウードとアリーにそれぞれ驛傳利用の虎頭牌・金牌を支給し、中統鈔千錠（＝銀五萬兩）を持たせてマアバルに貴寶を求めに行かせている。いっぽう、チャンバやジャワへの遠征で知られるウイグルの^{イグミシュ}也黑迷失も、

二十四年、馬^マ八^ハ兒^ル國に使いし、佛鉢・舍利を取る。海に浮かび風に阻まれ行すること一年にして、乃ち其の良醫、善藥を得るに至る。遂に其の國人と與^{とも}に方物を來貢す。又、私錢を以て紫壇木の殿材^{あがな}を購^{あわ}ひ并せて之を獻す³³⁵。

という。この佛鉢・舍利は、敬虔な佛教徒であったイグミシュ³³⁶⁾が至元二十一年（1284）に僧迦剌國シンカラに使いしたさいに、觀光という名目で下見を済ませていたもの。かれの報告を聞いたクビライが欲しがったため、マアバル經由で入手したと見られる。クビライは、タンゴトの楊璉眞伽に命じて慶元路（＝寧波）の阿育王寺から正真正銘の本物とされていた佛舍利を朝廷に運ばせたが³³⁷⁾、それに飽き足らず、さらに廣く求めさせたのである（成宗テムルの治世の初めに緬國／ミャンマーから献上された佛舍利も、おそらくこの時の問い合わせに應じたものだろう³³⁸⁾）。至元二十二年より『大藏經』の漢譯・ティベツト語譯の校勘事業も開始されており³³⁹⁾、チンキムの死が少なからず影響しているだろう（『元史』の「世祖本紀」は、至元二十二年以降、各年末の總括に國家主催の佛事の回數を記す）。

ちなみに、『百萬の書』の「(再び) セイロン島の記」の項にも、Sergamoni borchan/Sagamoni Borcan/Sogomonbarchan 釋迦牟尼佛（アラビア文字の表記に依據していることがわかる）の齒・毛髪・鉢を入手するために遣わされたクビライの大使節團のことが、しっかりと書きとめられており、^{カンバリク}南^{カンバリク}城で奉迎の式典が開催されたという³⁴⁰⁾。管見の限り、佛舍利の式典の開催日時を明確に記したものはないが、至元二十六年に、旃檀佛を大聖壽萬安寺の後殿に奉納しなしており³⁴¹⁾、『世祖實錄』にも特記されたことからすれば、兩方一緒に執り行われたのではないかと推察される。そして、なにより注目すべきは、『集史』「アルゲン・カン紀」³⁴²⁾に、ほぼ時を同じくして、

[687A.H] 3月7日(1288年4月11日／至元二十五年), Nūqā[i]ノガイ・ウルスの根前より、使臣たちが Jūy-i nau 新河³⁴³⁾の沿岸に到着し、shārīl 舍利(śarira 室利羅／設和羅 Uig. śarir)を將て來た。佛教徒たちの考えでは以下の如くである。すなわち、Shakamūnī burkhān 釋迦牟尼佛を茶毘に付していたとき、かれの心臓のそばで骨が(水晶の)數珠のように透明に輝き、燃えなかった。それが「舍利」と呼ばれる。かれらによれば、釋迦牟尼佛のように崇高な位階に至っていた人(=僧)は皆、茶毘に付されたとき、その舍利が燃えない。要するに、それが將來されたとき、アルグン・カンが出迎え、數々の金貨をそれに向けてばら撒かしめ、欣喜雀躍した。そして數日間、宴會^{トイ}・歡樂に耽った。ところが、3月末日、アルグン・カンが Pilsuvār³⁴⁴⁾の疆域に下馬を命じられたとき、背信者で探馬軍^{タマ}の Tūqtāi (ジョチの曾孫。シバンの孫。バラカンの子)³⁴⁵⁾が五千の騎兵とともにデルベンドを通過し、幹脫^{オルトク}たち・商賈たち全員を掠奪してしまった。との報が届いた…。

と述べられることである。かつて、ベルケ軍の先鋒として何度もフレグ・ウルスと死闘

を繰り広げたノガイ大王だったが、そのごアバカ・アルゲン父子と二重三重の姻戚関係を結び³⁴⁶⁾、さらにはアバカと同じく、ミカエル・パラエオロゴス八世の娘も娶っていた(ノガイの本據地は黒海北岸にあり、幹脱・商賈の往來のためにも、ボスポラス海峡を押さえるビザンツとの通好は必須であった)。アルゲンに佛舍利を贈って來たのもそうした縁があったからこその、クビライ・カアンが探求中という事情についても、承知していたのかもしれない。しかも、とうじジョチ家では、4人の宗王が當主トダ・マンガ／トダ・モンケ(パトゥの孫。トクカン／トゥカンの子)³⁴⁷⁾を實質廢位に追い込んで共同執政、時期當主を見据えた暗闘がつづく極めて不安定な状態にあった³⁴⁸⁾。オルダ・ウルスの當主コニチ(オルダの孫。サルタクタイの子)が、クビライおよびアルゲンと友好な関係を築こうと努めたのも³⁴⁹⁾、ノガイとはほぼ同じ事情・意圖からだろう。

なお、ノガイの娘のひとり QNAQ/QBAQ は、ジョチ・ウルスのコンギラト駙馬家(ウイグル佛教を信奉)のヤイラクに嫁いだのち、イスラームに改宗して家庭の不和、兩家の龜裂を招いたとされ³⁵⁰⁾、やがては『百萬の書』末尾でも言及される有名なノガイとジョチ家當主トクタ(パトゥの曾孫。トクカン／トゥカンの孫。マンガ・テムル／モンケ・テムルとコンギラト駙馬家オルジェイ・カトンの子)³⁵¹⁾の戦いに發展してゆく。

ひるがえて、フレグ、アバカと同様、佛教を庇護したアルゲンは、みずからも財を投じて佛寺を建立したが、その殿内にはアルゲンの肖像畫が描かれていた、という³⁵²⁾。河南は少林寺の壁畫——唐太宗の事蹟圖のようなものだった可能性もあるが、大都のティベット式寺院に建立者・寄進者たる皇帝・皇后、皇子の御容が設置されていたことと連動するかもしれない³⁵³⁾。ガザンもイスラームに改宗する前は、フレグやアルゲンが熱心に建築事業を行ったホラーサーンの Khabūshān³⁵⁴⁾に寺院を建立していた³⁵⁵⁾。であれば、こんご『元代帝后圖冊』(臺灣故宮博物院藏)、『元代后妃太子像冊』(北京故宮博物院藏)に類するフレグ・ウルスの歴代カン、后妃たちの御容の下繪、寫しが發見される可能性も皆無ではない。

また、やはり佛舍利の入手と同じころ、1287年から1288年、クビライとアルゲンの使臣として、ヨーロッパ諸國を歴訪したラッパン・サーウマーは、ローマ教皇に“聖遺物”を所望し、キリストの衣の小さな切れ端、聖母マリアのヴェールともいわれる手巾、聖徒たちの遺骨の小片幾つかを持ち歸った³⁵⁶⁾。モンゴルが「形ある聖なる品」を嗜好したことがよくわかる。

いっぽうで『集史』が

アルゲン・カンがタブリーズに到ったとき、^{ラマダーン}斷食月の祝祭(1290年10月6日)が近かつたので、「^{うち}タブリーズの城子の裏に四箇の minbar 説教壇を設け者」とて命じた。
^{カーディー}哈的たち、^{イマーム}道師たち、^{おお}衆くの^{ムスルマーン}木速魯蠻たちが參じた。^{アーイー}清規／^{アーヤト}節を以て、可

能な限り全き祝祭の納麻思^{ナマズ}たらしめた。哈^{カーディー}的^{ディー}たち、khaṭīb 講師たちは、尊敬・慰撫を受けて歸還した³⁵⁷⁾。

と書きとめるごとく、イスラームに対しても變らず敬意をはらい、資金を投じていた。

ちなみに、先述の『百萬の書』の「セイロン島」あるいは「ザンギバル島」によると、著者は“la **mapemondi** des mariner de cel mer/**mappa mundi** marinariorum illius maris/**Mapamondi** di marinari di quelli Mari この海の船乗りたちの世界圖”³⁵⁸⁾，“**le compas e la scripture** de sajes mariner que usent en cel mer de Yndie/**compasu ostenditur et scripura** marinariorum conversantium in illo Mari de India/**scrittura** da quelli, che hanno **compassato** quel Mare d'India そのインド洋を往來する（博識の）船乗りたちの海圖と書き物（指南書）／インド洋をコンパスで測定したものたちの書き物（指南書）”³⁵⁹⁾なるものを参照し、セイロン島の大きさや點在する島嶼の總數を記述しているが、これはまさに『祕書監志』卷四「纂修」の

至元二十四年二月十六日、奉じたる祕書監の臺旨に「福建道の海を騙^{わた}り行く船の回^{ムス}リム^{ムス}毎^{ムス}は、海^{ムス}の道を知る同回^{アラビヤ}文字の刺・那麻 **Rāh-nāmah**（＝道の書／指南書）を有す。

中書省に具呈したれば、合屬^{くだしふみ}に行下^{もと}して、取り索^よめ者^者」。此レヲ奉ゼヨ。

の **Rāh-nāmah** と同じ類のものだろう。いわゆるマルコ・ポーロの一家は、クビライがアルゲン・カンの請求に應じて、ブルガン^{カトン}后の後釜となるバヤウト部族の娘コガチン妃³⁶⁰⁾を選出し、海路を利用してフレグ・ウルスに送り届けた際、その使臣たち——アルゲン側の使臣³⁶¹⁾は Oulatai/Vlatay<Ūlatāy（スルドウス部）³⁶²⁾，Apusca/Apushca<Abishuqā/Ābishuqā（オロナウト部。aqtači 管騙馬的）³⁶³⁾，Coia/Coza<Kwājah——に同行したことになっている。そして、この使節團が『集史』³⁶⁴⁾や『經世大典』の「站赤」³⁶⁵⁾の記述

〔至元二十七年（1290）八月〕十七日、（戸部／兵部）尙書の阿難答^{アーナンダ}、都事の別不花等^{ベク・ブ・カ}が奏するには、「平章の沙不^{シハー・ブッディーン}丁^丁の上言に『今年三月、旨^{ウラタイ}を奉じて、兀魯^{ウラタイ}解^{アビ}、阿必失^{シュカ}呵^{コジャ}、火者を遣わし、道^{マア}を馬^{バル}八兒^{アルゲン}に取り、阿魯^{アルゲン}渾^渾大王位下^位に往^ゆくに、同行の一百六十人の内九十人³⁶⁶⁾は、已に分例を支すも、餘りの七十人は、聞^きくならく是^これ諸官の贈遺及び買得する所の者³⁶⁷⁾なれば、乞^こうらくは分例の口糧を給せざらんことを』と」。奉じたる旨に「之に與^よる勿^なれ」。

と完全に合致することは、あまりにもよく知られた事實である。“フランク式大型投石機”を製作したイスマーイールとアラウッディーン一族の功績を横取りする“ポーロ一家”であってみれば³⁶⁸⁾，**Rāh-nāmah**の記述をはじめ、フレグ・ウルスで編まれたペルシア語の地理書・歴史書・使臣の報告書等を参照しながら、過去のローマ教皇廳、フランク王國、アラゴン・カスティーリヤ王國とフレグ・ウルス、大元ウルス間の外交使節の事蹟、歴史にのこる戦闘をつなぎ合わせ、読み物としての「クビライ・カアン紀」（ま

さに即位時から死去までを扱っている) を作り上げた、と考えるのが妥当だろう。そもそも、『百萬の書』がある程度史料として使用に耐えるのは、この成り立ちによる。

なお、*Rāh-nāmah* の情報は、至元二十三年に大元ウルスの國家プロジェクトとして製作が開始された「天下地理總圖」にも取り込まれた。この世界地圖のなれの果て——民間ヴァージョンが、李澤民(字は汝霖)の「聲教廣被圖／聲教被化圖」であり、こんにち、その全容は日本に傳來する數種の「混一疆理歷代國都之圖」によって知りうる。漢兒と同回の圖子ちずを一枚に合體させた「天下地理總圖」であったが、ヨーロッパとジョチ・ウルスの情報が少なかった³⁶⁹⁾。その理由は、『集史』「アルゲン・カン紀」が教えてくれる。

吉祥なる諸旗は、駐夏 Alātāq³⁷⁰⁾ に向かい、[689A. H. 8 月]13 日 (1290 年 8 月 21 日) に其處に到着した。そこから [Vaṣṭān/Vaṣṭān] の Vān³⁷¹⁾ への路を以て歸還を命じた。[その地において／その下營の最中]、[偉大なる Maulānā (=我らの師)——彼ニ平安アレ／Maulānā] Quṭb al-Dīn Shīrāzī が拜謁に參上した。そして Darā-yi Maghrib 地中海、その諸の灣、岸の圖——西方・北方の田地／邦土の多くを包括している——を職掌以て奏上した。[アルゲン・カン／君王] は、かれとの會話をひじょうに氣に入られた。何となれば、兀林國ルムの田地の解説が續いたからで、その途中で、君王の視線はルームの心臓部である 'Amūriyah の上に落ち、その説明を Maulānā に指示した。かれは、きわめて適切に君王への祝壽・贊辭からなる常套句、その情況の解説を述べた。それは甚だ腑におち、圍獵のために上馬しながら、Maulānā に言った。「[[俺毎／俺われら]] が歸還した時分に、來者こゝ。非常に快活地におまえ 你こゝ が説いいて着有る言辭ようぞを談じ也者、(俺毎)われら」…³⁷²⁾。

アルゲンがいくら協力したくても、至元二十四年にフレグ・ウルスに到着したと見られるクビライの使臣たち塔叉兒タガチャル、忽難クナンに持ち歸ってもらうアラビア地圖にはおそらく限界があったのだ³⁷³⁾。むしろその要請を受けて、クトゥブウッディーン・シーラーズィー等に、新たな地圖の収集・製作を命じたのではないか。この記事は、13 世紀末にピサ圖(フランス國家圖書館藏 Rés. Ge. B. 1118) に類するヨーロッパ製の地圖をフレグ・ウルスが入手していたこと、mappa mundi——有名なクレスキスのカタルーニャ地圖の土臺となった 1313 年の P. Vesconte の地圖(フランス國家圖書館藏 Ge. DD. 687)、1330 年代の A. de Dulceto の地圖の起源が、さらに早期に遡る可能性をも示唆する³⁷⁴⁾。

クビライの長年來の懸案であった金銀比價、度量衡などのユーラシア東西の統一基準の確定、「知」の交流が一氣に進んだのも、このアルゲンの時代であり³⁷⁵⁾、ムスリムのネットワークがそれに大きく寄與したことは、間違いない。さいごに、アルゲンが眼に見える形で大元ウルスを模倣した最大のプロジェクトを紹介しておこう。

アルゲン・カンは、建築事業をひじょうに好んでいたので、タブリーズの Sham の

地に壮大な城子を設立した。そこに雄大な諸宮殿が基礎を作られ、「希求する^{もの}は
不^{だれで}揀^{あつてもみな}是誰^{そこ}都^れ、那里^{そこ}に房屋^れを造者」とて命じた。(城内に) **kahrīz** 坎兒井を流させた。
それ(=その城子)を **Arghūniyah** と名付けた。Sharviyāz/Sharūyāz にも大城を建て
ていた。数多の錢糧がその建設に費やされたが、完成に到らなかった³⁷⁶⁾。

また、『集史』の寫本によっては、「アルゲン・カン紀」第三部 —— ほんらい「聖訓／金
言／制誥録」を収録する部分 —— に、ガザンの弟のオルジェイトゥ・スルタンの時代以
降になって書き加えられた情報があり³⁷⁷⁾

かれは建築物の創修にこの上ない嗜好・喜びを抱いており、祖父・父と同様、建築・
建設に夢中であった。タブリーズの西側に、衆人が Shām と呼んでいる Shanb の疆
域に、ふたつの雄大な qaṣr 宮殿を基礎・土臺から創った。ふたつの宮殿の間に城子^{まち}
を建設した。城内に、ふたつの壮麗な ṣuffah^{うてな} 臺 —— aivān-i Kasrā ホスロー一世宮
のごとき —— を建ち上げ、丸天井の諸亭子、弓形の諸回廊、人を魅了する彫刻／色
彩の施された慈善の諸建築物を築いた。**Arghūniyah** と名付けた…。Qongqor öleṅg
黄兀兒月良の草原に、Sharviyāz の方面に、城子を建設した。泉・地下水路を流させ
た。たくさんの錢糧を其處に費やしたが、短命であったために、かれの治世に完成
せず、オルジェイトゥ・スルタンが自身の統治期間にそれを完成させた。そして
Sulṭāniyah³⁷⁸⁾ と名付けた…。

という。城内に渠を引き込む形式は、大都と上都³⁷⁹⁾、京兆の安西王府と開成府(開城
府)³⁸⁰⁾ 等に類似する³⁸¹⁾。使臣たちの報告はもとより大元ウルスの各城郭圖、風景畫を入
手し、参考にしたのである。じっさい、『集史』「クビライ・カアン紀」【^{キタイ}漢兒の田地にお
いて命じたカアンの諸建築、その諸路府において定めている諸の體例、慣習、統、次
序】³⁸²⁾ は、大都の諸宮殿^{カルシ}の説明をなし、編纂初期の姿に近いと考えられる寫本のひとつ
ラムプル本では“その圖像は、以下に描くような形状である”として孔雀を屋根に停ま
らせた中國式の宮闕とそれを挟む二つの臺の^{ミニチュール}細密畫を描く。ロンドン本では、“その圖
像は、君王ガザンの名を以てあつた原本に描かれていたが、ここでは省略した”と註釋
を附す。そして再び本文“カン・バリク(=中都／南城)と大都を大きな川が通過する”
と續く。14世紀後半の筆とされる *Mi'rāj nāmāh* の挿繪(Topkapı, Hazine2154, f. 107a.)にお
いて、預言者ムハンマドに天使が差し出す城子の模型は、城郭の内側を河渠が廻り通過
してゆくもので³⁸³⁾、Arghūniyah/Sulṭāniyah の影響を受けている可能性が高い。

4. 『集史』が語る後日談

ラシードウッディーンは、「テムル・カアン紀」に、大元ウルスからの最新ニュースと

して、【Tangqūt 河西の邦土／田地における君王で木速兒蠻^{ムスルマン}となっていたクビライ・カアン^{マンガラ}の息子 Mangqalān 忙哥剌／厖各辣の子 Anandah 阿難答^{アーナンダ}／阿難達大王の記、およびその邦土の諸事情に關する些かの解説とかれの王國の狀況報告】³⁸⁴⁾ を敢えて收録した。

アーナンダ大王はマンガラの子であり、マンガラはクビライ・カアンの第三子だった³⁸⁵⁾。[クビライ・カアンが生天／崩御し了のち、] テムル・カアンは、クビライ・カアンがマンガラに與えていた軍勢およびかれのものであった Tangqūt の邦土を、體例に依って（そのまま）アーナンダに付與 [した／を命じた]³⁸⁶⁾。Tangqūt は巨大な經度・緯度ともに廣がった王國であり、漢兒^{キタイ}のことばで hūwāsi 河西 —— 「西方の大江」の謂い —— と呼ばれている。かの邦土は漢兒^{キタイ}の西側に当たっているため、當地の人々によってこの名が付けられたのだ。かれらの君王たちの御座所がある彼處の諸の大城³⁸⁷⁾ は、以下が詳細である。Kinjānfū 京兆府³⁸⁸⁾，Qamjū 甘州³⁸⁹⁾，Arzauī < Mon. Erije'ü 西涼³⁹⁰⁾，Khalajān 賀蘭山³⁹¹⁾，Aq-bāliq/Āq-bāliq 重慶³⁹²⁾。また、かの王國には二十四の大きな城池³⁹³⁾ がある。そこの大部分の人々は木速兒蠻だが、かれらの農民 [ども]・佃戸どもは偶像崇拜者である³⁹⁴⁾。かれらの容姿は漢兒^{キタイ}に似ていて、以前は錢糧^{キタイ}を漢兒の君主たちに納付していた。諸城子にはそれぞれ漢兒^{キタイ}の名が決められており、かれらの慣習・風俗・法令・道理は互いに似ている。

アーナンダの父マンガラには子女がほとんどいなかった³⁹⁵⁾，アーナンダをテュルクスターン出身の木速兒蠻^{ムスルマン}，Mihtar 長老／馬丁 Hasan aqtachi (< Mon. aqtači 騙馬を管するもの) という小名の^{なまえ}的^{もの}に「育て者^よ」とて委ねた。その男の妻の zulaikhā という小名の^{なまえ}的^{もの}がかれに授乳した。それゆえ、木速兒蠻の教義がかれの心に通い巡りて固まった。Qur'an『聖經』を學び、大食^{タージーク}の文字を極めて上手に書き、常に自分の時間は禮拜・五行に費やされた。そして、かれに所屬している 15 萬のモンゴル軍の親衛は大部分が木速兒蠻に轉じた。ところが、(かれの) 官人たちのうち Sartāq という小名の^{なまえ}的^{もの}はイスラームの否定者であって³⁹⁶⁾，カアンの御前に赴き「アーナンダは常川に禮拜寺／回回寺に有て納麻思 [・斷食] 並びに『聖經』を讀むことに忙しい。大抵の蒙古の幼兒毎に速納 (= 割禮) を做さ交め、軍勢の大部分はイスラームに歸依し來」と上訴した。カアンはその陳述に甚だ怒り Jirqalang 只兒哈郎と Jirqaqu 只兒合忽 —— 兄弟であり qušči = mon. šibawuči 皂鷹を養う^{もの}的^{もの}毎の頭兒^{かしら}³⁹⁷⁾ —— を「他が禮拜・五行を做すのを禁じ者。木速兒蠻毎を他的跟前より阻隔せ教め者。(佛寺の裏に) 佛の sajidah 跪拜・香を焚くことを獎勵せ教め者」とて遣わした。アーナンダは拒否して聞かなかった。説うには「[佛は] 人が製造した^{もの}的^{もの}有る。怎生它的跪拜を做さん (俺は)？ 大いなる天の造物、物質世界の靈魂、動物と植物の生存・成長の原因で有る日頭であつても、^{おひさま} 它を跪拜する^{こと}的^{もの}には面子^{おもて}を背ける也 (俺は)。爲那般^{そのよう}

あるため、^{いかで}「怎生／況や」人が製造した^の所的有形の像を跪拜せんか（俺は）？ 俺を^{カアン}皇帝を創造なされた彼の御方（＝アッラー）を跪拜せん（俺は）。カアンはそれに對して立腹し、「^{かれ}他を投獄せ^し教め者」と命じた。しかし、かれは依然イスラーム・信仰に固執し不動であった。おまけに「俺毎の祖宗も都一神教徒で有つ來。神を唯一と識つていた。疑い無く、^{そのよ}那的好き信仰の福蔭に托し著、眞主たる神が全地面を他毎に贈與なされ、『^ず頭は高く行いに^{おこな}譽れ有者』^{はま}麼道他毎を人類の君王・主人に至ら教め來。在前、佛を跪拜した^{こと}的は曾て無かつ來の有る」と説いていた。カアンはかれを召喚なされて尋問するには「^{もし}若し夢を見來、^{あるいは}或者上天の靈が啓示し來、^{あるいは}或者某人が^{なんじ}你を木速兒蠻の教義を將て指導し來呵、俺をも指導せ教むべく、^い説者」。アーナンダが説うには「大いなる天は自身の靈智を以て俺を指導し着有る」。カアンが説うには「^{なんじ}你に^{その}那的路を魔鬼が啓示し來」。答えるには「^{もし}若し俺を魔鬼が指導し來呵、俺毎の^{アカ}兄で有る Ghāzān ^{ガザン}哈贊は誰が指導し來麼？」。カアンは沈黙し尋思した。Kūkjin khātūn ^{コクジンカトーン}闊闊眞皇太后が諫言という手段を以てかれに説うには「^{その}寶座に坐して二（三）年で有る。王國は未だ安定を得ず。アーナンダは多くの軍勢を擁し着有る。^{その}那的諸軍并びに Tangqūt の人は都、^{みな}木速兒蠻で有つ着、^{この}這的情況を承認し着無い。亦た、敵の邦土に近い³⁹⁸⁾。異心を爲さ教むる^{なか}母れ。他への強迫は上策ならず。自身の宗教・信條を堅持せ^し教め者」。カアンはその諫言が憐憫から出たものだ^{わか}と識っていたが、かれを出獄せしめ、慰撫して^{かしら}慇懃・丁重に接し、「Tangqūt の軍勢と王國の頭兒」として遣わした。

たとえアーナンダが幼児よりずっと^{ムスルマン}木速兒蠻の教義を心に植えつけ耕してきたにしても、然しながら、その問題に關して熱狂し大言壯語をなしたのは、イスラームの君主（ガザン）—— 彼ノ統治ヲ永遠タラシメタマエ —— が^{ムスルマン}木速兒蠻・一神教徒・曇りなき敬虔な信者になって、^{モンゴル}Īrān の地面に於いて全蒙古人を木速兒蠻に轉向せしめ、諸佛を毀ち、各寺刹を破壊している³⁹⁹⁾と聞いてからで、自身もまたかれの模倣を以てイスラームの信仰の強化に努めたのだった。アーナンダとかれの軍勢の情況から類推し得るのは、まもなくかの諸邦に於いて^{ムスルマン}木速兒蠻の教義の作用が完成に至り、「^{群れ}群れをなしてアッラーの教えに入る」⁴⁰⁰⁾ によれば、群れ群れが歸依して木速兒^{マン}蠻になって敬虔・一神教・篤信をなし、子々孫々に及ぶであろう、ということだ。既述の Mihtar Ḥusain > Ḥasan, そして Hindū, Daulatshāh, Ḥamīd, Jamāl ^{アカ}兄, Muḥammad aqtači (驕馬を管する^{もの}的) は皆、權威があり有力である。かれらのうちの幾人かは（テムル・）カアンの母后のもとに近づき、イスラームの信仰の強化に努めている。

かの事件の後、ここ數年のうちに、アーナンダは^{クリルタ}聚會の名目を以て、カアンの御

前に行った⁴⁰¹⁾。懇ろ・鄭重に扱われて、かれは木速兒蠻^{ムスルマン}の教義を述べ盡くした。カアンはイスラームの君主ガザン——彼ノ統治ヲ永遠タラシメタマエ——のイスラーム化を聞くと、認めて説うには「アーナンダは木速兒蠻^{ムスルマン}の教義^{うち}の裏にガザンの門人と成ったので有る。他也若し^{かれも}那^{その}の心が討求する呵、木速兒蠻^{ムスルマン}の教義^{なせ}を倣者。何を尋思^{たのか}し來麼^{われ}（俺は）。木速兒蠻^{ムスルマン}の教義^よは好き路・信仰^{みち}で有る」。それゆえ、アーナンダは木速兒蠻^{ムスルマン}の教義の増強に努めた。再び「Tangqūtの王國と軍勢の頭兒^{かしら}」として戻り、それを全てかれが識^{しき}っている。たとえカアンの nāyib 代官たち・biçikçi 書吏たちがその地の tamghāhā 諸商稅^{かしら}の頭兒にいるにしても、然しながら、māl 錢糧の大部分はかれの軍勢の經費に使用されていて、財の餘剰は divān 中書省には届いていない⁴⁰²⁾。

ちなみに、現在ではイスラームの否定者であったサルタクも、アーナンダと同じく木速兒蠻^{ムスルマン}になって、かれの^{イエケ・ノヤン}大官人たちのうちの一人である。もう一人、Mankli という小名の^{なまえ}もの木速兒蠻^{ムスルマン}である。アーナンダは目下ちょうど三十歳であり、全身小麦色、黒須を生やし、高い背丈に全身贅肉である。かれには Ūrūk-Tīmūr<Mon. Örūk-Temūr^{オルクテムル} 月魯鐵木兒^{なまえ}という小名の子息があり、自身の^{ウルス}藩において統治の位次／王座に堅固に確立している。また、かれの諸幹^{オルド}耳朵／宮帳^{マスジド}では禮拜寺 [の čadir 帳房／廬帳]⁴⁰³⁾を張って、常に『聖經』^{クルアーン}を読むこと及び五行に忙しい。

一連の出来事は、成宗テムルが上都にて即位の式典を執行した至元三十一年（1294）四月十四日⁴⁰⁴⁾以降、ココジン皇太后が身罷った大徳四年（1300）二月十日⁴⁰⁵⁾以前に設定される（最後の二段落は、『集史』の執筆時の可能性がある）。さらに、この記述の直後に“テムル・カアンの洪福なる即位の後、四歳の期間を以て”という句が續き、チャガタイ・ウルスのドゥアの侵攻と Yübüqür^{ヨブクル} 要木忽兒、Ulūs Būqā^{ウルスブカ} 兀魯思不花、amīr Dürduqah 大將朶兒朶懷の歸附が記されることからすれば、大徳元年（1297）正月までに絞られる⁴⁰⁶⁾。幼少より祖父アバカの薫陶を受け佛教徒であったといわれるガザン（『東方史の華』は、アバカを佛教徒、ガザンをキリスト教徒だと認識していた）⁴⁰⁷⁾がイスラームへの轉向を表明したのは、1295年／元貞元年のこと。とうぜん成宗テムルの Tobčiyān は編纂されていないので、「テムル・カアン紀」の内容は、あくまですべて傳聞ということになる。元貞二年、大徳三年に、成宗テムルの聖旨を奉じてガザンのもとに派遣された使節・幹脫集團^{オルトク}が、おそらく情報源となっただろう⁴⁰⁸⁾。

このアーナンダの王國におけるイスラームの普及に關する記事は、1959年に京兆の安西王府遺跡の基盤下から石函に收められた鐵製のアラビア數字の魔方陣（6×6の36舛）が5セット出土したこと⁴⁰⁹⁾、安西王府では「授時曆」に先行する至元十五年に「回回曆」の需要が確認されること⁴¹⁰⁾、積石州の清真寺に藏される大元時代の『クルアーン』の寫

本⁴¹¹⁾、少し時代は降るが、アーナンダの王國と隣接するティベットの河州に據點を置いて西平王アウルクチの玄孫の鎮西武靖王ト納刺／班瑪塔<BRDNAに獻呈されたアラビア語の『サンジュフィーニー天文表』(1366-69年、甘肅の永昌府にて作成。第30葉にティベット文字、31葉以降の25葉に互って欄外にウイグル文字モンゴル語の書き込み有り)⁴¹²⁾の存在などと呼應する。のみならず、現在の中華人民共和國におけるムスリムの分布とも重なりあう。ただ、それをアーナンダひとりの功績に歸するのは、果たしてどうか。

ところが、『選史』⁴¹³⁾にいたっては、ラシードの記述を踏襲したうえに

テムル・カアンの後、かれの従兄弟でクビライの子マンガラの子アーナンダが君主となった。その(漢兒の)王國において木速兒蠻^{ムスルマン}の教義を説き、モンゴルの大部分が、かれ故にイスラームに入った。かれの後、クビライ・カアンの子チンキム眞金の子 Tarmahpalā 答剌麻八剌(順宗)の子 Khaishān^{カイシャン}海山(武宗)が君主となった。naṣārā キリスト教の信仰を選擇し、再びイスラームの信仰は、かれのせいでかの王國において普及しなくなった。かれの後はその兄弟である Būyāntū<Mon. Buyantu 普顔篤皇帝(仁宗)が君主となった。イスラームの信仰を抱いた。再びかの王國においてイスラームが力を得た。

と、はなはだ單純化した説明をなす。じつは、成宗テムルの死は漢文資料が伝える大徳十一年正月よりも早かったようだ(“大徳癸卯／七年 1303, 上不豫”という記事もある⁴¹⁴⁾)。『オルジェイトウ史』によれば、yilan yil 巳の年(大徳九年／1305)の ālām<Tur. aram ay 正月に成宗テムルの妻ブルガン^{カトン}皇后から次のカアンとして招聘を受けたアーナンダは、協力者メリク・テムル(アリク・ブケの子)とともに、biryikirminč ay 十一月には大都に到っていた⁴¹⁵⁾。『ヴァッサーフ史』巻四も、成宗テムルは、最初の8年間は健康體で統治をなし、それから闘病生活に入り、706A.H (1305-06)に崩御した、という⁴¹⁶⁾。かれらのクー・デタ政權はたかだか2年間、カイシャンの治世もわずか4年に過ぎない。

こうした君主交代と宗教の興廢を關連づける説明は、ヤバーッラーハー三世の傳記や『東方史の華』にも見られる。ムスリムとなったアフマド・テグデルを痛罵するいっぽう、アバカの妃デスピナ(ミカエル・バラエオロゴス八世の娘)の薫陶を受けていたバイドゥに對する評價が高い(バル・ヘブラエウスの觀察では、ムスリム、キリスト教徒兩方にいい顔をしていた、らしい)。だが、その彼らでさえ、即位當初、權臣ノウルーズ將軍の勸めにより苛烈な廢佛毀釋・ネストリウス派キリスト教徒の迫害を行った「イスラームの君主」ガザンが、やがてはあらゆる宗教に對して寛大さを取り戻し、手厚い庇護・寵愛を賜った、はてはマムルークとの對峙のために、アルメニアやグルジアの國王たちに召集をかけたと證言するのである⁴¹⁷⁾。

そもそも『選史』の記述の根據無きことは、『ヴァッサーフ史』⁴¹⁸⁾が、仁宗アユルバル

ワダの即位式のあとの宴會について

毎日の茶飯の定量は四十頭の騾馬と四千頭の羊と傳承されており、諸の車輛の外には、それとは別の、ムハンマドの信徒の義務においてその慣習が禁止する方法で屠殺された動物——總數ははっきりしない、大量の葡萄酒と黒馬乳酒、様々な果實酒と述べる點からも明らかだろう。そこに、かつてのモンケの即位式でなされたという「配慮」はまったく見えない。配慮すべき王族も存在しなかったのだろう。

アーナンダが、幼少より兄弟姉妹とともにティベツト佛教・ウイグル佛教の薰陶を受けていたことは、マンガラの王傳であつた商挺が明確に述べているほか、クビライから仁宗アユルバルワダまで計4代のカアンに仕えた程鉅夫に到っては敕建の碑文のなかで證言する⁴¹⁹⁾。しかもその教育は、少なくともクビライが崩御する直前までは繼續していたのである。そもそも、至元十七年六月（かの事件より半年後）に父が死ぬまで、クビライの正后チャブイのオールドで育てられていたフシさえあり——クビライとアーナンダは、ともにサキヤ派シャルパのクンガーセンゲと、マンガラはサキヤ派シャルパのイシーゲンツェンと施主・歸依處の關係を結んだ⁴²⁰⁾——、元貞二年（1296）から大德八年（1304）にかけ、祖父母の供養のために莫大な費用を投じて、自身が駐夏し、祖父にとっても思い出の地である六盤山の園林、興慶池の傍に大寺院を建築している。また、元貞元年の時點で、アーナンダは、秦王アルタン・ブカの妃子、也里完／葉里彎（ネストリウス派キリスト教の信仰で有名なオングト駙馬家出身）の采邑——河南府新安縣の爛柯山洞眞觀に對し、庇護を命ずる榜文を平然と發布していた⁴²¹⁾。娘の兀剌眞^{ウラアチン}はウイグル王家に嫁んでいるし⁴²²⁾、息子のオルク・テムルにしても、のち文宗トク・テムルの時代に、ティベツト佛教の國師、ウイグル僧とともにクー・デタを謀ったとして、死刑に處せられているのだ⁴²³⁾。

ようするに、アーナンダ父子も他のモンゴル王族と同様、自身の嗜好であれ、政治・外交・軍事上の戰略的選擇であれ、偏狹・狂信的なムスリムとはならず、チンギス・カン以來の基本的姿勢を踏襲した、とみてよい。

むしろ、ここでより注意すべきなのは、成宗テムルの即位後まもない時期に、クビライ時代から側近中の側近として寢所の警備を任され、かつは樞密院・通政院を牛耳り大軍團を率いるジルガランとジルカクの兄弟が、特に選ばれて安西王府に派遣されていた、という事實のほうである（ジルカクは歸順の意を示したヨブクル一行の出迎えにも遣わされており、とくに信頼が篤かったのだろう）。

かれらはおそらく康里^{カンクリ}の王族⁴²⁴⁾のなかでも最高の血筋のものたちで（スルタン・ムハンマド・ホラズム・シャーの母后トゥルケン・カトンもカンクリの出身⁴²⁵⁾）、至元十七年——まさしく本稿の扱う事件の直後、御衣局の劉貫道が描いた有名な「世祖出獵圖」【圖5】にも

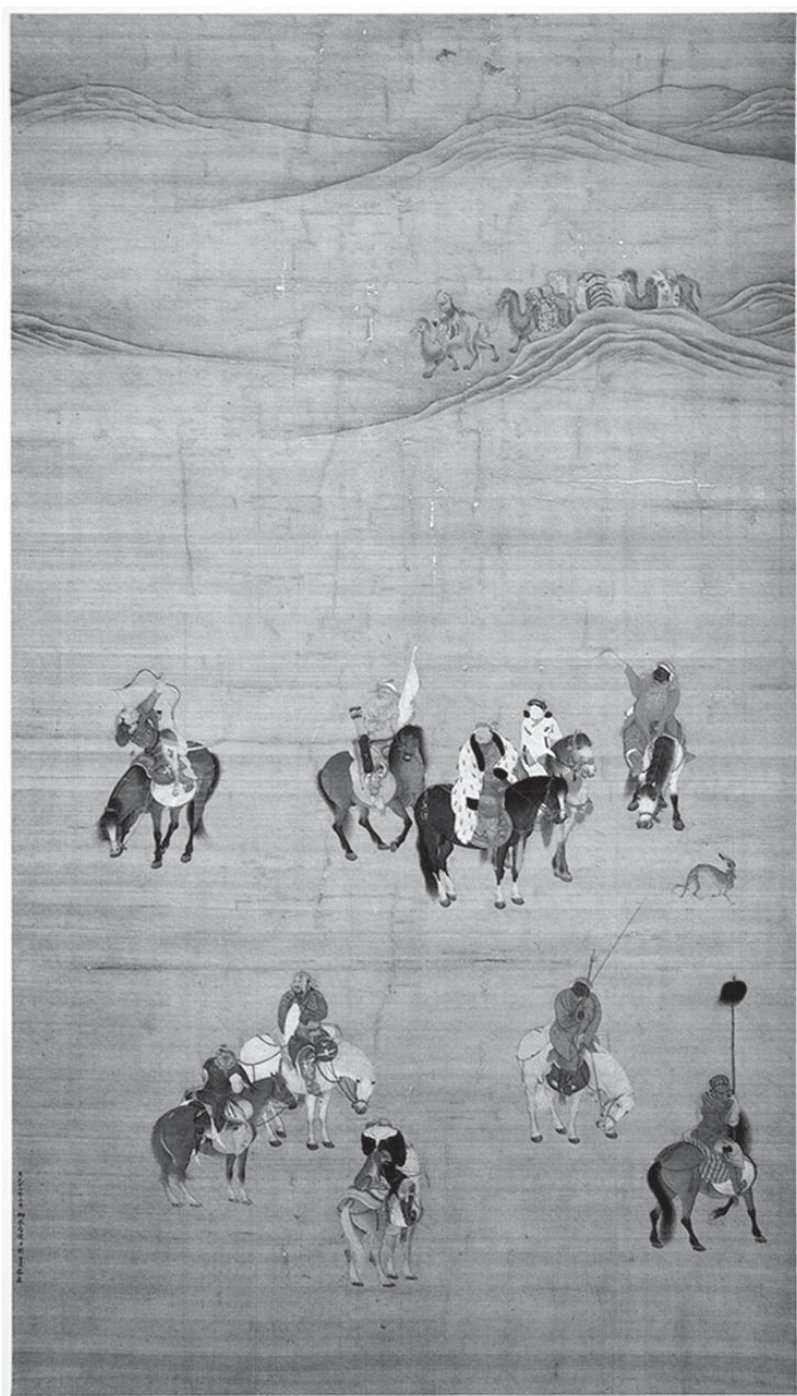


圖5 クビライとテムルを取り巻くケシクの面々 臺灣故宮博物院藏
『故宮書畫圖錄（四）』（國立故宮博物院 1990年）より

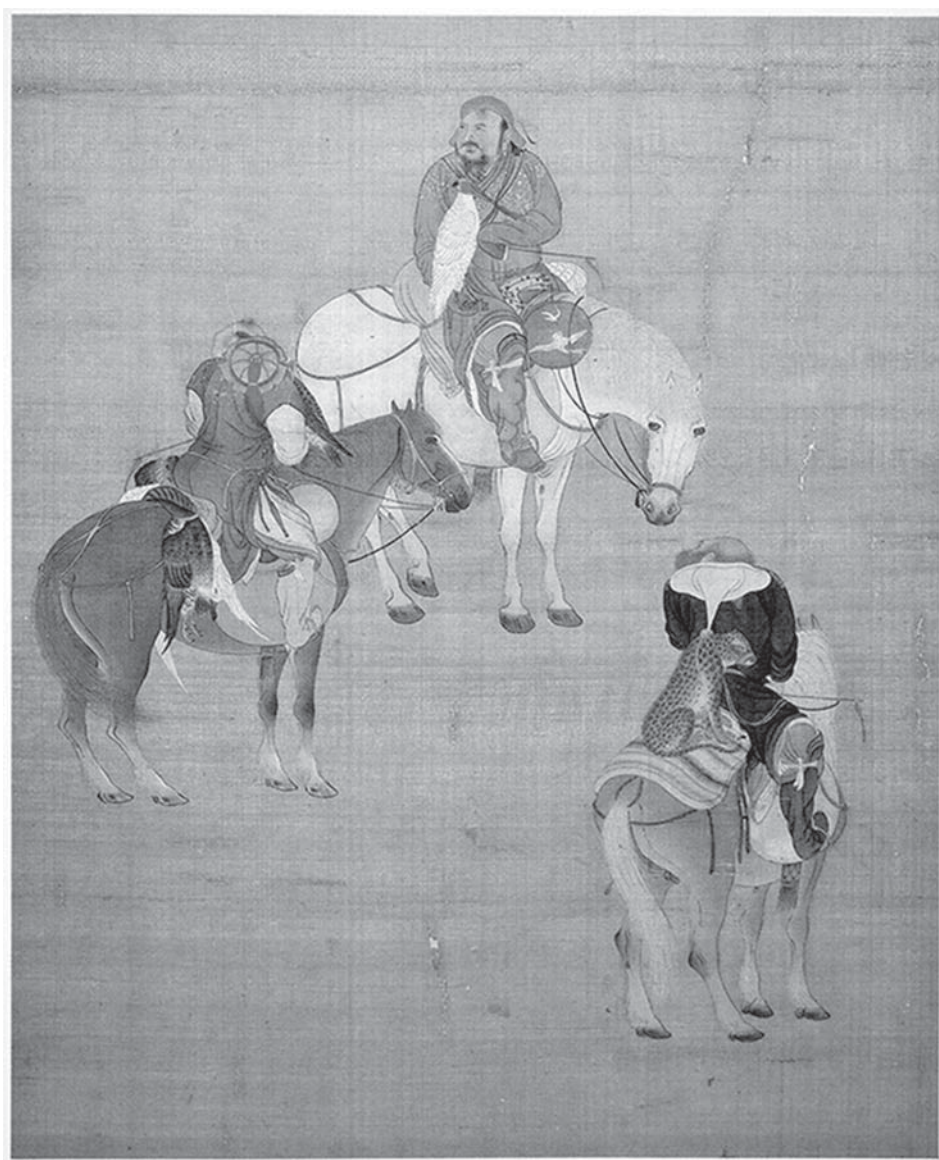


圖6 シバグチのジルガラン兄弟（擴大圖）

臺灣故宮博物院藏

『畫馬名品特展圖錄』（國立故宮博物院 1990年）より

その姿をのこす。既述の『集史』「クビライ・カアン紀」【桑哥^{サンガ}が招いた事態の結末の記】にいうとおりの「嘴と脚の赤い白海青」を腕にとまらせて白馬に騎乗する青い衣の男そして手前のもうひとりの鷹匠こそが、ジルガランたち（弓を射んばかりのもうひとりも、顔がよく似ているので、あるいは三兄弟全員登場か。鷹匠が怯薛のなかでも立身出世の早道といわれたのも、彼らの存在あつてのことだろう）【圖6】⁴²⁶⁾。折りたたんだ傘蓋をもち、彫りの深い顔

立ちに白鬚を蓄えた“姿凝峻たる”武將が、十中八九、南宋接收の最大の功勞者でとうじ 45 歳のバヤン⁴²⁷⁾。『百萬の書』を信ずるならば、獵犬が仰ぎ見ている赤い衣裝の男と少し離れた場所で bloie/turchino celeste 空色の衣裝を纏う男 —— いずれも漆黒の肌の持ち主 —— が貴由赤でやはりカンクリ出身の伯顔・明安⁴²⁸⁾兄弟ということになるのか（かれらと似た容姿の武將は「蒙古襲來繪詞」⁴²⁹⁾にも描かれており、中央アジアからキプチャク草原一帯の王侯たちは、モンゴルの臺頭以前からつとに特殊技能をもつ異色の軍人集團を抱えていたことが推測される⁴³⁰⁾）。ようするに、これはクビライ家の恙無き皇位繼承を保證する、あるいはそれを左右するであろう取り巻き軍團の繪なのだ⁴³¹⁾。

いっぽう、パリ本 (suppl. persan1113) とラムプル本 (Rampur Raza library) の『集史』には、ガザンを模範としイスラームの教えを學ぶアーナンダ父子とジルガラン兄弟の對面を描く細密畫 **【圖 7】** **【圖 8】**⁴³²⁾ が、意圖的に載せられている（イスタンブル本やタシュケント本の當該箇所には、そもそもそれを貼り付ける／描く空欄が設定されていない。パリ本およびラムプル本がガザン時代の『集史』の系統を引く根據のひとつとなろう —— 『集史』寫本群は大きく 2 系統に分かれたれ、殊に「ガザン・カン紀」の第一部・第二部の即位前の記事で、字句にとどまらない章立て・内容の激しい差異を見せる —— ⁴³³⁾。パリ本は 15 世紀以降の成立とされ、細密畫はラムプル本、ベンガル本⁴³⁴⁾や各アルバムと比べると畫面の一部をクローズ・アップする傾向がみられるものの、青花磁やナシジュ等の調度品の紋様、動物の寫實性からすれば、原本／獻上本により忠實な場合もあると考えられる⁴³⁵⁾。パリ本「ガザン・カン紀」の挿繪は、誕生、祖父アバカと父アルグンに溺愛された幼年時代 —— 自身のカン位の正當性を主張し、かつ父子でターバン姿に描かせる —— にはじまり、その數 33 枚以上。缺落部分の圖については、「ガザン・カン紀」の第三部のみが残る 14 世紀の良質な寫本 suppl. persan1561 によって推測し得る⁴³⁶⁾。「チングス・カン紀」と拮抗する枚數で、あきらかにガザン顯彰の意圖を有し、その即位式は全冊でただ獨り見開き大畫面。イスラーム式葬儀の挿繪はガザン逝去直後に足されたものだろう。かたや、ガザンの甥アブー・サイードの治世 1317 年 11 月書寫で「オルジェイトウ・スルタン紀」の殘葉をも留めるイスタンブル本の「ガザン・カン紀」で豫定されていた挿繪は 10 枚、畫面の 2/3 以上を使用することはなく、なくてもいいような場面ばかりである⁴³⁷⁾。編者のラシードウッディーンも、政敵タージュッディーン・アリー・シャーへの對應に氣をとられ、もはや寫本の監修どころではなかったのだろう **【附表 1】**。パリ本の畫面手前に描かれる四名は馬を連れており、かれらこそが成宗テムルからの使臣・闊端赤 ^{エルチ} kötölci 牽馬 —— ジルガラン、ジルカーク一行とわかる（ラムプル本では使臣の ^{エルチ} うち正使一名は畫面奥の、骨朶⁴³⁸⁾を手にする二名の前に、副使たちは手前に描かれる）。

šibawuči 皂鷹を養う^{もの}的は、『集史』の大聚會・大宴會を描く細密畫にしばしば描かれ **【圖 2】**、『百萬の書』も言及するように⁴³⁹⁾、大茶飯の場に參加するのが常であった。しかも、通政院は、^{ジャム} 站 赤はもとより、外交使節團の接待を職掌とする稟給司を統括する官



圖7 ムスリムの標榜者アーナンダ大王にまみえるジルガラン兄弟

Jāmi' al-Tavārikh, MS: Paris, BNF, suppl. persan1113, f. 139b.



圖8 ムスリムの標榜者アーナンダ大王にまみえるジルガラシ兄弟

Jāmi' al-Tavārikh, Rampur Raza Library, 2015, p. 158. より

廳⁴⁴⁰⁾。ようするに、ジルガラン、ジルカク兄弟は、かの至元十六年の事件の目撃者——クビライ／チンキム時代のムスリムに對する厳しい處置を記憶する者たちだったのだ（じっさい、ジルカクは先朝の典故——大宴會における諸王の班位・禮儀作法等の體例に習熟し、缺くことのできない人物とみなされていた⁴⁴¹⁾）。

くわえて、カンクリ族の一部はかつてケレイト王家に屬していたこと、アフマドやマジウドゥディーンと相對した不忽木^{ブフム}⁴⁴²⁾、その息子で宣政院使となった回回、翰林院の學士承旨となったキキ嚠嚠兄弟から推測するに、ジルガランたち兄弟は——信仰するところがあつたとすれば——ネストリウス派キリスト教徒か佛教徒の可能性が高く、その點でも派遣の名目に相應しかつた。『集史』の記述が捏造でないことを裏付ける。

ところが、成宗テムルより全幅の信賴を受けていたジルガランは、テムルの崩御に際し、なんとブルガン皇后（カンクリとも縁が深いバヤウト部族出身）とアーナンダ、アクタイ左丞相、サイイド・アジャッル・バヤン平章等によるクー・デタに與した。しかも、ジャム站赤を取り仕切る通政院の長官の地位を利用して、時期カアンの有力候補たるアルタイ方面のカイシャン大王と朝廷の連絡を遮斷しようとしたのである。それを阻止したのは、配下で同じカンクリ族だがカイシャンに肩入れするアシャ・ブカたち⁴⁴³⁾。ジルカクのほうも、大王時代のカイシャンに不遜のことばを吐き、カイシャンの即位と同時に意趣返しとして職を解かれるところだったが、トクト（兄のアシャ・ブカとともに、カイシャン擁立に多大な功績を認められていた）の取り成しを得て助かつたらしい⁴⁴⁴⁾。そうした意味でも、【圖7】【圖8】は、きわめて重要な場面——クビライの膝元で同じ時間を過ごして以來ひさしぶりの再會だったろうが、ジルガランたち兄弟からすれば、成長したアーナンダの品定めのお機曾でもあつた——といえるだろう。實際のところ、いったい何を話合つていたのか。

ちなみに、武宗カイシャンの孫の寧宗イリンジバルの乳母はカンクリのトグルクの妻だったし、同じく孫の順帝トゴン・テムルはカンクリ族の哈麻（宣政院使）、雪雪兄弟を寵愛し、かれらとその妹婿のトグルク・テムル等 inaq 倚納（＝親信）⁴⁴⁵⁾の誘いのもとにティベツト佛教の房中術に耽溺していったといわれている⁴⁴⁶⁾。歴代カアンとカンクリの近しさを裏付ける。

成宗テムルは、即位早々、父チンキムの仇敵タージーク・ハサン（アフマドの殘黨）を誅殺⁴⁴⁷⁾、モンゴル語譯『世祖實錄節文』——Tobčiyān からイスマーイール製作の回回砲や泉府司についての記事を削除するよう命じる⁴⁴⁸⁾など、サイイド・アジャッルの一族以外のムスリムに對して多少含むところがあつた（免税措置については、チンギス・カン以來の體例を踏襲し、答失蠻も和尚、也里可溫、先生とともにその對象となっている⁴⁴⁹⁾）。カアン位に野心を燃やすアーナンダは、そこにつけいった（父マンガラが逝去してから、いっこうに安西王

府の継承を認めようとしなかったチンキム派への恨みもあったろう。チンキムの蟄居後、すぐにアーナンダのために衍福司——おそらく幹脱^{オルトク}にかかわる——なる機関が設置されている⁴⁵⁰⁾。状況はまさにフレグ・ウルスのガザンと同じであった。そして、「イスラーム」を建前に幹脱^{オルトク}商人たちをとりこみ、フレグ・ウルスと一層強固な関係を結ぶことで、資金・情報集め及びカイドゥ・ドゥア連合軍が押さえる中央アジアの制壓／接收を目論んだのである（このころジョチ家オルダ・ウルスの跡目争いをしていたバヤンから、フレグ・ウルス、大元ウルスと協力して連合軍を挾撃する案も提出されていた⁴⁵¹⁾）。場合によってはムスリムらしき宗王が少なからず含まれる連合軍とも手を結び、カアン位を篡奪すべく進路を東に變える計畫すら念頭に浮かんでいたのかもしれない。

そもそも『集史』自體、即位前のテムルが、チンギス・カンの『聖訓』に背くほどのとんでもない飲兵衛——體罰を加えても直らず、怯薛^{ケシク}たちの監視を欺いて Razi 列石（＝情願）の渾名で呼ぶブハラ出身の學^{ダーニシュマンド}者と酒風呂に入る有様（『クルアーン』において飲酒は嚴禁）——でクビライを悩ませていたこと、25 歳ですでに痛風のため象輿に乗っていたこと⁴⁵²⁾、即位後、疑惑／不安（＝神經衰弱）・流言のためにめったに外出しなくなっていることなどを赤裸々に傳えている⁴⁵³⁾。『集史』が成宗テムルの目に入ることを想定していないのだ。次のカアン位を見据えた記述なのは明らかである。

そして、思惑を以て現實よりも大げさに、まるで見てきたように書きたてられるアーナンダ父子のイスラーム入信の記述の少しあとには、ほかの候補者に難癖をつけるべく

Āsūtāi 阿速歹の妃子の Tāikī 答己／妲己、かのじょの息子の Ḥaishang 海山——

カアンはかれらに非常に好意的であった——は、Āsūtāi の兄弟（甥）の Ūlūs Būqā 兀魯思不花をとりなし、かくて兀魯思不花は釋放された⁴⁵⁴⁾。

という、眞實であれば衝撃的な一文をものしている。『集史』「クビライ・カアン紀」【カアンに隨行かつ屬している shahzādah 大王^{イェケ・ノヤン}たち・大官人たちの記】⁴⁵⁶⁾にも

Ḥaishang という小名^{なまえ}の的^{もの}、そして Āsūtāi の妃子であった Tāikī——かのじょは非常に美貌でカアンは彼女を得た⁴⁵⁷⁾——の息子は pādshāhzādah 皇子である。

とさらに由々しき事柄が記されている。『世祖實錄節文』によって修正可能だったにも関わらず、である。

「クビライ・カアン紀」冒頭の系譜説明・系圖は“Qūbilāi-Jimkim 眞金⁴⁵⁸⁾—Tarmahbalā 答剌麻八剌—Ḥaishang 海山・Amnkah 阿木哥・Qāchū-Barmah 愛育黎拔力八達⁴⁵⁹⁾”となっていて、クビライの 12 人の息子にアユルバルワダは含まれない⁴⁶⁰⁾、「モンケ・カアン紀」も“Mūnkkū—Asūtai/Āstāi—Ūljai/Ūljāi・Ulajū/Hūlājū・Hantūm・Ūljai-Būqā/Ūljāi-Būqā”としてカイシャンの名は記さない⁴⁶¹⁾。もちろん、カイシャン自身も即位の詔に於いて

『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事變

宗室、諸王、貴戚、元勳、^{カラコルム}和林に於いて相與に策を定め、咸、「朕の世祖曾孫の嫡、
裕皇正派の傳^た爲るを以て、功を以て賢を以て宜しく大寶^{あた}に膺るべし」と…⁴⁶²⁾

と語る。クビライ裔が複数いるのにカアン位がモンケ裔に譲與されるとは考えられず、たとえダギがアスタイの元妻だったにせよ、カイシャンはダルマバラ —— 啞・白痴だったといわれる⁴⁶³⁾ —— の嫡子なのだろう（ジルカクの不遜の言はそのあたりを論ったものか）。『ヴァッサーフ史』⁴⁶⁴⁾も

Khaishān は Tarbahbalā の子、Jīmkīm の孫、Qubilā Qāān の曾孫である。
と明記する。

ただし、『ヴァッサーフ史』、『選史』がともにアユルバルワダの父系を記さず、カイ
シャンの兄弟と述べるにとどめ⁴⁶⁵⁾、

[テムル・カアンは] かれの兄弟 Tarmahbalā の逝去の後、その妃たる Dāki-Faizi 答
己妃子 —— 大王たち Khaishān と Barbah-Tānzi>Tāizi 太子の母をモンゴルの慣習
によって規定どおり娶らんと⁴⁶⁶⁾の考えを抱いた。

と述べること、アユルバルワダのみ太子と表記することからすると、もうひとつの方は、
クビライによって“國外追放”されたボロト丞相が敢えて傳えた可能性も残る⁴⁶⁷⁾。アリ
ク・ブケに與したアスタイ大王は、中統五年／至元元年（1264）にクビライに投降し、至
元八年の時點では確かにクビライの傍にあった⁴⁶⁸⁾。アユルバルワダは至元二十二年
（1285）三月三日生まれ、至元十八（1281）年七月十九日生まれの兄カイシャンとは四歳
差⁴⁶⁹⁾。ときはまさにクビライとチンキムの確執が終焉にむかう頃のことであった⁴⁷⁰⁾。

【附記】本稿は、文科省科學研究費補助金（基盤研究（C））「多言語文獻と圖像・文物資料によるモン
ゴル時代の東西交流の實態解析」による研究成果の一部である。

註

- 1) 本田實信「イラン」（『アジア歴史研究入門』4 同朋舎 のち『モンゴル時代史研究』東京大
學出版會 1991 年に「ペルシア語史料解説」として收録の pp. 568-581, および同書 pp. 625-
631 に附される「研究書目・I 西方史料」参照）。
- 2) 杉山正明「西暦 1314 年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」（『西南アジア研究』27 1987
年 のち『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會 2004 年 pp. 334-370. に收録）
が發表されてからでも、すでに 30 年が経過しようとしている現實は、深刻に受け止めるべき
だろう。なお、註において中國・日本・朝鮮半島等の漢文資料を翻譯・訓讀を附さず原文で
引用する習慣について、非漢語地域を扱う歴史研究者等からとく批判があるが、いにしえ
より西洋のラテン語、中東のペルシア語・アラビア語、中央アジアのテュルク語と同様、廣
く共通語として使用されてきており、少なくとも日本において高等教育を受けた者であれば、
大意を汲むことは容易な筈である。ぎゃくに、近年の日本語・英語による論著において、ペ
ルシア語・アラビア語などの典籍資料の内容の紹介・分析に際し、紙幅の制限もあろうが、
原文・翻譯ではなく刊本や歐米の譯本の當該頁を呈示するだけの閉鎖的な姿勢のほうが、よ

- ほど問題なように思われる。本稿では諸寫本の異同も含めて、できるだけ原文もしくは翻譯を呈示する。結果として、註に註することも避けがたく、清人十三經注疏のごとき様相を呈するにいたった。笥記形式のものもあるので、煩わしければ、まずは本文のみ讀まれたい。
- 3) アルメニア語ならびにモンゴル王族と関わりの深いティベツト語資料群については、現時點で収集・分析・確認する語學力を持たないため、翻譯に頼らざるを得なかった。

4) 『集史』部族志「カルルク族」に

かくてチンギス・カン^{カレ}は uruq 宗族からひとりの娘をかれ(アルスラン・カン)に與えて「他を **Arslān sartāqtāi** (すなわち **Tājik 大食**)^{*} と稱せ者」と命じた。

※『事林廣記』庚集卷下「文藝類」《蒙古譯語》【人物門】“回回：撒里答歹 sartaqdai”，『元朝祕史』卷六 41b5 “回回：撒兒塔臣 sartaqčīn”，『華夷譯語 (甲・乙種本)』“回回：撒兒塔溫 sarta'ul”，『華夷譯語 (甲種)』來文「敕禮部行移安答納哈出」24b2 “回回每：撒兒塔臣 sartaqčīn”。

という。Rashid al-Dīn Fazl-Allāh Hamadānī, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi, Kütüphanesi, Revan 1518, f. 29b, MS: Taškent, Abū Rayhun Bīrūnī Institute of Oriental Studies, 1620, f. 28b, MS: Tehrān, Kitābkhanah-yi Majlis-i Shūrā-yi Millī, 2294, f. 28b.

『回回館譯語 (乙種)』「雜字」【人物門】に“商：嫂搭革兒 SWDAKR>saudāgur”とあり、これが直接の語源だろう。さらに遡ればソグドの薩寶に行き着く(『高昌譯語 (乙種)』「雜字」【人物門】“商人：撒的只 sadiqičī”)。回回はふつうムスリムを指すが、最初は商賈の民として、ウイグルやユダヤ教徒、ネストリウス派キリスト教徒をも含む廣義の意味で用いられていた。『庚申外史』(臺灣國家圖書館藏明鈔本)「辛卯至正十一年」には“阿速，綠睛回回也”ともみえる。

金末にチンギス・カンのもとに使いした吾古孫仲端の『北使記』では“^{ムスルマン}沒速魯蠻回紇”，“遣里諸回紇”，“印都回紇”の區分が見られ、王恽『秋澗先生大全文集』卷八八「烏臺筆補」【爲在都回回戸不納差稅事狀】は、モンケの聖旨を引いて“幹脫の買賣を做す畏吾兒・木速兒蠻の回回”，『永樂大典』卷一九四一六「站赤一・經世大典」8b に“商賈を作す回回の人等”，同卷一九四一八「站赤三・經世大典」7a-7b に“回回的太醫也薛(イエス)”という。ただし、『華夷譯語 (甲種)』「納門駙馬書」にいたると，“商賈：別積兒格幹兒脫兀的 bezirget oro'ud”，『續增華夷譯語』「人物門」では“商賈：別失兒客惕 basirkat”となっている。『高昌譯語 (乙種)』「雜字」【人物門】“回回：木速兒蠻 musurman”，『回回館譯語』「雜字」【地理門】“回回：母蘇里媽恩 musulmān”。

なお、ラスール朝の類書に收録される六ヶ國語の辭書では、

Ar.: a'jamī=Per. tājik=Tur. musulman=Mon. sartaul

といい、原型はホラズム朝時代に遡るアラビア語・ペルシア語・チャガタイ(テュルク)語・モンゴル語の對譯辭書 *Muqaddimat al-Adab* は

Tur. sartça=Mon. sartaul

とする。D. Varisco & G. R. Smith(ed), *The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, Gibb Memorial Trust, 1998, p. 202, l. 3, P. Golden, *The King's Dictionary: The Rasūlid Hexaglot*, Brill, 2000, p. 258. *The Muqaddimat al-Adab: A Facsimile Reproduction of the Quadrilingual Manuscript (Arabic, Persian, Chagatay and Mongol)*, The Alisher Navoi State Museum of Literature and the Japan Society for the promotion of Science, Tokyo, 2008, f. 260b, f. 417b.

5) *The Muqaddimat al-Adab*: f. 337b.

Ar. wa huwa al-zibḥu=Per. va in gūsfand kushtah va bismal kardah=Tur. bu boğuzla-kan koyun boğuzla-dı=Mon. ene bo'or-la-gsan qonin bo'or-la-ba.

ペルシア語の bismal kardah は、“bismillāh al-raḥman al-raḥīm 慈悲深く慈愛あまねきアッラーの御名において”と唱えつつ宰殺すること。boğuzla は boğazlamak —— 喉を搔切って殺すこと。モンゴル語の bo'or-la は、この資料に三箇所確認されるほかは同時代の用例が見当たらない。“喉嚨”は qo'olai, “割斷する”は hoqtol/oqtol を使用するのが普通であり、乾隆五十九年(1794)に刊行されたモンゴル語・漢語對譯の會話教科書『初學指南』卷下 41b2

- でも“holoioktol=o=ji uku=hu 要抹脖子”とする。栗林均・斯欽巴圖編『『初學指南』の研究——18世紀の口語モンゴル語——』（東北大學東北アジア研究センター 2015年 p. 184.）。ムスリムの宰殺については、Aḥmad ibn Naqīb al-Miṣri (d. 769/1368), Nuh Ha Mim Keller (ed & tr), *Umdat al-sālik wa 'Uddat al-nāsik (Reliance of the Traveller: A classic Manual of Islamic Sacred Law)*, Maryland, USA, 1991, j. 17, pp. 364-366. 参照。
- 6) *The Muqaddimat al-Adab* : f. 177a, f. 200b.
Per. khatnah kard=Tur. sūnnet-kıldı=Mon. heral-kiba
- 7) 『元朝秘史續集』巻一 46b5 (栗林均・确精扎布編『『元朝秘史』モンゴル語全單語・語尾索引』東北大學東北アジア研究センター 2001年)
納_舌闌 升格古 額徹 兀_舌兒_中忽_中忽答 古_舌兒帖列
naran šingge=gū-eče urqu=qu-da gūr=tele
日 落 處 出 處 行 直 到
また、ペルシア語で書かれたモンゴル時代の初期の史書、ジュヴァイニーの『世界を開くものの歴史』【ジェベとスベエティの سلطان・ムハンマド追跡の頌】に、同様の言い回し——
همه روی زمین از آفتاب بر آمدن نافرودشند
'ālamat (nišan, belge 判/符)として、ウイグル文字で āl-tamgha<al-tamṛa 朱印が與えられた。また、
チンギス・カンの聖旨に據いて抄白が分付された。その意味（・目的の趣旨）は「官人每・貴顯每・衆くの百姓每は識者。
(大いなる上天の命に) [[日の出づるより没するに至るまで凡そ有る地面を你に與え來也、俺は]と/日の出づるより没するに至るまで凡そ有る地面を俺毎に與え被れ來也]。歸附する的是都、自身并びに妻妾（毎）・子女每・民戸に慈悲を做し着有るが、歸附せざる的是都、妻妾每・子女每・梯己人と一同に滅される也…」。'Alā al-Dīn 'Aṭā Malik Juvaynī, Qazvinī. M (ed), *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, Leyden & London, Brill, 1937, p. 114, MS: Istanbul, Süleymaniye Kütüphanesi, Fâtîf4316, f. 88a, MS: Esad Efendi2106, f. 58a, MS: Lâlâ Ismâ'il Effendi336, f. 32a, MS: Amca Hüseyin Paşa 359, f. 53a, MS: Paris, BNF, suppl. persan2018, f. 55b-56a, MS: suppl. Persan 205, f. 32b, MS: suppl. persan1375, f. 40b, MS: suppl. persan1556, f. 40a-40b., *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 108b, MS: Taškent, f. 80a, MS: suppl. persan 209, f. 138b-139a.
1246年に、グユク・カンがローマ教皇インノケンチウス四世に宛てて出した國書の24行目以下では、
تافرو رفتن جمله ولایتها را
上天/上頭天底氣力の裏に、日の出づるより没するに至るまで、應に有るべき田地は俺毎に特※賜されて有る。P. Pelliot, *Les Mongols et la Papauté*, Paris, 1923, pp. 12-15, K. E. Lupprian, *Die Beziehungen der Päpste zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13. Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels*, Città del Vaticano, 1981, p. 186. Fr. Benedictus Polonus, *Relatio*, P. A. Wyngaert (ed), *Sinica Fransiscana*, vol. 1, Firenze, 1929, p. 143. のラテン語譯では、“Nos autem Deum adorando in fortitudine Dei ab oriente usque in occidentem delectimus omnem terram”となっている。
※ペリオの校訂では、mā rāのあとの'amidan=Mon. jorīq-tur 意思裏/joriraji 特意の一語を見落としている。
ルブルクのギョームが記録するモンケ・カアンからルイ九世に宛てた國書のラテン語譯にも
Cum per virtutem eterni Dei ab ortu solis usque ad oceanum totus mundus fuerit in unum in gaudio et in pace 長生天底氣力の裏に、日の出づるより没するに至るまで、四海に快活・太平の寛布し開き至る時分に Fr. Guillelmus de Rubruc, *Itinerarium*, cap 36, *Sinica Fransiscana*, vol. 1, p. 309, P. Chiesa (cura), *Viaggio in Mongolia*, Fondazione Lorenzo Valla, 2011, p. 278-279.
とある。また、フレグ・ウルスの第二代君主アバカがマムルーク朝の سلطان・バイバルス

に宛てた國書のアラビア語譯にやはり同様の言い回しが認められる。

فمن مطلع الشمس الى مغربها في جميع العالم من الذي استقبل واطاع ودخل في العبودية

Badr al-Dīn Maḥmūd al-Aynī, M. M. Amīn (ed), *Iqd al-jumān fī tārikh ahl al-zamān*, vol. 2, al-Qāhirah, 1988, pp. 40-42, R. Amitai, An exchange of letters in Arabic between Abaqa Ilkhān and Sultan Baybars (A. H. 667/A. D. 1268-1269), *Central Asiatic Journal*, vol. 38, 1994, pp. 11-33.

大元ウルス治下においても、『祕書監志』巻四「纂修」が記録する「天下地理總圖」の製作時に“如今，日頭の出來する處，日頭の沒する處は都，是れ咱每の的”といっている。この言い回しが人口に膾炙したことは、『事林廣記』（長崎縣立對馬歴史民俗資料館藏元刊本）前集卷四「地輿類」【大元混一圖】の註記“沙海之外，日出日沒之地，小國萬餘，見今並皆混一”からも窺える。

- 8) ～～yin tula / ～～u tula / -bar は，漢語の口語語彙によって“爲～～の上頭”と直譯するのが通例だが，ここは前後と同様，文語風に改められている。

- 9) モンゴル語命令文，直譯體漢文合璧碑の冒頭に必ずといってよいほど冠される“mönke tenggeri-yin gücün-dür yeke su jali-yin ihen-dür 長生天氣力裏，大福廕護助裏”（“天的命福の裏に”と約める例もある）の句，ちよくせつには『元朝祕史續集』巻二 4a1 等にみえる慣用句が下敷きになっている。

撒塔兀勒 亦兒堅突兒 秣驪刺周 蒙客 騰格理迭 亦協額迭周

Sarta'ul irgen 一tür morila=ju mönke tenggeri-de ihe'ekde=jü

回回 百姓 行 上馬 着 長生 天 行 被 護 助 着

なお、『元史』巻一五七「劉秉忠傳」に“今天下廣遠，雖成吉思皇帝威福之致，亦天地神明陰所祐也”とある。

- 10) “金科玉條”が刑法書を指すように，“條理”とは正しき筋道であり，聖旨の後ろに附帶條項——條畫を列擧する法令，モンゴル語原文では jasaq 法度あるいは töre/ törö 體例，yosun 道理のいずれかだったと推測される（『道園學古錄』巻二四「大崇禧寺碑」に“昔在我世祖皇帝，膺上天之景命，承太祖之丕基，混一海宇，建立制度，條理綱紀，一出睿思，以爲子孫萬世之成法者，昭乎若天旋而日行也”という。『秋澗先生大全文集』巻八二「中堂事記下」[中統二年秋八月]“十八日乙巳，奉旨頒降「中統權宜條理詔」の「制」と「開條」，同書卷八六「烏臺筆補」【論司獄官合行條理】も参照）。『元典章』では“條畫”“條例”“詔條”“條”等の語は改行・一字抬頭するのが通例であり，刊行時のミスか。なお，“大體例”，“大數目”，“大勾當”など，“聖旨”と連結せずに單獨で用いられる直譯語が，一貫して改行・抬頭されず，空格もなされていない點は，留意すべきだろう。

- 11) 後半部に見える“這の聖旨に別い了”からしても，ほんらいは改行かつ二字抬頭しなければならない。

- 12) 『元典章』巻二四「戸部十・租稅」《納稅》【種田納稅】（中統五年）にも，成吉思皇帝，合罕皇帝の二代に比し，“貴由皇帝自り今に至る”間の制度を批判する事例が見られる。

- 13) 『元典章』巻五三「刑部十五・訴訟」《問事》【哈的有司問】／【通制條格】巻二九「僧道」《詞訟》“哈的・大師（每）は，[只管他每／只だ他每を教て] 掌教として經を念ぜ者。回回人の應に有る 的 刑名・戸婚・錢糧・詞訟・大小の公事は，哈的 每は休問者。有司の官を交て體例に依りて問わしめ者。外頭に設立し來 的 衙門并びに委付し來 的 人每は革罷して了者”。

B. Odoricus de Portu Naonis, *Relatio*, cap. 8, *Sinica Fransiscana*, vol. 1, p. 424.

Dum autem sic esset verberata, conquesta fuit coram lo **Cadi**, id est Episcopo in lingua sua. Paschalis de Victoria, *Epistola*, *Sinica Fransiscana*, vol. 1, p. 505.

Cadini, Episcopi eorum, **Talisimani**, id est ipsorum sacerdotes

なお，フランチェスコ會の修道士ボルデノーネのオドリコが報告する上記事例は，デリー・スルタン朝治下，タナ在住のネストリウス派キリスト教徒の夫とムスリムの妻の間に生じた訴訟であったが，そこから宗教界を巻き込んだ論争に發展し，フランチェスコ會は 1321 年 4

- 月に4人の殉教者を出した。
- 14) 後述するごとく、『世界を開くものの歴史』の【Tārābīの叛亂の頌】に主犯の^{ふるい}篩匠の Maḥmūd を“pari-dārī (神降し／巫)”ということからすれば、陳得芝「元代回回人史事雜識 (四則)」(『中國回族研究』1991-1 のち『蒙元史研究叢稿』人民出版社 2005 年 pp. 457-461. に收録)が提起するように、“答刺必の(八)[人]、八刺達魯 pari-dār, 沙一呵 shaykh 的這的的每”と讀めなくもない(とうじの表記は b と p を書き分けない)。ただ、この第二案の場合 ① フレグ・ウルスから文書を得て翻譯したさい^ハبري^ハをアラビア語讀み、すなわち^ハبارادار^ハ barādār として、ウイグル文字に變換、漢字音譯した、② ウイグル文字表記の ri の母音の線が短すぎたため、ra と讀み違えて“里”と漢字音譯すべきところを“刺”としてしまった、のどちらかということになる。いずれにしても、二箇所に誤りを想定せねばならず、第一案には劣る。馬娟「元代伊斯蘭法與蒙古法之間的衝突與調適——以《元典章・禁回回抹殺做速納》爲例」(『元史論叢』9 2004 年 pp. 175-187.)の解讀案は、すべて陳得芝を踏襲。なお、陳得芝に先行し、クリープスは、フレッチャーからの教示により、八八刺(達)[速]魯 Bābā Rasūl, 沙一阿的 Shaykh ‘Ādī と、答刺必の亂とは無關係の二人の人名として讀んだ。P. Ratchnevsky, Rashid ad-Dīn über die Mohammedaner-verfolgungen in China unter Qubilai, *Central Asiatic Journal*, vol. 14. No. 1/3, 1970, pp. 163-180, F. W. Cleaves, The rescript of Qubilai prohibiting the slaughtering of animals by slitting the throat, *Journal of Turkish Studies*, vol. 16, 1992, pp. 67-89.
- 15) 『續增華夷譯語』「人物門」“陰陽：兀者麻兒陳 üjemerčīn”
- 16) *The Muqaddimat al-Adab*, f. 372a.
Ar. wa azhaba al-muṣḥafa=Per. zar-garī kard muṣḥaf rā=Tur. altunparla bezedi muṣḥafnı=Mon. altan-iyar čime-ba muṣḥaf-ni
本案件に見える外來語は、いずれもモンゴル時代の公用語のひとつペルシア語を音譯したもの。だが、ムスリムの規範に關わる事柄だったため、あえて『クルアーン』と同じアラビア語でも命令文を出したということだろう。
- 17) grant kaan/Gran Can に獻上される Bargu バルグ平原(カラ・コルムおよびカアンたちの亡骸が埋葬されるアルタイ山の禁地から北へ約 40 日行程)の falcon 鷹, girifalchi シロハヤブサについては, Marco Polo; prima Edizione Integrale a cura di Luige Foscolo Benedetto; L. S. Olschki (ed) *Il Milione*, Firenze, 1928, cap. 71, pp. 57-58, Giovanni Battista Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo; Delle Navigazioni et Viaggi*, Venezia, 1559, Libro primo, cap. 49, f. 15b, 参照。
- 18) 『華夷譯語(甲・乙種)』「鳥獸門」“海青：升豁兒 šinqqor”, 『高昌譯語』「鳥獸門」“海青：聳哈兒 songqar”, 『冀越集記』(中國國家圖書館藏清抄本)卷上「大都養鷹」“古人釋「鷹化鳩」, 但以博擊者爲鷹, 不博擊者爲鳩。鳩者鳥之摠名也。餘嘗聞司鷹之職(者)[昔]寶赤言：「鷹之類甚衆, 唯角鵲黃者以鷹名。角鵲有二種, 一種兩脚有毛, 一種兩脚無毛, 名鷲鷲。角鷹 čuqur, 鵲有五種, 海東青 šinqqor, 名白鵲, 一種玉爪, 一種黑爪, 有鵲鵲 lačin, 有金眼鵲鵲, 有兎鵲 itelgü. 海東青與金眼鵲鵲, 皆能以小擊大, 食天鷲, 鷲鵲之屬。鵲・鷹・角鷹食獐兔等獸。鵲鵲食鴻雁・鵲鵲・鷲鷲之屬。兎鵲食狸兔等獸。黃鷹 qarčigai 食水鴨, 雉雞之屬。鵲子 kirgūi 食斑鳩・鵲鵲・鵲雀之屬。各隨其力, 以相吞啖。其雄者小, 雌者大。雛者易視他禽, 蒼者量力永食。故養鷹者, 喜雛與雌也”。
- 19) 『吏學指南』(中國國家圖書館藏元刊本)卷六「禁制」“屠宰：殺物曰屠, 烹物曰宰”
- 20) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』p. 30, p. 124, pp. 172-173, p. 337. 「2 雌牛章 173」“かれがあなたがたに、(食べることを)禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外(の名)で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にならない”、「5 食卓章 3」“あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる)血、豚肉、アッラー以外(の名)を唱え(殺され)たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したものの、角で突き殺されたもの、野獸が食い残したものの、(ただしこの種のものでも)あなた

がたがその止めを刺したものは別である。また石壇に犠牲とされたもの、籤で分配されたものである。これらは忌まわしいものである”, 「6 家畜章 145-146」 “言ってやるがいい。『わたしに啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れ出る血、豚肉 —— それは不浄である —— とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本當にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる』。ユダヤの（法に従う）者には、われは凡ての爪のある動物を禁じ、また牛と羊は、その脂を禁じた。只背と内臓に付着し、また骨に連なった脂は、別である。これは、かれらの不正行為に對する應報で、われは本當に眞實である”, 「16 蜜蜂章 114-115」 “それでアッラーがあなたがたに授けられた、合法（ハラール）にして善いものを食べなさい。もしあなたがたがアッラーに仕えるならば、かれの恩恵に感謝しなさい。かれは只死肉、血そして豚肉、並びにアッラー以外の名が唱えられ（屠殺され）たものを禁じられる。だが欲望のためではなく、法を越えず、迫られて止むを得ない者には、本當にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる”, 『陳竹山先生文集』内篇卷一／『西域番國志』「哈烈」 “人家畜養〔羊馬〕鷄犬鶩鴨、惟不養猪、亦不食其（猪）肉、此最忌憚（之）。凡〔磁畜／宰牲口〕、非同回回（宰）殺者不食”。

- 21) Sayid Jamāl al-Dīn ibn al-Muḥannā, K. M. Rifat (ed), *Kitāb ḥilyat al-insān wa ḥalbat al-lisān*, Istanbul, 1924, p. 14.

Ar. al-yahūd = Per. Juhūdān

The Muqaddimat al-Adab, f. 94b.

Ar. ḥabr = Per. ‘alim al-yahūd = Tur. Juhud hacı = Mon. juhud-un daşman.

『山居新語』卷一 “李朶兒只左丞，至元間爲處州路總管，本處所產荻蔗，每歲供給杭州砂糖局煎熬之用，糖官皆主鶻・回回富商也，需索不一，爲害滋甚”，『新集至治條例』【回回當差納包銀】，『至正條格』卷二七「條格」《賦役》【回回納稅】 “今俺商量來。回回・也里可溫・竹忽・答失蠻，除看守着寺院住坐念經祝壽的，依着在前聖旨體例休當者”，卷七「斷例」《戶婚》【禁叔伯成婚】 “至元六年十一月初五日，中書省奏；御史臺備着南臺御史文書裏呈：普顏篤皇帝時分，答失蠻・回回・主吾人等叔伯成親的教住罷了來”，窪田順平編『ユーラシアの東西を眺める』（總合地球環境學研究所 2012 年 口繪 11 「カラ・ホト出土文書 2（天理大學附屬天理圖書館藏）」）

- 22) *Umdat al-sālik wa ‘Uddat al-nāsik*, f2, pp. 110-111.

① zuhr, ② ‘aṣr, ③ maghrib, ④ ‘ishā, ⑤ subḥ.

The Manuscript of al-Malik al-Afḍal, f. 192, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 131. T. X. Bianchi & J. D. Kieffer, *Dictionnaire Turc-Français*, Tome Second, Paris, 1801, p. 1135, F. Meninski, *Thesaurus Linguarum Orientalium Turcicae, Arabicae, Persicae*, Wien, 1680, p. 5255.

① Ar. al-fajr = Per. namāz-i bāmdād 早 = Tur. erte/sabḥā namāzi, ② al-zuhr = namāz-i pishin = öylek/euile namāzi, ③ al-‘aṣr = namāz-i digar = ikindü/ikindi namāzi, ④ al-‘ishā = namāz-i shām = aḥşam namāzi, ⑤ al-‘atama = namāz-i khuftanyatgu/iatci namāzi

Kitāb ḥilyat al-insān wa ḥalbat al-lisān, p. 14.

② Ar. al-zuhr = Per. namāz-i pish, ③ al-‘aṣr = namāz-i digar, ④ al-‘ishā = namāz-i shām, ⑤ ‘ishā al-akhīrah = namāz-i khuftan

The Muqaddimat al-Adab. f. 8b.

① fajr, ② Ar. zuhr = Per. vaqt-i namāz-i pishin 未 = Tur. orta kün namaz çağ = Mon. ödür düli 午／日中-yin namaz çağ, ③ ‘aṣr = vaqt-i namāz-i digar 申 = ikindü 二 namaz çağı = koyar 二-ta namaz çağı, ④ maghrib = vaqt-i namāz-i shām 戌 = akşam namaz çağı = üdeşi 晚-yin namaz-yin çağ, ⑤ ‘atama = vaqt-i namāz-i khuftan 亥 yatiş namaz çağı = kekte-qū 臥-yin namaz-yin çağ

- 23) 各禮拜におけるラクア（rak’a=立禮・屈禮・平伏禮を1セットとする単位）の数を2とする

- か4とするかに關する學派間の差異、軍事・旅行等の非常時の禮拜の規定等を指す。ちよくせつにはハンバル學派を念頭に置いたものか。*Umdat al-sālik wa 'Uddat al-nāsik*, f1-21, pp. 101-219, 『岩波イスラーム事典』(岩波書店 2002年 pp. 417-418, p. 1035.)「サラト」^{ムフア}「ラクア」の項目参照。『同回館譯語(丙種)』(阿波國文庫本)「人事門」“鞠躬：魯苦阿”
- 24) 『吏學指南』卷六「良賤孳產」“良賤：名編戶籍，素本齊民，謂之良，店戶・倡優・官私奴婢，謂之賤”。
- 25) 『元史』卷十「世祖本紀七」[至元十六年冬十月]“辛丑，以月直元辰，命五祖真人李居壽作醮事，奏亦章，凡五晝夜。畢事，居壽請問言「皇太子春秋鼎盛，宜預國政」。帝喜曰「尋將及之」。明日，下詔皇太子燕王參決定朝政，凡中書省・樞密院・御史臺及百司之事，皆先啓後聞」，『國朝文類』卷六一姚燧「僉書樞密院事董公神道碑」“十六年十月乙亥，還自萬壽宮祝釐所，奏曰「陛下始以燕王爲中書令・樞密使，纔一至中書。後冊儲皇，曩使明習軍國事者，十有餘年。終守謙抑，非不奉明詔也。亦朝廷處之未極其道。夫事已奏裁而始啓白，爲人臣子惟有唯默避在，不敢以令可否，制敕而已。以臣所知，盍令有司啓而後聞，其有未安，斷以制敕，則理順而分不踰，必不敢辭責元良矣」。其日，盡前省院臺臣將百人，上面諭曰「自今庶務，其聽皇太子臨決而後入聞」。尋語儲皇「董八，崇植國本者，其識勿忘」，『國朝文類』卷一四「樞密董正獻公」。この手續き自體は，管見の限り，至元二十一年十二月十七日まで確認されるが(『永樂大典』卷五九四九「元漕運・經世大典」8a)，『元典章』卷三「聖政二」《需恩宥》“至元二十一年正月初六日，欽奉詔書節該「應雜犯重典以下罪，盡從釋放。自今以始，各務惟新」。欽此」，『聖元名賢播芳續集』(宮內廳書陵部藏高麗恭愍王二十二年／洪武六年 1373刊)卷六「諭中書省以下大小官吏諸色人等詔敕(至元二十一年)」“惟我 祖宗，創業垂統，區宇之廣，衆所悉知，其馭下也，爲善而有功者必賞，爲惡而有罪者必罰，此我 祖宗之定制也。茲以地大人衆，趨向不同，過誤犯禁，良多有之。炎涼嶺海，至有草竊嘯聚者。有識之人，詎肯爲此。謂徇於所事也，覆亡已久，謂恃其兵力，衆寡不侔，二者無名，徒取殄滅，彼亦人耳。孰无良心，寧不知叛逆寇盜之爲極惡乎。朕憫其既往之愆，開以自新之路。比者，公卿耆舊，詣闕拜章，謂朕壽祉方隆，奉進冊寶，請上尊號，屬茲大慶，宜布寬條云々”などの記事からすれば，クビライ側の實權奪回は前年の末に果たされていただろう。『永樂大典』卷二六一〇「御史臺三・南臺備要」5b【行臺移杭州】の至元二十一年五月二十九日の案件は，手續き・内容兩面において，チンキムからクビライ側に實權が移っていることを如實に物語るし，『元典章』卷三五「兵部二・軍器」《拘收》《拘收弓手軍器》は，至元二十一年十月六日に，クビライがチンキム派の筆頭たる右丞相コルゴスン(至元十六年の段階では樞密院の參議もつとめ，ボロト丞相と同様，文武兩道であった)を江南に左遷した生々しい場面を伝える。『國朝文類』卷九，『聖元名賢播芳續集』卷五收録の李謙「清元職詔(至元二十三年七月)」は，舊チンキム派の掃討・肅清，新體制移行への總仕上げとみてよい。なお，『國朝文類』卷六一姚燧「僉書樞密院事董公神道碑」，卷六五元明善「平章政事廉文正王神道碑」，『國朝名臣事略』卷十四「樞密董正獻公」に言及される門下省の設設計畫も，クビライとチンキムの權力闘争の一環である(『通鑑續編』卷二四は設立を至元十四年に繋ける)。
- 26) 『元史』の「世祖本紀」は黙して語らないが，卷二〇三「方伎・田忠良傳」に“二月，帝不豫，召忠良謂曰「或言朕今歲不嘉，汝術云何？」忠良對曰「聖體行自安矣」。三月，帝疾癒…五月，車駕清暑上都”という。ちなみに「本紀」では，この年は二月庚午(＝末日)に上都に出發したことになる。この年の十二月に中書省を筆頭に内外の文武官僚たちがクビライへ尊號——引退勸告を奉らんとした。『永樂大典』卷五四五三「太常集禮」20aによれば，受理されて式典も執行したはずだが，『元史』の本紀では“拒絕”した，という。
- 27) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 211a, MS: Taškent, f. 180b, MS: Rampur Raza Library, No. 1820, p. 144. このインドの『集史』古寫本は，「オゴデイ・カン紀」末尾から「ガザン・カン紀」冒頭までの端本だが，書體から14世紀筆寫と見られること，パリ本と同じ系統に屬しかつ同じく大量の細密畫(當初のものからムガル朝の補寫まで)を附すことで知られ，資料的價値はきわめて高い。今回，2015年に所藏機關が出版したカラー影印本を使用した

頁数が振られておらず、本来の闕葉以外に撮影・刊行時の落丁もあるようで、便宜上 S. M. Azizuddin Husain が序文において各細密畫に附した頁数を基準にした。

ちなみに、マムルーク治下、博學多彩で類書・地理誌・世界地圖の編纂で知られた Abu'l-Fidā が 1289-1290 (至元二十六—二十七) 年の頃にクビライの死とチンキムの即位という誤報を載せるのも、上述の事件が影響しているからだろう。Abu'l-Fidā, Ismā'il Ibn-'Alī, P. M. Holt (tr), *The memoirs of a Syrian Prince: Abu'l-Fidā, Sultan of Hamah (672-732/1273-1331)*, Wiesbaden, 1983, p. 15.

- 28) Shihāb al-Dīn 'Abd-Allāh Sharaf Shīrāzī, *Tajziyat al-Amṣār wa Tazjiyat al-A'sār*, (*Ta'rikh-i Vaṣṣāf*), Bombay, p. 23, MS; Istanbul, Süleymaniye kütüphanesi, Aya Sofya 3109, f. 32a-32b. クビライ・カアンの 齡の廣がりりが 10 分の刻みを過ぎて、確實に 70 をなしたとき、Chimkīn 眞金という名の長子をまた、自身の健康状態を鑑みて、官衙の主管に至らしめ、さらに統治の vali 'ahd 繼承者に轉じたいと欲した。この問題に關して、「他根底、諸國の統治に據き位を與え者。khān 汗の寶座に根脚を定め者」とて、官人たちと協議した。御前の重臣たち、朝廷の近侍のものたちが奏するには「此れに據いて、成吉思汗の(親族の)諸國の pādshāh 君主の體例並びに扎撒の裏に定められた慣習に、『其の父の存命にも拘わらず、子が諸國の勾當を擔っている』ことは、曾て無かつ來*。俺毎奴僕は、『眞金の汗位に依つ着、qāan 可汗自り後は、齡の果てまで無効にしない也』麼道、mūchalgā < Mon. mōcelge 誓文/盟書を呈さん。同意して有る也(俺毎は)と」奏した。かくて、かれ(眞金)の諸命令は承認・服從を以て「可也」と一致したが、全能の神の定められた運命は、「繼承者が當主より前に逝去する」というものであった。溺愛・幸運のもとに育まれた王冠・寶座への欲望、諸營盤における傲慢に對して、報いを受けたのだ*。
- ※クビライは、あらかじめ後繼者を指定し皇太子位に就けること自體は扎撒に違反しないという根據として、トルイ家からカアン位を横取りした「太宗オゴデイ」の論法を持ち出し強辯した。王渾の建言にも「頃者、太子合昔^{シグ}在先朝時、已以位號之正判署教條、親諭漢官」とやはりオゴデイ時代の例が引かれている。『國朝文類』卷一〇徒單公履「皇太子冊文」「皇帝若曰：咨爾皇太子眞金、仰惟太祖皇帝遺訓、嫡子中有克嗣服繼統者、豫選定之。是用立太宗英文皇帝、以紹隆丕構。自時厥後、爲不顯立家嫡、遂啓爭端。朕上遵祖宗弘遠之規、下協昆弟衆同之議、乃從燕邸、立爾爲皇太子、積有日矣……」、『元典章』卷一「詔令」【立后建儲詔】“仰惟太祖聖武皇帝之遺訓、俯協諸王昆弟之僉言、乃立家嫡燕王眞金爲皇太子積有日矣……」、『秋潤先生大全文集』卷八四「烏臺筆補」【皇太子親政事狀】。なお、『元史』卷一一五「裕宗傳」は、上述の冊文引用のあとに“於是世祖春秋高、江南行臺監察御史言事者、請「禪位於太子」。太子聞之、懼。臺臣寢其奏、不敢遽聞、而小人以臺臣隱匿、乘間發之。世祖怒甚、太子愈益懼、未幾、遂薨、壽四十有三。”と述べ、ふたりの確執を第三者——アフマドの殘黨タージーク・ハサン(註 276, 註 447 參照)に責任轉嫁している。
- 29) 『元史』卷一二四「孟速思傳」、卷一二五「布魯海牙傳」、『國朝名臣事略』卷七「平章廉文正王」、『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷六「武都智敏王述德之碑」、H. Franke, A Sino-Uighur family portrait: Notes on a woodcut from Turfan, *Canada-Mongolia Review*, 4, 1978, pp. 33-40.
- 30) 『永樂大典』卷一九七八—11a-12a「柴炭局」、15b「氈局」「異様毛子局」、17a「中山局」「眞定局」、17b「蓐麻林局」「綾錦局」、18a「紋綺局」、23a「雜造局」。なお、賈庸貴「大都路宛平永安鄉魏家莊故奉訓大夫神道碑」に“今立異様局、擇天下之材、能任衙門官、供内外之輸給…公諱信、字誠之。中統二年、聖旨選擢、呈造火浣龍鬚布(=石綿)仙裳・藕絲羅畏兀『摩利支天經』・金相法神二尊・藏春居士太保(=劉秉忠)書『般若心經』一卷・沒縫襖・撮毛幣・西番金字經上有御寶一十一顆、及梅檀殿鋪座四筵・十樣錦嵌粘金素仁王寺繡幡百尺三丈闊上下連頭・也里可溫字(=シリア文字)軸『八吉祥經』複段」とあり、佛教、キリスト教に關わる御物の製作が行われていたことが知れるが、イスラームの物品は見えない。至正年間¹³⁶⁸⁻¹³⁶⁹に到っても情況は同じで、朝廷の儀式として言及されるのは、大黒天(馬紇刺佛)、高昌^{グル}の神 naiwasigai、十字寺の神、旃檀佛のみ。『北京元代史跡圖志』(北京燕山出版社 2009 年 p. 64.)、北京遼金城垣博物館編『北京遼金元拓片集』(北京燕山出版社 2012 年 p. 96.)、

- 『張光弼詩集』卷三「輦下曲」。
- 31) 『元史』卷一二五「賽典赤瞻思丁傳子納速剌丁，忽辛附」，馬雲華・馬秉坤『賽典赤家譜』1939年，*Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 211b, MS: Rampur, p. 145.
- 32) 『元史』卷一〇「世祖本紀」[至元十五年夏四月壬午]，卷一二八「相威傳」，卷一三二「昂吉兒傳」，卷一四八「董文忠傳」，卷一七三「崔斌傳」，卷二〇五「姦臣傳・阿合馬」
- 33) 達倉宗巴・班覺桑布著・陳慶英譯『漢藏史集——賢者喜樂瞻部洲明鑑』（西藏人民出版社1983年 pp. 172-178.）
- 34) 丞相バヤンがチンキムに接近していたことは、『靜修先生文集』卷十六「大元明威將軍後衛親軍總管李公先塋碑」からも窺える。
- 35) 『憲臺通紀』（『永樂大典』卷二六〇八—二六〇九「御史臺三・四」）が至元五年の設立，至元十四年の江南行臺の設立を除けば，至元二十五年以降のことしか載せないのは，きわめて不自然である。その背後の事情は，たとえば『元典章』卷二「聖政一」《振朝綱》〇至元十九年七月，福建省准中書省咨，『永樂大典』卷二六一〇「御史臺五・南臺備要」5b-6a【行臺移杭州】【行臺移江州】【行臺復移杭州】等から窺うことができる。
- 36) たとえば，『元典章』卷三四「兵部一・軍役」《新附軍》【招收私投亡宋軍人】（至元十七年七月）は，三箇所の「聖旨」の文字を改行抬頭せずに済ませている。
- 37) 『高麗史』卷二九「忠烈王世家二」[六年三月戊午]，『高麗史節要』卷二〇「忠烈王二」[庚辰六年／元至元十七年三月]
- 38) *Tā'riḫ-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 17-18. MS: suppl. persan2018, f. 10a-11a. 『集史』「チンギス・カン紀」は，札撒の制定を 599A. H (1203) の癸亥年冬の第一次即位式，615-616 A. H (1219) 己卯年開催のホラズム遠征のための「大聚會」の二度に分けて記す。*Jāmi'al-Tavāriḫ*, MS: Istanbul, f. 85b, f. 104a, MS: Taškent, f. 57a, f. 75b, MS: Tehrān, f. 78b, f. 97a.
- 39) 『吏學指南』卷四「法例」「大札撒：謂依條例法度也」，『勤齋集』卷三「石公（天麟／蒙古達）神道碑銘」「公嘗告坐客曰「人之爲人，惟孔夫子扎薩克不可違耳」。扎薩克，華言猶法律也。問公「有之乎」。曰「有」，俾取示客，則編之以韋，如西域書，乃論語也……」。The Manuscript of al-Malik al-Afdal, p. 198, The King's Dictionary: The Rasūlid Hexaglot, p. 202.
- Tur. *yasa* = Mon. *ḡasaq*
- 40) 本田實信「阿母河等處行尙書省考」（『北方文化研究』2 1967年 のち『モンゴル時代史研究』pp. 101-126. に收録）
- 41) *Tā'riḫ-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 6-7, MS: suppl. persan2018, f. 4b.
- 42) D. Ayalon, The Great Yāsā of Chingiz Khān: a reexamination, *Studia Islamica*, vol. 33/34/36/38, 1971-1973, pp. 97-140, pp. 151-180, pp. 113-158, pp. 107-156, D. O. Morgan, The Great "yāsā" of Chingiz Khān and Mongol Law in the Ilkhānate, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, vol. 49, No. 1, 1986, pp. 163-176.
- 43) 『永樂大典』卷一九四一六「站赤一・經世大典」10a [太宗皇帝十二年庚子（1240）十一月二十三日]，[甲辰年（1244）三月]にそれぞれ「大札撒」の用例が見える。
- 44) *Tā'riḫ-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 66, MS: Ayasofya3109, f. 95b.
- 45) *Tā'riḫ-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 17, MS. Ayasofya3109, f. 24b.
- 46) 『元典章』卷一「詔令」《世祖聖德神功文武皇帝》【至元改元】『元史』卷五「世祖本紀二」[至元元年（1264）秋七月庚子，八月丁巳（16日）]，*Jāmi'al-Tavāriḫ*, MS: Istanbul, f. 202b, MS: Taškent, f. 172a, MS: suppl. persan209, f. 249a. 不魯花，忽察，脫滿，阿里察，脫火思はそれぞれ Būlqai, Khūjah, Tūmān, Alichān, Tūqūz に對應する。
- 47) Fr. Iohannes de Plano Carpini, *Ystoria Mongalorum*, cap. 5, *Sinica Franciscana*, pp. 64- 65, *The Text and Versions of John De Plano Carpini and William De Rubruquis*, pp. 57-58.
- 48) *Jāmi'al-Tavāriḫ*, MS: Istanbul, f. 215b, MS: Rampur, p. 153.
- Tīmūr qān とかれより年長だった（兄）Kambalā/Kambalah 甘麻剌／甘木羅との間で，寶座・君主權のために論戦・言い分が露わになった。ひじょうに賢明で才女 [だった／

である] Kükūjin khātūn ^{コ コジンカトン} 闊闊真后 がかれらに説うには「HYHY QĀN/SYČN QAĀN> Sečen qa'an 薛禪皇帝すなわち忽必烈皇帝が命じられ着有る。『成吉思汗の bilik 聖訓をより好く識る^{もの}的、他が寶座に坐者』と。如今、你毎は一箇人毎に他の聖訓を説者。列席する大人毎に哪一箇がより精通し着有るか擇ば教め者」。テムル・カアンはひじょうに能辨で落ち着いているので、諸の聖訓を上手に曇りなき ayālghū<Mon. ayalqu 聲音でいて暗誦しつづけ、かたや、カマラは吃音の徴候があるうえ、それについて完璧に把握してもしなかったので、その諸課題で進退窮まった。…

『姚文公牧庵集』卷二六「史公先德碑」“公次居二，以奇塔特布濟克名行。自童幼從忠宣（＝スルクテムルビ）出入世祖帷握，天監灼其已克恭勤。至元丙寅（1266），選侍裕宗（＝チンキム）于東宮，將二十年，敬畏益加，無少僭忒，逮順考（＝ダルマバラ）生皇上（＝カイシャン），儲皇（＝アユルバルワダ），詔公保有鞠視之。每帝召見，則必左右兼抱之至前。方幼而學，詔教之經，以其嫡子額爾吉納侍讀，俟其遨嬉廢誦，輒撻其子以警之，故能終業。以會將畢，聚諸侯王讀太祖大訓，加丁寧告戒之，始遣就國。或皇上，儲皇不在列，必邀致之，使與有聞出申飭曰「是汝他日所宜爲者，其謹識之。必舉其辭，毋庸怠忘」，『國朝文類』卷二四元明善「丞相淮南忠武王碑」“〔至元三十一年〕四月，成宗即皇帝位于上都大安殿。時親王有違言，王（＝伯顔）按劍陳祖宗寶訓，述所以立成宗之意，辭色俱厲，諸王股栗，趨殿下拜”。なお，至正年間に宣政院の判官であった張昱は，“至元典禮當朝會，宗戚前將祖訓開。聖子神孫千萬世，俾知大業此中來”と詠っており，聖訓の読み上げは，少なくともクビライ以降，典禮にくみこまれていたことがわかる（『張光弼詩集』卷三「輦下曲」）。

- 49) 『元史』卷一三六「拜住傳」“英宗登極，拜中書平章政事。會諸侯王于大明殿，詔進讀太祖金匱寶訓，威儀整暇，語音明暢，莫不注目竦聽”，『金華黃先生文集』卷二四「中書右丞相神道碑」“故事天子即位之日，必大會諸侯王讀太祖寶訓，是日，命王啓而讀之”。
- 50) 『元詩選三集』柯九思「宮詞十五首」，『丹丘生集』卷三「宮詞十五首」“萬國貢珍羅玉陛，九賓傳贊卷珠簾，大明前殿筵初秩，勳貴先陳祖訓嚴凡大宴，使臣掌金匱之書，必陳祖宗大札撒，以爲訓”。次の順帝トゴン・テムルの時代も，『元詩選初集』卷五四楊允孚「灤京雜詠」“詐馬筵（＝只孫宴。Per. jāmah 衣，Mon. čama 錦）開，盛陳奇獸，宴享既具，必一二大臣稱成吉思皇帝（禮撤）〔扎撒〕。於是而後禮有文，飲有節矣。雲和署隸儀鳳司，掌天下樂工”との記録がこのころ。詐馬筵・只孫宴については，註108も参照。
- 51) 『南村輟耕錄』卷二「宣文閣」，『山居新語』卷二，宮紀子「モンゴルが遺した『翻譯』言語——舊本『老乞大』の発見によせて——（下）」（『内陸アジア言語の研究』18 2004 年のち『モンゴル時代の出版文化』名古屋大學出版會 2006 年 pp. 238-244. に収録）。ウイグル文字，パクパ字モンゴル語版の『大元通制』については，『漢藏史集』p. 73, p. 78, pp. 164-165, N. TS. 孟庫耶夫著・敖特根譯「黑城出土兩件蒙古文印刷品殘片」（『西北民族研究』2007-3 pp. 56-67.）も参照。
- 52) Hayton, *La Flor des Estoires de la Terre D'Orient*/Haytonus, *Flos Historiarum Terre Orientis*, in *Recueil des Historiens des Croisades : Documents Arméniens*, Tome II, Paris, 1906, Liber III, Caput. VII, p. 154, p. 289, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, Venetia, 1559, cap. 3, p. 63b.
また〔その他多くの〕命令，好き體例をば Changuis Can はその子孫・百姓に分付し，Tartar は誰でもみな大いなる畏敬のもとに遵守している。かれらの語彙では **Changius Can/Cangis Can の Yasac/Iasack** —— Changius Can の **constitutiones** 慣習法という。
- 53) 『元史』卷二「太宗本紀」〔六年甲午〕“夏五月，帝在達蘭達葩（＝七十箇嶺）之地，大會合諸王百僚，諭條令曰「凡當會不赴而私宴者，斬。諸出入宮禁，各有從者，男女止以十人爲朋，出入毋得相雜。軍中凡十人置甲長，聽其指揮，專擅者論罪。其甲長以事來宮中，即置權攝一人，甲外一人，二人不得擅自往來，違者，罪之。諸公事非當言而言者，拳其耳，再犯答，三犯杖，四犯論死。諸千戶越萬戶前行者，隨以木鐶射之。百戶，甲長，諸軍有犯，其罪同。不遵此法者，斥罷。今後來會諸軍，甲內數不足於近翼抽補足之。諸人或居室，或在軍，毋敢喧

呼。凡來會用善馬五十疋爲一羈，守者五人，飼羸馬三人，守乞烈思（華言禁外繫馬所也）三人。但盜馬一二者，卽論死。諸人馬不應糾於乞烈思內者，輒沒與畜虎豹人。諸婦人製質孫燕服不如法者，及妬者，乘以騾牛徇部中，論罪，卽聚財爲更娶”は、オゴデイが新たに追加・制定した扎撒の概略とみてよい。

- 54) 稻葉正就・佐藤長譯『Hu lan deb ther フウラン・テプテル——チベット年代記』（法藏館 1964年 p.80.）

- 55) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 7b, MS: Tehrān, f. 8b.

しかし、代々かれらの正史が蒙古の言葉と文字を以て未編修かつ亂雑に不完全な斷片章句のまま寶庫に保管され、外人たち・撰史家の閲覽より秘匿・隱蔽されていた。誰であれ、それについて識り熟知するにふさわしいという最良・信頼は置かれなかったのである。

『元史』卷三五「文宗本紀四」〔至順二年（1331）夏四月戊辰（23日）〕

奎章閣以纂修經世大典，請從翰林國史院取脫ト赤顏一書以紀太祖以來事蹟，詔以命翰林學士承旨押不花・答失海牙。押不花言「脫ト赤顏事關祕禁，非可令外人傳寫，臣等不敢奉詔」。從之”。

『元史』卷一八一「虞集傳」

帝以嘗命修遼・金・宋三史，未見成績，大典令閣學士專率其屬爲之。既而以纂朝故事有未備者，請以翰林國史院修祖宗實錄時百司所具事蹟參訂。翰林院臣言於帝曰「實錄，法不得傳於外，則事蹟亦不當示人」。又請以國書脫ト赤顏增修太祖以來事蹟，承旨答失海牙曰「脫ト赤顏非可令外人傳者」。遂皆已。

Jāmi'al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 38a, MS: Tashkent, f. 38b.

カンたちの寶庫に、常に大官人たちの手で保護されているところの *Altān daftar* 『金冊』の書

『集史』部族志「タイチウト部族」の記述は寫本間の異同が特に大きい箇所、MS: Tehrān, f. 36b, MS: Paris, BNF, suppl. persan1113, f. 62b, MS: suppl. persan209, f. 53b 等にはこの部分が無い。

Jāmi'al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 47b, MS: Tehrān, f. 44b.

王室の寶庫に存在し、大官人たちに守られ、*Altān daftar* 『金冊』と呼ばれている歴史書 persan1113 の亂丁・挿繪については、F. Richard, *Undes peintres du manuscrit supplement persan1113 de l'histoire des Mongols de Rašid al-dīn identifi  *, D. Aigle (ed), *L'Iran face    la domination Mongole*, T  h  ran, 1997, pp. 307-320. 参照。なお persan209 の末尾には、杉山正明「イスタンブールのヌール＝オスマニエ所藏 No. 3271 ペルシア語古寫本」（『史窗』46 1989年 のち『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會 2004年 pp. 508-513. に收録）に天下の孤本として紹介された『集史續編』と同じもの——しかも、シャー・ルフ時代の 837A. H (1433-1434) の筆寫——が附されている。こんご活用したい。

- 56) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: suppl. persan1113, f. 227b, MS: Rampur, p. 34, p. 54, p. 70, p. 78, p. 94, p. 124, p. 154, p. 174, p. 214, p. 232, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı M  zesi K  t  phanesi, Hazine2153, f. 23a, f. 52a, f. 148b. (*Ben Mehmed Siyah Kalem İnsanlar ve Cinlerin Ustası*, Istanbul, 2004, pp. 250-251, p. 274, J. M. Rogers & F.   a  man & Z. Tanindi, *Topkapı: The Albums and Illustrated Manuscripts*, London 1986, fig. 43-44, p. 69. 『イスラムの繪畫：トプカプ・サライ・コレクション』平凡社 1978年 fig. 8, p. 130.), MS: Staatsbibliothek zu Berlin, *Diez Album*, Fol. 70, S. 10-Nr. 1, S. 21, S. 23-Nr. 1.

- 57) 本田實信「モンゴルの誓詞」（『北大史學』10 1965年 のち『モンゴル時代史研究』pp. 53-67. に收録）

- 58) 『元典章』や『祕書監志』等にみえる直譯體命令文の怯薛當直一覽を整理すると大凡、qor  ci 火兒赤／帶弓箭人＞s  k  rc  i 速古兒赤／傘蓋持ち＞bawur  ci 寶兒赤／厨子＞  ld  ci 云都赤／環刀持ち＞  ibawu  ci 昔寶赤／鷹匠＞keleme  ci 怯烈馬赤／通事＞bi  ik  ci 必閣赤／吏の順であり、細密畫の狀況と一致する。bi  ik  ci が末席に近かったことは、

カアンの御前に到ると、「數多の諸軍を出陣せ^{しめよ}教め者」とて^{ジャリク}聖旨が^{なつた}了。それから「tigishmīshī 獻上／叩頭^よせ者」と命じた。ちなみに慣習では、そのような場合には、獻上の時に、大帳の門幕が捲られることになっている。かれ（＝アリク・ブケ）はそのとおりに（自身を）覆^{とど}って獻上した。一刻ののちに許可され入ったが、かれは^ビ必闌赤^チたちの場に止められた。

※ tegişmek を語源とし、アラビア語の al-taqdima, ペルシア語の pīsh-kash に等しい。The Manuscript of al-Malik al-Afāl, p205, l. 35, The Rasūlid Hexaglot, p291, G. Doerfer, Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen, vol. 2, Wiesbaden, 1965, pp. 531-533. 本田實信「十三・四世紀のペルシア語文獻に見えたるモンゴル・トルコ語-miši なる語尾を有する述語 (1)」(『ユーラシア文化研究』1 1965 年 のち『モンゴル時代史研究』pp. 420-422. に収録)

Jāmi' al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 202b, MS: Taškent, f. 172a, MS: Rampur, p. 128.

とあることから推測される。なお、フレグ・ウルス^{ウルス}の聚會の席順については、『書記規範』に掲載される營盤<Mon. nutuq/Tur. yurtの配置が手がかりになる。

例えば、王子たちは君主の近くの右手に下馬する。amīr-i ūlūs 國^{ウルス}の官人^{ノヤン}たちも bar-āūn qār<Mon. bara'un qar と呼ばれる右手に駐屯する。(尙書省の) vazīr 臣僚たち, šāhib divān 戸部尙書^{ノヤン}たちは君主の營盤の左手にある jāūn qār<Mon. jēwūn qar の方に下馬する。ināq 親信／怯薛^{ノヤン}たちは君主の周圍に、朝廷の柱石^{ノヤン}たちは、テュルクに屬するなら官人たちの營盤とともに去き、大食^{ノヤン}に屬するなら臣僚たち・^ビ必闌赤^チ・聖裔^{ノヤン}たち・哈^{ノヤン}的^{ノヤン}たち・導師^{ノヤン}たち、教主^{ノヤン}たちとともに君主の營盤の向かい側にある masjid-i jāmi' 大禮拜寺の前に下馬する。

Muḥammad b. Hindūshāh Nakhchivānī, Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib, MS: Istanbul, Süleymaniye Kütüphanesi, Faḫl Aḥmed Paşa1241, f. 180a, MS: Paris, BNF, persan463, f. 171b, MS: Leiden574, f. 183b, A. Али-заде, (ed), Дастūr ал-Кāтиб фй Та'ййн ал-Марāтиб, vol. 2-2, Москва, 1976, p. 63.

- 59) 『元史』卷一三六「拜住傳」[「至治」三年春二月，將進仁宗實錄，先一曰，詣翰林國史院聽讀。首卷書大德十一年事，不書左丞相哈刺哈孫定策功，惟書越王禿剌勇決從容。謂史官曰「無左丞相雖百越王何益？錄鷹犬之勞而略發蹤指示之人，可乎？」立命書之。其他筆削未盡善者，一一正之，人皆服其識見」。

- 60) Naṣīr al-Dīn Ṭūsī, M. Razavī (ed), Majmū'ah-yi rasā'il, Tehrān, 1957, p. 31, M. Minovi & V. Minorsky, Naṣīr al-Dīn Ṭūsī on Finance, Bulletin of the School of Oriental and African Studies, vol. 10, No. 3, 1940, pp. 755-789.

在前の pādshāh 君主たちが諸事由のために kharāj 賦租^{もろもろ}を定めなかった諸^{もろもろ}の田地水土・園林は ḥurr 「免納」と呼ばれ、その地土の價は割高であった。また賦租を課されていない人々がおり，isqāt 「荒田」とか mouzū 「閑田」と呼ばれる。さらに，規定の金錢を idrār 「贍養」としていて，賦租の金額を捻出してもらったり，補助のため給付される人々もいる。この三つすなわち「免納」「荒田」「贍養」はいずれも相續を以て伝えられ，相互に典賣されゆき，會計上は人戸の māl 錢糧・dastgāh 房舍事産であり，いかなる時節であれ無効にはされない。「人戸の錢糧は不減者」とて，チンギス・カンの大^{イェク・ジャサフ}扎撒が定めるごとく。

- 61) E. W. W. Budge (tr), The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus, vol. 1, London, 1932, pp. 354-355.

- 62) K. Lech (ed & tr), Das Mongolische Weltreich: Al-'Umari's Darstellung der mongolische n Reiche in seinem Werk Masālik al-abṣār fī mamālik al-amṣār, Harrassowitz, 1968, pp. 95-99, S. 7-14, Al-Maqrīzī, Aḥmad ibn 'Alī ibn 'Abd al-Qādir, Ayman Fu'ād sayyid (ed) al-Mawā'iz wa al-i'tibār fī dīkar al-Khiṭa' wa-al-āṭār, vol. III, Cairo, 2002, pp. 713-718, Aḥmad ibn Muḥammad Ibn 'Arabshāh, Fākīhat al-Khulafā' wa Mufākahāt al-Zurafā', G. G. Freytag (ed), Liber Arabicus seu fructus imperatorum et locatio ingeniosorum, Bonn, 1832, pp. 232-235. イブン・ア

ラブシャールの著述の有用性は、Robert. G. Irwin, What the Partridge Told the Eagle: A Neglected Arabic Source on Chinggis Khan and the Early History of the Mongols, R. Amitai-Preiss & D. O. Morgan (eds.), 1999, *The Mongol Empire & its Legacy*, Brill, pp. 5-11. を参照。

- 63) 『吏學指南』卷二「發端」“韓魯朶裏：車駕行在之所，金帳之内也”。
- 64) 『元史』卷一二四「忙哥撒兒傳」“廼以爲斷事官之長，其位在三公之上，猶漢之大將軍也”，『通鑑續編』卷二四「六年／蒙古至元七年」“〔春正月〕蒙古初立尙書省，以阿合馬爲平章政事蒙古自太祖皇帝以來，諸事草創，設官甚簡，以斷事官，爲至重之任，其掌兵柄，則左右萬戶而已…”，『元史』卷八七「百官志三」“大宗正府，秩從一品。國初未有官制，首置斷事官，曰扎魯忽赤，會決庶務。凡諸王・駙馬・投下・蒙古・色目人等，應犯一切公事，及漢人姦盜詐僞，蠱毒壓魅，誘掠逃驅，輕重罪囚，及邊遠出征官吏，每歲從駕分司上都存留住冬諸事，悉掌之…〔至元〕九年，降從一品銀印，止理蒙古公事。以諸王爲府長，餘悉御位下及諸王之有國封者。又有怯薛人員，奉旨署事，別無頒受宣命”，『元典章』卷四九「刑部十一・諸盜一」《強竊盜》【剽竊土居人物依常盜論】“也可札魯花赤が俺根底文書を與え「根脚裏は，成吉思皇帝の時分に札魯花赤を立てる呵，諸王・駙馬・各怯薛歹・各愛馬・蒙古・色目人毎の奸盜・詐僞・婚姻・駭良等の事を管せ交め來。至元二十二年，漢人の罪過有る呵，也俺を交て管せしめ來…」と説いて將て來て有る”。
- 65) *Dastūr al-Kātib fī Ta'yin al-Marātib*, MS: Istanbul, f. 174a-175a, MS: Paris, f. 166a-167 a, MS: Leiden, f. 177a-178b, *Дастūr ал-Кāтиб фй Та'ййн ал-Марāтиб*, vol. 2-2, pp. 29-35. なお，既述の1268年のアバカからマムルーク朝バイバルスに宛てた國書に，“チンギス・カンの farmān 聖旨／yāsāq 扎撒に，如今であつてもカアンの farmān 聖旨／yāsāq 扎撒に”という言い回しが見られる。*‘Iqd al-jumān fī tārikh ahl al-zamān*, vol. 2, p. 41.
- 66) C. Defrémery & B. R. Sanguinetti (ed/tr), *Voyages d'Ibn Batoutah*, tome troisième, 1877, p. 11, *The Travels of Ibn Battūta: A.D. 1325-1354*, vol. 3, The Hakluyt Society, 1993, p. 545.
- 67) 『大元通制』の刊行以前——世祖クビライおよび成宗テムルの治世に，條格・斷例の編纂が行われていたことは，『翰墨全書』后丁集卷五「器用門・文類・書簡」《干借》“【與奚知房借斷例】惟前時發身，專門以文墨，今日發身，或以刀筆，未有不由孔孟而事蕭曹也。冒焉祇役，有事而無可斷之例，大懼不知議獄之方。日間：某郎中挈來斷例六冊，實江南未有，獨先生得其傳。未委肯借抄一本否。△執筆以俟。【答】某蒙徵某郎中所傳斷例。抑與君同事，夫何靳之敢然。人有言「胸中無活法，紙上皆塵言」。況以有限之例，而斷無限之事哉。文書簡靜之餘，試朱墨可否之，而還以見教爲荷”，『歷代名臣奏議』卷六七鄭介夫「上奏一綱二十目・定律」“內而省部，外而郡府，抄寫格例，至數十冊。遇事有難決，則檢尋舊例，或中無所載，則旋行議擬，是百官莫知所守也。民間自以耳目所得之教旨條令，雜採類編，刊行成帙，曰『斷例條章』，曰『仕民要覽』，各家收置一本，以爲準繩”，『臨川吳文正公集』卷十二「大元通制條例綱目後序」“吾郡張紹，漸漬儒術，練習法律，爲律吏師。通制未成書之時，編錄詔條及省部議擬通行之例，隨所掌分隸六部，題曰『大元條例綱目』”，『金華黃先生文集』卷三四「青陽縣尹徐君墓誌銘」“君諱泰亨，字和甫，姓徐氏…憲府以時所引用斷例不一，求文學吏整比之。君定自中統訖大德，爲之綱目，條分理貫，簡而易求，約而可守，覽者便之”などによって確認できる。
- 68) *Voyages d'Ibn Batoutah*, tome troisième, pp. 40-41, *The Travels of Ibn Battūta* vol. 3, pp. 560-561.
- 69) *Tā'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 29, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 353.
- 70) 『回回館譯語』「人事門」“刑：洗呀塞忒 siyāsāt”
- 71) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 172a, MS: Tāškent, f. 142b, MS: Paris, suppl. persan 209, f. 213a.
- なお，『集史』「オゴデイ・カアン紀」の冒頭にもチンギス・カンのことばとして（扎撒）・體例・各禮法・諸聖訓を好く識るを討求する的是は都，チャガタイの跟前に去者。

- と記される。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 134a, MS: Taškent, f. 105b, MS: suppl. persan 209, f. 172a.
- 72) 『系譜總覽』【チャガタイの頃】にも
父の扎撒^{ジャサ}だったものは何であれ天命のごとく看做し、かれの斷事から免れた者は僅かだった。
と總括される。Muḥammad Shabānkāra'ī, H. Muḥaddiṭ (ed), *Majma' al-Ansāb*, Tehrān, 1363, p. 246.
- 73) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 174b-175a, MS: Taškent, f. 145a-145b, MS: Rampur, pp. 59-60. 宮紀子「東から西への旅人：移刺楚才——『西遊録』とその周邊」（『ユーラシア中央域の歴史構圖』註 25）
- 74) Shams al-Dīn Muḥammad bn Mahumūd Āmulī, H. M. A. Shi'rānī (ed), *Nafā'is al-funūn wa 'Arā'is al-'Uyūn*, vol. 2, Tehrān, p250, MS: Staatsbibliothek zu Berlin, or. fol. 260, f. 229a.
- 75) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 227.
- 76) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, p. 241.
Jāmi' al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 172b-173a, MS: Taškent, f. 143a-143b, MS: Rampur, p. 56, MS: suppl. persan209, f. 214b.
チャガタイは [オゴデイ・]カアンと斯く一蓮托生を爲していたので、カアンは自身の子息たちからグユク・カンをかれの隨身となさしめ、かれの怯薛丹（＝護衛）の職掌に入れた。かくてかれへの奉仕をなしていた。チャガタイの尊大さは描寫しきれない境地に到りつつあった。チンギス・カンがかれに與えていた（自身の）國と軍を支配し、ビシュ・バリクの疆域下、自身の〔王國の君主／王國・國土〕の寶座に堅固にあつたばかりか、[オゴデイ・]カアンは、諸事全般に於いて、總じて使臣たちを派遣、チャガタイと商量し、かれとの協議・（かれの）賛同なしにそれについて着手しなかった。かれもまた、どの案件についても全て、同盟・[輔佐／服從]の道を歩み、かれに起きたことは何であれ、各〔qaziyat 事情／qaziyah-yi farizah 宗教的義務の訴訟〕について申告しつつ、さらに重大な事案があつた時には毎度、〔聚會に出席した／とにかく聚會を以てカアンの跟前に参じた〕。諸王・官人たち全員が（かれの）迎接にゆき、カアンの御前に参内、tigishmishi 献上／叩頭をなして奥の間に進むのだった。
- 77) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 31, pp. 226-227.
- 78) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 2, 1912, pp. 218-219.
- 79) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 118.
- 80) Minhājī al-Dīn Jūzjānī, 'A. Ḥabībī (ed), *Tabaqāt-i Nāsiri*, vol. 2, Kābul, 1342-1343, pp. 152-157, pp. 167-169, MS: Staatsbibliothek zu Berlin, Petermann I 386, f. 141a-142b, f. 144a-144b. ベルリンの古寫本は、ティムール朝初期——シャー・ルフの息子バイ・ソソコルの下で製作され、挿圖・金字をふんだんにあしらった美麗な寫本で綴りも正確。
- 81) Anonym, M. Bahār (ed), *Tārikh-i Sistān*, Tehrān, 1314, pp. 405-406.
- 82) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 228-232, vol. 2, p. 200, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 174b-175a, MS: Taškent, f. 145a-145b, MS: Rampur, p. 59, MS: suppl. persan 209, f. 216b- 217a, *Shu'ab-i Panjgānah*, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Ahmet 2937, f. 117b, Ibn al-Fuwaṭī, M. Jawād (ed), *Majma' al-ādāb fī mu'jam al-aqāb*, vol. 4, Damascus, 1962-1965, p. 626.
- 83) *История Казахстана в Персидских Источниках I Том: Джамāl ал-Қаршій, ал-Мулҳақāt би Ҷ-сӯрҳ*, Алматы, 2005. л266-27a.
- 84) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 164, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 150a, MS: Taškent, f. 122b, MS: Rampur, p. 5.
- 85) *Tabaqāt-i Nāsiri*, vol. 2, p. 151, MS: Berlin, f. 141a.
かれ（＝オゴデイ）の治世において、その王國にあつた木速兒蠻^{ムスルマン}たちは、安穩・不可侵

を以て過ごしていた。かれの統治期間、Tangūt 河西・Tamghāj 拓跋・Tubbat 西蕃・Chīn 秦／晋の地の全諸城において masjid 禮拜寺が建てられた。また、東方の領土の全城砦・要塞をイスラームの官人たちの集團に與え、イーラーンおよびトゥーラーンより連れて來られた官人たちを上手のテュルクスターン・河西・拓跋の地の諸城に住ませた。

Ta'riḫ-i-Jahān Gushā, vol. 1, p. 9, MS: suppl. persan2018, f. 6a.

現在、ことほど斯様に、一神論の信徒たちは、かの方面に向かっている。極東の諸國まで到達、居住・定住しており、それは限界・計算の範囲を超えている。その一部は、Māwarā al-Nahr や Khurāsān の〔地區の〕解放の際に、人匠・打捕戸の名分を以て住民をかの疆域に集團で連行したものだ。また、多くの群衆が、西方の果て・兩イラーク・シリアおよびその他イスラーム諸國から、商賈・客旅として巡行している。各道・城子に到り、名聽を得、珍奇なるものを觀て、その杖を彼處での休養に降ろす。そして、滞留の決意をなし、妻を娶り、邸宅・大厦を建てている。さらに、偶像の廟宇の向かいにイスラームの修道院を築き、學校を掲げ、學者たちを教育・傳授に、諸學問の拔粹（＝典籍）を利用に供している…

- 86) *Ta'riḫ-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 163. MS: Süleymaniye Kütüphanesi, Fâtif 4316, f. 124b, MS: Esad Efendi2106, f. 83b, Lālā Ismā'il Effendi336, f. 45b, MS: Amca Hüsain paşa 359, f. 74b, MS: suppl. persan2018, f. 80a, MS: suppl. persan 205, f. 46a, MS: suppl. persan 1375, f. 58b, MS: suppl. persan1556, f. 57b.

87) suppl. persan1375 のみ後者に作る。

88) suppl. persan2018, Fâtif4316 は “دو سه خانه” ではなく “خانه امر” に作る。

89) suppl. persan2018 は

و از انتهاز فرصت و ترُقُب قفچاقی که از بازار در عقب او بوده غافل مانده

の箇所を

در انتهاز فرصت و ترُقُب قفچاق از بازار دو، در عقب او بود، غافل مانده

“機會を掴まんと待ち構えるなか、キプチャク人が市から追跡し、尾行していたことに氣付いていなかった”と文法上かなり異なる構造の文で記すが、意味はほぼ同じ。

90) 『回回館譯語』「人事門」“斷：戶坤 hukm”

91) 『集史』「オゴデイ・カアン紀」では、より明解に語られる。

（事業・）勃興の當初より、「不揀是誰、羊・食する所の其它的〔肉類／頭正〕は、咽喉を休抹者。かれら（蒙古）の慣習に依つ着胸・肩を裂者」との yāsā 扎撒が降されていた。ある木速魯蠻が市にて羊を買い家にもって歸ってきた。そして諸門を堅く閉ざし内室にてそれを神の御名のもとに倣した。（ところが）あるキプチャクが、市でかれを見、期待してかれの後をつけてきていて、檐に上り、刀が羊の咽喉にあたるやいなや、上から下に跳躍し、かの木速魯蠻に繩かけカアンの宮廷に引きだした。（カアンは）事態の調査に nāyib 起居注たちを送り込んだ。（事態・）情況の様相が奏上されると、以下のように命じた。「這的迭里威失は俺毎的扎撒を遵守し着有るが、這のテュルクめは放棄し着有る。怎生他的房裏檐上に去つ着有來の麼。木速魯蠻は平安以て有者。キプチャクを扎撒の裏に入去せ交め者」と。

Jāmi' al-Tavāriḫ, MS: Istanbul, f. 149b, MS: Taškent, f. 122a, MS: Rampur, p. 5.

なお、darvish について、『陳竹山先生文集』内篇卷一／『西域番國志』「哈烈」は、“有（等）棄家業，去生理，蓬頭跣足，衣弊衣，披羊皮，手持拐杖，身掛牛羊骨節，多爲異狀，不避寒暑，行乞於途，遇人則口語喃喃，似〔有／可〕憐憫，若甚難立身者。或聚處人家墳墓，或居〔崖／岩〕穴，名爲修行，名曰迭里 迷失。有爲醫者，于市廛中聚求藥之人，使之環列而坐，却於衆中口談病症，作爲多端，然後求藥人皆出錢與之，醫者各散藥少許而去，效驗竟莫可知。有好事之人，于城市稠人中，揮大鉞斧，手舞足蹈，高出大言，驚世駭俗，莫詳其故，大概警人爲善之意而已”という。

- 92) 『永樂大典』卷一九四一六「站赤一・經世大典」7a-7b “[太宗皇帝元年己丑十一月]，是月制曰……使臣人等，每人日支肉一斤・麪一斤・米一升・酒一瓶，仰如數支破”。
- 93) モンゴル高原のカラ・コルムと漢兒の地を結ぶ要衝。『大元馬政記』3b (『廣倉學窘叢書』甲類第一集)「和買馬」“太宗皇帝十年戊戌六月二日，降聖旨：宣諭札魯花赤胡都虎・塔魯虎・訛魯不等節該：「自今諸路應有係官諸物，及諸投下宣賜絲線疋段，竝經由燕京・宣德・西京。經過其三路鋪頭口，難以迭辦。今驗緊慢，定立鋪口數目，驗天下戶數，通行科定，協濟三路……」”，『元史』卷五八「地理志一」《上都路・順寧府》
- 94) 『永樂大典』卷一九四一六「站赤一・經世大典」8b-9a
- 95) Saif al-Haravī, M. Šiddiqī (ed), *Tārīkh nāmāh-yi Harāt*, Calcutta, 1943, pp. 95-97.
- 96) ヴァッサーフが1309-11年頃に編纂し、オルジェイトゥに獻呈したとされる *Risāla-yi akhlāq al-saltāna*，テヘランに三種の寫本が残るという *Akhlāq al-saltāna fi al-aḥwāl va al-azmīna* と種本を同じくするか，もしくは同一書の可能性があり，調査を俟つ。J. Pfeiffer, A turgid history of the mongol empire in Persia: Epistemological reflections concerning a critical edition of Vaṣṣāf's *tajziyat al-amṣār va tazjiyat al-a 'šār*, J. Pfeiffer & M. Kropp (ed), *Theoretical Approaches to the Transmission and Edition of Oriental Manuscripts*, Beirut, 2007, pp. 107-129.
- 97) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』p. 803. 「109 不信者たち章 6」
- 98) *Ṭabaqāt-i Nāširi*, vol. 2, p. 158, MS: Berlin, f. 142b.
- 99) 『長春真人西遊記』卷上 “[九月]四日宿輪臺之東，迭屑頭目來迎。南望陰山三峰突兀倚天”，『大元至元辨偽錄』卷三 “今先生言道門最高，秀才人言儒門第一，迭屑人奉彌失訶 mišyha 言得生天，達失蠻叫空謝天賜與，細思根本，皆難與佛齊”。なお、『元典章』卷三〇「禮部三・禮制三」《喪禮》【畏吾兒喪事體例】にみえる“帖薛”も“迭屑”に同じ。
Kitāb ḥilyat al-insān wa ḥalbat al-lisān, p. 14.
 Ar.al-našārā=Per. tarsāyān
The Muqaddimat al-Adab, f. 94b.
 Ar.qass=Per. dānīshmand-i tarsāyān=Tur.tarsalar dānīshmand=Mon.erke'ūd-yin daśman
- 100) *Ta'riḫ-i Jahān Gushā*, vol. 2, p. 223, *Ṭabaqāt-i Nāširi*, vol. 2, pp. 217-218, MS: Berlin, f. 155b, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 398, J. A. Boyle, The journey of Het'um I, King of Little Armenia, to the court of the Great khan Mönke, *Central Asiatic Journal*, vol. 9, 1964, pp. 175-189, R. W. Thomson, The Historical Compilation of Vardan Arewelc'i, *Dumbarton Oaks Papers*, 43, 1989, p. 217. なお，サルタクが毒殺されたことは、『集史』には記されていない。
- 101) *Itinerarium*, cap. 16, p. 205, cap. 17, p. 206, cap. 18, p. 209, cap. 29, pp. 256-257, cap. 33, pp. 289-297, *Viaggio in Mongolia*, pp. 80-81, pp. 82-83, pp. 86-87, pp. 170-173, pp. 238-257, Raymond Beazley (ed), *The Text and Versions of John De Plano Carpini and William De Rubruquis, as printed for the first time by Hakluyt in 1598*, London, cap. 18, pp. 167-168, p. 213, cap. 19, p. 168, p. 214, cap. 20, p. 169, p. 215. ちなみに，ルブルクのギヨームの言葉どおり，パール・ヘブラエウスは，グユクを“正真正銘のキリスト教徒”だと述べている。*The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 411.
- 102) *La Flor des Estoires de la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput. X VI-XVIII, pp. 163-168, pp. 296-300, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 9-10, pp. 65a-65b.
- 103) 『大元至元辨偽錄』卷四 “大元啓祚，睨意法門，太祖則明詔首班，弘護茲道，太宗則試經造寺，雕補藏經，谷與罕則令僧扈從，恒誦佛經，蒙哥皇帝則供僧書經，高營寶塔，今上皇帝則飯僧建利，造像鎔金，捨廣大之珍財，誦無上之藏，教以拔合思把爲國之師”。
- 104) 阿旺貢噶索南『薩迦世系史』（中國藏學出版社 2005年 p. 95.）
- 105) 『元典章』卷十一「吏部五・職制二」《假故》【放假日頭體例】，卷五七「刑部十九・諸禁」《禁

- 刑》【禁宰獵刑罰日】、『新集至治條例』「刑部・刑禁」《雜禁》【四箇齋戒日頭喫素】
- 106) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 18, MS: suppl. persan2018, f. 11a-11b.
 (チンギス・カン)は)いかなる宗教の崇奉者、いかなる教團の信徒でもなかった、ある教團への偏見・偏見からある教團に、ある宗教への偏重からある宗教に「移る」といったことは、避けていた。おそらく、各集團の‘ulamā 學者たち・修道士たちを尊敬・尊重・賞美はしており、上天の御前においてかの者を媒介者と認識していた。したがって、木速魯蠻たちを敬意の眼差しで見るといぼう、迭屑(キリスト教徒／也里可溫)たち・偶像崇拜者(＝和尚・先生)たちも尊重して、といった按配だった。かれの子・孫たちは誰であれ欲するままに宗教の諸派について擇んでいて、イスラームの眞実事をなすものもあれば、キリストの教えを採るものもあり、ある集團は偶像崇拜を選び、ある部族は祖先の舊い規範そのものに義務を負ってどんな新奇なものにも傾倒しないでいたが、この種のものはほとんどいなくなっているようだ。諸宗教の崇奉に對し、大部分のものたちは狂信的態度からは遠いところ(とめず)にあり、チンギス・カンの扎撒——「各集團を畫一に識認せ者。相互に差別を休(とめず)し」に違反しようとはしない。
- 107) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, pp. 79-80.
- 108) 『元史』卷七八「輿服志一」《質孫》、『元詩選三集』柯九思「宮詞十五首」、『丹丘生集』卷三「宮詞十五首」“凡諸侯王及外蕃來朝，必錫宴以見之。國語謂之「質孫宴」質孫，漢言一色，言其衣服皆一色也”，『秋澗先生大全文集』卷五七「大元故關西軍儲大使呂公神道碑銘」“國朝大事曰「征伐」，曰「蒐狩」，曰「宴饗」，三者而已。雖矢廟謨定國論，亦在於樽俎饗飮之際，故典司玉食，供億燕犒，職掌視前世爲重。凡群臣預御衍者，冠珮服色例，一體不混殺曰「只孫」。必經賜茲服者，方獲預斯宴，于以別臣庶疎近之殊，若古命服之制」，『道園學古錄』卷二三「句容郡王世續碑」“國家侍內宴者，每宴必各有衣冠，其制如一，謂之「只孫」”，同卷二四「曹南王勳德碑」“賜以只孫宴服只孫者，貴臣見饗於天子，則服之。今所賜絳衣也。貴大珠以飾其肩背膺間，首服亦如之，副以納赤思(Mon. načit)衣等七襲。納赤思者，縷皮傳金爲織文者也，海東青鶴二”，『高麗史節要』卷二二「忠烈王四」[庚子二十六年／元大德四年]“六月壬子，王至上都，帝大設只孫宴，只孫，華言顏色，赴會者衣冠皆一色。帝命王侍宴於諸王，駙馬坐次第四，寵眷殊異”，『周翰林近光集』(靜嘉堂文庫藏元刊本)卷一「詐馬行有序」“國家之制，乘輿北幸上京，以六月吉日，命宿衛，大臣及近侍，服所賜只孫，珠翠金寶衣冠腰帶，盛飾名馬，清晨，自城外，各持綵杖，列隊馳入禁中。於是，上盛服御殿臨觀，乃大張宴爲樂。惟宗王，戚里，宿衛，大臣，前列行酒，餘各以所職敍坐合飲。諸坊奏大樂，陳百戲。如是者凡三日而罷。其佩服日一易，太官用羊(二)[三]千噉・馬三百匹它費，稱是名之曰「只孫宴」。只孫，華言一色衣也。俗呼曰「詐馬 jāmah/čama 筵」”，Fr. Benedictus Polonus, *Relatio, Sinica Fransiscana*, vol. 1, p. 139, *Il Milione*, cap. 87, p. 72, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo. cap. 11, f. 26b-27a.
- 109) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』p. 168. 「6 家畜章 121」
- 110) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, pp. 37-38, MS: İstambul, Süleymaniye Kütüphanesi, Fâtif4316, f. 377a, MS: Esad Efendi2106, f. 244b, MS: Amca Hüseyin paşa359, f. 225b, MS: Paris, suppl. persan2018, f. 251a, MS: suppl. persan205, f. 138b, MS: suppl. persan 206, f. 125b, MS: suppl. persan1375, f. 193a, MS: suppl. persan1556, f. 172b. なお、『集史』「モンケ・カン紀」の當該箇所は
 一週間、このように祝宴・交歡が有った。(内府の)酒藏・厨房の職責は、毎日、二千車輻の葡萄酒と qumiz 黒馬乳酒、三百頭の馬と牛、三千匹の羊。ベルケの出席のゆえに、
 全てをイスラーム法に適った方法で宰殺した。
 と簡略化されている。*Jāmī' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 188b, MS: Taškent, f. 158a, MS: Rampur, p. 96.
- 111) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, 1937, p. 22. 『元史』卷三「憲宗本紀」“歲戊申，定宗崩，朝廷久未立君，中外恟恟，咸屬意於帝，而覬覦者衆，議未決。諸王拔都・木哥・阿里不哥・唆亦

ケトウ タガチャル ウリヤンカダイ スニータイ テムデル イェスブカ アラクトクラグ バ
哥禿・塔察兒・大將兀良合臺・速你帶・帖木迭兒・也速不花、咸會于阿剌脫忽刺兀之地。拔
都首建議推載^{トウ}，同卷一二四「忙哥撒兒傳」“定宗崩，宗王八都罕大會宗親，議立憲宗”。なお、
『集史』「ジョチ・カン紀」は

要するに、カアン位がトルイ・カンの家族に、上天の裁定が一門の根源に將來された理
由は、ソルコクタニ・ベキの能力・聰明さとバトウの助力・補佐 —— かれらとの友情
の故の —— だった。そのごかれの生涯の終焉まで、そしてかれの逝去ののちもサルタ
ク、ウラクチの治世、ベルケの治世の大部分において、トルイ・カンとバトウの子孫の
間には、友情の同盟の道を歩むものだった。

とまとめており、ルブルクのギヨームも、モンケの部下がバトウの使臣に對して格別の歡待
をなしていたこと、證言する。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 165a, MS: Taškent, f. 136b,
MS: Rampur, p. 38, *Itinerarium*, cap. 23, p. 225, *Viaggio in Mongolia*, pp. 112–115, *The Text and*
Versions of John De Plano Carpini and William De Rubruquis, cap. 25, p. 178, p. 227.

- 112) *Itinerarium*, cap. 18, p. 209, *Viaggio in Mongolia*, pp. 86–89, *The Text and Versions of John De*
Plano Carpini and William De Rubruquis, cap. 20, pp. 169–170, p. 216.

もう一人、Baatu バトウの兄弟で Berca ベルケという名の者があり、Portam Ferream
鐵門（＝デルベンド）の方面に牧地（＝營盤^{キャンプ}）を有しているが、そこはペルシアおよび
テュルクキアから来る全ての sarracen サラセンたちの行程の路上にある。彼奴らは、バ
トウのもとに參上する際、ベルケの帳幕を経由して進物を運ぶ。ベルケはサラセン人の
ごとくふるまい、自身の宮帳で豚肉を食すことを許さない。しかしながら、我々の復路
の旅の時には、バトウがベルケを Etilia（＝ヴォルガ）河の東岸に移してしまっていた。
サラセンの使臣たちにこれ以上ベルケのもとを経由させたくなかった、つまり、不利益
を被ることになると判断したのだ。

ちょうど、漢兒田地の權益をめぐるモンケとクビライの確執を思わせる。

- 113) *Джамал ал-Қаршй, ал-Мулҳақāt би Ҷ-сурāх*, л256, В. Тизенгаузена, *Сборникъ*
Матеріаловъ, Относящихся къ Исторія Золотой Орды, Томъ I. Санктпетербургъ, 1884.
pp. 46–55, p. 72, pp. 77–98, pp. 130–131, pp. 182–183, p. 202, p. 223, pp. 366–368, p. 397, pp.
417–418., pp. 478–479.

- 114) Ḥāfiz-i Abrū & Anonym, *Mu'izz al-Ansāb*, MS: Paris, BNF, Ancien fonds persan67, f. 17 b.

Sulṭān Khātūn: AYMN>aiman（神に）庇護されたる／信仰の部族の出身。ベルケ、
ベルケチェル、Būrah、この三名の息子は皆、この后妃から生まれた。

Būrah はプラノ・カルピニのヨハネスがいうところの Bora. *Ystoria Mongalorum*, cap. 5,
Sinica Fransiscana, pp. 66–67, *The Text and Versions of John De Plano Carpini and William De*
Rubruquis, p. 58, J. Richard, La conversion de Berke et les débuts de l'islamisation de la horde
d'Or, *Revue des etudes islamiques*, 35, 1967, pp. 173–184.

- 115) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Rampur, pp. 34–35, p. 37, p. 39, p. 40, p. 43, MS: Paris, Suppl. persan
1113, f. 91a. なお、チャガタイの宴會にもテュルク帽が数名確認できる（MS: Rampur, pp. 54–
55, p. 58）。特筆すべきは、グユクの即位式で、かれ自身がテュルク帽をかぶり、怯薛^{ケレン}・王子
たちにも相當數同様の格好のもの —— おそらくネストリウス派キリスト教徒のウイグル、
ケレイト —— がいることだ（MS: Rampur, pp. 78–79.）。

- 116) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Rampur, pp. 94–95, pp. 98–99.

- 117) *Ṭabaqāt-i Nāsirī*, vol. 2, pp. 150–151, pp. 213–214, MS: Berlin, f. 141a, f. 154b.

- 118) *Ṭabaqāt-i Nāsirī*, vol. 2, p. 176, MS: Berlin, f. 146a.

かれ（＝バトウ）は、ひじょうに〔分別のある／公正な〕男で、ムスルマン^{ムスルマン}の友であった。
木速兒蠻^{ムスルマン}たちはかれの庇護下に〔安樂な日々を過ごしていた／安樂であった〕。かれの諸
軍・諸部族の下、禮拜寺が各集團によって建てられ、imām〔住持／住持たち〕、mu'az-
zin 唱拜者が各處に〔手配されていた／手配された〕。かれの統治期間・（在世）時期に
おいて、かれの farmān 令旨、（かれの）臣民・軍勢から、いかなる害もイスラームの諸

地域に至ることはなかった。テュルクスタン^{ムスルマン}の木速兒蠻^{ムスルマン}たちは、かれの護助の福蔭の裡に、(多大な) 平和・(無数の) 保安を享受していた。また、イーラーンにおいてモンゴルの管理下に参入されていた諸邦のそれぞれのうちに、かれに分地が定められており、かれの選任した者たちが、かれの投下領となった各處 [に配置されていた／を支配していた]。

いっぽう、アルメニアのアクネツツィのグリゴル (1250-1335) による『騎射の國の歴史』は、バトゥがキリスト教徒を愛し・庇護したと主張・報告する。R. P. Brake & R. N. Frye, History of the Nation of the Archers (The Mongols) by Grigor of akanc': Hitherto Ascribed to Maṛak'ia The Monk, *Harvard Journal of Asiatic studies*, vol. 12/no. 3-4, 1949, pp. 312-315.

- 119) *Tabaqāt-i Nāsirī*, vol. 2, pp. 176-177, p. 150, p. 168, MS: Berlin, f. 146a-146b, f. 141a, 144b.
 なお、『世界を開くものの歴史』【Kulār, Bāshgird の騎兵隊】、『集史』「オゴデイ・カアン紀」【宗王たち・モンゴル軍が Qipchāq 草原・Bulghāl・Ūrūs・Mukus・Alān・Mājār, Bulār・Bāshghird に於いて倣している諸戦鬪の記】によると、Bulār 孛烈兒はフランクと隣接するキリスト教徒が多い部族であり、モンゴル軍よりも多勢だったので、バトゥは、かつてチンギス・カンが金朝・ホラズム・シャー國を攻める前に、丘に登り連日連夜上天に告したという故事を踏まえ祈禱を行った。のみならずイスラーム教徒たちにも du'ā 祈禱・呪詛を行わせた。とうじのモンゴル諸王の「宗教」認識を窺うことができる逸話といえよう。
Ta'rikh-i-Jahān Gushā, vol. 1, pp. 225-226, *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 101b, f. 127a, f. 145a, MS: Taškent, f. 73a, f. 98b, f. 117b, MS: Tehrān, f. 94b, MS: suppl. persan209, f. 162b, f. 185a.

- 120) *Tabaqāt-i Nāsirī*, vol. 2, p. 179, MS: Berlin, f. 147a.

- 121) モンケの信仰告白はもとより、バトゥの入信が嘘の情報であることは、同時代のジュヴァエニーが

かれ (=バトゥ) は、いかなる宗教・信仰に對しても、偏向してその神學の規定そのものを識ろうとはしない王で、どんな信仰・宗教の狂信者でもなかった。

と述べることから明らか。*Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 2, p. 222.

- 122) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 24b, MS: Taškent, f. 22b, MS: Tehrān, f. 23b. 『元史』卷一〇〇「兵志三・馬政」“醞都者，承乳車之名也”。
- 123) 國家文物局『2005 中國重要考古發現』(文物出版社 2006 年 pp. 115-122.)、大同市考古研究所「山西大同沙嶺北魏壁畫墓發掘簡報」(『文物』2006-10 pp. 4-24.)、趙瑞民・劉俊喜「大同沙嶺北魏壁畫墓出土漆皮文字考」(『文物』2006-10 pp. 78-81.)、徐光冀主編『中國出土壁畫全集②山西』(科學出版社 2012 年 pp. 16-30.)。なお、カラ・ホト出土の西夏語譯『金光明最勝王經』(サンクト・ペテルブルク東洋學研究所藏 Tang376, no. 5652a) の扉繪——12 世紀の開版とされる——でも、羊の宰殺の際、胸を裂いて血液を鉢に受け止めている。
- 124) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 202b, MS: Taškent, f. 172a, MS: suppl. persan209, f. 249a.
- 125) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, pp. 86-87.

年功を以て確固たる權限を有する **Bulghāi āqā** ^{ブルカイアカ} 孛魯合阿哥に「書記每の頭兒^{たち}、長^あれ。他^{かれら}每の **vazīr** 大臣^あで有者。hājib 侍從^{のようじ}的那般、上申^をを逐一^{ひとつひとつ}據^うけ、奏^{もう}して諸^{もろ}の宣・敕^{しう}を寫^かき、抄白^{せうはく}を倣^{なま}者」とて farmān 聖旨^{せいし}が了^し。また、木速兒蠻^{ムスルマン}の必闡赤^{ひくわんせき}たちから、(オゴデイ) カアン、グユク・カンの御前^{ごぜん}においてもこの名目で稱^{なづ}かれていた amir 'Imād al-mulk、御前^{ごぜん}での品階^{しんかい}にかけては年功^{ねんこう}で先^{まづ}んじていた amir Fakhr al-mulk を、そして蒙古^{モンゴル}たちからなる別の集團^{くわんたん}を、ブルカイ官人^{ブルカイ}とともに同僚^{どうりょう}となされた。また各部族^{くぶぞく}を別々に最適^{最適}な場に任^{まか}じられた。かれらは協議^{ぎぎ}とブルカイ官人^{ブルカイ}の承認^{しんとう}ののち、難問^{なんもん}の解決^{けつげつ}者たる世界の君主^{しゅんしゅ}の判斷^{はんだん}の上に、心^{こころ}を用^{もち}いて奏^{そう}を致^{いた}すことになっている。衙門^{ぎやもん}の業務^{ぎふく}のうち、錢糧^{せんりやう}の決定^{けつてい}や職務^{しふく}の委託^{ていし}については、ブルカイ官人^{ブルカイ}と他の一、二人の專掌^{せんしやう}である。

Itinerarium, cap. 26, cap. 28, cap. 29, cap. 32, p. 245, p. 261, p. 262, p. 265, p. 286, *Viaggio in Mongolia*, pp. 126-127, pp. 146-149, pp. 180-181, pp. 182-183, pp. 188-189, pp. 232-233.

Inde est quod ipsi Moal sumpserunt litteras eorum, **et ipsi sunt magni scriptores eorum, et omnes fere nestorini sciunt litteras eorum.**

Tunc venit **magnus scriptor qui erat christianus nestorinus**, cuius consilio fere omnia fiunt, ut videret nos; et respexit nos diligenter, et vocavit illum Hungarum a quo multa quesivit.

Et ego vidi tunc temporis quod **cancellarius, hoc est maior scriptor curie, nomine Bulgai**, fecit eis tunc pitanciam de carnis in feria sexta,

Bulgay, qui est maior scriptor curie et iudicat reos morte.

In crastino venit **Bulgai qui erat iusticiarius**, et quesivit diligenter si quis monuisset nos ut caveremus a tactu liminis.

In crastino fuimus vocati a **Bulgai, qui est maior scriptor et iusticiarius**, monachus et tota familia sua, et nos et omnes nuncii et extranei qui frequentabant domum monachi. Et fuimus sigillatim vocati coram Bulgai, primo monachus et post ipsum nos; et ceperunt diligenter inquirere unde essemus, ad quid venissemus, quid esset servitium nostrum. Et hec inquisition fiebat quia nunciatum erat ipsi **Manguchan** quid ingressi errant **quadringenti Hacsasini** ad interficiendum ipsum in diversis habitibus.

『元史』卷三「憲宗本紀」[元年辛亥夏六月]「以忙哥撒兒爲斷事官，**孛魯合爲掌宣發號令，朝覲貢獻，及內外聞奏諸事**」，『通鑑續編』卷二二「十一年／蒙古憲宗皇帝元年秋七月」「蒙古以蒙哥撒兒爲斷事官，**孛刺合爲大必闡赤，掌朝貢事**」。

- 126) *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 130b.

‘**Alamdār**’ : ^{イェグ・ノヤン}大 官人たちの集團に屬していた^{ビチクチ}必闡赤である。

Ta'rikh-i-Jahān Gushā, vol. 3, p. 27.

大部分の大王たちは Kelüren の地に集い，Šilemün bičikči を Oγul-Gaimiš 斡兀立海迷失，彼女の子供たち Khwājah>Quča 忽察と Nāqū>Naqu 腦忽のもとに遣わし，いっぽうで ‘**Alam-dār bičikči**’ を Yisū Mangū>Yisū-Mōngge 也速蒙哥（チャガタイの息子）のもとに遣わし…

『元史』卷三「憲宗本紀」[元年辛亥夏六月]「以^{コンコル}晃兀兒留守和林宮闕，^{コルム}帑幣，^{アラムダール}阿藍答兒副之」，「[七年冬十一月]遣阿藍答兒・脫因・囊加臺等詣陝西等處理算錢穀」。

- 127) 宮紀子「ブラルグチ再考」（『東方學報（京都）』86 2011 年 pp. 740-693.）

- 128) 『析津志輯佚』（北京古籍出版社 1983 年 p. 199.）「學校」“明年壬子（1252），世祖皇帝潛邸，三月令魏祥卿傳旨，六月令楊中書傳旨，^{ヤラフチ}二次令阿魯瓦赤・衆斷事官增修文廟。癸丑年（1253）六月二日，^{サイト・フジャール}宣授燕京路都總管**賽典赤**出色銀鈔，奉令旨增修一新」，『永樂大典』卷二九四一六「^{サイト・フジャール}站赤一・經世大典」10b 「[中統元年]七月，劉天麟奏告「故劉權府元受先帝聖旨，**賽典赤**處關鈔一千錠，規運利息，專與燕京賣買」。

- 129) 『元史』卷一三〇「不忽木傳」，卷一二五「**賽典赤**瞻思丁，納速刺丁傳」

- 130) 『通鑑續編』卷二三「五年／憲宗皇帝七年」“○蒙古罷皇弟開府，命^{アラムダール}阿藍答兒行省事于京兆，勾較河南陝西諸路財賦皇弟經理河南・關右，或議于憲宗皇帝，謂皇弟得中土心，且王府諸臣擅權爲姦利。帝信之。乃罷皇弟開府，而命左^{イェグ・ビチクチ}大^{アラムダール}必闡赤阿藍答兒，以丞相，行省事于秦蜀，以劉太平爲參知政事，以佐之。勾較諸路財賦，^{アラムダール}阿藍答兒性苛刻，鍛鍊羅織，轉功爲罪，大開告訐虐，陷善良。由是，得罪者衆，獨史天澤，廉希憲，無秋毫可捃摭云”，『國朝名臣事略』卷十一「參知商文定公」又「[[姚]牧菴文集」[卷二四「譚公神道碑」]云：先是，分封世祖，以京兆戶寡，益以懷孟，且詔總天下之兵，遂置經略司於河南，宣撫司從宜所於關西，行部於秦州，漕運司於衛，安撫司於邢臺，召遣諸軍屯田戍邊，首淮尾蜀，以休春秋土馬往來之勞。東西數千里，道不拾遺，中土諸侯民庶翕然歸心。歲丁巳，宗親間之，遂解兵權。已而遣^{アラムダール}阿藍答兒至京兆，大集汴蜀兵民之官，下及管庫征商之吏，皆入計曲，爲條百四十二，文致多方，且曉衆曰「惟劉萬戶，史萬戶兩人罪請於朝，蓋謂忠順公，丞相忠武公也。自餘，我則專殺」。虐焰薰天，多迫於死。明年世祖身至帝，所命下而事始緩，猶杖兵民之官。凡昔所置諸司皆廢」，『元史』卷一六三「馬亨傳」

- 131) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 84–90, MS : suppl. persan2018, f. 42a–45a, MS : suppl. persan 205, f. 24b–26a, MS : suppl. persan1375, f. 30b–32a, MS : suppl. persan1556, f. 30a–32a, MS : Fātif 4316, f. 66b–71a, MS : Esad Efendi2106, f. 43b–46b, MS : Lālā Ismā'īl Effendi336, f. 24a–25b, MS : Amca Hüseyin Paşa 359, f. 39b–42a.
- 132) 『回回館譯語』増續雜字「地理門」“程：法兒桑克”
- 133) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』「26 詩人たち章 89」p. 450.
- 134) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』「5 食卓章 110」pp. 145–146.
- 135) 『長春真人西遊記』卷下“國中有大石馬者，識其國字，專掌簿籍”。
- 136) 『皇元聖武親征錄』“[己丑 (1229) 太宗] 命河北先附屬漢民賦調，命兀相撒罕主之，西域賦調，命牙魯瓦赤主之”，“[辛丑 (1241)] 冬十月命牙魯瓦赤主管漢民”，Nāṣir al-Dīn Munshī Kirmānī, Jalār al-Dīn Mhaddith Husainī Urmawī (ed), *Nasā'im al-Ashār min Laṭā'im al-Akhbār*, Tehrān, 1959, pp. 100–101.
- 137) Abū Bakr Muḥammad bn, Ja'far al-Narshakhī, M. Rizavī (ed), *Tārikh-i Bukhārā*, Tehrān, 1972–73, p. 8, p. 22, p. 44, p. 63.
- 138) *Tārikh-i Bukhārā*, pp. 23–24, pp. 77–80.
- 139) В. Бартольдъ, *Туркестанъ въ эпоху монгобскаго нашествія, ч. 1. Тексты*, С. Петербургъ, 1898, p. 169.
- 140) Abū al-Ṭayīb Aḥmad bn al-Ḥusain al-Mutanabbī al-Kindī (915–965) の
ملومكما يجل عن الملام و وقع فعاله فوق الكلام
からはじまる詩の一節。
- 141) *Tārikh-i Bukhārā*, pp. 16–17.
- 142) Sharaf al-Dīn 'Alī Yazdī, 'A. Navāyī (ed), *Zafar nāmāh*, Tehrān, 2008, pp. 202–205, A. Урунбаева (ed), *Зафар-наме*, Ташкент, 1972, 756–766.
- 143) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 131a, f. 172a, MS : Taškent, f. 102b, f. 142b, MS : suppl. persan 209, f. 168a, f. 213b, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 117b, *Mu'izz al-Ansāb*, MS : Paris, BNF, Ancien fond Persan67, f. 81b–82a. 『元朝秘史』卷三 36a1, 卷八 25b1, 卷十 25b3–4.
- 144) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 175a, MS : Taškent, f. 145b, MS : Rampur, p. 60.
ほかに伝わっているところでは、オゴデイ・カアンオギタイ・カアンの [chāgh<Mon. čaq 時に／haqq 福廬の裏に]、チャガタイが yarligh 文字を一道書き、カアンの farmān 聖旨を以て、Yarawāch の所有のうちにあった Māwarā al-nahr の田地のうちいくらかをほかのものに與えた。ヤラワチは事態についてカアンの御前で説明した。カアンは問責を以て yarligh 聖旨をチャガタイの根前に遣わし、「回答を寫者」として宣諭した。チャガタイは回答の裡に寫くには「識らずに道理に無いことを做し着了」。寫く可き 的 不揀甚麼緣故も推稱しないぞ、俺は。却って皇帝が『回答を寫者』麼道宣諭するを爲す的上頭、此れに因り、[些か／この程度] 寫い來也」と。カアンは満足した。かれの背信行爲を納得され、かの田地を injū 梯己としてチャガタイに與えた。そのご、ヤラワチがチャガタイの許に到った。かれを問責し罵倒した…。
- 145) Ḥamd Allāh Mustaufī Qazvinī, 'Abd al-Ḥusain Navā'ī (ed), *Tārikh-i Guzidah*, Tehrān, 1339, p. 592, E. G. Browne (ed), *The Ta'rikh-i Guzida* (A. D. 1453. Facsimile), Leyden & London, 1911, p. 582.
[6]71 年に Bukhārā において Tārābī の叛亂があった。多くの人々が集まり、かれの暴動は支持をえた。大小の官員たちが慎重に對處し、その暴動の火 [を知性という水で以て消し止め／は知性という水で消し止められ]、かれを打倒した。
Ḥamd Allāh Mustaufī Qazvinī, *Nuzhat al-Qulūb*, MS : Paris, BNF, Ancien fonds139, f. 35a.
671 年に Bukhārā で Tārāb の人で異端の教主の叛亂があった。その鎮壓は、當地の官員たちの奮闘によった。675 年 (1276–77) には、Alamūt で Mulāḥidah 木乃奚一派の殘黨の新政府・騷亂が出現、彼らの鎮壓はモンゴル軍の奮闘によった。

- 146) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 250b-251a, MS: Taškent, f. 220a-220b, MS: Rampur, pp. 234-235, *Tarikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 77, MS: Ayasofya3109, f. 111b-112b.
- 147) *Tarikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, pp. 191-192, MS: Ayasofya3109, f. 277b-280a.
- 148) Ibn Zarkūb Shīrāzī, Vā'iz-Javādi (ed), *Shīrāz-nāmah*, Tehran, 1350, pp. 89-90.
- 149) Ibn Bībī, A. S. Erzi (ed), *El-Evāmīr ūl'-'Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, I. Tıpkıbasım, Ankara, 1956, pp. 498-504, Nāşir al-Dīn al-Ja'farī al-Rughdī, Z. Mutaḥaddīn (ed), *Tārikh-i Ibn Bībī*, Tehrān, 1390, pp. 440-445, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, pp. 405-406, Simon de Saint-Quentin, J. Richard (ed), *Histoire des Tartares*, Paris, 1965, pp. 62-66.
- 150) ルーム・セルジューク朝は、つとに 1226 年、チンギス・カンのもとに國信使の一團を遣わさんとしており、オゴデイ時代 1232 年のチョルマゲン等の侵攻以降、高麗と同様、いったんモンゴルへの服屬を決めている。イブン・ビービーの『尊嚴なる國事における尊嚴なる命令』の【Sultān 'Alā al-Dīn Kaiqbād の御許へのオゴデイ・カアンカアンの斡耳朵エルド／宮帳ミヤテの使臣毎の到着の頌】【Sultān 'Alā al-Dīn Kaiqbād — 神ガ彼ノ證ヲ照ラシマスヨウニ — の御許に來った聖旨の抄白の頌】は、それを示す貴重な資料である。“il shudan<Mon. elsen 歸附”, “sūrghamisi<Tur/Mon. soyurqa 賞賜”, “nūkar<Tur/Mon. nōkōr 伴當”, “pāizah 牌子”, “urūgh<Mon. uruḡ 子孫”, “bīchin<Tur. bičin/Mon. bečin 申”, “qairān<Mon. qayiran 可惜”など、『集史』と同様、テュルク・モンゴル語の音譯が少なからず使用され、しかも「聖なる語」は欄外に抬頭される。オゴデイの國書（〔丙〕申年 1236）は、ペルシア語によるモンゴル語直譯體で書かれている。最近でた刊本では、Erzi の影印で空欄・×印になっていた部分を逐一欄外の文字によって補っており、便利である。*El-Evāmīr ūl'-'Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, I, pp. 358, 452-456, *Tārikh-i Ibn Bībī*, p. 342, pp. 403-406, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, pp. 398-399.
- 151) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 425, p. 453, p. 456, p. 464.
- 152) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 83-84, MS: suppl. persan2018, f. 41b-42a, MS: suppl. persan205, f. 24b, MS: suppl. persan1375, f. 30a, MS: suppl. persan1556, f. 29b-30a, MS: Fātif 4316, f. 65b-66a, MS: Esad Efendi2106, f. 43a, MS: Lālā Ismā'īl Effendi336, f. 24a, MS: Amca Hüseyin Paşa 359, f. 39a.
- 153) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 82, MS: suppl. persan2018, f. 40b.
- 154) 『元史』卷一五〇「耶律阿海傳」“遼之故族也。金桓州尹撒八兒之孫，尙書奏事官脫迭兒之子也。阿海天資雄毅，勇略過人，尤善騎射，通諸國語…阿海從帝攻西域，俘其酋長只蘭叉，下蒲華，尋斯干等城，留監尋斯干，專任撫綏之責…子三人，長忙古臺，次綿思哥，次捏兒哥…綿思哥襲太師，監尋斯干”，卷一四九「耶律禿花傳」『蒙韃備錄』「任相」“首相脫合太師者，乃兔花太傅之兄，原女真人，極狡猾，兄弟皆歸韃主爲將相”。『長春真人西遊記』卷上“仲冬十有八日，過大河，至邪米思干大城之北，太師移剌公・蒙古・回紇帥首載酒郊迎，大設帷幄，因駐車焉”，『秋澗先生大全文集』卷八二「中堂事記・下」〔中統二年秋七月廿一日〕*Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 96.
- 155) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 170a, f. 171b, MS: Taškent, f. 142a, MS: Rampur, p. 52, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 122a.
- 156) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 170a, f. 171b, MS: Taškent, f. 142a, MS: Rampur, p. 52, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 121b.
- 157) *Tārikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 12, pp. 68-69, MS. Ayasofya3109, f. 17a, f. 97b, f. 98b, *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 201b, MS: Taškent, f. 171a, MS: Rampur, p. 127.
- 158) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 97b, MS: Taškent, f. 69a, MS: Tehrān, 90b.
- 159) 『元史』卷一四六「粘合重山傳」“金源貴族也。國初爲質子，知金將亡，遂委質焉”，『析津志輯佚』p. 147「名宦」“粘合中書，有名合達者，仕至榮祿大夫，金亡歸我朝。我朝以前金故宦之子孫，而纍朝寵任之，以迄於今，有墳在卿園東”，『民國重修林縣志』卷十四「金石」曹居

- 一「金灯記」“歲己亥（1239）夏六月，宣差奉諭江淮南安撫使粘合（＝南合）道出相，下蕭使君，作寶巖之遊…皇帝詔公代父其父丞相（＝重山）南伐，攝知行臺軍馬事，大饗隆慮…況自榮祿公（＝合達）至於宰丞，宰丞方爾而復有公…”，『國朝文類』卷六三「潁州萬戶邸公神道碑」“嘗聞國初以二萬戶鎮撫中夏，右則劉伯林軍秦，左則粘合重山軍燕。顧成則益太尉忠武史公天澤爲眞定・河間・濟南・東平・大名五路萬戶於中”，『黑韃事略』（中國國家圖書館藏嘉靖二十一年抄本）“其相四人曰按只鯁黑韃人。有謀而能斷，曰移刺楚材字晉卿，契丹人。稱中書侍郎，曰粘合重山女眞人。或稱將軍，共理漢事。曰鎮海回回人，專理回回國事。至草地時，按只鯁已不爲矣。粘合重山隨屈朮僞太子南侵。次年，屈朮死，按只鯁代之。粘合復爲之助”。
- 160) V. A. Belyaev & S. V. Sidorovich, apropos of the 13th century copper dirhams of Bukhara with Chinese characters, B. Callefher & A. D'Ottone(ed), *The 2nd Simone Assemani symposium on Islamic coins, Università di Trieste*, 2010, pp.200-209.『史學指南』卷七「錢糧造作」“課程：征稅之物曰課，額定其限曰程”。
- 161) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 51, MS: Ayasofya3109, f. 71a.
- 162) 『元典章』卷一七「戸計」《籍冊》【戸口條畫】『通制條格』卷二「戸令」《戸例》“至元八年三月，欽奉皇帝聖旨「據尙書省奏「乙未年（1235），元欽奉合罕皇帝聖旨抄數到民戸・諸王・公主・駙馬・各投下官員分撥已定。壬子年（1252）欽奉先帝聖旨，從新再行抄數，當時「前」行尙書省不曾子細分揀，至今二十年間，爭理戸計，往復取勘，不能裁決，深不便當…」”，『通制條格』卷二「戸令」《投下收戸》“至元二十八年五月十九日，欽奉聖旨節該「中書省官人每奏『月哥歹皇帝時分，忽都忽官人抄數戸計時節…那的後頭，鼠兒年抄數戸計時分，忙哥皇帝也依那體例裏教行有來…』」”。
- 163) G. Doerfer, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 1, Wiesbaden, 1963, pp. 324-326.
- 164) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 238b-239a, MS: Taškent, f. 208a-208b, MS: Rampur, pp. 206-207, Fhakh al-Dīn Dāvud Banākātī, *Rawzat Ūlī al-Albāb fī Tavārikh al-Akābir wa al-Ansāb (Tārikh-i Banākātī)*, MS: Istanbul, Süleymaniye kütüphanesi, Aya Sofya3026, f. 139a.
- 165) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 161a, f. 163a, f. 230a, MS: Taškent, f. 133b, f. 134b, MS: Rampur, p. 29, p. 188, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 115a.
- 166) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 160a, f. 163a, f. 230a, MS: Taškent, f. 132b, f. 134b, MS: Rampur, p. 27, p. 188, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 114a. .
- 167) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 157a, f. 162a, f. 230a, MS: Taškent, f. 129b, f. 137a, MS: Rampur, p. 21, p. 188, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 108b.
- 168) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 160b, f. 163a, MS: Taškent, f. 133a, f. 134b, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 115a. タシケント本はノガイの名を朱筆で記す。なお MS: Istanbul, f. 162a, MS: Taškent, f. 137a. は、ノガイを
クリ宗王の子 TWMKAN<Tumgen の子 ČARWQ<Čaruq の子
とし、MS: Rampur, p. 40 は他の箇所と同じく
ブワル宗王の子タタルの子
とする。たしかに、系譜をみるとジョチ家にもうひとりのノガイが存在するのは間違いないが、クリの曾孫では、血讐のために對フレグ軍の總帥に指定される近親でもなく世代も合わない。タシケント本は、小文字でラムプル本と同じ情報に訂正する。MS: Istanbul, f. 165b, MS: Taškent, f. 130a. *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 108b.
- 169) モンゴル語の十二支年，テュルク語の月を併記するのは、『イル・カン天文表』の影響で、『集史』も「フレグ・カン紀」のジョチ・ウルスのベルケとの戦闘の記事の“660A. H. 10 月 2 日（1262 年 8 月 20 日）に相當する siksīnj āy 八月に”以降，ガザンのイスラーム入信にいたるまで，この併記が即位の大聚會や歴代カンと后妃の逝去などの節目節目に用いられるようになる。660A. H は，正式にフレグ・ウルスが成立した年とされたようで，『集史』はその 50 周年記念の事業であった。ちなみに，杭州鳳凰寺の Amīr Bakhtiyār al-Bukhārī の墓碑に

- は、“ヒジュラ暦 730 年 10 月 21 日”を誤って“中國暦 Jihshūn 至順二 nin 年，テュルク暦未
年七月二十三日”と換算する（正しくは至順元年＝午年）が、ぎゃくにこの見誤りが、対照
表が通行していたことを示唆する。廣州の「重建懷聖寺之記」の三行に互るアラビア語の末
尾にも“751A. H (1350) 7 月, Jijīng 至正 10nin 年 seksinj ay 八月”とある。『集史』、『オル
ジェイトウ史』などの紀年は、陳垣『中西回史日曆』（藝文印書館 1925 年）と合致しない
場合があり、モンゴル時代のユーラシア東西の暦については、別稿であらためて論じたい。
莫爾頓 (A. H. Morton) 釋讀・周思成校注『杭州鳳凰寺藏阿拉伯文，波斯文碑銘釋讀譯注』
(中華書局 2015 年 pp. 68-74.)，K. Himly, Die Denkmäler der Kantoner Moschee, *Zetschrift
der Deutschen Morgen- ändischen Gesellschaft*, Bd. 41, 1887, pp. 141-174+1pl.
- 170) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 230b, f. MS: Rampur, p. 188.
- 171) *The Manuscript of al-Malik al-Afdal*, p. 203, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 271.
Ar. muftarin=Per. ghammāz=Tur. ayqaq=Mon. ja'aqai
Hindūshāh b. Sanjar Šāhibi Nakhchivāni, Bikdili (ed), *Šihāh al-'ajam*, Tehrān, 1366, p. 8.
ayghāq は、ホラズムの言葉で ghammāz 密告者／中傷者。
G. Doerfer, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 2, pp. 187-189.
- 172) “bah-yāsā rasānidan” は、『元典章』卷二十「戸部六・鈔法」《偽鈔》【造偽鈔似不似同斷】
の“教扎撒裏入去”，卷四一「刑部三・諸惡」《不睦》【胡參政殺弟】“依著扎撒裏入去”，卷四
一「刑部三・諸惡」《不同》【厭鎮】“依著扎撒行了者”，卷五八「工部一・造作一」《雜造》
【新樣帽兒休造】“交扎撒裏入去者”などと同じく、『華夷譯語（甲種本）』來文「敕僧亦隣眞
臧卜」にみえるモンゴル語
札兒_里 札撒吉牙兒 牙不兀倫
jarliq **ḡasaq-iyar yabu'ul**=u=n
聖旨 法度 教 行
を直譯したもの。同時代のテュルク語文書にも“yasa-taqi qin-qa tāgsūn-lār”，“yasa-taqi
qiyin-qa tāgirmān”の用例がある。山田信夫『ウイグル文契約文書集成 2』（大阪大學出版會
1993 年 p. 116, p. 150.），Л. Ю. Тугушевой, *Уйгурские деловые документы X-XIV вв. из
Восточного Туркестана*, Москва, 2013, p. 93, p. 286.
- 173) *Tārīkh-i-Jahān Gushā*, vol. 3, pp. 90-92, p. 97, p. 108, p. 121, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f.
165b, f. 227a, MS: Taškent, f. 137a, f. 196b, MS: Rampur, p. 38, p. 183, *Tārīkh nāmāh-yi Harāt*,
pp. 228-238, pp. 246-247, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 419.
- 174) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 165b, MS: Taškent, f. 137a, MS: Rampur, p. 39.
- 175) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 236b, MS: Taškent, f. 206a, MS: Rampur, p. 202.
- 176) *Tārīkh-i Guzidah*, p. 695.
Šadr al-Dīn Sāvājī は、ある本を數節分、一度讀むだけで記憶するほど、記憶力・聰明さ
において比類なかった。麗しい頌詩が、韻律・脚韻の造詣のもと、かれの數々の著作に
存在する。フレグ・カンの時代に、巫術の嫌疑で殉教した／殺された。
Safīnah-yi Tabrīz Iran University press 2003, pp. 156-159.
- 177) *Tārīkh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, pp. 200-203, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 182a, MS:
Taškent, f. 151b, MS: Rampur, p. 76, *Ystoria Mongalorum*, cap. 9, p. 121, *The Text and Versions
of John De Plano Carpini and William De Rubruquis*, cap. 30, p. 103, p. 140, *The Chronography
of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, pp. 411-412.
- 178) History of the Nation of the Archers by Grigor of akanc', pp. 322-331, pp. 338-341.
- 179) *Il Milione*, cap. 223. p. 235, A. Barbieri, *Marco Polo Milione: Redazione Latina del
Manoscritto Z*, Parma, 1998, cap. 153, pp. 520-521.
- 180) Anonym, I. Afshār (ed), *Akhbār-i Mughūlān dar anbānah'-i Quṭb*, Qum, 2010, pp. 39-41, f. 28b.
- 181) *Tārīkh-i-Jahān Gushā*, vol. 1, p. 35, vol. 3, p. 105, p. 113, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f.
225a, f. 230a MS: Taškent, f. 194b, MS: Rampur, p. 177, p. 188.

- 182) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3. pp. 60-61.
- 183) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1. pp. 34-39, MS: suppl. persan2018, f. 19a-27b.
- 184) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 1. p. 198, vol. 3, p. 73.
- 185) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 190b, MS: Taškent, f. 160a, MS: Rampur, p. 101, Ḥamd allāh Mustaufi, *Zafar nāmah*, MS: London, British Library, Or. 2833, f. 562b-f. 563a.
- 186) 『道園類稿』卷三九「高昌王世勳碑銘 應制」, S. Gen & J. Hamilton, L'inscription ouïgoure de la stèle commemorative des Iduq Qut de Qoço, *Turcica*, tome. 13, 1981, pp. 10-54.
- 187) *Nasā'im al-Ashār min Latā'im al-Akhhār*, pp. 101-106.
- 188) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 239b, MS: Taškent, f. 209a, MS: Rampur, p. 209.
- 189) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 3. pp. 97-101, *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 223b-224a, MS: Taškent, f. 193a-193b, MS: Rampur, pp. 173-176.
- 190) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 2, p. 250.
Shu'ab-i Panjānah, f. 130b, *Mu'izz al-Ansāb*, f. 49b.

‘**Alī Malik** : 大官人であった。アルグン・アカとともに伴當としてイーラーン^{ノコル}國土^{ザミン}に來たが、ニーシャプールとイスファハーンの田地の割り當てを以てかれに委任した。
- 191) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 2, p. 255.
- 192) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 81, MS: Ayasofya3109, f. 117b-118a.
- 193) *Tārikh nāmah-yi Harāt*, pp. 228-238, pp. 246-247.
- 194) *Tārikh nāmah-yi Harāt*, pp. 264-269.
- 195) *Ṭabaqāt-i Nāsiri*, vol. 2, p. 218, MS: Berlin, f. 155b.
- 196) 『回回館譯語』「鳥獸門」“獅：餘兒 shir”，『蒙韃備錄』「官制」“韃人襲金虜之俗，亦置領錄尙書令・左右相・左右平章等官。亦置太師・元帥等。所佩金牌，第一等級貴臣，帶兩虎相向曰虎鬬金牌，用漢字曰「天賜成吉思皇帝聖旨，當便宜行事」，其次素金牌曰「天賜成吉思皇帝疾」，又其次乃銀牌，文與前同”。『黑韃事略』“韃人止有虎頭金牌・平金牌・平銀牌，或有勞，自出金銀，請於韃主，許其自打牌，鐫回回字。亦不出於長生天底氣力等語爾”。なお、『百萬の書』にも牌子の詳細な説明があり，そのなかで“Celui qui a seigneurie de X^{Ma} table de d'or teste de **lion** / & quello che è capo di diecimila, ha la tavola d'oro con un capo di **leone** 管軍萬戶は獅子の頭のついた金牌をもつ”といい，ペルシア語資料に依據することが窺える。*Il Milione*, cap. 81, p. 71, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 3. f. 21b.
- 197) *Ta'rikh-i-Jahān Gushā*, vol. 2, p. 255.
- 198) The Historical Compilation of Vardan Arewelc'I, p. 216.
- 199) M. Brosset, *Histoire de la Géorgie*, 1-1, S. Pétersbourg, 1849, pp. 556-568.
- 200) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 234a, MS: Taškent, f. 203b, MS: suppl. persan209, f. 287a-287b, *Ṭabaqāt-i Nāsiri*, vol. 2, p. 198, MS: Berlin, f. 157a. 『ナースィル史話』は，例によって，ムスリムであるベルケが，バグダードから收奪した寶物の受け取りを拒否し，フレグの使臣たちを殺害したと述べる。
- 201) 『タブリーズの翰墨全書』には，Khawāja Majd al-Dīn, Majd al-Dīn Muḥammad Tabrizī, Majd al-Dīn Malik Maḥmūd bn Muzzafar Tabrizī の著した詩が數編のこっている。北川誠一「モンゴル帝國のグルジア征服」（『オリエント』40-2 1997年 pp. 69-84.）は，ベルケの書記（dabīr）Majd al-Dīn Abū Muzzafar al-Tabrizī に批定している。*Safinah-yi Tabriz*, pp. 489-500, p. 607, 北川が参照する Ibn al-Fuwatī, M. al-Kāzīm (ed), *Majmā' al-ādāb fī mu'jam al-alqāb*, vol. 1, 1995, p. 506. は未見。
- 202) *Majmā' al-Ansāb*, p. 263, MS: Sülaymaniye, Yeni Cami909, f. 255a. なお，『系譜總覽』の簡本 MS: suppl. persan1278, f. 297b には，モンケの崩御の知らせを得たフレグが，奉納の使臣を追いかけて財物を取り返した一節は記されていない。
- 203) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 239b, MS: Taškent, f. 209a, MS: Rampur, p. 209.

- 204) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, pp. 50–51, MS: Ayasofya3109, ff. 70b–71a.
- 205) Ibn 'Abd al-Zāhir, 'A. 'A. al-Khuwayṭir (ed), *al-Rawḍ al-zāhir fī sirat al-Malik al-Zāhir*, Riyad, 1976 (未見), 井谷鋼造「モンゴル人のイスラーム化」(『イスラームとモンゴル』中近東文化センター研究會報告 10 1989 年 pp. 234–238.), *Сборникъ Матеріаловъ, Относящихся къ Історіа Золотой Орды*, Томъ I. pp. 47–55, Baybars al-Manṣūrī, D. S. Richards (ed), *Zubdat al-fikra fī ta'rikh al-hijra*, Beirut, 1998, pp. 70–73, pp. 82–85, R. Amitai-Preiss, *Mongols and Mamluks: the Mamluk-Ilkhānīd War, 1260–1281*, Cambridge Univ, 1995, A. F. Broadbridge, *Mamluk Legitimacy and the Mongols: The reigns of Baybars and Qalāwūn*, *Mamlūk Studies Review* Vol. 5, 2001, pp. 91–118.
- 206) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 442.
- 207) Maḥmūd bn. Muḥammad al-Karīm al-Āqsarā'i, Osman Turan (ed), *Mūsāmeret ūl-Ahbār: Mongollar Zamanında Türkiye Selçukluları Tarihi*, Ankara, 1944, pp. 75–76.
- 208) *El-Evāmīr ūl'-'Alā'iyye fī'l-Umūri* 'l-'Alā'iyye, I, p. 635, *Tārikh-i Ibn Bibī*, p. 550.
- Parvānah** 八里瓦納の心のもとに, Alijāq (nūyan 官人) にフレグ・カンの御前に **Sulṭān 'Izz al-Dīn** について諸々の告訴 —— すなわち, かれ (=スルタン) が, ミスル (=エジプト) のものたちに傾いていること, ならびに海の方面から陸續と使者たちを送っていること。もし君王が許可されるなら, かれの状態準備は, ミスルのものたちと一緒に合流する前に出鼻を挫かれるだろうこと —— を書いたものを將て去ってもらうと, 決められた。フレグ・カンの御前よりそれに關して「他的處罰・譴責は有る可き那般, 遵守せ交め者。Sulṭān Rukn al-Dīn の dargāh 達魯花赤の hukm 斷に依つ着, 自己并びに八里瓦納の諸路府の軍を將て Qūniyah 根底前去せ交め者」との令旨が發布された。
- 209) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 218b–219a, MS: Taškent, f. 188a–188b, MS: Rampur, p. 162. かれ (=フレグ・カン) の太后 Dūqūz khātūn は, ケレイトの [大いなる] 種族の出で, オン・カンの息子 AYQW の娘。かのじよは父 (=トルイ) の后妃だったので, 何人かをかのじよより早く娶っていたとはいえ, ほかの后妃たちよりも高位であった。アム河を越えて以後に得, かつトルイ・カンは未だかのじよに手をつけていなかった。全き信頼を有し, 壓倒的統治者であった。ケレイトの諸部族は, 元來 'isavī キリスト教徒であるため, つねに迭屑たちを支持し, かくてかの集團は, かのじよの御世において勢力が堅固となった。フレグ・カンは, かのじよの意志を顧慮・尊重し, かの集團に「諸國に新しいキリスト教會を建て者。トクズ后の宮帳の門に對して常川に教會を打造して有者。鐘を打者」とまで命じた。
- R. P. Brake & R. N. Frye, *History of the Nation of the Archers by Grigor of akanc'*, pp. 340–343, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 419, p. 435, p. 444, Bar Hebraeus, D. Wilmshurst (tr), *The Ecclesiastical Chronicle*, Gorgias press, 2016, pp. 456–457.
- 210) 中統二年 (1261) 五月七日に, 發郎國より, 外交使節團が, 地中海・黒海を渡り三年がかりで上都のクビライのもとに來到している (途中, アリク・ブケの大敗を見聞したうえでの判斷による)。歸途, バルケとフレグの戦闘, ルーム, マムルーク朝等の情報も収集し, 詳細に報告したはずである。『秋澗先生大全文集』卷八一「中堂事記・中」
- 211) P. Meyvaert, An Unknown Letter of Hulagu, Il-khan of Persia, to King Louis IX of France, *Viator*, 11, 1980, pp. 245–260, *Die Beziehungen der Päpste zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13. Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels*, pp. 216–219.
- 212) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 445, *The Ecclesiastical Chronicle*, pp. 466–467, *Shu'ab-i Panjānah*, f. 142b, *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 240b–241a, MS: Rampur, p. 24.
- もう一人のカトンは, Tispīnah khātūn —— [Ṭurābizūn 侯/Fāsiliūs と呼ばれている Istanbūl 侯] の娘

- 213) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 229b-230a, MS: Rampur, p. 187-188.
- 214) *Tārikh-i Shaykh Uvays*, MS: Leiden Univ, Or. 341, f. 67b.
- 215) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 202b, MS: Taškent, f. 172a, MS: Rampur, p. 128.
當時, JNKQWR/JNKQWN>Čongqor? という小名の使臣がフレグ・カンの根前より来ており、其處に列席していた。歸参したとき、その状況の様子をかれの御前にて口述した。フレグ・カンはカアン陛下に傳言を送った…
- 216) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 203a-203b, MS: Taškent, f. 172b-173a, MS: suppl. persan 209, f. 249b-250a.
- 217) たとえば、『集史』部族志「タタル部族」に
その系譜がいずれの部落に属するのか、確定・判明しないタタルの官人たちのうちのひとりに、[Yisüntü/Yisüntüā] <Yisün-tö'e aqtači がおり、チンギス・カンの四怯薛の管馬の的たちの官人でチンギス・カンの梯己の千戸のうちの百戸を擁し、Börte-üjin 夫人の大幹魯朵に属していた。かれには[Yikdāsh/Bikdāsh] という名の息子がおり、クビライ・カアンはかれを託宣以てフレグ・カンの許に遣わしたことがあった。
とある。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 19a, MS: Taškent, f. 16b, MS: Tehrān, f. 18b.
- 218) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 210a, MS: Taškent, f. 174b, MS: suppl. persan 209, f. 252a.
Bārin 八隣の種の出で大官人だった Kükjü^{*1}の子 Bāyān 伯顔——(その)祖は(大きな)罪過を以て扎撒の裏に入らせ交められた Alāq 阿剌官人——。そのバヤンは qūbī < Mon.qubi 分子・分け前としてクビライ・カアンに中っていたが、Īrān zāmin 國土の裏にアバカ・カンの御前に在ったので、クビライ・カアンが Sudūn 官人の子 Sartāq 官人を 'Abd al-Rahmān の随伴の下、使臣として遣わし、バヤンを要求した。牛の歳(1265)^{*2}——フレグ・カンは逝去してしまっていた——に、かれはサルタク官人の随伴の下にカアンへの奉仕に送られた。
- ※1『集史』部族志「バアリン部族」も Shirkirā abūkān < Širgū'etū Ebügen—Alāq < Alāq—Kükjü—Bāyān とするが、『ヴァッサーフ史』は Bāyān の父を Haugutā 官人とし、漢文資料と一致する。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 41a, MS: Taškent, f. 41b, MS: Teherān, f. 39a-39b, *Tā'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 20, MS: Aya Sofya 3109, f. 28b.『元朝秘史』卷五 1b3, 卷九 27a4-b5,『國朝文類』卷二 四元明善「丞相淮南忠武王碑」“諱伯顔，姓八隣氏，蒙古部人。曾祖考朮律哥圖，以其兵從太祖討，定諸部，嘗爲千夫長…祖考阿剌嗣官，平忽禪有功，得食其地。從憲宗皇帝征蜀，卒于軍…考曉古臺，佐宗王旭烈，開西域，執國事…至元初年，王奉使天子，世祖見其貌偉，聽其言，厲曰「非諸侯王臣也。其留事。朕遣介還報」。建謀發令，才恒出廷臣上。由是上愈益賢之。敕中書右丞相安同女弟，昭容順聖皇后姊之女，女王”，『中庵先生劉文簡公文集』（臺灣國家圖書館藏元刊本）卷一「敕賜淮南忠武王廟碑」“王諱伯顔，朔方人，其族爲八隣氏。曾祖朮律哥塗，太祖起兵，爲八隣部左千戶，祖阿剌襲父官，平忽禪有功，從憲宗西狩，卒于軍。父諱古帶，以世爵從宗王旭烈，開西域，以卒。王長於西域，至元初年，甫三十以宗王命入奏。世皇一與語異之，輒留置左右弗遣”。
- ※2『新刊大元混一平宋寔錄』（臺灣國家圖書館藏抄本）方回序“中統四年（1263）入侍”，周明序“惟我大元伯顔太傅大丞相忠武淮南王，以振々麟族，游于宗藩，中統癸亥，由西入覲，世祖皇帝一見之頃，如協夢卜，托以股肱心膂之寄”，卷上“中統四年自西城入覲朝廷”。『漢藏史集』p. 172. によれば、バヤンはフレグの怯薛の長のひとりで、フレグからクビライへの獻上品、新年の禮物を携え、站赤戸 500 名を率いて來朝したという。
- 宮紀子「ジャライル朝スルタン・アフマドの金寶令旨より」（杉山正明編『續・ユーラシアの東西を眺める』京都大學大学院文學研究科 2014 年 6 月 pp. 15-52. 註 28）参照。
- 219) *Il Milione*, cap. 4, p. 5, *Marco Polo Milione*, cap. 1, pp. 4-5, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 1. f. 2a.
- 220) *La Flor des Estoireshes de la Terre D'Orient*, *Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput, XX III, p. 173, p. 304, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et*

- Viaggi*, cap. 14, p. 58b.
- 221) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 239b, MS : Taškent, f. 206a, MS : Rampur, p. 204. なお、同じ使節團についての記事と考えられる *Tārikh-Vaṣṣāf*, Bombay, p. 66, MS : Ayasofya 3109, f. 95a-f. 95b も参照。
- 222) *Дастūr ал-Кāтиб фй Та'ййн ал-Марāтиб*, vol. 2-2, p. 43, p. 80, p. 103, p. 111, p. 113.
- 223) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 212b, MS : Taškent, f. 182a, MS : Rampur, pp. 147-148.
- 224) *Nuzhat al-Qulūb*, MS : Paris, f. 377b. G. Le Strange (ed), *The Geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb*, Brill, 1915, p. 268.
- 225) *El-Evāmīr ūl'-Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, p. 637, *Tārikh-i Ibn Bibī*, pp. 551-552, *Mūsāmeret ūl-Ahbār*, p. 70, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 442.
- 226) バール・ヘブラエウスの『年代記』では、イッズウッディーンは、1279年の夏にジョチ・ウルスからフレグ・ウルスへ再度、亡命したことになっている。*The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 462.
- 227) Anonym, *Tārikh-i āl-i Saljūq dar Ānāṭūlī*, MS : suppl. persan1553, f. 26a.
- 228) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 442.
- 229) 『遼史』卷一一六「國語解」“可敦：突厥皇后之稱”，“忒里蹇：遼皇后之稱”。
- 230) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 239b, MS : Taškent, f. 209a, MS : London, British Library, Or. Add16688, f. 115a, MS : Rampur, p. 209.
- 231) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 446. *El-Evāmīr ūl'-Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, pp. 643-650, *Tārikh-i Ibn Bibī*, pp. 556-561, *Mūsāmeret ūl-Ahbār*, pp. 85-87, *Tārikh-i āl-i Saljūq dar Ānāṭūlī*, f. 27a.
- 232) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 447.
- 233) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 251a-251b, MS : Taškent, f. 220b-221a, MS : Rampur, pp. 235-236, MS : London, f. 134a-135b.
- 234) *Zubdat al-fikra fī ta'rikh al-hijra*, pp. 147-148, pp. 155-156.
- 235) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 439.
- 236) *Shu'ab-i Panjānah*, f. 142b.
- ARQTW : ジャライル出身。速古兒赤^{シヌクルチ}の官人であったが、ルームの戦役で Toqu とともに殺された。
- 237) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 457. の日付と一致する。
- 238) 『集史』は明言しないが、Toqu と Tödö'en は殺された。なお、その配下には三千名のグルジア兵がおり、奮闘の結果、二千名が戦死したという。*The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 457, *Akhbār-i Mughūlān dar anbānah-i Quṭb*, p. 28, f. 31a, *Tārikh-i Guzidah*, p. 592.
- 239) バール・ヘブラエウス、クトゥブウッディーン・シーラーズイーが共通して強調するのは、バイバルスがルームのスルタンとなることを見据えて、その軍勢が滞在中に略奪を行わず規律正しく振舞った点である。*The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, 457, *The Ecclesiastical Chronicle*, pp. 278-279, *Akhbār-i Mughūlān dar anbānah-i Quṭb*, p. 28, f. 31a.
- 240) *Zubdat al-fikra fī ta'rikh al-hijra*, p. 158.
- 241) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 458.
- 242) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 261a, MS : suppl. persan209, f. 322b.
- 243) *El-Evāmīr ūl'-Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, pp. 661-670, *Tārikh-i Ibn Bibī*, pp. 569-576, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 456.
- 244) *El-Evāmīr ūl'-Alā'iyye fī'l-Umūri' l-'Alā'iyye*, pp. 670-684, *Tārikh-i Ibn Bibī*, pp. 577-588, *Mūsāmeret ūl-Ahbār*, pp. 100-110, *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*,

- vol. 1, p. 457.
- 245) *Tārikh-i āl-i Saljūq dar Ānātūlī*, f. 28a-28b.
- 246) *Mongols and Mamluks*, pp. 159-178.
- 247) *Akhbār-i Mughūlān dar anbānah'-i Quṭb*, p. 28, f. 31a.
- 248) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, pp. 86-87, MS: AyaSofya3109, f. 125a-126a, *The Chrono-graphy of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, pp. 456-457.
- 249) *Tārikh-i Guzidah*, p. 592.
- 250) *La Flor des Estoiressde la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput, XX IX pp. 179-180, pp. 308-309, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigationi et Viaggi*, cap. 17, pp. 59a-59b.
- 251) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 241b, MS: Rampur, p. 213.
- 252) 『華夷譯語（甲種本）』「人物門」“叔：阿巴_中合 abaqa”。母のイスンジン妃（スルドウス部出身）が出産後最初に會ったのが叔父だったのだろう。
- 253) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 253b, MS: Taškent, f. 223a, MS: Rampur, p. 240.
- 254) *El-Evāmīr ūl'-Alā'iyye fi'l-Umūri* l'-Alā'iyye, pp. 686-706, *Tārikh-i Ibn Bibī*, pp. 590-604, *Mūsāmeret ūl-Ahbār*, pp. 123-133.
- 255) 『元史』卷十一「世祖本紀八」[至元十七年二月辛丑]“賜諸王阿八合・那木干所部，及征日本行省阿剌罕・范文虎等西錦衣・銀鈔・幣帛各有差”。
- 256) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205a, MS: Taškent, f. 179bMS: Rampur, p. 142.

なお、引用箇所に續いて

皇帝は^{カアン}那的書簡を討求しつづ、^{ダシュマンたち}答失蠻毎を召喚し、^{かれら}他毎の高位の^{ものたち}的毎の裏^{うち}Bahā al-Dīn 寶合丁 Bahātiに「^{アーン}這の一節は（^{アーン}你毎の^{カアン}『聖經』の裏に有^の的麼、或い者無^の的麼？」と尋ね來。^{かれ}「他は／他毎は」^{アーン}答え來。「^{アーン}（是。）有^{はい}る」。^{カアン}（皇帝が）^{アーン}説うには「^{カアン}天の『聖經』を聴^のく的麼（^{カアン}你毎）？」。^{カアン}（他が）^{アーン}説うには「^{アーン}是」。^{カアン}（皇帝が）^{アーン}説うには「^{カアン}天が『多神教徒毎を殺者』麼^の道命じ着有^の呵、^{カアン}怎生殺さざる麼（^{カアン}你毎）？」^{アーン}回答するには「^{カアン}還だ時節が到來し着無^のい上頭、俺毎には「^{カアン}手が届かない／^{カアン}機會が無^のい」ので有^のる」。^{カアン}生氣つ着「俺毎は不論如何「^{カアン}手が届く／^{カアン}機會が有^のる」也」と宣し、（かくて）「^{カアン}他を扎撒の裏に入^の去せ交め者」麼^の道聖旨を降し來。^{カアン}宰臣阿合馬官人、最高位の^{カアン}哈的 Bahā al-Dīn 寶合丁 —— ^{カアン}かれも（^{カアン}尙書）省の官品を有^のしていた —— ^{カアン}Dānishmand 答失蠻官人は「^{カアン}別の^の的毎の裏から（也）、俺毎に尋問せ教め者」と推稱し着^の妨げ來。^{カアン}Maulānā Ḥamid al-Dīn ṣābiq Samarqandī —— ^{カアン}哈的^ので有^のった —— を召喚し、^{カアン}他に正に^の這の言辭を問う來。^{カアン}他が説うには「^{カアン}這の一節が有^のる」。^{カアン}（皇帝が）^{アーン}説うには「^{カアン}怎生殺さざる麼（^{カアン}你毎）？」^{カアン}（他が）^{アーン}説うには「^{カアン}上天は『多神教徒毎を殺者』麼^の道命じ着有^のる。若し皇帝が許される呵、^{カアン}多神教徒が誰^ので有^のるか説く也者（俺は）」。^{カアン}宣するには「^{カアン}説者」。^{カアン}説うには「^{カアン}你^のは天の名を聖旨の頭に寫^のい着有^のる上頭、^{カアン}多神教徒で無^のい。^{カアン}多神教徒は天を識らず、^{カアン}它を伙伴と説い、^{カアン}「大いなる天／上天」の否定者^ので有^のつ來^の的^の人^ので有^のる」。^{カアン}皇帝は非常に満足し、^{カアン}那の言辭は他の心の裡に納め^の被れ來。^{カアン}Maulānā Ḥamid al-Dīnに榮譽を與^のえ着^の慰撫し來。^{カアン}其它^の的毎は他の言辭を以て釋放され來。

とあるので、この書簡はアフマド暗殺の前に届けられたものと確認できる。

- 257) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』p. 228. 「9 悔悟章 36」“多神教徒が皆でああなたがたと戦うように、（あなたがたも）みなで戦え”。
- 258) おそらく、『元史』卷八五「百官志」に“^{フレグ}管領隨路打捕鷹房民匠總管府…初、太祖以隨路打捕鷹房民匠七千餘戶撥隸旭烈大王位下、中統二年（1261）始置。至元十二年（1275）、阿八合大王遣使奏歸朝廷、隸兵部”とあるフレグ・ウルスの使臣の歸路に同道したものと考えられる。*The Ecclesiastical Chronicle*, pp. 462-463.
- 259) *Il Milione*, cap. 21, p. 14, *Marco Polo Milione*, cap. 2, pp. 8-9, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 3. f. 4b.

- 260) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205a, MS: Taškent, f. 179b, MS: London, f. 69a, MS: St. Petersburg, PNS46 (2458), f. 223a-223b, MS: Rampur, p. 142, MS: suppl. persan209, f. 258b-259a.
- 261) 『元史』卷二〇五「姦臣傳・桑哥」, 『漢藏史集』 pp. 179-184.
- 262) 『永樂大典』卷一九四一七「站赤二・經世大典」11b に「[至元十六年五月] 二十九日, 中書省臣桑哥等奏」とある。
- 263) 『集史』部族志「Barqūt/Turqūt・**Qūrī**・Tūlās の諸部族 (Tūmāt の部族もかれらから分岐している)」に

この諸部族は互いに近接しており, かれらが Barghūt と呼ばれる理由は, その者たちの居住地・房屋がかの Salıngā セレンゲ河の方面——蒙古人たちが住まいし, Barghūchīn Tūkūm < Mon. Barqujin tōgūm と呼ばれる諸地域・諸領土の最果てにあるからだ。それらの境域には, 近似の諸部族の多数がいる / Üirāt, Bülghājīn, Karamūjīn のような他の諸部族の多数および Hūyīn Üriyankqah < Mon. hoy-yīn Uriangqa 森林的兀良哈と呼ばれている別の部族がそれぞれ, その近接する境域にいる。

という。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 22a-22b, MS: Taškent, f. 19b-20a. MS: Tehrān, f. 22a.

- 264) 『集史』部族志「キルギズ部族」に

Qırqız 怯里吉思と Kamkamjiūt 謙謙州^{*}は, 互いに隣接する二つの邦土／田地で, 雙方ともひとつの王國である。Kamkamjiūt は大江で, その一方はモグーリスターンの邦土と接し, その境界は Täichiūt の諸部族が居住している salangha セレンゲ河で, 一方は Angqarah Mūrān と呼ばれている大江と接し, Ibīr sabīr の邦土の諸境域に連なる。もう一方は Nāimān の諸部族が居住している諸地・諸山と接する。**Qūrī, Barghū, Tūmāt, Bāyāūk** の諸部族——その一部は蒙古の諸部族である——は, Būrqūchīn Tūkūm < Mon. Barqujin tōgūm の地に居住しており, いずれもこの邦土に近い。この邦土には多くの城子, 邑があり, 多くの遊牧民たちがいる。かれらの君主たちは, たとえ別の名をもっていたとしても, [みな] Īnāl の稱號で呼ばれることになっている。かの邦土 (=Qırqız) の權威ある名高き者は, Īdī…のような名で, その君主は…であって, もうひとつの邦土 (=Kamkamjiūt) のほうの名は Īdī Ürün で, その君主は Ürūs Īnāl と呼ばれている。

チンギス・カンが [丁] 卯年 (1207) —— 兎の歳, 603A. H. 諸月に相當する —— に Altān という名の者, Būqurah という名の者を使臣としてこのふたりの君主のもとに差出し招附した。かれらは自身の側から三名の官人——その者たちの名は Ürūt ütūjū, Aliq Timūr, Anqīrāk——その者たちと一緒に白い海青を aūljāmīshī 朝貢／拜見のために遣わし, 歸附した。

※『山居新語』卷一“(謙謙州) 自大都至彼一萬四千里, 與怯里吉思爲隣境, 過此即海都家望高處也”。

なお、『元史』卷一五一「賈塔刺渾傳」によれば, 謙謙州は古の烏孫國である。

という。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 29b, MS: Taškent, f. 28b, MS: Tehrān, f. 28a-28 b. 『元史』卷六三「地理志六・西北地附錄」“吉利吉思・撼合納・謙州・益蘭州等處。吉利吉思者, 初以漢地女四十人, 與烏斯之男結婚, 取此義以名其地。南去大都萬餘里。相傳乃滿部始居此, 及元朝析其民爲九千戶。其境長一千四百里, 廣半之, 謙河經其中, 西北流。又西南有水曰阿浦, 東北有水曰玉須, 皆巨浸也, 會於謙, 而注於(昂) [昂] 可剌河, 北入於海。俗與諸國異。其語言則 [與] 畏吾兒同。廬帳而居, 隨水草畜牧, 頗知田作, 遇雪則跨木馬逐獵。土產名馬, 白黑海東青…至元七年, 詔遣劉好禮爲吉利吉思・撼合納・謙州・益蘭州等處斷事官”。怯里吉思／吉利吉思は「混一疆理歷代國都之圖」の瀚海の西側に圓形で圍まれた“黑里黑思”に同じ。

- 265) 『元詩選三集』柯九思「宮詞十五首」, 『丹丘生集』卷三「宮詞十五首」“海青者, 海東俊鵲也。白者尤貴, 有數十金者”。
- 266) *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 135a, *Mu'izz al-Ansāb*, f. 56a, 『楚國文憲雪樓程先生文集』卷五「拂林忠

獻王神道碑」,『元史』卷一三四「愛薛傳」。ちなみに,『元史』卷八「世祖本紀五」は“[至元十年春正月戊午]改回回愛薛所立京師醫藥院,名廣惠司”と記し,“也里可溫愛薛”に作らない。この回回は,大まかな分類での sarta'ul と解釋すればよい。『山居新語』卷一も廣惠司卿の聶只兒を“也里可溫人”と斷言しながら,“廣惠司者,回回醫人隸焉”と説明する。

- 267) 『事林廣記』(後至元六年刊本)庚集卷下,「文藝類」《蒙古譯語》【君官門】“通事:乞里覓赤”,『高昌譯語』「人物門」“通事:克列脈只 kelemeçi”,『宋學士文集』卷七一「中書省丞相追封咸寧王位諡忠肅星吉公神道碑銘」“其先三世以言語材藝,事太祖・憲宗・世祖,爲怯烈馬赤,譯諸國言” Francesco Balducci Pegolotti, A. Evans (ed), *La pratica della mercatura*, Massachusetts, 1936, p. 19. *Della Decima e delle altre Gravezze*, tomo terzo, Lisbona, e Lucca, 1766, “Turcimanno in più linguaggi, calamanci in tartaresco, sono gente che temperano e danno a intendere linguaggi da uno linguaggio a un altro che non si intendessero insieme 通譯, 言い換えればタタルの kelemeçi は, ある話者の言語を, 同時に理解できない別の人に調整・解釋してあげる人々である”。なお, 愛薛がクビライの怯薛で kelemeçi をつとめていたことは『秘書監志』卷一「職制」《位序》,《兼領》收録のそれぞれの文書冒頭に“至元十年九月十八日, 秘書監の扎馬刺丁が萬壽山の下の浴室根底於いて, 愛薛が怯里馬赤を作して奏するには”, “至元二十六年(1289)に扎馬刺丁の奏して奉じたる薛禪皇帝(=クビライ)の聖旨に「愛薛怯里馬赤に分付て, 這の苦思丁根底勾當を與え者」此レヲ欽シメと有り”, と記録される点からも確認される。

- 268) 『集史』「クビライ・カアン紀」の中書省・行省一覧表に

7 番目の省は蠻子の諸城のうち **Fūjiū 福州**: 以前, 省は彼處にあったが, **Zāitūn 刺桐**(=泉州)に將て去かれた。如今は[再び]彼處に將て來られている。その城子の **hākīm** 長官は, かつては **Dašman** 官人の兄弟であり, それから **Bāyān** 伯顔平章の兄弟の **ʿUmar** 烏馬兒官人。ところで, 諸々の船舶の港が刺桐/泉州であり, その **hākīm** は **Bahā al-Dīn Qunduzī**”。

と記される。 *Jāmiʿ al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 207b, MS: Taškent, f. 177a, MS: Rampur, p. 137.

- 269) 『永樂大典』卷一九四一八「站赤三・經世大典」7b-8a “[至元二十四年] 同日(=七月二十四日), [參議中書省事] 阿散復奏「尙書省平章政事 **桑哥**言『中興路・陝西行省・廣東宣慰司・沙不丁等官未給鋪馬聖旨, 以是來請』。臣等今議與之, 奉旨准; 沙不丁・烏馬兒各給起馬二匹, 筭子二道, 一匹者二道…”, 『元史』卷十四「世祖本紀十一」“[至元二十四年五月] 壬寅, 用 **桑哥**言, 置上海・福州兩萬戶府, 以維制沙不丁・烏馬兒等海運船”, 卷十五「世祖本紀十二」“[至元二十五年夏四月] 辛酉, 從行泉府司沙不丁・烏馬兒請, 置鎮撫司・海船千戶所・市舶提舉司”, “[至元二十六年夏四月甲戌] 召江淮行省參知政事 **忻都**赴闕”, “[五月丙申] 以參知政事 **忻都**爲尙書左丞”, 卷十六「世祖本紀十三」“[至元二十八年十一月乙卯] 監察御史言「沙不丁・納速刺丁滅里・烏(里)[馬]兒・王巨濟・璉眞加・沙的・教化的皆桑哥黨餘, 受賂肆虐, 使江淮之民愁怨載路, 今或繫獄, 或釋之, 此臣下所未能喻。帝曰「桑哥已誅, 納速刺丁滅里在獄, 唯沙不丁朕姑釋之耳」”, 卷十七「世祖本紀十四」(卷一七三「崔彥傳」)“至元二十九年二月] 庚辰, 月兒魯等言「納速刺丁滅里・忻都・王巨濟黨比桑哥, 恣爲不法, 楮幣・銓選・鹽課・酒稅, 無不更張變亂之…”, “[三月] 丁未, 納速刺丁滅里以盜取官民鈔一十三萬餘錠, 忻都以徵理逋迫殺五百二十人, 皆伏誅。王巨濟雖無贓, 帝以與忻都同惡, 并誅之”, 卷一三〇「徹里傳」“桑哥既誅, 諸枉繫者始得釋。復奉旨往江南, 籍桑哥姻黨江浙省臣烏馬兒・蔑列・忻都・王濟・湖廣省臣要束木等, 皆棄市, 天下大快之”(『國朝文類』卷五九姚燧「平章政事徐國公神道碑」“又命籍黨惡, 浙省諸臣・平章・左右丞・參政烏馬[兒]・蔑列・忻都・王濟等家, 併桑葛之姻, 鄂省要束木, 皆臨以謝天下, 以成其獄”), 卷一七三「崔彥傳」“[至元二十八年] 又言「昔行御史臺監察御史周祚, 劾尙書省忙兀帶・教化的・納速刺丁滅里奸贓; 納速刺丁滅里反誣祚以罪, 遣人詣尙書省告桑哥。桑哥曖昧以聞, 流祚于愆答孫, 妻子家財沒入官”, 卷二〇五「姦臣傳・桑哥」, 『南村輟耕錄』卷二三「爐鳴」“至元庚寅冬, 江浙行省官立相哥・沙不丁輩德政碑, 穹窿無比, 特闕坐石…”, 『松雪齋文集』卷七

「故昭文館大學士榮祿大夫平章軍國事行御史中丞領侍儀司事贈純誠佐理功臣太傅開府儀同三司上柱國追封魯國公諡文貞康里公碑」“桑哥得政，公（＝不忽木）數與之爭事於上前。桑哥怒切齒於公。使西域賈人詐爲訟冤者遺公美珠一篋。^{（イシツベル）}公却之，已而知其謀出於桑哥，因謝病免。拜翰林學士承旨，奉使燕南。公弟野理審班與徹里等，間劾奏桑哥。上怒捕繫桑哥。遣使者趣召公，還入見語連日夜。卒誅桑哥。桑哥誅，命公爲丞相，公讓太子詹事完澤…桑哥之黨，唯忻都・納速納丁蔑理・王濟等罪狀尤著，則劾治而誅之”，『至順鎮江志』卷五「田土・輸復」“鎮南王府四十二頃九十六畝六分二釐至元二十九年，撥斷沒納速刺丁滅里等家產，俱係有司”。

- 270) 『永樂大典』卷一九四一七「站赤二・經世大典」9b，卷一九四二五「驛站一・成憲綱要」3a
 271) 『永樂大典』卷一九四一八12b「站赤三・經世大典」，卷一九四一九「站赤四・經世大典」16b
 272) 『永樂大典』卷二六〇八「御史臺三・憲臺通紀」23b-24a【照刷宣徽院文卷】
 273) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 213b, MS: Taškent, f. 183a, MS: suppl. persan209, f. 264 a.
 274) 『元史』卷九「世祖本紀六」[至元十四年秋七月]“癸卯^{（キ）}（16），諸王昔里吉劫北平王于阿力麻里之地，械繫右丞相安童，誘脅諸王以叛，使通好于海都。海都弗納，東道諸王亦弗從，遂率西道諸王至和林城北。詔右丞相伯顏帥軍往禦之。諸王忽魯帶率其屬來歸，與右丞相伯顏等軍合”，*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 135a-135b, f. 203b-204b, MS: Taškent, f. 106b-107a, f. 173a-174a, MS: suppl. persan209, f. 173b, f. 250a-251b, MS: Rampur, pp. 129-130.
 275) 『元史』卷十一「世祖本紀八」[至元十七年十一月]“乙巳，置泉府司，掌領御位下及皇太子・皇太后，諸王出納金銀事”，卷十三「世祖本紀十」[至元二十一年夏四月]“乙酉，省泉府司入戶部”，[至元二十二年八月]“己未，詔復立泉府司，秩從二品，以答失蠻領之，初，和禮霍孫以泉府司商販者，所至官給飲食，遣兵防衛，民實厭苦不便，奏罷之。至是，答失蠻復奏立之”，『姚文公牧庵集』卷十三「皇元高昌忠惠王神道碑銘并序」“十八年，升總管府爲泉府司。丞相哈喇哈遜嘗奏罷之。二十有（五）[三]年，王請復立，其年東諸侯王納延叛，『道園類稿』卷四二「立理威忠惠公神道碑銘」“泉府者，國初出內帑資大賈貿易民間及海島夷貊，籍國家文書以行，無間遠遼，無敢邀拒，蓋將籍以通幽險，察機微，非直爲利也。故其始命官，非通練如公者，蓋鮮與得焉”。
- 276) 『元史』卷十三「世祖本紀十」[至元二十二年冬十月癸丑]“賜脫里察安・答即古阿散等印，令考覈中書省，其制如三品”，“癸亥，以答即古阿散理算積年錢穀，別置司署，與省部敵，干擾政務，併入省中”，“[丁酉]，郭佑言「自平江南，十年之間，凡錢糧事八經理算。今答即古阿散等又復鈎，宜即罷去」。帝嘉納之”，“[十二月]辛丑，誅答即古阿散黨人蔡仲英・李蹊。丁未，皇太子薨”，卷一六三「張雄飛傳」“塔即古阿散請檢核前省錢穀，復用阿合馬之黨，竟矯詔追奪之。答即古阿散等俄以罪誅，帝慮校核失當，命近臣伯顏閱之。中書左丞耶律老哥勸雄飛詣伯顏自辨…”，『國朝文類』卷六八李朮魯獅「平章政事致仕尚公神道碑」“明年（＝至元二十二年）春，都事御史臺，會聚欽臣，答即歸阿散等，謂海內財穀，省院臺內外監守，里魁什長，率有欺蠹，請大蒐括。上允，敕衆勿沮。利黨囁結兇壬，僣使旁午，省臣御史，掾吏民庶，罹陷阱日衆，人情危駭，先此南臺御史封章言「帝春秋高，宜禪位於皇太子，皇后不宜外預」。太子聞之懼，公因祕之，以杜讒隙。此曹覘之，鉗臺史督索。公白中書右丞相安童，御史大夫月律魯拒之。越翌日，其黨以聞。敕太宗正薛尺珣取其章，太子益懼，二相憂變不測。公思用拯之方，閱舊案，得兇黨罪玷數十，白大夫曰「事急矣！請就省圖之」。至，遂說曰「丞相・大夫以勳貴忠賢，荷天寵，柱石廊廟，皇太子天下本，固本安天下，兩公任也。此輩傾險，乘釁奮不逞，祕章出，禍可言邪。今先計奪謀，使噤不容喙，策之上也」。二相曰「善」。入言狀，上怒若曰「汝等無罪耶？」震厲未止。丞相前曰「臣等有罪不辭。但此黨名載刑書，類非慎潔，動必驚害生靈。宜選重臣，使爲之長，庶靖紛擾」。上徐霽威。可其奏。二相出宣制，緩其行，兇燭爲沮。俄而告賊賂者喧集，事聞，天威大震，或誅，或竄，或奴。時漢人臺臣皆闕，公位幕佐，以智勇忠義動大臣，悟明主，殲大慝，銷大釁。旬日之間，中外清泰，聞者壯之」，『元史』卷一七〇「尚文傳」“二十二年，除御史臺都事。行臺御史上封事，言上春秋高，宜禪位皇太子，太子聞之懼，中臺祕其章不發。答即古阿散等知之，請內外百司更案，大索天下埋沒錢糧，而實欲發其事，乃悉拘封御史臺更案。文拘留祕章不與。答即古聞于帝，命宗正薛徹干取

其章。文曰「事急矣！」即白御史大夫曰「是欲上危太子，下陷大臣，流毒天下之民，其謀至奸也。且答即古乃阿合馬餘黨，賊罪狼藉，宜先發以奪其謀」。大夫遂與丞相議，即入言狀，帝震撼怒曰「汝等無罪耶？」丞進曰「臣等無所逃罪，但此輩名載刑書，此舉動搖人心，宜選重臣爲之長，庶靖紛擾」。帝怒稍解，可其奏。既而答即古受人金，與其黨竟坐姦賊論死，其機實自文發之”。

- 277) たとえば、チンキムの atabek 太傅で、かつその怯薛^{アシク}において bičikči の長をつとめたケレイトのエセン・ブカヤカンクリのオロスは、至元二十三年、雲南に左遷された。『元史』卷一三四「也先不花傳」，「幹羅思傳」

- 278) Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo. cap. 8, f. 26a.

E venendogli in memoria della maladetta setta di Sarraceni, per la qual ogni peccato gli vien fatto lecito, E che possono uccidere qualunque, non sia della sua legge, E che il maladetto Achmach con i suoi figliuoli non pensando per tal causa di far alcun peccato, la dispregzò molto, E hebbe in abhominazione ; chiamati à se li Sarraceni, gli vietò molte cose, che la lor legge li comandava. **Imperocchè li diede un comandamento, che ei douessero pigliar le mogli secondo la legge di Tartari , E che non douessero scannare le bestie come faceuano per mangiar la carne, ma quelle douessero tagliar pel ventre.**

- 279) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』p. 223. 「9 悔悟章 5」“聖月が過ぎたならば、多神教徒を見付け次第殺し、またはこれを捕虜にし、拘禁し、また凡ての計略を準備してこれを待ち伏せよ”，p. 228. 「9 悔悟章 36」“そして多神教徒が皆であなたがたと戦うように、皆で戦え”を曲解・牽強付會したもの。

- 280) 『元典章』卷十八「戸部四・婚姻」《婚禮》【嫁娶聘財體例】，『通制條格』卷三「戸令」《婚姻禮制》

至元八年二月欽奉

聖旨、據中書省奏定民間嫁娶，婚姻・聘財事…

一、諸色人同類自相婚姻者，各從本俗法。遞相婚姻者，以男爲主蒙古人，不在此例。

- 281) *Jāmi‘al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 254b, MS : Taškent, f. 224a, MS : Rampur, p. 242.

- 282) *La Flor des Estoiresde la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput. XX XIII, p. 184, p. 312, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 20, p. 60a.

- 283) *Jāmi‘al-Tavārikh*, MS : Istanbul, f. 257a, MS : Taškent, f. 226b, MS : Rampur, p. 249.

(アフマドは) Shaykh ‘Abd al-Raḥman^{*1}に大いに傾倒し、かれを bābā 八八と稱するほどであった。また、かれらは、Arrān に據點をもつ Bābī-yi Y‘aqūb の murīd 信徒であった Minklī を qarindāsh < Tur. qarintaš 兄弟^{*2}と呼んでいた。常々かれらの房に往き —— [ちなみにかれらの房は近く宮帳の背後にあった] ——, samā’ (= 音楽や詩を聴きながら忘我の境地を味わう) に耽った。かくて國事の維持・整治にほとんど當たっていなかった。極めて賢明で有能であった母親の Qūtūi khātūn が Āsiq と共に諸道／諸路府の調停を爲していた。いかに Sikūtur 官人^{ノヤン}と Sūnchāq 兄の努力・盡力を以て君主となっており、シクドウルには傘を下賜・慰撫されていたにしても、かれらにそれ以上の恩恵は示さなかった。要するに Shaykh ‘Abd al-Raḥman と Šāḥib Shams al-Dīn の示唆で、[6]81A. H. 5 月 19 日 (1282 年 8 月 25 日) に、諸學藝に最も優れている Maulānāh Quṭb al-Dīn Sīrāzi を託宣以て Mišr に遣わした。

*1 Shaykh Kamāl al-Dīn ‘Abd al-Raḥman al-Rāfi‘i. *Ta’rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 110, p. 113.

*2 *The Manuscript of al-Malik al-Afāl*, f. 190, *The Rasūlid Hexaglot*, p109.

Per. barādar = Tur. qarintaš

- 284) *La Flor des Estoiresde la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput. XX XIV, pp. 185-186, pp. 312-313., *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 21-22, pp. 60a-60b.

- 285) J. B. Chabot (tr), *Histoire de Mar Jabalaha III et du Moine Rabban Çauṃa*, Paris, 1895, pp. 45-52, E. A. W. Budge (tr), *The Monks of Küblāi Khān Emperor of China*, London, 1928, pp. 158-164.
- 286) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 467.
- 287) 『秘書監志』卷一「設司徒府」“至元十八年十一月二十五日に奉じたる司徒府の劄付に「十月二十日に奏して准けたるに、翰林國史院・領會同館・集賢院は都併せて一个の衙門と做し、必闡赤の撒里蠻を頭兒と爲す。蒙古翰林院は是れ蒙古字の聖旨を寫き、這の勾當は大きいので有る。併せて漢兒翰林院の裏に在るは不^ふ宜^い一般。如今、舊に依り翰林院は脫里察安を頭兒と爲す。秘書監・太史院・司天臺の人も多いので有る。俸錢も多いので有る。都併せて一个の衙門と做し、張平章を交て樞密院の勾當を妨げず兼管し着、頭兒と爲さしめる。這の三个の衙門を併せて了、總頭兒は火魯火孫守司徒、判翰林國史集賢院、領會同館、知秘書監事…”
- 288) 『吏學指南』卷七「錢糧造作」“幹脫：謂轉運官錢，散本求利之名也”。*Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 2, pp. 25-27.
- 289) 『元典章』卷二七「戸部十三・錢債」《幹脫錢》【行運幹脫錢事】
- 290) *Ta'riḫ-i-Jahān Gushā*, vol. 3, pp. 8-9, *Jāmi'al-Tavāriḫ*, MS: Istanbul, f. 186b, MS: Rampur, p. 91. ここではそれらを要約した *Tāriḫ-i Banākātī*, MS: Aya Sofya 3026, f. 132b. の
彼（モンケ・カアン）の母ソルクタニ・ベキは、たとえキリスト教の信者であつたにせよ、ムハンマドの聖法の訓えの具現においてひじょうに盡力なされた。喜捨・下賜をイスラームの導師（＝住持）たち・長老（＝主教）たちのために惜しみなく授けられたのだ。ブハラにおいて長老たちの長老 Saif al-Dīn Bākhārzi —— 彼二神ノ祝福アレ—— のために修道場を建てるべく銀一千錠を付與され、さらに村寨を購入するようお命じになって、それに vaqf 寄進なされたように。
- を掲げておく。なお、Saif al-Dīn がチャガタイの側近ハバシュ・アミードに宛てた韻文の書簡も傳わる。Saif al-Dīn の没年については、658A. H (1260), 661A. H (1263) 1月10日など諸説あるが、ブハラ郊外に建つかれの廟の墓誌によれば、659A. H. 11月25日の夜 (1261年10月21日)。*Туркестанъ въ эпоху монгобскаго нашествія*, ч. 1, p. 102, *Tāriḫ-i Guzīdah*, p. 671, *Ta'riḫ-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 15, MS: Aya Sofya 3109, f. 20b, B. Babadžanov, *Monuments épigraphiques de l'ensemble de Fathābād à Boukhara, Cahiers d'Asie centrale*, 1999-7, pp. 195-211. maulānā という尊稱については、『陳竹山先生文集』内篇卷一／『西域番國志』「哈烈」が、「有通回回本教經義者，衆皆敬之，名曰滿刺，坐立列於衆人之上／右」。雖國主亦皆尊之。凡有祠〔祀／祭〕，惟滿刺誦經而已」と解説する。
- 291) *Материаловъ, Относящихся къ Исторіи Золотой Орды*, Томъ I. p. 223. p. 367. p. 478 *Zubdat al-fikra fī ta'riḫ al-hijra*, p. 14. 註 113 も参照。
- 292) *Jāmi'al-Tavāriḫ*, MS: Istanbul, f. 201b, MS: Taškent, f. 171a, MS: Rampur, p. 127.
- 293) О. Д. Чехович, *Бухарские документы XIV века*, Ташкент, 1965, pp. 33-114, pp. 196-201, Ī. Afshār, Saif al-Dīn Bākhārzi, *Majallah-i Dānishkadah-i Adabiyat*, 4/9, 1962, pp. 29-74, Shaykh Yaḥyā Abū al-Mafākhir Bākhārzi, Ī. Afshār (ed), *Awrād al-aḥbāb wa fuṣūṣ al-ādāb*, Jild. 2, Tehrān, 1966.
- 294) *Voyages d'Ibn Batoutah*, Tome troisième, pp. 27-28, *The Travels of Ibn Baṭṭūṭa*, vol. 3, p. 554.
- 295) *ал-Мулḥақāt би Ҷ-сурāх*, л. 30а, л. 336.
- 296) 41歳の時に杭州で亡くなった Taj al-Dīn Yahyā の墓誌碑陽 (A5a=B4) の10行目から11行目に、かれの父 Maulānā Burhān al-Dīn al-//// (ニスバが缺落) を「卓越した導師，■■■■たる學者，完璧たる■■■■者，綿密なる探求者，説教者の中の眞打，布教者の中の君主」と形容しており、サイフウッディーンの弟子、ブハラの學者と同一人物の可能性が有る。『杭州鳳凰寺藏阿拉伯文，波斯文碑銘釋讀譯注』pp. 158-170.
- ちなみに、ラシードウッディーンは『集史』『中國史』の序文において

さて、かの(=蠻子の)田地には、**Khinsāi** 京師^{*1}／行在(=杭州)と呼ばれている極めて大きな城子がある。直径すなわち城壁から城壁まで 10farsang ある。その城子には三つの yām 站／館驛が設置されており、それらの房屋は全て三階建てだ。城内では、木速兒蠻のものたちに注意が拂われているので、一人一人識別できる。彼處には三つの巨大な **masjid-i jāmi'** 大禮拜寺があり、金曜日は三つとも木速兒蠻のものたちで満ち溢れる。城子の人口があまりにも過多なため、ほかの曜日は我々がかれらを目にし得ることは稀だ。それどころか、極端な過密さゆえに、城子の人々がお互いを見知っていることもほとんどない。

※1『史學指南』卷一「郡邑」“京師：『公羊傳』云「京，大也。師，衆也。天子所都，必以衆大者也。又蔡邕『獨斷』曰「天子所都曰京師」。

と述べる。Rashid al-Dīn Faḡl-Allāh Hamadānī. *Jāmi'al-Tavārikh: Tārikh-i aqvām-i pādshāhān-i Khatāi*, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Hasine1653, f. 391v (Karl. Jahn, *Die Chinageschichte des Rasīd ad-Din: Übersetzung, Kommentar, Facsimile tafeln, unter sinologyschen Beistand von Herbert Franke*, Wien, 1971, tafel. 1, p. 19), MS: Paris, BNF, suppl. persan1364, f. 187a-187b.

杭州の禮拜寺については、『成化杭州府志』卷四七「寺觀・城内」に

禮拜寺，在西文錦坊南。元回回大師叫佛之所。

『西湖遊覽志』卷十八「南山分脈場内勝蹟」に

眞教寺，在文錦坊南。元延祐間，回回大師^{アラウッディーン}阿老丁所建。先是，宋室徙蹕，西域夷人安插中原者，多從駕而南。元時，內附者，又往往編管江浙閩廣之間，而杭州尤夥，號色目種。隆準深眸，不啖豕肉，婚姻喪葬，不與中國相通。誦經持齋，歸于清淨。推其酋長統之，號曰滿剌。經皆番書，面壁膜拜，不立佛像，第以法號祝贊神祇而已。寺基高五六尺，局鑄森固，罕得闖入者。俗稱禮拜寺。

という。“延祐年間”はおそらく残っていた碑石等の情報によるもので、改修か重建の時期だろう。

297) 'Alī b. al-Ḥusayn al-Khazraji, Shaykh Muḥammad 'Aṣāl (ed), *Kitāb al-'Uqūd al-Lu'lu' wiya fī Ta'riḥ al-dawlat al-Rasūliya*, vol. 3-4, 1913, p. 279, Leiden, J. W. Redhouse, (tr), *The Pearl-strings; A History of the Resūli Dynasty of Yemen*, vol. 3-1, Leiden, 1906, p. 235.

298) 宮紀子「徽州文書新探——『新安忠烈廟神紀實』より——」(『東方學報(京都)』77 2005年3月 pp. 222-160.) 参照。

299) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205b, MS: Taškent, f. 180a, MS: London, f. 69a, MS: St. Petersburg, f. 223a-223b, MS: Rampur, p. 143.

300) 『史學指南』卷六「獄訟」“穢汚：謂以臭穢之物，汚人頭面，及填塞口鼻者”。

301) 『龍龕法寶大藏』殘葉(山西省圖書館藏 大德二年(1298)刻 中國國家圖書館・中國國家古籍保護中心編『第一批國家珍貴古籍名錄圖錄 第四冊』國家圖書館出版社 2008年 p. 9.)

302) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 218a, MS: Taškent, 187b, MS: suppl. persan209, f. 269b, 註269 参照。

303) 一例を挙げれば、『元史』卷十一「世祖本紀」に“[至元十八年]五月癸卯，禁西北邊回回諸人越境爲商”とある。

304) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 255a. MS: Rampur, p. 247. 「テグデル紀」【かれの血統，現在まで分歧してきたところのかれの諸后妃・諸公子・諸公主・諸孫の注釋／詳細の敘述，かれの諸婿の説明，子女の分枝一覧表に關して】

四番目(の公主) Māinū もまた ARMNY Khātūn の所生であった。かのじよは **KRAY bawurči** の息子 ḤNDAN に與えられた。

Shu'ab-i Panjgānah, f. 140b.

ḤNDAN: **KRAY bawurči** 厨子の息子。厨子たちの集團に屬し(アフマド・カンの)側近であった。駙馬にもなった。

305) 宮紀子「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策(上)」(『人文學報』93 2006年 pp. 57-

84.)

Jāmi' al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 40b. MS: Taškent, f. 41a, MS: Tehrān, f. 39a.

有力かつ著名なドルベン部族出身の官人たちの中の一人に **Pūlād āqā** 李羅阿哥がいる。クビライ・カアンへの侍奉において jingsāng 丞相兼 baurči 厨子だったが、託宣の職分を以てこの國に來到し、大いなる有力かつ著名な官人である。かれの〔祖〕父の Yürki という名のはチンギス・カンの厨子であり、チンギス・カンの ^{イェク・カトシ} 大 ^{ボロト} 后 Börte-ūjin 夫人の宮帳に歸屬し、梯己の千戸の中のひとつ、一百戸を有していた。李羅官人の子らたちはカアンの御許で奉仕している。

Shu'ab-i Panjgānah, f. 132b-133a.

Pūlād jingsāng: ドルベン部族出身。きわめて有力かつ賢明な官人であった。厨子。丞相にもなった。

Pūlād āqā: 陛下に仕える側近の官人のなかの一人。yarghū 斷事の官であった。

306) 『楚國文憲雪樓程先生文集』卷五「拂林忠獻王神道碑」

癸未(1283)夏四月、擇可使西北諸王所者、以公嘗數使絕域、介丞相李羅以行。還遇亂、使介相失、公冒矢石出死地、兩歲、始達京師、以阿魯渾王所贈寶裝束帶進見、令陳往復狀、上大悅、顧延臣嘆曰「李羅生吾土食吾祿、而安於彼、愛薛生於彼、家於彼、而忠於我、相去何遠耶」。

Jāmi' al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 263a, MS: Taškent, f. 232b-f. 233a, MS: suppl. persan209, f. 324b.

アルグン・カンが Arrān の Maṣṣūr 勝利の sarāy 廳に到った時、amir Būlād chingsāng 李羅丞相、Īsā kalamachī 愛薛怯里馬赤、そのたの使臣たちがカアンの御許より到着した。その冬(683A.H/1284-1285), Lakzī (=オイラト部族アルグン・アカの子。駙馬)を yārghū 斷事につけ、杖一百を敲いた(=五十七下)。春、yāilāq 駐夏にむけ御幸し、Sarāv と Ardabil の間にて、Şāyīn の地で qūrlitāi-yi buzurg 大聚會を致した。84年のイスラーム暦7月の第11日(1285年9月12日)、Ālūq をバグダードに遣わした。

Die Beziehungen der Päpste zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13. Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels, p. 246.

Magnus cam fecit gratiamad **Ise terchiman** roba et tus quod mixi **ad ordo cam Argum**, et predictus **Ase terciman** servitus istis partibus donec compleantur 5eset trade, et Bogagoc et Mengilic et Tomas Banchrinus et Ugeto terciman predictis miximus in ista anbascata, si esset ad principium...Nostra littera **anno de gallo (1285)**, de luna madii, die XVIII, in Coris.

307) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 19a, MS: Taškent, f. 16b, MS: Tehrān, f. 18b.

Čaqa'n Tatar 族出身者として、この王國／藩(=フレグ・ウルス)では、**KRAY**とその兄弟の Dūlādāi/Tūlādāi およびほかの兄弟たち、かれらの子供たちである Muḥammad, HNDAN がいる。

308) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205b, f. 211a, MS: Taškent, f. 180a-180b, MS: Rampur, p. 143. 「クビライ・カアン紀」【カアンの大官人たち、そのなかでも有力な者たちの氏名、各自の職掌の記】

KRAY bawurči 厨子は、カアンより後に亡くなった。

Shu'ab-i Panjgānah, f. 133a.

KRAY: (クビライ・カアンの) 隨從・側近の官人たちのうちの bawurči 厨子で、極めて太った男であった。

309) *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 144b.

HNDAN: Čaqa'n Tatar 族出身。(ガイハトゥ・カンの) 有力な官人、駙馬にもなっていた。

310) 『元史』卷十九「成宗本紀」[元貞二年冬十月己巳]、卷二一「成宗本紀」[大德八年二月甲辰]

- 311) 『癸辛雜識』別集卷上「彗星改元」, 『元典章』卷一「詔令一」【大德改元】
- 312) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 218a, MS: Taškent, f. 187b, MS: suppl. persan209, f. 269 b, 『臨川吳文正公文集』卷三二「元榮祿大夫平章政事趙國董忠宣公神道碑」, 卷一七五「張珪傳」“中寶寶物, 世祖時不聞其事, 自成宗以來, 始有此弊。分珠寸石, 售直數萬, 當時民懷憤怨, 臺察交言, 且所酬之鈔, 率皆天下生民膏血, 錙銖取之, 從以捶撻, 何其用之不吝。夫以經國有用之寶, 而易此不濟飢寒之物, 又非有司聘要和買, 大抵皆時貴與幹脫中寶之人, 妄稱呈獻, 冒給回賜, 高其直且十倍, 蠶蠹國財, 暗行分用。如沙不丁之徒, 頃以增價中寶事敗, 具存吏牘”。
- 313) 「皇恩特賜聖旨譯本」(至元三十一年發令・大德三年立石)に“銀青榮祿大夫平章軍國重事宣政院使使領泉府卿答失蠻”とある。『北京元代史跡圖志』p. 12, 『北京遼金元拓片集』p. 93, 『元史』卷一三四「也先不花傳」
- 314) 喬達「薊州平谷縣大興隆禪寺創建經藏記」(大德元年十二月立石), 蔡文淵「大元故太傅錄軍國重事宣徽使領大司農司太醫院事鐵哥墓誌銘」に“光祿大夫平章政事大司農同知宣徽院事帖哥”とある。『北京元代史跡圖志』p. 9, pp. 202-203, 『北京遼金元拓片集』p. 91, 宮紀子「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策(上)・(中)・(下)」(『人文學報』93・95・96 2006年3月 2007年3月 2008年4月 pp. 57-84, pp. 41-75, pp. 101-125.)
- 315) *Jāmi' al-Tavār ikh*, MS: Istanbul, f. 208b, f. 211b, MS: Taškent, f. 178a, MS: Rampur, p. 139, p. 145, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 133a, f. 134b.
- Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 206b-207a, MS: Taškent, f. 176a-176b, MS: Rampur, p. 135.
- “finjāng 平章”の官職は, 以前は漢兒の人に與えていたが, 如今は蒙古, 大食, 畏吾兒にも與えられている。[首席を^{カン}平章/平章の首席を sū<šiw 首平章]*¹ —— “平章の最精銳”の謂い —— と呼ぶ。テムル皇帝の御時たる現在においては, 全ての長は, 伯顔平章 —— Sayīd Nāšir al-Dīn の子, Sayīd ajjal の孫である。かれも如今 Sayīd ajjal と呼ばれている*²。第二位は, 蒙古の Umar 烏馬兒平章。第三位は [畏吾兒の/畏吾兒たちから] TKH 帖哥/鐵哥平章。以前は Sūnchāq 速混察 官人の甥の Lājin 臘眞/刺眞平章があって, 如今はかれの子で KRMANH という小名の^{イグ}的 (=也客平章)*³。第四位は Tīmūr 鐵木兒平章の替頭裏いる Īghmish 亦黑迷失平章で, かれも畏吾兒出身である。
- ※1 『元史』卷二〇五「姦臣傳・搠思監」“進爲首平章”。
- ※2 『元史』卷十七「世祖本紀」[至元三十年十一月]“己卯, 河南江北行省平章伯顔入爲中書省平章政事, 位帖哥, 刺眞, 不忽木上”。
- ※3 『常山貞石志』卷二一贈思「有元甘肅等行中書省平章政事榮祿公(哈珊)神道碑銘并序」, 『元史』卷一三四「小雲石脫忽憐傳」, 『金華黃先生文集』卷二四「遼陽等處行中書省左丞亦韋眞公神道碑」, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205b, f. 211a, MS: Taškent, f. 180a, MS: Rampur, p. 143, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 133a, f. 135a.
- 316) 趙孟頫「大元敕賜龍興寺大覺普慈廣照無上帝師碑」(北京故宮博物院藏 中國古代書畫鑑定組『中國法書全集⑨元一』文物出版社 2011年 pp. 392-415. に收録), 『潛研堂文集詩集』卷六「登隆興寺大悲閣, 周覽隋宋元碑刻, 晚宿雨花堂, 對月得詩七首」“承旨書家奉楷模, 膽巴遺跡久榛蕪, 惟餘「本命長生碣」, 留在西廊少榻摹「元聖主本命長生祝延碑」, 王思廉文, 趙孟頫書并篆額。今在閣前西廊。寺舊有「帝師瞻巴碑」, 亦趙書。今無存」, 『佛祖歷代通載』(中國國家圖書館藏至正七年刻本)卷二二「癸卯(大德七年)」, 『元史』卷二〇二「釋老傳・瞻巴」, 『山居新語』卷一, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 212a, MS: Rampur, p. 146.
- 317) *Tārikh-i Guzidah*, p. 590, *The Ta'rikh-i Guzida*, p. 581.
- 318) 1262年に, フレグがフランス國王ルイ九世に送った國書のラテン語譯の冒頭は
- Nos igitur per uirtutem mengutengri (id est dei uiui) Huyleu cham
- であり, この時點で“カン (=クビライ)”は掲げられていない。P. Meyvaert, An Unknown Letter of Hulagu.
- 319) S. Poole, *The coins of the Mongols in British Museum*, London, 1881, pp. 6-10, PL. 1, Ömer Diler, *Ilkhans: coinage of the Persian Mongols*, 2006, Istanbul, pp. 233-252, *Das Mongolische*

Weltreich: *Al-'Umarī's Darstellung der mongolischen Reiche in seinem Werk Masālik al-abṣār fī mamālik al-amṣār*, p. 19, pp. 103-104.

ちなみに,“(MNKW 蒙古) Qā'an (al-a'zam 最も偉大な)”の名の下に打刻される Il-khān <Tur. Il-qan, Mon. el-qan の稱號 il/el は、『突厥語總覽』のアラビア語釋において“vilāyat 邦土／國土”, “テュルクの翼たる馬の別稱”, “二人の王もしくは將軍間の sulh 平和・治安”, ラスール朝の六ヶ國語の對譯辭書でも, “手(翼)”, “邦土”, 『元朝秘史』卷五 9b1 では“治平”の譯語が充てられており, アバカの國書に確認される有名な「輔國安民之寶」は, 明らかにこの稱號を意識したもの。フレグの時點で下賜されていた可能性もある。

近年, ロシアで出土したジョチ・ウルスのマング・テムル／モンケ・テムルの銀貨には「濟國惠民」(パトゥの稱號 Sayin-qan を意識したものか)の四文字が刻まれており, ジョチ家當主にもフレグ家と對になる寶印が與えられていたとみてよい。

モンゴル時代においては, カアン以外の「寶」の使用は珍しくなく, オゴデイよりチャガタイ家に與えられた「皇兄之寶」, クビライがオゴデイの子メリクが所持していた玉璽を回收せず, その返還はカイシャンの代になってからであったこと, オッチギン家傳來の「皇太弟寶」の使用が孫のタガチャルに認められたこと, カサル家の移相哥大王印と對の「*ron ti svasti* 之寶」(至元六年／1269 以降に作成されたことを示すパクパ字表記の *ron ti* は皇弟 *svasti* はサンスクリットで願吉祥)の拓影, カチウン家のシンナカルが「皇姪貴宗之寶」を使用しつづけていたことなど, いくつも實例がある。『漢藏史集』p. 166. によれば, モンゴル諸王の印は, 封號と同様, 三等級に分けられる。100 年近くのちの天曆二年 (1329) には, 明宗コシラの聖旨を奉じて, ナイマンタイ (ジャライル國王ムカリの五世孫) が, チャガタイ家の當主エルジギデイに, かつてオゴデイがチャガタイに贈ったという「皇兄之寶」の大方印を届けている。コシラのカアン即位に多大な貢獻をなしたエルジギデイに, オゴデイ時代と同様の權力を再び與えんこと, 約束したのである。

Maḥmūd al-Kāshghari, *Diwān Lūghāt al-Turk*, Istanbul, Millet Genel Kütüphanesi, Ali Emiri, Arabi, no. 4189, f. 18b, *The Manuscript of al-Malik al-Afzal*, 1998, p. 190, p. 193, p. 198, p. 201, *The King's Dictionary*, p. 105, p. 144, p. 207, p. 248, 貝羅亞耶夫・斯達諾維奇著・李鐵生譯「打制有漢字の金帳汗國朮赤銀幣」(『中國錢幣』2013-4 pp. 23-30.), 『元史』卷一四「世祖本紀」[至元二十四年十月戊寅], 卷二二「武宗本紀」[至大元年九月庚辰], 卷一二「按竺邇傳」, 卷一三四「撒吉思傳」, 卷一三九「乃蠻臺傳」, 『永樂大典』卷一〇八八九 11a-14a 元明善「雍古公神道碑銘」, 照那斯圖・薛磊『元國書官印匯釋』(遼寧民族出版社 2011 年 pp. 1-3) 『永樂大典』卷一〇八八九 11a-14a 元明善「雍古公神道碑銘」「謹按: 秦國公諱按竺邇, 雍古族人, 蚤孤。金群牧使姓朮要甲名達工者, 爲公外大父, 養公其家。朮要甲諱爲趙家, 因爲趙家, 而公子孫亦或氏趙。歲辛未, 牧馬盡入于我太祖皇帝, 達工死其官。公時年十四入隸皇子察合帶部…太宗皇帝登極, 號皇子曰「皇兄」」。

- 320) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 219a f. 220a, f. 240a, MS: Taškent, f. 188b, f. 189b, f. 209 b, MS: Rampur, p. 162, p. 164, pp. 209-210, MS: suppl. persan 209, f. 272a, f. 295b.

既述の (A. H. 663 年) 4 月 28 日 (1265 年 2 月 17 日) に相當する ikindi ay 二月朔日 (2 月 18 日), [Ayjān/Ajāy] の母 [Aliqāq/Aliqān] 妃が逝去した。またその日々のうちに, bičiqči の Alghū 官人も亡くなった。(既述の歳の 6 月 5 日, アバカの母 Yisünjin 妃が身罷った)。663A. H. 9 月 1 日に相當する hüger yil 丑年 sün ay 閏月二日, Tūqūz 后——(トルイ・カンからフレグ・カンに至っていた)——が亡くなった。彼女の他界は, フレグ・カンの他界後四ヶ月と 11 日, アバカ・カンの即位の三日前であった。

アジャイ大王, アリカン妃の綴り字が正しい。また, イスンジン妃は 664A. H にモンゴル本土からイーラーン國土へ到着しており, 明らかな誤りもしくはでっち上げ, トクズ後の注釋も既述の事柄なので, のちに削除されたものとわかる。この一例だけでも, ラムブル本がイスタンブル本, タシケント本に先行するテキストである傍證となる。じっさいラムブル本と同系統のパリ本では削除の線が引かれている。

- 321) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 241b-242a, f. 250a, MS: Taškent, f. 211a-211b, f. 219b, MS: Rampur, pp. 213-216, pp. 231-233, MS: suppl. persan1113, f. 194a.

阿八哈汗は説った。「俺の阿哥は忽必烈可汗で有る。他の *farmān* 聖旨無く怎生坐し得よう麼、俺は」。宗王毎、官人毎が説うには、「你是皇子毎全ての阿哥、在前の扎撒の諸の體例・道理、戰場での好き *hadīs* 言行、又た、主人（＝フレグ）は你在世の時分に後繼と做し着有來のに却って、怎生餘人が坐し得よう麼」。全員が虚偽無く同意した。かくて、663A. H. 9月3日（1265年6月19日）に相當する *hüger yil* 丑年（牛の歳）の *šün ay* 閏月五日の金曜、*Khwājah Našir al-Dīn Tūsi* —— 彼ニ神ノ御慈悲ガアリマスヨウニ —— の権限で、乙女座の星占いを以て、*BRAHAN* > *Farāhān*^{*1} の境域に屬する *Čaqa'an-na'ur* 白海の地に於いて、阿八哈汗を *pādshāh* 君王の座に即かせた。それに關して定められているところの諸條件・式典の全てが奉納された。

〔そして、寶座の圖像がこれである〕

阿八哈汗は、カンの座に即いたのち、金銀・寶石・高價な衣服の數々の中から法外な錢糧をば、后妃たち・宗王たち・官人たちに氣前よく與え、その恩恵は諸軍の全體に到るかの如くであった。即位の宴會・祝賀の式典による逗留ののち、行政者・整治人の顔を以て國と軍の大勾當（*Mon. yeke üyile*）・利益を奉じた。たとえ王冠・寶座の持ち主であっても、忽必烈可汗陛下より使臣たちが到着し、かれの名を以てする聖旨を將ち來る時まで、*sandalī* 交床／交牀／櫬^{*2}に坐して命令をなした。

（中略）

〔アバカは〕669年A. H. 3月1日マラーガの城市に、同月20日の木曜にはジャアガトゥに到り、后妃たちの諸宮帳と合流した。その日付の下に、皇帝の御前より使臣たちが到着、「自身の美好なる父の位次、イーラーンの國土（アム河からシリア・エジプトまで）のカンを以て在者。祖宗の道・諸の體例に依つ着去者」とて、阿八哈汗のため聖旨・王冠・賞賜を將ち來っており、*morin yil* 午年（*šün*）*ay* 閏月（十二日）にあたる669A. H. 4月10日（1270年11月26日）の水曜、ジャアガトゥの地にて再び、皇帝の聖旨の命令に従って君主の寶位に坐したのだった。通例のごとく祝賀・慶喜・交歡の儀式が奉納された。その數日間には、〔ジョチ家の〕マング・テムルの方面からも、使臣たちが、對八刺の戰勝祝いに、鷹・海青・隼からなる各種の贈物・禮品を連れて來到した。阿八哈汗は彼らを敬意・尊重を以て待遇、出立せしめるよう命じ、かれらとの交流に對し君主の諸々の贈答品を遣わした。

※1 *Nuzhat al-Qulūb*, MS; Paris, fol. 276b-277a, *The Geographical part of the Nuzhat al-Qulūb*, p. 69.

※2 『回回館譯語』『雜字』【器用門】“櫬：散得里 *sandalī*”，『華夷譯語（甲種本）』【器用門】“交床：散札里 *sanjali*”

ラムプル本の挿繪のうち pp. 214-215 の即位式には、テュルク帽を冠った人物が二名おり、pp. 232-233 の即位式と入れ替えるべきである。寶座と交床の描き分けはなされていない。いっぽう、パリ本の第一次即位式に描かれる交床座面は、地面と接し質素な作りである（第二次即位式の頁は缺失しているため、どう描かれていたか、確認できない）。

La Flor des Estoiresses de la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis, Liber III, Caput, XX VI, pp. 175-176. pp. 305-306, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 17, p. 58b.

それから、息子である Abaga が Haloon/Halaonus（＝フレグ）の王權を得たが、アバガは、伯父で、皇帝の Cobila Can が王權を授與してくれることを願った。伯父のコビラ・カ[ア]ンは、アバガがハルーンの儲けた息子たちのなかで最も優秀かつ賢明だとよく識っていたから、ひじょうな喜びを以て做し、かくてアバガ・カンと稱されることとなった。そして、われらが主の1264年にその王權を〔有し〕始めた。

Ta'rih-i Vassāf, Bombay, p. 53, MS: Ayasofya3109, f. 74a.

アルゲン兄は、オルジェイ妃、そのほかの妃たち、宗王たち、官人たちとともに、チン

ギス・カンの聖詔の訓言に依って集約し、^{エルチ}使臣をカアンの御許に事實報告・カン號の規定の照會に前去せしめてから、^{かきもの}共々に文字（＝念書）を提出した。そして、過去の諸々の執行命令の遵守、上天からの禁約の順守、アバカへの服従にあらうぞ、とて合意した。

322) *Tārikh-i Guzidah*, p. 591, *The Ta'rikh-i Guzida*, p. 582.

323) 1268-69 年、アバカが教皇クレメンス四世、マムルーク朝のスルタン・バイバルスに出した國書の冒頭にそれぞれ

Per virtutem dei vivi et potentiam Chaan, verbum Abagha

بقوة الله تعالى، فرمان ابغا

上天の氣力の裏に、^{ちから}皇帝の福蔭の裏に、^{うち}アバカの令旨

と記されている。*Die Beziehungen der Päpste zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13. Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels*, pp. 223-225. *al-Rawḍ al-zāhir fī sirat al-malik al-zāhir*, p. 340, *Iqd al-jumān fī tārikh ahl al-zamān*, vol. 2, p. 40.

また、アバカの時代の貨幣には、

(Mungū) Qāan al-a'zam Abāqā Īlkhān al-mu'azzam

Qāan pādshāh-i 'ālam Īlkhān al-a'zam Abāqā

等のペルシア語・アラビア語以外に、ウイグル文字モンゴル語で

Qa'an-u nere-ber Abaqa-yin deletge'ül=ü=ksen

^{カアンの}皇帝的名字の裏に^{アバカの}阿八哈的^{たもの}打造せ教め了

と刻まれる例がある。

The coins of the Mongols in British Museum, pp. 17-23, PL. 2, *Ilkhans: coinage of the Persian Mongols*, pp. 257-279.

324) *Jāmi'al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 262a, f. 263a-263b, MS: Taškent, f. 231b, f. 233a, MS: London, f. 145b, f. 148a, MS: suppl. persan1113, f. 203a-204b, MS: suppl. persan209, f. 323a, f. 324b.

(dakiqū yil 酉年) [bečin yil 申年] altınç ay 六月二十九日に当たる 683A. H. 5 月 27 日 (1284 年 8 月 11 日) の金曜^{*}、天文學者たちの權限が射手座の宮の幸運な星占で、忽刺朮が阿魯渾の右手を、Anbārchī が左手を取り、かれを pādshāh 君主の寶座に坐らせた。皆の衆は共に決まりどおり帶を緩め首に掛け、跪いた。それから、^{トルコ}旃取り・宴會・享樂にとりかかった。

(中略)

[68]4A. H. 12 月 27 日 (1286 年 2 月 23 日)、^{アル}Ordoqaya がカアンの御前より到り、「阿魯渾汗がカンの父の位次に在者」^{アル}「不花を chingsāng 丞相と號せ教め者」との聖旨を將て來た。かくて 685A. H. 2 月 10 日 (1286 年 4 月 7 日) に今一度、アルゲン・カンは [khān / shāh / pādshāh] の寶位の上に坐し、(カン號) 奉納の諸儀禮・式典が呈された。[平安アレ／平安アレ。かれは諸の歡樂をなした／そして、(かれらは) 諸々の歡樂をなした]。

※酉年で計算すると 1285 年 8 月 1 日となってしまう。申年であれば、ヒジュラ暦とびたりとあう。

パリ本の第一次即位式の挿繪はアバカのそれと同じく、座面が地面と接した質素なもので、背面に寶珠や鳥の飾りが無い。第二次即位式は、高さのある豪華な寶座が描かれる。なお、このあと、【Jūsukāb の情況およびかれの死、Naurūz への賛同を以て訴えられた宗王たちの投獄】まで、パリ本 2 種とイスタンブル・タシュケント本は、^{カレン}敘述が全く異なる。前者には【Hakār 山の Kurd たちの驅除を以て出軍したこと、Buluqan 后の逝去、Khwājah Harūn の振舞の記】【バグダードの錢糧（の収益）を奮起させたことに困った Sa'd al-Daulah の名聲の始まりの記】【Buqa の情況、妬み深い官人たちが企謀をなしたこと、かれらが造反したこと、かれが殺されたことの記】が存在せず、ジャライル部出身の權臣ブカ將軍の失脚をきわめて簡潔に語る。

La Flor des Estoires de la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis, Liber III, Caput,

XXXVI, p. 188, p. 314, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 23, p. 60a.

われらが主の 1285 年, キリスト教徒の敵 Mahomet Can/Mahumetto (=アフマド・テグデル) の死後, (Abaga Cham の息子) Argon アルグンが Tartars モンゴルの君王となった。しかし, [モンゴルの大皇帝の敕命があるまで / Cobila Cham への敬意のゆえに, 最高位の皇帝の聖旨による認可を未請求の前は], カンと稱しようとしなかった。[大皇帝はその王権を承認し, かれがカンと呼ばれることを嘉した。そういうわけで, アルグンはその先人たちより敬われた / こういうわけで, 使臣たちの派遣は大いなる榮譽の拜受に等しく, Mahumetto の死の大きな慰めとなったので, かれの一族の優れた人々を王権の承認に至らしめた。こうして, アルグンは最大の榮譽を以て正真正銘カンと呼ばれることとなった]

- 325) 1285 年にアルグンが教皇マルティヌス四世 / ホノリウス四世に宛てた國書, 1289 年にフランク王國のフィリップ四世に宛てたウイグル文字モンゴル語國書, それぞれの冒頭に

gratia magni cam et verbum de argonum
mōngke tengri-yin kücün-dür, qa'an-u suu-dur, Arγün üge manu
(長生の天の氣力の裏に) 皇帝の福蔭の裏に, アルグンの令旨

とあり, 貨幣にも

Qāan al-a'zam Arghūn Īlkhān al-mu'azzam
Qa'an-u nere-ber Arγun-un deletge'ül=ü=ksen

と刻される。

A. Mostaert & F. W. Cleaves, *Les lettres de 1289 et 1305 des Ilkhan Arγun et Öljeitü à Philippe le Bel*, Harvard-Yenching Institute, 1962. p. 17, Planche I, *Die Beziehungen der Päpste zu islamischen und mongolischen Herrschern im 13. Jahrhundert anhand ihres Briefwechsels*, pp. 244-246, *The coins of the Mongols in British Museum*, pp. 25-31, PL. 2, *Ilkhans : coinage of the Persian Mongols*, pp. 301-320.

- 326) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 113, MS: Ayasofya 3109, f. 164b, Ibn 'Abd al-Zāhir, M. Kāmir / M. A. Najjār (ed), *Tashrif al-ayyām wa al-'uṣūr fī sirat al-malik al-manṣūr*, al-Qāhirah, 1961, p. 6, p. 69, *Zubdat al-fikra fī ta'rikh al-hijra*, p. 219, p. 242, *Iqd al-jumān fī tārikh ahl al-zamān*, vol. 2, p. 297, J. Pfeiffer, Aḥmad Tegüder's Second letter to Qalā'ūn (682/ 1283), *History and Historiography of Post-Mongol Central Asia and the Middle East*, Harrassowitz/Wiesbaden, 2006, pp. 167-202. 『ヴァッサーフ史』は“慈悲深く慈愛遍きアッラーの御名において”を省略する。

貨幣にはアラビア文字, ウイグル文字の兩方を取り混ぜて

Qāan al-a'zam Sultan Aqmad Īlkhān al-mu'azzam
Qa'an-u nere-ber Sulṭān Aḥmad/Sultan Aqmad-un deletge'ül=ü=ksen

と刻される。

Ilkhans : coinage of the Persian Mongols, pp. 285-294.

- 327) *The coins of the Mongols in British Museum*, pp. 32-33, PL. 2, *Ilkhans : coinage of the Persian Mongols*, pp. 325-341.

また, 『百萬の書』において紹介される金の牌子の刻文は, ガイハトゥからポーロー家に付與されたとされる牌子と同文と考えるのが自然だが,

Por la force grant dieu / per le forze & virtu del mango Iddio 長生の天の氣力の裏に
et do la grant grace que a done a nostra enperer / & per la gratia, che ha dato al nostro
imperio 皇帝 (←俺毎的) の大いなる福蔭の護助の裏に
le nom dou can soit boneoit / il nome del Can sia benedetto 王的名字を福有的と做さ教め
者

の三段構えとなっている。

Il Milione, cap. 19, pp. 12-13, *Marco Polo Milione*, cap. 81, p. 71, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 1. f. 4a, Libro Secondo, cap. 3, f. 21a.

- 328) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 267b, MS: Rampur, p. 262.

(ガイハトゥは) 官人たちがかれに期待していると識ったので、ルームからイーラーンに出立し、Alātāgh の裏に后妃たち・[宗王たち・官人たち／官人たち・宗王たち] (のもと) に至り、全員互いに [一緒に商量し／一致して]、690A. H. 7 月 24 日月曜日 (1291 年 7 月 23 日) —— (taulai yil 卯年 altunç ay 六月二十五日に相當する) —— Akhlāt の疆域にてガイハトゥを君主の位に坐らせた。

Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 268b, MS: Taškent, f. 240a, MS: Rampur, p. 264.

ガイハトゥが来て、Alātāgh での駐夏を以て下馬を命じた。691A. H. 7 月 12 日月曜日 (1292 年 6 月 29 日) —— (lu yil 辰年 altunç ay 六月十四日に相當する) —— 宗王たち・官人たちは共に誓文を渡し、ガイハトゥを通例どおり再度君王の寶座に即かせた。Alātāgh での駐夏並びに慶祝・歡樂の式典を以て用意した。

- 329) 『元史』卷二〇三「方伎・阿老瓦丁・亦思馬因傳」「阿老瓦丁，回回氏。西域木發里人也。至元八年（1271），世祖遣使徵礮匠於宗王阿不哥，王以阿老瓦丁・亦思馬因應詔，二人舉家馳騁至京師，給以官舍，首造大礮鑿於五門前，帝命試之，各賜衣段。十一年，國兵渡江，平章阿里海牙遣使求砲手匠，命阿老瓦丁往，破潭州，靜江等郡，悉賴其力…二十二年樞密院，奉旨改元帥府爲回回礮手軍匠上萬戶府，阿老瓦丁爲副萬戶，「亦思馬因，回回氏。西域旭烈人也。善造礮。至元八年與阿老瓦丁至京師。十年，從國兵攻襄陽未下，亦思馬因相地勢，置礮於城東南隅，重一百五十斤，機發，聲震天地，所擊無不摧陷，入地七尺。宋安撫呂文煥懼，以城降…十一年，以疾卒。子布伯襲職。時國兵渡江，宋兵陳於南岸，擁舟師迎戰，布伯於北岸堅礮以擊之，舟悉沈沒。後每戰用之，皆有功。十八年，佩三珠虎符加鎮國上將回回礮手都元帥，明年，改軍匠萬戶府爲萬戶，遷刑部尚書，以弟亦不剌金爲萬戶，『元史』卷七「世祖本紀四」[至元九年十一月己卯（25 日）]「回回亦思馬因創作巨石砲來獻，用力省而所擊甚遠，命送襄陽軍前用之」，卷一二八「阿里海牙傳」[「至元」九年三月，破樊城外郭，其將復閉內城守。阿里海牙以爲襄陽之有樊城，猶齒之有唇也，宜先攻樊城，樊城下，則襄陽可不攻而得。乃入奏。帝始報可。會有西域人亦思馬因獻新礮法，因以其人來軍中。十年正月，爲礮攻樊，破之」。

Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 209a, MS: Taškent, f. 178b, MS: Rampur, p. 140.

[それ／これ] より前は、漢兒に大きな Frank 製 manjaniq 投石機はなかった。この國（＝フレグ・ウルス）出身の投石機の匠 —— Balbak ならびに Dimashq から彼處に去っていた —— とかれの子どもたち Abū-bakr 布伯，Ibrāhīm 亦不剌金，Muhammad 馬哈馬，かれの家族が七臺の大投石器を配備し，城子の制壓に向った。

- 330) *Tārikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, pp. 193-195, MS: Ayasofya3109, f. 280b-283b.

- 331) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 246a, MS: Taškent, f. 215b, MS: Rampur, p. 224.

668A. H. 9 月 4 日月曜日 (1270 年 4 月 27 日)，Āzarbaijān の疆域の中心 [NWBND BYL / QWBND BYL] から前去した…Qūnqūr-ūlāng 黃兀兒月良／黃兀兒子量 < Mon. qong-qor 甘草黃 öleṅ 青草と呼ばれている Shārvīyāz に到着したとき，[BKAJYK / TKAJK] という名の使臣が —— クビライ・カアン の御前からアバカ・カンの許に来る最中，バラクがかれを拿捕，拘留していたが，好機を見つけて十匹の馬で逃げて來たのであった ——，御前に參上しバラクの情況をあるがままに奏した…。

『元史』卷一三四「鐵連傳」「鐵連，乃蠻人也。居絳州。祖伯不花爲宗王拔都王傅。鐵連魁偉寡言，有謀略，早歲宿衛王府。拔都分地平陽，以鐵連監濕州。中統初，調平陽馬步站達魯花赤。至元初，宗王海都叛，廷議欲伐之。世祖曰「朕以宗室之情，惟當懷之以德，其擇謹密足任大事者，往使焉」。左右以鐵連對。遂召見，語及大事，鐵連應對稱旨。帝嘉其辨慧，曰「此事非汝不可，然必先詣拔都蒙哥鐵木王所，相與計而後行」。使二人副之。鐵連既奉命，欲直造海都境，視其虛實，然後議于諸王。副者弗從曰「上命我輩先議于王，今遽造敵境，不可」。鐵

連曰「親承密旨，汝輩違則當誅」。副者懼而從之行。既至，海都日召宗親宴飲，將伺其隙謀害之。鐵連乃厲聲斥之曰「且食，勿語。望語言脫口，相掩爲罪耶」。良久，海都曰「直哉」。酒半，鐵連求衣爲歡，海都嘉其雄辨，將解與之。其妃止之，以皮服二襲付之。因語其屬曰「爲使者當如是矣」。厚贈以行。既至拔都蒙哥鐵木王所，具告以故，王曰「祖宗有訓，叛者人得誅之。如通好不從，舉師以行天罰，我即外應掩襲，剿絕不難矣」。鐵連還，悉以事聞，因言於帝曰「海都兵繁而銳，不宜速戰，來則堅壘待之，去則勿追，自守既固，則無虞矣」。帝深然之。敕所受海都皮服，全飾以金。凡朝會，宜服以表示焉。其賞賜不可勝計。後屢使拔都王所，道遇海都游兵，副者前行，失對遇害，鐵連後至，曰「我爲天子使，可以非禮犯之耶」。游兵語屈，乃曰「前者僞使，此眞使也」。釋之，遂獨得還。帝嘗謂侍臣曰「有鐵連則朕之宗族將不失和矣」。

- 332) マアバルから大元ウルスへの贈答品については、宮紀子「白と黒のエチュード——『クビライの動物園』より」（『人文』62 2015年6月 pp.32-34）参照。
- 333) 『水東日記』（大倉集古館舊藏／中國國家圖書館藏明正德刊本）卷十七「廣輪疆理圖」“自泉州風帆六十日至爪哇，百二十八日至馬八兒，二百餘日至忽魯沒思”。ただし、それにもとづくはずの「大明國地圖」（熊本縣本妙寺藏），「大明國圖」（天理大學附屬天理圖書館藏）では「泉州風帆六十日至爪哇，二百二十日至馬八兒，一百餘日至忽魯沒思」となっている。以上の詳細については、宮紀子「『混一疆理歷代國都之圖』への道——14世紀四明地方の『知』の行方——」（藤井讓治・杉山正明・金田章裕編『繪圖・地圖からみた世界像』京都大學學院文學研究科21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文學の據點形成」15・16・17世紀成立の繪圖・地圖と世界觀」2004年3月 pp.3-130. +口繪解説8-11. のち『モンゴル時代の出版文化』に收録，同『モンゴル帝國が生んだ世界圖』日本經濟新聞出版社2007年）参照。『元史』卷二一〇「馬八兒等國」“海外諸番國惟馬八兒與俱藍，足以綱領諸國，而俱藍又爲馬八兒後障，自泉州至其國約十萬里。其國至阿不合大王城，水路得便風，約十五日可到，比餘國最大…十八年正月，自泉州入海行三月，抵僧伽耶山，舟人鄭震等以阻風乏糧，勸往馬八兒國，或可假陸路以達俱藍國，從之。四月至馬八兒國新村馬頭，登岸。其國宰相馬因的謂「官人此來甚善，本國船到泉州時，官司亦嘗慰勞，無以爲報。今以何事至此」庭壁等告其故，因及假道之事。馬因的乃託以不通爲辭。與其宰相不阿里相見，又言假道。不阿里亦以它事辭。五月，二人蚤至館，屏人令其官者爲通情實，「乞爲達朝廷，我一心願爲皇帝奴，我使札馬里丁入朝，我大必闊亦赴算彈華言國主也，告變，算彈籍我金銀田產妻孥，又欲殺我。我詭辭得免。今算彈兄弟五人皆聚加一之地，議與俱藍交兵，及聞天使來，對衆稱本國貧陋，此是妄言，凡回回國金珠寶貝盡出本國。其餘回回盡來商賈。此聞諸國皆有降心。若馬八兒既下，我使人持書招之，可使盡降」…十九年二月，抵俱藍國，國主及其相馬合麻等迎拜璽書。三月遣其臣祝阿里沙，忙里八的入貢。時也里可溫兀咱兒撒里馬，及木速蠻主馬合麻等，亦在其國，聞詔使至，皆相率來告願納歲幣，遣使入覲…二十三年，海外諸番國以楊庭璧奉詔招諭，至是皆來降。諸國凡十日馬八兒，日須門那，日僧急里，日南無力，日馬蘭丹，日那旺，日丁呵兒，日來來，日急蘭亦解，日蘇木都刺，皆遣使貢方物」，『中庵先生劉文簡公文集』（臺灣國家圖書館藏元統二年刊本）卷四「敕賜資德大夫中書右丞商議福建等處行中書省事贈榮祿大夫司空景義公不阿里神道碑銘」“公本名撒亦的，西域人。西域有城曰「哈刺合底」，其先世所居也。遠祖徙西洋。西洋地負海饒貨，因世爲賈販以居。父不阿里得幸西洋主，使與諸弟齒。弟有五人。不阿里稱六弟，俄總領諸部，益貴富，侍妾三百人，象牀，黃金飾，稱是。不阿里歿，公克紹其業，主益寵，凡召命，惟以父名，故其名不行，而但以父名稱焉。聖朝之平宋也，公聞之喜曰「中國大聖人，混一區宇，天下太平矣。盍往歸之」。獨遣使，以方物入貢，極諸瓊異。自是，踵歲不絕。復通好親王阿八合，哈散二邸。凡朝廷二邸之使涉海道，恒預爲具舟楫，必濟乃已。世祖熟其誠款。至元二十八年，賜璽書，命某部尚書阿里伯，侍郎別帖木兒，列石，往諭且召之。公益感激，乃書捐其妻孥，宗戚，故業，獨以百人自隨，偕使入覲，既見世祖，大加慰諭，賜以錦衣及妻，廩之公館，所以恩遇良渥”。

- 334) 『元典章』卷十六「戶部二・分例」《使臣》【下番使臣山羊分例】“大德六年二月福建道宣慰司承奉江浙行省劄付：據杭州路申：爲應付下番使臣往回三週年分例…”，『永樂大典』卷一九四

- 一九「站赤四・經世大典」16b “又江浙等處行中書省言「杭州路在城驛，近承接使臣^{タージュウツダイエン}答^フ朮^フ丁等欽奉聖旨，懸帶虎符，前赴馬合答^{マカダフ}末^フ番國，徵取獅豹等物，往回應付二年分例，不受山羊，不需北羊首思，及過求禁屠一百五十日肉食。又愛祖^{アイソ}丁等使四起正從三十五名，前往^{デアオ}吉兒地，取豹子希奇之物，往回應付三年分例…”
- 335) 『元史』卷一三一「也黑迷失傳」
- 336) 「欽奉聖旨立碑」(『北京圖書館藏歷代石刻拓本匯編 49 (元二)』中州古籍出版社 1990 年 p. 52.)，『閩中金石略』卷十一「一百大寺看經記」
- 337) 『金華黃先生文集』卷八「阿育王山廣利禪寺承恩閣碑」，『道園學古錄』卷四九「晦機禪師塔銘」“至元中，楊璉真伽總統釋教江淮，有旨，取育王塔中舍利進入，乃親詣。師求記述始末，因與俱朝京師」，『楚石大師北遊詩』(臺灣國家圖書館藏書抄本)「重修釋迦如來直身舍利寶塔頌 附錄」。舍利・塔については『魏書』卷一一四「釋老志」に“佛既謝世，香木焚尸，靈骨分碎，大小如粒，擊之不壞，焚亦不焦，或有光明神驗，胡言謂之舍利。弟子收奉，置之寶瓶，竭香花，致敬慕。建宮宇，謂爲塔。塔亦胡言，猶宗廟也。故世稱塔廟。於後百年，有王阿育，以神力分佛舍利於諸鬼神，造八萬四千塔，布於世界，皆同日而就。今洛陽、彭城、姑臧、臨渭，皆有阿育王寺，蓋承其遺迹焉”とある。
- 338) 『元史』卷十八「成宗本紀」[元貞元年二月戊子 (13 日)] “緬國阿刺扎高微班的來獻舍利，寶玩”。
- 339) 『大元至元法寶勘同總錄』(『影印宋磧藏經』第五八四冊 1935 年 pp. 1a-3a)，『佛祖歷代通載』卷二二“帝見西僧經教與漢僧經教音韻不同，疑其有異，命兩土名德，對辨一一無差。帝曰「積年疑滯，今日決開」故有法寶勘同”。
- 340) *Il Milione*, cap. 178, pp. 192-195, *Marco Polo Milione*, cap. 111, pp. 366-375, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Terzo, cap. 23. f. 55b-56a, 『佛祖歷代通載』卷二二“外邦貢佛舍利。帝云「不獨朕一人得福」。乃於南城彰義門，高建門塔，普令往來皆得頂戴”。
- 341) 『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷九「旃檀佛像記」“大元丁丑 (1217) 歲三月燕京火，尙書石抹公迎還聖安，居五十九年，而當世祖皇帝至元十二年乙亥 (1275)，遣大臣孛羅等備法仗羽駕音伎四衆，奉迎於萬壽山仁智殿，丁丑 (1277)，建大聖壽萬安寺，二十六年己丑 (1289) 自仁智，奉迎居於寺之後殿焉”，『佛祖歷代通載』卷二二“帝迎旃檀瑞像，歸內宮，安奉萬歲山仁智殿，爲見世之寶”，『析津志輯佚』「寺觀」《寶集寺》“至元二十二年，世祖皇帝建聖壽萬安寺於新都”。
- 342) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 263b, MS: Taškent, f. 233a-233b. 系統としてイスタンブル・タシケント本に先行する 2 種のパリ本には、この記述がない。なお、文中の舍利に關して、居庸關の門洞内のパクバ小字、ウイグルの頭韻祈禱文に *šarir/šarir* と見える (村田治郎『居庸關』第一卷京都大學工學部 1957 年 pp. 258-259, p. 262, p. 276, Rub. II, Rub. III.)。大明永樂五年の「噶瑪巴爲明太祖薦福圖」(甲央・王明星主編『寶藏——中國西藏歷史文物』第三冊 朝華出版社)でも“舍利”をペルシア語で *shāli* あるいは *shili* と音寫する。『霏雪錄』“舍利，按佛書云室利羅，或設利羅。此云骨身。又云靈骨。卽所遺骨分通名舍利…”。
- 343) *Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 332a, *The Geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb*, p. 181.
- 344) *Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 289a-289b, f. 332a, *The Geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb*, pp. 90-91, p. 181.
- 345) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 160a, f. 163a, MS: Taškent, f. 132b, f. 134b, MS: Rampur, p. 27, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 114a.
- 346) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 167a, MS: Taškent, f. 138b, MS: Rampur, p. 44.
- 347) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 159a, f. 162b, MS: Taškent, f. 131b, MS: Rampur, p. 25, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 113a.
- 348) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 166a, MS: Taškent, f. 131b, MS: Rampur, p. 41.
- 349) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 156b, f. 162a, MS: Taškent, f. 129a, MS: Rampur, p. 19, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 113a, 『元史』卷一五「世祖本紀」[至元二十五年春正月庚寅]“賜諸王火你赤銀五百兩，珠一索，錦衣一襲”，[至元二十六年二月]“己未 (9 日)，發和林糧千石賑諸王火你赤部曲”。

- 350) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 166b, MS: Taškent, f., 138a, MS: Rampur, p. 42.
- 351) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 159a, f. 162b, MS: Taškent, f. 131b, MS: Rampur, p. 25, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 113a.
- 352) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 300a, MS: suppl. persan1561, f. 18b-19a, MS: suppl. persan209, f. 387a-387b.
 (ガザン・カン)は「俺が父は佛教の信徒で有^た來。那^{それ}的に依^て着^て死^た去^し了。自己の爲^{ため}に佛堂・寺院を創建^たし、那^{それ}根底、那^{その}群衆の名分^をを將^て、寄進^{くしん}し着^て有^ら來。却^{かえ}って俺はその佛寺を毀壞^{くわい}し來也。你^{おまえ}毎^{ごと}は彼處^{そこ}に去^い者。住^すん着^て喜捨^{きと}を喫^くつ着^て在^あ者」とて宣諭^{せん}した。その餘暇^{よそひ}に、后妃^{こうひ}たち、官人^{くわんにん}たちは「你^{あなた}の父^{ちち}は寺院^{いんぎん}を創建^{くわん}し、自己^{あなた}の *šūrat* 圖像^{とくざ}／御容^{みよう}をその堂^{どう}の四方^{しやう}の壁^{かべ}に做^しし着^て有^ら來。如今^{こんごう}、毀壞^{くわい}し着^て有^ら上頭^{じやうとう}、雪・雨^{ゆき・う}が你^{あなた}の父^{ちち}の諸^{しよ}の圖像^{とくざ}／御容^{みよう}に降^{くだ}つ着^て有^ら。他^たは佛教^{ぶつぎやう}の信徒^{しんたう}で有^た來。若^しし那^{その}底^{そこ}の地面^{ぢめん}を繁榮^{はんりやう}せ教^{しやう}めた呵^や、你^{あなた}の父^{ちち}の靈魂^{りんねん}の安寧^{あんねい}の事由^{じゆい}、且^{かつ}つ他^たの好^{この}き名聽^{めいどう}を做^しす也^や者」とて奏^{そう}した。(ガザン)はそれを准^{ゆる}さず、聽^きき入れなかつた。
- 353) 『秋澗先生大全文集』卷四四「雜著(戊子／至元二十五年／1288)」“近年、畫師單人孫某、奉詔追寫太祖聖武皇帝與睿宗景襄皇帝御容、及奉進、上顧其惟肖、至泣下沾襟、宣賜甚渥”、『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷七「涼國敏慧公神道碑」“若佑聖廟之肖貌如生、若護國仁王之莊嚴無上、若西園之玉塔陵空、皆公心匠之權輿…又追寫世祖、順聖二御容織幘、奉安于仁王萬安之別殿…又命織成裕宗、祐聖二御容奉安於萬安寺之左殿”、『元代畫塑記』「御容」(『廣倉學叢書』)、『析津志輯佚』「祠廟 儀祭」pp. 63-65. もっとも、ティベツト佛教に限らず、雜劇の壁畫で有名な山西平陽路趙城縣の廣勝寺にも、皇家祝壽の場であることを理由に、中統元年に印造された『金藏』、クビライの御容、佛舍利が下賜されていたし、平陽路臨汾縣の堯廟にも“世祖皇帝の影殿”が設置されていたという。王刺哈刺撰「重修明應殿之碑」(『三晉石刻大全・臨汾市洪洞縣卷(上)』三晉出版社 2009年 pp. 72-75.)、「田宅聖旨之記」(『三晉石刻大全・臨汾市堯都區卷』三晉出版社 2011年 pp. 53-54.)
- 354) *Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 318a-318b, *The Geographical part of the Nuzhat-al-Qulūb*, p. 150.
- 355) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 278a, MS: Taškent, f. 252a. 2種のパリ本には、即位前にガザンが建立した佛寺の記述はない。なお、ティベツトにフレグ家——ガザンの所領があったことは、『百萬の書』でも言及される。*Il Milione*, cap. 117, p. 113.
- 356) *Histoire de Mar Jabalaha III et du Moine Rabban Çauṃa*, p. 92, *The Monks of Kūblāi Khān Emperor of China*, pp. 195-196.
- 357) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 266a, MS: Taškent, f. 236b, MS: suppl. persan209, f. 327 b.
- 358) *Il Milione*, cap. 174, p. 176, *Marco Polo Milione*, cap. 106, pp. 306-307, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Terzo, cap. 19, f. 53a.
- 359) *Il Milione*, cap. 193, p. 209, *Marco Polo Milione*, cap. 125, pp. 426-427, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Terzo, cap. 37, f. 58b.
- 360) 『集史』「フレグ・カン紀」【かれの後妃たちの詳細・解説】
 かのじよ(=Tūqtanī/Tūqtai)の斡耳朵／宮帳は、*Kūgāchī khātūn*——かのじよは大ブルガン・カトンと親戚であったため、カアンの御許から連れてこられていた。そしてイスラームの君主(=ガザン)の皇妃であった——に與えられた。695A.H. 8月(1296年6月)に身罷った。
Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 219a, MS: Taškent, f. 188b, MS: Rampur, p. 162.
 『集史』「ガザン・カン紀」【かれの後妃たちの詳細・解説】
 [第五は／そのご]、大ブルガン・カトンの親戚のうち Mughūlīstān から連れて來られた *Kūgāchī khātūn* [を娶り]、かのじよは(フレグ・カンの時代の)トクズ后^{カトン} [の位置、トクタイ后^{カトン}の宮帳に／ならびにトクタイ后^{カトン}の位置]に坐せられた。
Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 271b, MS: suppl. persan 209, 337a.

- 361) *Il Milione*, cap. 18, p. 11, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 1. f. 3b.
- 362) Abū'l-Qāsim 'Abd- Allāh bn. Muḥammad al-Qāshānī, *Tārīkh-i Ūljāitū Sulṭān*, MS. Istanbul, Süleymaniye kütüphanesi, Ayasofya3019, f. 140b, f. 149a.
- 363) 『集史』部族志「オロナウト部族」《第一子コンコタン（の系統）》に
かれらの後裔について、この田地／邦土（＝フレグ・ウルス）においては、任務以てカ
アンのの御前に去ったことがある Jibkân 只不干 khatūn の夫で **Tūnsah** という小名の的と
Abishuqā 阿必失呵がいる。
とある。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 34a, MS: Taškent, f. 34b, MS: Tehrān, f. 33b,
Ta'rikh-i Vaṣṣāf, Bombay, p. 456, MS: Istanbul, Nur-osmaniye3207, f. 103a.
- 364) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: suppl. persan209, f. 343b.
ガザンは、一ヵ月後、其處から狩獵しながら前去した。Abahar の城子に到ると、父ア
ルグン・カンの使臣たちがクビライ・カアンのの御前から歸還して、拜謁の榮譽に參上し
た。ブルガン・カトンの地位にかのじよの親戚のなかから Kūkāchīn という小名の娘を、
Khitāy 漢兒の tanksūq 珍貴の品々、Chīnī 蠻子の精緻な品々とともに連れてきており、
宗王の全き位階・格式を以て Kūkāchīn khātūn をかれの結婚の契約（＝婚書）の枷の内
に容れた。珍貴の品々の山から、恐ろしい龍のような咆哮する虎をガイハトゥのに送った。
Jāmi' al-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 275a, MS: Taškent, f. 248b.
一ヵ月後、吉祥なる諸旗はホラーサーンの方面に向かい、Abahar の城子にて、Kwājah
以下使臣たちの一團——大ブルガンの親戚のなかから一人を連れてきてかのじよの地位
に坐せしめるために、アルグン・カンがカアンのの御前に遣わしていた——に出くわした。
Kūkāchīn khātūn を君王たちにふさわしい Khitāy 漢兒と Chīnī 蠻子の tanksūq 珍貴の
品々とともに將來しており、ガザン・カンは其處に下營を命じ、Kūkāchīn khātūn を娶っ
た。床入りの事が完了後、それらの珍貴の品々から虎一匹をそのた幾分の品とガイハトゥ
への御許に送った。
- 365) 『永樂大典』卷一九四一八「站赤三・經世大典」15b
- 366) おそらく『永樂大典』卷一九四一八「站赤三・經世大典」7a-7b【廩給司支八起】に記録さ
れる“[至元二十四年四月]二十五日、尙書省定擬廩給司久館使臣分例、令通政院、兵部一同
分揀起數、行移合屬、移例支給……一、阿魯渾大王下使臣寄住馬、奉聖旨賜亡宋宮女朱氤氲等
三人、及從者一名”も一行に含まれていただろう。この亡宋の宮女が、『百萬の書』にいう
“蠻子の王の娘”を指すと考えられる。*Il Milione*, cap. 19, p. 13.
- 367) 『通制條格』卷二七「雜令」【蒙古男女過海】が
至元二十八年六月初一日、欽しんで奉じたる 聖 旨に「泉州ジャカリクの那裏そこものたち毎が『海船うちの裏に蒙
古モンの男子、婦女人毎を、賣買を做す的が回 回の田地裏、忻都の田地裏ヒンドウ往き將て去くい的が
有る』麼道聽し得來。如今、『文書を行して禁約せ者。休將て去か教め者。將て去く人は
罪過あに有者』麼道、聖 旨が了也」。此レヲ欽シメ。
と述べるように、この頃には、モンゴルが奴隸として海外に賣られる事例が出てくる。『元
史』卷十六「世祖本紀」[至元二十八年]は、“六月丁卯朔、禁蒙古人往回田地爲商賈者”と
纏めるが、『元典章』卷五七「刑部十九・諸禁」《雜禁》【禁販下番人口馬疋等物】（大徳七年）
“體知得：一等不畏公法之人，往往將蒙古人口販入番邦博易。若有違反者，嚴行斷罪。今從下
番船隻開洋之際，仰市舶司官用心搜檢，如有將帶蒙古人口，隨即拘留，發付所在官司，解省”
の例からも、『世祖實錄』もしくは『元史』の編纂官が、完全にモンゴル語直譯體を読み誤っ
ていることがわかる。
- 368) *Il Milione*, cap. 146, pp. 138-139, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 62. f. 42a.
- 369) 『モンゴル帝國が生んだ世界圖』、杉山正明「東西の世界圖が語る人類最初の大地平」（藤井讓
治・杉山正明・金田章裕編『大地の肖像』京都大學學術出版會 2007 年 pp. 54-83.）
- 370) *Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 294b, *The Geographical part of the Nuzhat al-Qulūb*, p. 101.
- 371) *Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 294b-295a, *The Geographical part of the Nuzhat al-Qulūb*, p.

- 102.
- 372) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 266a, MS: Taškent, f. 236a-236b, MS: suppl. persan209, f. 327b.
- 373) 『元史』卷十四「世祖本紀十四」[至元二十三年十一月]“丁丑，命塔叉兒・忽難使阿兒渾”。
- 374) R. J. Pujades, *Les cartes portolanes: La representació medieval d'una mar solcada*, Barcelona, 2007, C. Hofmann & H. Richard & E. Vagnon, *L'âge d'or des cartes marines: Quand l'Europe découvrait le monde*, BNF, 2012, И. К. Фоменко, *Образ мира на старинных портоланах*, Москва, 2011, M. Kupfer, The lost wheel map of Ambrogio Lorenzetti, *The Art Bulletin*, Vol. 78, No. 2, 1996, pp. 286-310.
- 375) 宮紀子「江戸時代に出土した博多聖福寺の銀錠について」(『高田時雄教授退職記念東方學研究論集(日英文分冊)』臨川書店 2014年6月 pp. 241-253.), N. Miya, “Knowledge” East and West during the Mongol Period, *Acta Asiatica*, No. 110, Feb/2016, pp. 19-37.
- 376) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 266a, MS: Taškent, f. 236b, MS: suppl. persan209, f. 327a.
- 377) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: suppl. persan1113, f. 207a, MS: suppl. persan209, f. 329a-329b.
- 378) 本田實信「スルターニーヤ建都考」(『東方學會創立四十周年記念東方學論集』1987年 のち『モンゴル時代史研究』pp. 343-356. に收録)
- 379) 『天下同文前甲集』(臺灣國家圖書館藏影元抄本) 卷十六黃文仲「大都賦」, 東亞考古學會『(東方考古學叢刊乙種第二冊) 上都: 蒙古ドロンノールに於ける元代都址の調査』1941年, 魏堅『元上都(上)(下)』(中國大百科全書出版社 2008年), 中國歷史博物館遙感與航空攝影考古中心・內蒙古自治區文物考古研究所『內蒙古東南部航空攝影考古報告』(科學出版社 2002年)
- 380) 『類編長安志』(靜嘉堂文庫藏明抄本) 卷六「泉渠」《龍首渠》“至元甲子(元年/1264), 賽平章復引水入城中, 至元十年復開, 五季後涸。渠自長樂坡西北流入王城, 一渠西流, 灌興慶池, 經勝棠坊, 西京城, 經少府・錢監・都水監・青蓮堂, 西入熙熙臺, 西入城濠, 令渠廢水, 不復入京城”, *Il Milione*, cap. 111, p. 107, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 34. f. 33b, 寧夏文物考古研究所・固原市原州區文物管理所『開城安西王府遺址勘探報告』(科學出版社 2009年)
- 381) 杉山正明「クビライと大都」(『中國近世の都市と文化』京都大學人文科學研究所 1984年のち『モンゴル帝國と大元ウルス』pp. 128-167. に收録), 首都博物館編『大元三都』(科學出版社 2016年)
- 382) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 210b, MS: Taškent, f. 175a, MS: Rampur, pp. 132-133, MS: London, f. 62b.
- 383) 『イスラムの繪畫』fig. 26, pp. 142-143.
- 384) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 216a-216b, MS: Taškent, f. 185b-186a, MS: Rampur, pp. 156-158, MS: suppl. persan1113, f. 139a, MS: suppl. persan209, f. 267a-268a, *Majmū'a-i Hāfīz Abrū*, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Müsesi, Kütüphanesi, Baghdād kōshūk282, f. 431b.
- 385) MS: suppl. persan1113, MS: suppl. persan209, MS: Rampur, *Majmū'a-i Hāfīz Abrū* は,
【Tangqūt 河西の邦土／田地における君王で木速兒蠻となっていたクビライ・カアンの子 Nūmghān 那木罕／納麻賀の子 Anandah 阿難答大王の記, およびその邦土の諸事情に關する些かの解説とかれの王國の狀況報告】アーナンダ大王はクビライ・カアンの年長の息子ノムガンの子である——ノムガンは Qāidū カイドウの討伐軍においてかれの仲間であった宗王たちが叛き捕虜にされ, Jūchī ジョチの aurūq<Mon. a'uruq 老營／ūrūq<Mon. uruq 宗族・子孫のもとに送られた。Tūdā-Mūnkkā がかの ülūs<. Mon. ulus 國土の君主となった時分に, 策を弄してクビライ・カアンのもとに送ってきたが, 哀しき哉, まもなく逝去した。テムル・カアンは, クビライ・カアンがノムガンに與えていた軍勢およびかれのものであった Tangqūt の邦土を, 體例に依って(そのまま)アーナンダに授與した…ノムガンは子女が育たなかったので, アーナンダを…

と勘違いによる情報をしるす。じつは、これは草稿段階・ガザン時代当初の『集史』の姿を
 傳えたものにほかならない。*Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 207b, MS: Taškent, f. 177a.
 MS: London, f. 65a. の「クビライ・カアン紀」の中書省・行省一覧表に

11 番目の省 Kinjānfū 京兆府: Tangqūt 河西の田地の諸城子から成り, **Nūmghān** 那木罕
 の子 Ananda 阿難答がこの邦土にいる…アーナンダの yūrt 營盤はその名が Chaghān-
 nāūr < Mon. Čaqaŋ na'ur 白海 (=開成府) の地にあり, qarsī < Tur. qarşı 宮殿/行邸を
 建てている。

Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 215a. MS: London, f. 77b. の「テムル・カアン紀」に

Nūmghān の子 Ananda ugūl < Tur. oğul 大王

と、修正し忘れた箇所がのこっている。イスタンブル本等の修正は、オルジェイトゥに仕え
 た大官人の第 24 位、アーナンダのウルスからきた Sarāqān/Saraqān Bāshqird の情報に依
 據した可能性もある。Abū'l-Qāsim 'Abd-Allāh bn. Muḥammad al-Qāshānī, *Tārikh-i Ūljāitū*
Sulṭān, MS. Istanbul, Süleymaniye kütüphanesi, Aya Sofya Cami3019, f. 140b, f. 149a.

- 386) 『元史』巻七「世祖本紀」[至元九年]“冬十月丙戌朔，封皇子忙哥剌爲安西王，賜京兆爲分地，
 駐兵六盤山”，卷十四「世祖本紀」[至元二十四年冬十一月]“丁酉，桑哥言「先是皇子忙哥剌
 封安西王，統河西・土番・四川諸處，置王相府，後封秦王，結二金印。今嗣王阿難答仍襲安
 西王印，弟按攤不花別用秦王印，其下復用王傳印行，一藩而二王，恐王於制非宜」。詔以阿難
 答嗣爲安西王，仍置王傳，而上秦王印，按攤不花所署王傳罷之”，卷十五「世祖本紀」[至元
 二十六年夏四月甲戌]“罷皇孫按攤不花所設斷事官也先，仍收其印”，卷十七「世祖本紀」[至
 元三十年十二月]“丙午，以鐵赤，脫脫木而，斂住，拜延四人，竝安西王傳”，卷十九「成宗
 本紀」[元貞二年春正月丙戌]“安西王傳鐵赤・脫鐵木而等復請立王相府。帝曰「去歲阿難答
 已嘗面陳，朕以世祖定制諭之。今復奏請，豈欲以四川・京兆悉爲彼有耶？賦稅・軍站，皆朝
 廷所司。今姑從汝請，置王相府，惟行王傳事」”

- 387) 『國朝文類』卷六五元明善「平章政事廉文正王神道碑」“右丞相安童奏「王行省河西」，上曰
 「河西，諸王列地，希憲執法，於朕意無所曲從，豈聽宗王語者」，『元史』卷一二六「廉希憲
 傳」“京兆控制隴蜀，諸王貴藩分布左右，民雜羌戎，尤號難治”。

- 388) 『回回館譯語』「雜字」【地理門】“陝西：欽張夫 Kinjānfū”，『畏兀兒館譯語』「地名門」“陝
 西：勤昌府”。*Hu lan deb ther* 『紅史』も長安を Kin jañ hñu と表記する。『百萬の書』にいう
 Quengianfu/Cacianfu/Quenzanfu. *Il Milione*, cap. 111, p. 107, *Marco Polo Milione*, cap. 50. pp.
 120-123, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 34-35. f. 33b., *Jāmi'āl-Tavārikh*,
 MS: Istanbul, f. 207b, MS: Taškent, f. 177a, MS: Rampur, p. 139. 『フウラン・テプテル』p. 58.,
 「龍門建極宮碑・碑陰」(蔡美彪『八思巴字碑刻文物集釋』中國社會科學出版社 2011 年
 pp. 3-27.) “皇子安西王令旨…鼠兒年 (1276) 正月二十六日京兆府住時分寫來”。

- 389) 『百萬の書』では Canpiciou/Campciu/Campion と表記。*Il Milione*, cap. 62, p. 48, *Marco Polo*
Milione, cap. 36, pp. 90-93, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 39. f. 13 a.
 『集史』「クビライ・カアン紀」の中書省・行省一覧表に

12 番目の省 Qamjū 甘州: 同じく Tangqūt 河西の田地の諸城子から成っている。ひじょ
 うに廣大な田地，べらぼうな数の住民である。Ājīqī 阿只吉がそこに坐す。

と明記されるごとく，チャガタイ家の駐屯地。*Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 207b, MS:
 Taškent, f. 177a, MS: Rampur, p. 137.

- 390) 『元朝祕史續集』卷二 5a1

額吉里合牙 額吉里折兀宜

Eri-qaya **Eri-je'ü-yi**

寧夏 西涼行

『畏兀兒館譯語』「地名門」“涼州：額兒焦”。これは、『元史』卷一四九「耶律留哥傳」に見え
 る河西の阿里湫城，『百萬の書』にいう Erginul/Ergiuul にほかならない。『元史』卷一六八
 「陳祐傳」に“西涼隸永昌王府”，『元典章』卷七「吏部一・官制」《職品》に“永昌西涼府”

とあるごとく、オゴデイ系コデン家の諸王が住まった。*Il Milione*, cap. 72, pp. 58-59, *Marco Polo Milione*, cap. 39, pp. 94-99, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 50, f. 15b-16a.

- 391) 音價からすれば、『紅史』にみえる Ha la çan 賀蘭山——『元朝秘史續集』卷二 4b3 の

阿剌篩

Alašai

賀蘭山名

『百萬の書』が Egrigaia と表記する Eri-qaya 寧夏の主要都市 Calacian。『元史』卷六〇「地理志」にいうように、チグウス系コンギラト駙馬家の分地のひとつ。『フウラン・テプテル』pp. 56-67, *Il Milione*, cap. 73, p. 60, *Marco Polo Milione*, cap. 40, pp. 98-99, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Primo, cap. 51, f. 16a.

- 392) テュルク語で“白い城子”の謂い。『百萬の書』の Acbaluc Mangi/Acbaluch Mançi/Achbaluch Mangi。京兆府から西に二十日行程とされ、Cunchin 鳳・金地方（『至正條格』卷五「斷例」【職制】【枉道馳驛】に“成都・興元・安西等處”と並列される興元路）と四川の成都府 Sindiuful/Sindinfu の間に記述される。成都路と同じ上路にランクされ漢兒（華北）の Aq-baliq 眞定路と漢字音が似る重慶路。酷暑で知られ、いかに軍事の重要據點でもここに駐屯するなどほとんど配流處分に等しいと思われるが、アーナングの兄弟で「秦王」にまつり上げられたアルタン・ブカ（大徳十年よりかなり前に逝去）の營盤か。『秋潤先生大全文集』卷九〇「便民三十五事狀・侵奪民利不便等事」【定奪官地給民】に“京兆路州郡所有營盤草地極廣，舊爲探馬赤牧馬地面，近年遷往西屯駐…”とある。あるいは『元史』卷十四「世祖本紀」[至元二十三年六月乙巳]に“皇孫鐵木兒不花駐營亦奚不薛，其糧餉仰於四川，遠且不便，徙重慶府”というごとく、ティベットの河州に據點を置いた西平王奧魯赤（クビライの庶子）の子で、のちに鎮西武靖王に任じられたテムル・ブカの營盤だったか。いずれにしても、それはおそらく合州釣魚山にあった。重慶路下の涪州は生薑の名産地で、『重修政和經史證類備用本草』卷八「草部中品之上」に挿繪が載る點も、『百萬の書』の記述と合致する。『元史』卷六〇「地理志」“至元十年，皇子安西王分治秦・蜀”，『國朝文類』卷二二姚燧「延釐寺碑」の“至元九年，詔立皇子爲安西王…明年，至長安營于素湫之西，龜殿中峙，衛士環列，車間容車，帳間容帳，包原絡野，周四十里，中爲牙門，譏其入出…其時澗河之外，秦固內地，教令之加，于隴，于涼，于蜀，于羌，諸侯王・郡牧・蕃酋，星羅棋錯於是間者，靡不興金篋帛，效馬獻琰，輻輳庭下，勃候竭蹶，如恐于後”という記述、『永樂大典』卷一九四一七「站赤二・經世大典」15b の“安西行省，四川行省，西夏行省，甘州行省”，16a の“西川，甘州，中興，京兆”行省，『元史』卷六〇「地理志」の“秦蜀行省”なる區分・呼稱も参照。*Il Milione*, cap. 113, p. 108, *Marco Polo Milione*, cap. 52, pp. 122-125, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 35, f. 33b.

- 393) 『大元馬政記』11a（『廣倉學宮叢書』甲類第一集）「和買馬」[至元二十六年十二月七日]“京兆等二十四處城池”，18b「刷馬」[至元三十年三月二十二日]“總帥府紅胖襖二十四城”，『元史』卷十四「世祖本紀」[至元二十三年春正月]“癸未，罷鞏昌二十四城拘權所，以其事入有司”，卷十九「成宗本紀」[大徳二年五月己酉]“詔總帥汪惟正所轄二十四城，有安西王，諸王等并朶思麻來寓者，與編戶均當賦役”，『隴右金石錄』卷五「汪義武公神道碑」“癸卯（1243）春，公且疾，忽被召，即戒途，即見賜虎符，擢便宜都總帥，手詔撫秦・鞏・定西・金・蘭・洮・會・環・隴・慶陽・平涼・德順・鎮・戎・原・階・成・岷・疊・西和二十餘州，事無巨細，惟公裁決”，『新編事文類要啓筭青錢』外集卷二「方輿勝紀・下」【鞏昌便宜都總帥】。なお、1972-79 年，甘肅省定西市漳縣で，汪世顯・汪惟正父子等オングト一族の墓の發掘調査が行われ，墓誌銘や牌子・瑠璃碗などの副葬品が出土した。甘肅省博物館・漳縣文化館「甘肅漳縣汪世顯家族墓葬」（『文物』1982-2, pp. 1-13.），『甘肅省博物館文物精品圖集』（三秦出版社 2006 年 pp. 262-280.），汪楷『隴西金石錄（上）』（甘肅人民出版社 2011 年）。『重修崇壽寺記（皇慶元年立石）』（『三晉石刻大全・晉城市澤州縣卷（上）』山西出版傳媒集團・三晉出版社 2012 年 pp. 98-99.）にみえる“帝師堂下宣授臨洮府都僧錄智鑑圓明大師兼土番二

十四州等處釋教都總統所…”の行政区分も注目される。

- 394) 『回回館譯語』「人物門」“佛：but ト忒”とするが、道教信者を含む可能性も排除できない。
- 395) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 197a, f. 198a, f. 215a, MS: Taškent, f. 166b, 167b, MS: St. Petersburg, PNS46, f. 215b, MS: Rampur, p. 116, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 133b.
 [クビライ・カアン]第三の息子：Mink(la)qan>Mankqalān/Mānkqālān 忙哥剌：やはり Chābūn khātūn 察必皇后の所生。大妃子があり、名は Qūtūi —— その意味は梵語で khudāvandzādah 神主の子である ——, Qunqūrāt コンギラト族の Alchī nūyān 按赤官人の孫娘で、三人の息子をもうけている。この詳細・順番は、**第一子：Arslān Būqā** **第二子：Altūn Būqā**>按檀不花 **第三子：Anandah** (Āyan andah/Īn Ānandah) 阿難答。[この名前の由来は以下のごとくである。とうじ近隣の邦土に] ある敵の部族集團があり、かれらの官人の名がアーナンダだった。かれはまさにその名を付けられた。木速児蠻であり、[カアンはかの] Tangqūt 河西の邦土／田地を彼に tūsāmishī 委任している。かれには息子が一人あり Ūrūk-Timūr という名で、娘も一人もうけている。[かのじよの名前は不明]。
- 商挺「創修崆峒山寶慶寺碑記」(王大容・吳景山『崆峒山金石校釋』甘肅文化出版社 2014年 p. 5.)
 安西王^{スルドリ}及妃^{スルドリ}遜多禮^{スルドリ}, 世子^{スルドリ}阿難丹^{スルドリ}, 帖古思^{スルドリ}不花^{スルドリ}, 阿董^{スルドリ}赤^{スルドリ}, 公主^{スルドリ}訥論^{スルドリ}, 普演^{スルドリ}怯力^{スルドリ}蜜失^{スルドリ}
 『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷八「秦國先墓碑」
 皇孫^{スルドリ}阿難答^{スルドリ}…安難^{スルドリ}不華^{スルドリ}, 阿都直^{スルドリ}三皇孫^{スルドリ}
- 396) 註4で述べたように、sartaq は回回(商人)を意味するから、ウイグル佛教かネストリウス派キリスト教の信者だったのだろう。ちなみに、同時期、アーナンダは、クビライの命令によりマンガラの時代から側付きだったウイグルのアトミシュ・テムルを、安西王府から朝廷の直屬へと移動せしめるべく、成宗テムルに上奏している。『元史』卷一二四「哈刺亦哈赤北魯傳 附。阿的迷失帖木兒, 阿隣帖木兒」
- 397) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 205b, f. 215a, MS: Taškent, f. 180a, MS: Rampur, p. 143.
 【[クビライ] カアンの大官人、かれら有力者たちの名と各々の職掌 …Nāliqū, Jīrqalān, Jīrtaqū>Jīrqaqū の全三名は兄弟で、qušči 皂鷹を養う的毎<Mon. šibawu-çi の長、察知したことは何でも首告し逮捕せんとする tūtqāul (<Mon. todqa'ul 脱脱禾孫)・gatūsūn (<Mon. gete'ūlsūn 窺探／隱密)の諸衙門の頂點にあった。Nāliqū/Nālighū はカアンの崩御の年に身罷った。
Shu'ab-i Panjgānah, f. 133a.
 Nāliqū: 大官人^{スルドリ}かつ qušči である。todqa'ul の tūman 萬戶^{スルドリ}たちの頭兒^{スルドリ}に居ている。
 Jīrqalān: 大官人^{スルドリ}かつ qušči である。諸衙門の頂點に自身の兄弟 Nāliqū todqa'ul とともに居ている。
 Jīrqaqū: 大官人^{スルドリ}であり qušči。諸衙門の頂點に兄弟たち todqa'ul の Nāliqū, Jīrqalān とともに居ている。
- f. 134b-135a.
Chirghāghū nūyān: (缺)
 Nāliqū: qušči の官人である。クビライ・カアンの時代に權威があったことを以て、現在も引き續き信任されている。
 Jīrqalān: qušči。クビライ・カアンの時代に權威があったことを以て、現在も引き續き信任されている。
 jīrqalang は快樂, jīrqaqu は快活的という意味であることからすれば、nariqu も現在のモンゴル語の nargiqu 歡樂に近い。
 ナリクは『中庵先生劉文簡公文集』卷四「故行中書省參議裴公神道碑銘」「故行中書省參議裴公墓誌銘」に言及される、至元十二年の時點で鷹房を領しクビライの側近として御史臺の人事にも口を出せた納里忽その人。

ジルガランは『廟學典禮』卷四「三教約會」（至元三十年正月初九日）、『通制條格』卷二八「雜例」《擾民》（至元三十年十一月二十九日）、『元典章』卷五七「刑部十九」《禁宰殺》【禁休殺母羊】（至元三十年十二月）、同卷三八「兵部五・捕獵」《飛放》【禁「放鷹獵」擾百姓】（大德二年五月）に見える昔寶赤の長の只兒哈郎。なお、兄ナリクの御史臺への關與、gete'ülsün 窺探／隱密の統括から、ジルガランも御史臺の高官だった可能性はあるが、『永樂大典』卷二六〇八「御史臺三・憲臺通紀」9a【命只兒哈郎爲御史大夫】、9b【命禿忽赤爲御史大夫】、11b【照刷樞密院文卷】、『元史』卷十八「世祖本紀」“〔元貞元年正月〕癸丑、以太僕卿只而合郎爲御史大夫”のジルガランは、『永樂大典』卷七三二九「只兒哈郎・經世大典」27bによれば“滅吉里臺氏、至元二十四年授昭武大將軍太僕卿、元貞元年進階資德大夫、是年立西域司、改授資德大夫御史大夫、太僕卿、西域親軍都指揮使司達魯花赤、佩虎符、尋進榮祿大夫、大德四年以疾卒…”とあるので別人。『永樂大典』卷二〇四二四「稷・太常集禮」18a-18b【告祭祝文】に見える、成宗テムルの即位直後の國家祭祀においてカンの名代に任じられたジルガランは、どちらを指すのか不明（この役は、そのご完澤丞相、ジャライル國王家の大司徒兀都臺、右丞相のハルガスン答剌罕もつとめている）。

ジルカクはナヤンの亂の際、ジルガランとともにクビライの武帳／寢所の入り口を守ったクビライの側近中の側近、樞密院・通政院の高官只兒哈忽——マルコ・ポーロの『百萬の書』にも言及される36萬の騎兵を統括するfauconer/falconier=昔寶赤集團の長で、狩獵の解説にみえるtoscaor/toscaol<tosqaul/tosqu'ul 堵禦やciunci/ciuci<güyügci 貴赤／急足・放犬捕性はその配下にあった。只里哈乎は即位した成宗テムルから寢殿に敷く絨毯の相談まで受けているので、警護の職務と絶對的信賴は繼續していたとみてよいだろう。なお、ペルシア語と漢文資料との照合によってはじめて、todqa'ulが通政院、gete'ülが樞密院に統括されていたこと——怯薛と漢語の「府號」「職掌」の對應關係が確認される。『國朝文類』卷五三虞集「上都留守賀公墓誌銘」、『道園學古錄』卷十三「賀丞相神道碑」、『大元馬政記』36a（『廣倉學窘叢書』甲類第一集）「馬政雜制」〔（至元）二十七年十月二十八日〕、『元史』卷十七「世祖本紀」〔至元三十年秋七月壬申〕、卷二一「成宗本紀」〔大德七年冬十月癸巳〕、『永樂大典』卷一九四一八「站赤三」16a【至元二十七年十二月二十六日】、卷一九四一九「站赤四・經世大典」11b【元貞三年正月七日】、12b【元貞三年七月二十二日】、13b【大德四年十二月二十一日】、卷一九四二三「站赤八・六條政類」19a【至元二十九年閏六月二十日】、21a【至元三十年四月】、『廟學典禮』卷四「三教約會」〔至元三十年正月初九日〕、『大元斲闢工物記』1a（『廣倉學窘叢書』甲類第二集）「御用」〔大德二年七月二十六日〕、*Il Milione*, cap. 78, p. 67, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 1. f. 20a.

- 398) 『永樂大典』卷二六〇八「御史臺三・憲臺通紀」10a-11a【整治事理】“大德元年四月初四日、本臺官奏准御史中丞崔資德建言整治事理、開列於後…一、甘肅・陝西兩處行中書省、控禦西北邊境、諸王駙馬大軍駐札去處、錢糧出入、支持廣大。四川・雲南兩處行省、又係邊遠蠻夷地面、不漸聲教、形勢險惡…”。

- 399) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 277b-279a, f. 300a-300b, MS: Taškent, f. 252a, MS: suppl. persan1561, f. 18b-19b, MS: suppl. persan209, f. 352b-354a, f. 387a-387b.

「京師たるタブリーズ並びにバグダード、其の他のイスラームの諸城の裏に、但そ有るbaqši 師父／博士母の廟宇、寺院、キリスト教會、ユダヤ教會は都、破壊せ者」との敕命が施行に追加された（MS: Istanbul, f. 279a）。

（スルタン・ムハンマド・ガザン・カン）は畏吾兒・蒙古の諸部族、āzar-parsat 拜火教徒たち・but-parsat 偶像崇拜者たち全てをイスラームの宗教の輪の裡に將來せしめ、非合法の諸々の寺院・廟宇をすっかり廢除した。地表から異教徒・宗教の敵對者たちを一掃した（MS: Istanbul, f. 62b, f. MS: Tehrān, f. 56a）。

The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus, vol. 1, 507, C. Melville, Pādshāh-i Islām: The Conversion of Sultan Maḥmūd Ghāzān Khān, *Pembroke Papers* 1, 1990, pp. 159-177.

- 400) 『日亞對譯・註解 聖クルアーン』「110 援助章2」p. 804.

- 401) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Rampur, p. 125 で、クビライの子・孫の席にターバン姿を以て描かれるのがアーナンダ。
- 402) 『國朝文類』卷二二姚燧「延釐寺碑」の“自餘商賈之租，農畝之賦，山澤之產，鹽鐵之利，不入王府，悉邸自有。又明年，詔益封秦王，綰二金印。易府在長安者，爲安西。六盤者，爲開成，皆聽爲宮邸用，不足，取之朝廷，歲或多至楮幣貴計者百三十萬”と呼應する。
- 403) 禮拜用の宮帳は、ジョチ・ウルスはベルケの妻 Čeček-Qatun も所持していた。*Материаловъ, Относящихся къ Исторія Золотой Орды*, Томъ I. p. 131, p. 478.
- 404) 『元史』卷十八「成宗本紀」[至元三十一年夏四月壬午，甲午]
- 405) 『元史』卷二〇「成宗本紀」[大德四年二月]“丙辰（10日），皇太后崩，明日祔葬先陵”，卷一一六「后妃傳」
- 406) 『元典章』卷一「詔令」【大德改元】／『聖元名賢播芳續集』卷五「大德改元詔（元貞三年）」“大德元年二月，日欽奉聖旨節文「朕荷天地之洪禧，承祖宗之丕祚，仰遵成憲，庶格和平。比者，藥木忽兒・兀魯速不花・朵兒朵壞等，去逆效順，率衆內附，畢會宗親，釋／紱其罪戾。適星芒之垂象，豈天意之微豫，宜推一視之仁，誕布更新之政，可改元貞三年爲大德元年云々”，『道園學古錄』卷二三「句容郡王世續碑」“元貞元年春還守北邊。二年秋，諸王從海都者，皆來降。邊民驚動，王帥兵金山之玉龍海備之，資饋畢給，民用不擾，親導嶽木忽兒王以朝”，『山左金石志』卷二三姚燧「大元太師泰安武穆王神道碑銘」“大德之元，叛王嶽木忽兒，兀魯速不華來歸”。
- 407) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 278a, MS: Taškent, f. 252a, *La Flor des Estoiressde la Terre D'Orient, Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput, XXVIII, Caput, XXXVIII, p. 176, p. 190, p. 306, p. 315, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 15, p. 59a, cap. 24, p. 61a.
- 408) 『清容居士集』卷三四「拜住元帥出使事實」“元貞二年，奉成宗旨，使西域哈贊王，愛其才，以尙衣職。行軍有戰功，賞金符金帶，因令其入見于成宗，復賜虎符”，「元代奉使波斯使者的墓碑」（吳文良原著・吳幼雄增訂『泉州宗教石刻』科學出版社 2005年 pp. 643-644.）“■大元，進貢寶貨，蒙聖恩賜寶。至於大德三年內，懸帶金字海青牌面，奉使火魯沒思田地勾當，蒙哈贊大王，特賜七寶貨物，呈獻朝廷，再蒙旌賞。自後回歸泉州本家居住，不幸於大德八年十月■”。また、まさにこの間——『元典章』卷二二「戸部八・課程」《雜課》【幹脫每貨物納稅錢】に——
- 大德元年八月，福建行省の准けたる
中書省の咨に「江浙行省の咨に「杭州稅課提舉司の申に『馬合謀 Muhammad は、行泉府司が折到したる降眞・象牙等香貨の官物の付價三千錠の該納稅鈔一百錠につき、本人は聖旨を賣り撃げたれば、納稅に該せず。咨して請うらくは定奪せられんことを』。此レヲ准ケラレヨ」。大德元年五月初七日に於いて
奏過したる事内の一件に「也速答兒等江浙省の官人毎が説い將て來て有る。『阿老瓦丁 'Alā' al-Dīn, 馬合謀，亦速福 Yūsuf 等幹脫每は，【賣買を做す呵，稅錢を與うるを休む】麼道
ジャルリク 聖旨を執り把つ着行くので有つ來。怎生？』麼道，説い將て來て有る」と賽典赤等が奏して將て來た。「拔赤拔的兒哈 bāj-i badraqah（＝防送稅錢）は是れ稅錢の回同の田地の裏に防送する體的體例にして，回同の田地の裏に到った呵，
ジャルリク 聖旨の體例に依り，休與者。這裏賣買を做す呵，這裏の體例の裏に依つ着稅錢を納め教せた呵，怎生？」と奏した呵，奉じたる
ジャルリク 聖旨に「那般者」此レヲ欽シメ。」※
- ※『元史』卷十九「成宗本紀」[大德元年五月戊申]“追收諸位下爲商者制書，驛券。命同回人在內都論商稅”，[秋七月甲申]“賜馬八兒國塔喜二珠虎府”。

といった議論もみえ、大德元年前半に、フレグ・ウルスからの官船が到着していたことがわかる。

- 409) 馬得志「西安元代安西王府勘察記」(『考古』1960-5 pp. 20-23+pl. 1.), 夏竦「元安西王府址和阿拉伯數碼幻方」(『考古』1960-5 pp. 24-27.)。なお、これらの魔方陣は 14.2 cm 四方で、ジャライル朝のスルタン・アフマドの印と同じ寸法である。Tabriz 尺の参考になる。
- 410) 『祕書監志』卷七「司屬」“至元十五年十月十一日、司天少監の Kamāl al-Dīn 可馬刺 丁^{カマラディン}が照得したるに；在先、敬奉せる皇子安西王の令旨に「可馬刺 丁^{カマラディン}を交て毎歲、推算・寫造せる『回回曆日』兩本を送り將て來させ者。此レヲ敬シメ。今、已に至元十六年の曆日を推算し工を畢る。年例に依り、合に用うべき寫造の上等の回回の紙札は、合に行うべくして祕書監に申覆し應付す”。
- 411) 青海省文物處・青海省考古研究所編著『青海文物』(文物出版社 1994 年 圖版 177)
- 412) Abū Muḥammad 'Atā al-Samarqandī al-Sanjufīnī, *Zīj*, MS: BNF, Fonds Arabe 6040. このアラビア語寫本は、各葉の端に「藏字〇〇號」と 1 から 59 までの番號を振る。同じくシェフェルがバリーに將來した天文學のペルシア語寫本 Sharakh al-Dīn Muḥammad al-Mas'ūdī, *Jāhān Dānish*, MS: BNF, suppl. persan1306 も、各葉に「天字〇〇號」と 1 から 76 までの番號が振られている。1338 年の書寫、ほとんどボスクタを付さない端整なナスフ體、中央アジアの特徴が認められるという。同時に一箇所の所藏機關で入手したものか。M. Ch. Schefer, Notice sur les Relations des Peuples Musulmans avec les Chinois depuis l'Extension de l'Islamique jusqu'à la fin du 15^e Siècle, *Centenaire de l'Ecole des Langues Orientales Vivantes*, Paris, 1895, pp. 1-43, H. Franke, Mittel-mongolische Glossen in einer arabischen astronomischen Handschrift, *Oriens*, 31, 1988, pp. 95-118, 胡小鵬・魏梓秋「『明興野記』與明初河州史事考論」(『西北師大學報』48-6 2011 年 pp. 57-64.), 『漢藏史集』pp. 161-162, 『大明太祖皇帝御製集』(舊北平圖書館藏明內府抄本) 卷六「諭元臣答里麻刺咱敕」“大明皇帝敕諭大元皇帝子、鎮西武靖王孫答里麻刺咱…”。
- 413) *Tārīkh-i Guzīdah*, p. 588, *The Ta'rikh-i Guzida*, p. 579, *Zafar nāmah*, MS: London, f. 581b-582a. なお、『心神の娛樂』「紀年類」は
694 年にイーラーンでガザン・カン並びにモンゴル族の大部分がイスラームに歸依した。官人 Shahīd faẓl allāh Naurūz al-Ghāzī の努力によってイーラーン全土の佛寺・キリスト教會の破壊がなされた。この福蔭を以て、これより後、キプチャク草原の國では、チンギス・カンの子ジョチ・カンの後裔に屬するウズベク・カンが木速魯蠻になり、かの地のモンゴル族の大部分がイスラームに入信した。また、これに追隨して、その後、カアンの王國すなわち Khitā・Khutan・Chīn・Māchīn では、チンギス・カンの子トルイ・カンの子クビライ・カアンの後裔に屬するアーナンド・カアンが木速魯蠻たることを選り、かれの部族もイスラームをなした。さらに、これらに賛同して、テュルクの王國では、チンギス・カンの子チャガタイ・カンの後裔に屬する君主タルマシリンが木速魯蠻になり、かれの部族も敬虔な信者となった。かくて四ウルスそれぞれにおいて、モンゴル族が木速魯蠻たる名分を標榜した… (*Nuzhat al-Qulūb*, MS: Paris, f. 35a-35b.)
と、モンゴル帝國のイスラーム化を全てガザンの功績であるかのように説く。
- 414) 『楚國文憲雪樓程先生文集』卷五「拂林忠獻王神道碑」
- 415) *Tārīkh-i Ūljāitū Sulṭān*, f. 153a. 『元史』卷一一六「后妃傳二・答己」“大德九年，成宗不豫…十一年正月，成宗崩”。
- 416) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 498, MS: Istanbul, Nur-osmaniye3207, f. 176a.
- 417) *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, vol. 1, p. 505, *Histoire de Mar Jabalaha III et du Moine Rabban Çauṃa*, pp. 106-122, *The Monks of Kūblāi Khān Emperor of China*, pp. 210-230, *La Flor des Estoires de la Terre D'Orient*, *Flos Historiarum Terre Orientis*, Liber III, Caput, XXXIX, p. 191, p. 316, *La Historia del Signor Hayton Armeno*, in secondo volume delle *Navigazioni et Viaggi*, cap. 25, p. 61a. 『元史』卷一二三「艾貌傳 附。也速臺兒」
- 418) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 503, MS: Nur-osmaniye3207, f. 185a.
- 419) 『國朝名臣事略』卷十一「參政商文定公」，商挺「創修崆峒山寶慶寺碑記」(至元十五年八月十

八日)「龍飛之初，詔梁思吉亦里揀卜八黑思八大師，起寺上都大內之西南，車駕時往幸焉。俾東宮皇太子及以次諸王，皆師事之。至元九年十一月，分封安西王於秦，仍以師之叔父梁里吉察思揭兀受戒弟子商從行，商旦夕持誦，修作佛事，小心精進，不懈益虔。安西王暨及妃遜多禮・世子阿難丹・帖古思不花・阿董赤・公主訥論・普演怯力蜜失，感受戒於商，師事之惟謹。商請居平涼之崆峒山，建設道場，凡木石磚甃丹堊工役之費，皆王之所施豫，毫釐不入於己，爲殿爲堂，輪奐翬飛，金碧炫爛，無不讚歎。十五年秋八月落成。王與妃親詣其所設佛供，周視規制，嘉其精敏，特授陝西四川西夏等路釋教統攝，仍刻銀比三品印界之，「重修崆峒山寺漢文碑（至元三十年五月十五日）」（『崆峒山金石校釋』p. 8）“敬奉阿藍歹安西王令旨…皇子安西王令旨…”，『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷八「秦國先墓碑」“秦國康懿公*，別石八里人也。世有令德，爲國中貴臣。至文敏公*，學業益懋。中統中，自其國來覲天光，世祖既知其家世甚盛，又知其學問有源，隨問隨對，上大器之，卽命通籍禁門，恒侍左右，誦說經典，益久益親。賜侍宴衣冠・貂裘帽・金帶・銀器・白玉佛像・銀鈔等，前後相望，恩顧良勤。且謂皇孫阿難答曰「遺爾良師，爾願學否？」對曰「果有良師，乃所願也」。遂詔爲阿難答師，未幾忙哥剌太子薨，皇孫嗣爲安西王出鎮。順聖皇后爲之請于世祖，願載師自隨行。上不允曰「大乘都，我所須也。餘人則可」。既而後又面請曰「大乘都，學業甚精，聰明方正，俾往訓導數年，諸子有成，然後乃還，若何？」上不得已，許之。辭行，三宮皆贈良馬・金錢。詔其子大理都入侍裕宗于東宮，以文學供奉。順聖又俾那懷駙馬・八撒大從之學。上又詔其子大慈都，入侍禁中，與脫因俱以文學備顧問。文敏既西行，抵開城，安難不華・阿都直三皇孫皆師之。久而王將遠征曰「八哈室老矣，其留平涼少休矣」。八哈室者，漢云博士也。異時，文敏亦曰「吾老矣。西來二紀矣。吾思見至尊也」。使請，王許之。遂自平涼歸京師，值世祖上賓，成宗卽政，入見，上深嗟閔曰「先帝所篤敬忱愛者也。今老矣。其以三品祿之」。遂拜學士嘉議之命，賜第于長安，賜寶鈔以養之”。

※ 康懿公（益赫）—安惠公（月朶識脫忽隣）—（文敏公）大乘都—大慈都・大理都

420) 『フウラン・テプテル』p. 123. 『漢藏史集』pp. 220-221.

421) 『民國新安縣志』卷十四「金石」“安西王の令旨の裏に：王傳の據けたる常侍の呈に：元貞元年三月初八日に中常侍の忙兀歹*が敬奉せる也力完妃子の懿旨に：「河南府新安縣爛柯山仙洞は是れ咱毎に屬する^{ところの}的^の福を祈る仙洞で有る。如今，那裏住む^{ところの}的^の先生の孫道先等が説うには『這の仙洞の週廻は他毎に屬する院家の園林・地土で有る。歹い人毎が斫伐・侵奪・騷擾する』麼道。你が安西王哥哥根底啓せ者。此レヲ敬シメ」。三月初十日に土壕幹魯朵に於いて有る時，潤潤朮怯薛の第一日に，中常侍の忙兀歹が火兒赤の灰丹，要帖赤（＝玉典赤）の塔察兒等に對し啓して奉じたる安西王の令旨に「王傳を交て勝文を與え禁約せしめ人を教て前に似て騷擾するを休めさせ者。此レヲ敬シメ」…

※ 『類編長安志』（靜嘉堂文庫藏明抄本）卷五「寺院」【廟】【三皇廟】では“元貞改元三月，安西王遣王府右常侍火失忒木兒，左常侍蒙古帶，中常侍李良弼”となっている。

422) 『隴右金石錄』卷五「高昌王世勳碑」，『道園學古錄』卷二四「高昌王世勳之碑」，『雍虞先生道園類稿』卷三九「高昌王世勳碑應制」

423) 『元史』卷三六「文宗本紀」[至順三年夏四月乙丑]“安西王阿難答之子月魯帖木兒，坐與畏兀僧玉你達八的剌板的，國師必刺忒納失里沙津愛護持*謀不軌，命宗王・大臣雜鞠之，獄成，三人皆伏誅，仍籍其家”，“六月己亥朔，以月魯帖木兒等罪詔告中外，赦天下”，『元史』卷二〇二「釋老傳・必蘭納識里」。

※ 『山居新語』卷三「畏吾兒僧問閏，嘗爲會福院提舉，國朝沙津愛護持^{šāzīn ayruči}漢名總統」，『通制條格』卷四「戶令」【女多渰死】“哈兒沙沙津愛忽赤，旭列都統奏將來有…”，山田信夫「ウイグル文契約文書集成 2」pp. 130-131. 『金華黃先生文集』卷二四「遼陽等處行中書省左丞亦韋眞公神道碑」“四世祖小云失脫忽憐之官，爲吾魯阿烏只（＝愛兀赤），譯言大臣也”。

424) 『國朝名臣事略』卷四「平章魯國文貞公」“康里，則漢高車。其國內屬，質貴族子十人”，『高昌館譯語』【器用門】“車：杭力 qanqli”，『金華黃先生文集』卷二八「敕賜康里氏先塋碑」，『翰林楊仲弘詩集』卷四「題康里氏家譜」，『楚國文憲公雪樓程先生文集』卷十七「故昭勇大將

- 軍欽^{キブチャク} 察親軍都指揮使伯牙烏^{バヤウ}公墓碑^{カンクリ} “杭里，慕北旧國也。伯牙烏氏，國中右族也”，*Itinerarium*, cap. 18, p. 211. 『集史』部族志は、オグズの24部落のひとつとしてカンクリ部族をウイグルとカルルクの間に挙げているが、カンクリ王國の歴史、モンゴルの各ウルスにて活躍した高官の名などは一切とりあげていない。意圖的な操作とみなければなるまい。
- 425) *Ta'rih-i-Jahān Gushā*, vol. 2, p. 198, MS: suppl. persan2018, f. 194b.
- 426) 『畫馬名品特展圖錄』（國立故宮博物院 1990年 pp. 29-32.），『大汗的世紀：蒙元時代多元文化與藝術』（國立故宮博物院 2001年 pp. 26-27.）
- 427) 『祕書監志』卷四「纂修」“〔至元二十三年（1286）〕二月十一日也可怯薛^{イェケ}の第二日に於いて月赤徹兒・禿禿哈^{トクトガ}・速古兒赤^{シユフルチ}の伯顏^{バヤン}・怯怜馬赤^{ケレンマチ}の愛薛等^{イェセ}が德仁府の斡耳裏^{オウル}裏有る時分當職に就きたるに對し”とある。サイイド・アジャッルの孫の伯顏平章は šibawūci. 『元典章』卷三八「兵部五・捕獵」《飛放》【題名放鷹】
- 428) 杉山正明「西曆1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」pp. 351-353, 『元史』卷一三五「明安傳」, *Il Milione*, cap. 93-94, pp. 86-87, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 15-16, f. 27b-28a, *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 208a, Taškent, f. 177b, MS: Rampur, p. 138.
- Bāyān KWBKHY > gūyūkhī** の子 Nankiyādāi
- 429) 『舊御物本 蒙古襲來繪詞』（貴重書刊行會 1996年 前卷：21紙，23-24紙，27紙，後卷：26-28紙，31紙）
- 430) 『元史』卷一二四「艾貌拔都傳」，卷一三三「也速哥兒傳」
- 431) 『圖繪寶鑑』卷五「劉貫道」に“字仲賢，中山人。工畫道釋人物，鳥獸花竹，一一師古，集諸家之長，故尤高出時輩。亦善山水，宗郭熙佳處，逼真。至元十六年，寫裕宗御容，稱旨，補御衣局使”とあることから，じゅうらい，クビライ（66歳）の傍の年若い皇子をチンキム（38歳）と看做しているようだが，孫世代のカマラ（18歳），ダルマバラ（17歳），テムル（15歳）兄弟，あるいはマンガラの子アーナンダ（13-16歳）のいずれかとみるべきだろう。『集史』でも狩獵の場面は，最初の獲物を仕留めた際の yaṛlamiši 塗脂の儀式ということもあるが，チンギス・カンと孫のクビライ（11歳）・フレグ（9歳）兄弟，アバカと孫のガザン（8歳）の組み合わせとなっている。*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 115a, f. 271a, MS: suppl. persan1113, f. 85b, f. 212a. なお，石濱裕美子は「バクバの著作に見るフビライ政権最初期の燕京地域の状況について」（『史滴』24 2002年 pp. 249-226.）において，SPK, No. 318を翻譯し，ダルマバラの生年を己未1259年としたが，『元史』，『集史』の公式見解——カマラ（1262-1302），テムル（1265-1307）の生歿年からすれば，ありえない。ここにいうダルマバラ（＝キユムチョクキョン）は，SPK, No. 311（乙丑1265／至元二年）にも記されたとおり，クビライの庶子のひとり——モンケの死の直後に生まれたクトウルク・テムル，ティベツ方面の統治を任されたアウルクチ，南平王トゥクルクのいずれかだろう。
- 432) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: suppl. persan1113, f. 139b, MS: Rampur, p. 158. なお，*Diez Album*, Fol. 70, Seite. 8にも，『クルアーン』を読む二人のモンゴル王——アーナンダ父子か——が描かれる。このアルバムおよびトプカプのサライ・アルバムの『集史』由來のミニアチュールは，後掲の【附表1】との比較によって，どの場面に貼られていたか，ある程度明らかにし得る。そうした試みのひとつとして，K. Rūjrdamz, *Illustrationen zu Rašid al-dīn Ta'rih-i Mubārak-i Ġāzānī in den berliner Diez-Alben*, *L'Iran face à la domination Mongole*, pp. 295-306. を挙げておく。
- 433) K. Jahn (ed), *Geschichte Ġāzān-Hān's aus dem Ta'rih-i mubārak-i Ġāzānī des Rašid al-Dīn faḍlallāh b. Imād al-Daula Abūl-ḥair*, London, 1940, pp. 1-89.
- 434) B. Gray, An Unknown Fragment of the “Jāmi' al-Tavārikh” in the Asiatic Society of Bengal, *Ars Orientalis*, vol. 1, 1954, pp. 65-75. 残存するフォリオは122枚，細密畫は21箇所過ぎず，錯簡も多いが，比較すると構圖はラムプル本とよく一致し，ふたつが同系統の寫本であることは間違いない。
- 435) たとえば，f. 147bのフレグとトクズ後の玉座の紋様は，『元典章』やムスリムの藥劑書を漢

譯した『回回藥方』の目次の大項目を飾る紋様と類似する（フレグ・ウルスからティムール朝にかけてのミニアチュールを多く収録する畫帳には、元刊本の『二十四孝圖』の一葉が貼付されており、同様の紋様が認められる。Topkapı Sarayı Museum, Hazine2153, fol. 124b.）。f. 264a のガザンの寶座の布地は、藍釉金彩鳳凰文タイル（岡山私立オリエント美術館藏）のそれと同じ紋様である。『世界美術大全集 東洋編 第17巻イスラーム』（小學館 1999年 p. 163.）。また、f. 212a のガザンが最初の狩獵で獲た nakhjir 黄羊は、『飲膳正要』卷三「獸品」に描かれるそれと一致する。『黑韃事略』には“獵而得者曰兎，曰鹿，曰野兔，曰黄鼠，曰頑羊其脊骨可爲杓子，曰黄羊其背黃如扇大，曰野馬如驢之狀，曰河源之魚地冷可致，牧畜而庖者以羊爲常，牛次之，非大燕會不刑馬”，『析津志輯佚』「物産・獸之品」に“黄羊朔方山野中廣有之。毛黃紅色，疎而長。小耳，兩角赤尖小，成數群常百數。上位駕回，圍獵以奉上膳。其肉味精美，人多不敢食”とある。ちなみに、クビライの最初の獲物は khargūsh 兎で、フレグは āhū 獐を仕留めた、とされる。『回回館譯語』（阿波國文庫藏）「鳥獸門」“黄羊：乃說只兒”，“獐：阿乎”，*The Manuscript of al-Malik al-Afdal*, f. 195, f. 199.

Ar. al-ṣaid = Per. nakhjir = Tur. avlig/kaḍalika = Mon. arqar

Ar. al-ḡazāl = Per. āhū = Tur. rıvıq/ubuq

モンゴル時代の狩獵圖としては、『爾雅音圖』卷中「講武」があり、黄羊や兎、獐が描かれる。“kharsh-i bodd 逃げる獐”が描かれる有名な Hazine2153, f. 28a の「雪中出獵圖」（ジャライル朝の巨匠アフマド・ムーサー筆），Hazine2153, f. 18a, 19b, にみえる動物もあるいは獐と黄羊か。Topkapı, fig. 49. fig. 105, p. 155, 『イスラームの繪畫』 fig. 16, fig. 55, pp. 136-137, p. 156, E. J. Grube & E. Sims, *Between China and Iran : Paintings from Four Istanbul Albums*, University of London, 1980, fig. 446-447. こうしたユーラシア東西の畫像資料については、畫法・構圖等美術的觀點のみならず、いまいちど文獻にもとづく分析・検討が必要だろう。

- 436) F. Richard, *Splendeurs persanes : Manuscrits du XVII^e siècle*, Paris, 1997, p. 70. 細密畫が描かれるべき空欄等に「繪心のない下手な落書き」が認められるが、その構圖には據るところがあった。

- 437) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 342a. に寫本作成者による跋文が載る。なお、かれは、「アバカ・カン紀」の一節

かれ（＝アク・ベク）を [Kükchah tankiz < Tur. Kökçe dengiz 青海の地において] ^{ジャサク} 扎撒裏入去せ教めた (*Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 251a, MS: Taškent, f. 220b, MS: London, f. 134a. [] 部分は MS: suppl. persan1113, f. 196a, MS: suppl. persan209, f. 310b, MS: Rampur, p. 235. には無い)。

の後に勝手に以下の文章を挿入している。

ちなみに、^{ジャサク} 扎撒裏入去せ教めたその場面に、本書の寫字生 Mubārakshāh bn Rashīd Khwānī は臨席した。しかも、海邊の當の天幕の脇にこのやつがれは控えていたのだ。

- 438) 『南村輟耕錄』卷一【^{ユルテチ}云都赤】“國朝有四怯薛太官。怯薛者，分宿衛供奉之士爲四番，番三晝夜。凡上之起居・飲食・諸服御之政令，怯薛之長皆總焉。中有^{ケシク}雲都赤，乃侍衛之至親近者。雖官隨朝諸司，亦三日一次，輪流入直。負骨朶於肩，佩環刀於（要）[腰]。或二人，四人，多至八人…然有所奏請，[無] 云都赤在，固不敢進。今中書移咨各省，或有須備錄奏文事者，內必有云都赤某等，以此之故。餘又究骨朶字義，嘗記宋景文筆記云「關中人以腹大爲^{ケシク}胍朶上音孤，下音都，俗因謂杖頭大者，（赤）[亦] 曰胍朶，後訛爲骨朶，^{ケシク}朶平聲」。『元典章』卷三五「兵部二・軍器」《拘收》《拘收古朶刀子》【禁遞鋪鐵尺手槍】にみえる“古朶”も同じ。骨朶は『皇明鹵簿圖』（名古屋蓬左文庫藏抄本）に挿繪と解説が載り，邵國田主編『敖漢文物精華』（内蒙古文化出版社 2004年 p. 111）に紹介されるように契丹時代の實物ものころ。『元史』卷七九「輿服志二」は“骨朶，朱漆棒首，貫以金塗銅鏈”という。ぎゃくに、これらの圖像から，「狩獵圖刻彩漆盆」(『唐物漆器——中國・朝鮮・琉球』徳川美術館名品集 2 1997年 p. 54, 『室町將軍家の至寶を探索』徳川美術館 2008年 p. 138.) に刻される骨朶を持つ怯薛二名，【圖 2】の中央部，二列に分かれて骨朶を持ち太刀を佩く六名が üldüci であ

- ることともわかる。
- 439) Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Hazine2153, f. 23b, f. 52a, f. 148b, *Diez Album*, Fol. 70, S. 10–Nr. 1, S. 21, S. 23–Nr. 1. MS: Rampur, p. 34, p. 54, p. 70, p. 78, p. 94, p. 124, p. 154, p. 174, p. 214, p. 232. *Il Milione*, cap. 89, pp. 82–84, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, Libro Secondo, cap. 12, f. 27a–27b.
- 440) 『元史』卷八八「百官志四」“廩給司，秩從七品。掌諸王諸蕃各省四方邊遠使客飲食供張等事。至元十九年置”。
- 441) 『元史』卷一三八「康里脫脫傳」
- 442) 『元史』卷一三〇「不忽木傳」，卷一九六「忠義四・拜住傳」，『松雪齋文集』卷七「康里公碑」，『潛溪後集』卷八「元故榮祿大夫陝西等處行中書省平章政事康里公神道碑銘」
- 443) 『國朝名臣事略』卷四「丞相順德忠獻王」，『元史』卷一三六「阿沙不花傳」，卷一三七「阿禮海牙傳」，卷一七五「李孟傳」，卷一七八「王約傳」
- 444) 『元史』卷一三八「康里脫脫傳」，『金華黃先生文集』卷二八「敕賜康里氏先塋碑」
- 445) *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 2, pp. 217–219. 『庚申外史』卷上「癸巳至正十三年」“哈麻自是日親近，左右號倚納”。なお、『金華黃先生文集』卷二八「敕賜康里氏先塋碑」，『山居新語』卷一，卷二によると，つとにカンクリの脱脫丞相が倚納公と呼ばれていた。そもそも，世祖クビライ，成宗テムルに仕えたカンクリ出身のビチクチ，トゥグルクの字は親臣であり，その祖父の名は亦納であった。『元史』卷一三四「秃忽魯傳」
- 446) 『元史』卷二百九「姦臣傳・哈麻」，『庚申外史』卷上「癸巳至正十三年」，卷下「丙申十六年」
- 447) 『元史』卷十八「成宗本紀一」“[元貞元年閏四月]“壬戌，塔即古阿散以不法伏誅”。註 276 も参照。
- 448) 『元史』卷十九「成宗本紀二」[元貞二年十一月]“己巳，兀都帶等進所譯太宗・憲宗・世祖實錄，帝曰「忽都魯迷失失行昭睿順聖太后所生，何爲亦公主？順聖太后崩時，裕宗已還自軍中，所紀月日先後差錯。又別馬里思丹炮手亦思馬因・泉府司，皆小事，何足書耶？」
- 449) 『元典章』卷二四「戶部十・租稅」《僧道稅》【僧道租稅體例】
- 450) 『元史』卷十三「世祖本紀」[至元二十一年秋七月]“己卯（3日），立衍福司”，“[至元二十二年二月]己酉，爲皇孫阿難答立衍福司”。
- 451) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 217b, f. 156b–157a, MS: Taškent, f. 187a, f. 129a–129b, MS: Rampur, p. 160, p. 20.
- 452) *Diez album* Fol. 71, S. 56 の中央，巨大な紅刺／紅蠟石lal>Mon. nal ルビーを嵌めこんだ帽を被り，lajvardi 瑠璃ラビスラズリもしくは青亞姑サファイアの骨朶を手にして象輿に乗る男性こそ，成宗テムルであろう。『南村輟耕錄』卷七「回回石頭」，『山居新語』卷三，『朴通事集覽』上「紫鴉忽」，『新編居家必用事類全集』（中國國家圖書館藏朝鮮刊本）戊集「寶貨辨疑」【刺】
- 453) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 211b–212a, MS: Rampur, p. 145.
- 454) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 217a, MS: Taškent, f. 186b, MS: Rampur, p. 159.
- 455) 『元典章』卷二九「禮部二・禮制二」《服色》【校尉帶】によれば，大王にも大小の區別がある。
- 456) *Jāmi' al-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 208b, MS: Taškent, f. 178a. ただし，MS: Rampur, p. 138, MS: suppl. persan209, f. 256b. では，
- Tāikī — Asūtāi の（舊）妃子で，非常に美貌であり，カアンは彼女を得ている —— の息子 Ḥaishīng は pādshāhzādah 皇子である。
- となっている。
- 457) kih, ki と關係詞が二重の不自然な構造になっているので，この部分は割注だった可能性あり。
- 458) 『佛祖歷代通載』卷二二“帝誕生太子，詔海雲，國師摩頂立名，奏云「世間最尊貴無越於眞金」”。
- 459) 『龍虎山志續編』趙孟頫敕撰并書丹篆額「大元敕賜開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師志道弘教冲玄仁靖大真人知集賢院事領諸路道教事張公 [留孫] 碑銘」“武宗・仁宗之始生也，上（＝クビライ）皆命公擬名以進。仁宗五歲時，譯爲梵文，今廟諱，是也」，『清容居士集』

卷三四「張公家傳」“十八年七月，皇曾孫生，是爲武宗。上命擇嘉名以進…十二年，仁宗生，復召命名。今二帝廟諱，雖用國語，皆以公名義釋之”，『道園學古錄』卷五〇「張公留孫墓銘」“武宗，仁宗之生也，公皆受命世祖爲製名，興聖宮（＝ダギ）記其事，是以贊書及之”。皇慶元年（1312）に白塔大寺で國家出版されたウイグル文字モンゴル語のチョイジオドセル『入菩提行疏』に“yeke ejen **Ayurbarwada** qa'an”と明記される。F. W. Cleaves, The bodistw-a Čari-a Awatar-un Tayilbur of 1312 by Čosgi Odsir, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, vol. 17, No. 1-2, 1954, pp. 1-129.

- 460) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 198a, MS: Taškent, f. 167b, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 133. 『元史』卷一一五「順宗傳」。『五分枝』のカイシャンの注記には“現在，カアンの地位にはカイシャンがいる。かれは AKLYK QAN > Külük qa'an と稱されている”とある。
- 461) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 186a, *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 131b.
- 462) 『元典章』卷一「詔令」【登寶位詔】，『國朝文類』卷九／『聖元名賢播芳續集』卷五閭復「即位詔大德十一年（1307）五月」
- 463) 『フウラン・テプテル』p. 80, 『漢藏史集』p. 155. 『草木子』卷四下「雜俎篇」は“世祖生子口啞，即（裕宗）[順宗]。及壯，富有室，使其遊都市。使擇其意之所可者爲妻。獨指一屠人婦。世祖即爲娶之。廼姬吉妃子也。腹生二帝”という傳承を載せる。
- 464) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 501, MS: Nur-osmaniye3207, f. 180b, .
- 465) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, pp. 502-503, MS: Nur-osmaniye3207, f. 184a, *Tārikh-i Guzidah*, p. 588, *The Ta'rikh-i Guzida*, p. 567, p. 579. *Zafar nāmah*, MS: London, f. 582a. 『勝利の書』（1335年編纂。1405年の寫本）は，見出しにおいて，“Büyāntū Qāān bn Tar-malāy bn Qubilāy Qāān”とするが，“Qaishān Qāān bn Tarmalāy bn Qubilāy Qāān”，“Anandah Qāān bn Manqalāy bn Qubilāy Qāān”に比して，文字の配分が不自然であり，たとえば“Büyāntū Qāān pesar-i Qubilāy Qāān”を修正した可能性も否定できない。
- 466) *Ta'rikh-i Vaṣṣāf*, Bombay, p. 498, MS: Nur-osmaniye3207, f. 176a.
- 467) *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 7b-8a, MS: Tehrān, f. 8b.
 本書に語られていないことは簡略であれ詳細であれ何でも，漢^{キタイ}・ヒンドゥ・ウイグル・オグズ・キプチャク・その他諸部族の識者・學者たち，および貴族たち——あらゆる集團の各階層の人の中で陛下の御前における最上位の隨從なので——から調査した。特に Irān と Tūrān の將軍たる amīr-i mu'zam [nūyān-i a'zam] 大^{イェケ・ノヤン}官人，世界諸國の管理者 **Pūlād Chingsāng** 李羅^{ボロト}丞相から——願ワクバ彼ノ尊榮ガ長カランコトヲ——。（かれは）人の住む地域の廣さにおいて，各種技藝・學問の諸分野について，テュルク諸部族の系譜とかれらの盛衰の歴史，なによりモンゴルのことにかけては，比類が無かった。
- Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 210a, MS: Taškent, f. 174b, MS: Ramur, p. 131.
 かの諸國の狀況について精通し盡くす **amīr Pūlād āqā** 李羅^{ボロトアガノヤン}兄官人は，「部族の長，百姓の主である貴顯たちを数える Nankiyās 囊家^{ナンキヤイ}歹／蠻子^{マンシ}の習慣に従えば，彼處の戸数は 99tūmān < Mon. tümen 萬である」と語っている。
- Jāmi'āl-Tavārikh: Tārikh-i aqvām-i pādshāhān-i Khatāi*, MS: Istanbul, f. 391v (*Die Chinageschichte des Rasīd ad-Dīn*, tafel. 1, p. 19.), MS: BNF, suppl. persan1364, f. 187a, MS: suppl. persan 2004, f. 245a.
 大^{イェケ・ノヤン}官人 **Fūlād āqā** 李羅^{ボロトアガ}兄——神ガ彼ノ公正サニ援助ヲ増サレンコトヲ——は「かの Māchīn 蠻子の田地は，彼處の抄數戸計を行って勘定した結果に従い，900 萬の會計（＝稅收）を以て簿冊に登録されている」と述べた。
- 468) 『元史』卷五「世祖本紀」[至元元年秋七月庚子]，『元史』卷一一九「塔塔兒臺傳」，『秋澗先生大全文集』卷五一「大元國故衛輝路監郡塔必公神道碑銘并序」
- 469) 『元史』卷二二「武宗本紀一」，卷二四「仁宗本紀一」，卷一一六「后妃二・答己傳」“先是，太后以兩太子星命付陰陽家推算，問所宜立，對曰「重光大荒落（＝辛巳／至元十八年）有災，

旃蒙作噩（＝乙酉／至元二十二年）長久」。重光爲武宗生年，旃蒙爲仁宗生年”。なお、カイシャンとアユルバルワダのあいだに，サンガラギ公主も生まれている。

470) 『集史』「クビライ・カアン紀」に

第12子：(名は)不詳^{*1}。Namubūi khātūn 南必皇妃 —— (Chābūi^{チャブイ} 察必) khātūn 皇后が身罷った後^{*2}，[當人から一年後にと請われており，かのじよの營盤と宮帳に入れられた／(クビライ・カアンは)かのじよを娶り，一年後，チャブイの營盤と宮帳に入れた]。何となれば(察必)皇后の姪で，Nāchīn kūrkan<Mon. gūregen 納陳駙馬の娘^{*1}だったからだ —— より生まれた。

※1 『元史』卷一一四「后妃傳一・南必皇后」“南必皇后，弘吉剌氏，納陳孫仙童之女也。至元二十二年，納爲皇后，繼守正宮。時世祖春秋高，頗預政，相臣常不得見帝，輒因后奏事焉。有子一人，名鐵蔑赤”。

※2 *Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 196b, MS: Taškent, f. 166a, MS: Rampur, p. 115.

クビライ・カアンの死より前，A. H. 682に相當する bičīn il 申年（＝1284 至元二十一年）に身罷った。

『元史』卷十一「世祖本紀八」[至元十八年二月]“乙未，貞懿順聖昭天睿文光應皇后弘吉剌氏崩”，卷一一四「后妃傳一・察必皇后」“十（四）[八]年二月崩”，卷一一五「裕宗傳」“十八年正月昭睿順聖皇后崩”。

Jāmi'āl-Tavārikh, MS: Istanbul, f. 197b, MS: Taškent, f. 167a, MS: Rampur, p. 118.

とあり，年齢的にも，アユルバルワダがクビライの隠し子である可能性は否定できない。上掲箇所が，ナムブイ妃を皇后に昇格させたという意味でなく（イスタンブル，タシュケント本の系圖では，この第12子テメチは，第9子闊闊出と第10子忽都魯帖木兒の間に配列される），新たに娶ったのであれば，テメチはカイシャンとアユルバルワダの間に生まれているからだ。テメチが「正后」の子でありながら，そのごカアンの繼承候補に名が擧がっていないことからすると，『フウラン・テプテル』p. 79のいうとおり夭折したか，ココジン・カトン周辺に早い段階で追いつ落とされたのだろう。なお，ナムブイ妃はBLJYN/TKJYNという娘ももうけている。この時代の頂像と同様，極めて寫實的に描かれた —— ネパール出身の技師アニガ等によって製作され，大都のティベツト佛教寺院に懸けられた —— 御容に依據する『元代帝后圖冊』（臺灣故宮博物院藏）のチャブイとダギは，隣り合わせに綴じられるのもさることながら（清朝乾隆年間の修繕時に起きた偶然かもしれないが），二人ともコンギラト駙馬家アルチ・ノヤンの血脈に屬し，口許・顎のあたりを中心にどことなく似通う。いっぽう，同腹兄弟のカイシャンとアユルバルワダは全く似ておらず，クビライと，アユルバルワダ，『元代后妃太子像冊』（北京故宮博物院藏）收録のノムガンは，目許・輪郭などに類似點が見られる（カイシャンと文宗トク・テムル父子は面長）。これらの御容の正確さは，たとえば『析津志輯佚』「風俗」pp. 205-206の罽罽帽についての詳細な解説との照合によっても裏付けられる。*Dschingis Khan und seine Erben: Das Weltreich der Mongolen*, München, 2005, pp. 303-311, 『中國古代書畫圖目（十九）』（文物出版社 1999年 pp. 317-318.），『欽定日下舊聞考』卷十三「御製南薰殿奉藏圖像記」

ちなみに，『集史』部族志「スルドウス部族」に

Chilāūqān bahādur<Mon. Čila'un ba'atur 赤老溫八都兒*の子は Sudūn nuyān<Mon. Sūdūn noyan 宿敦官人 —— チンギス・カンの治世においては右手の官人たちに屬しており，極めて有力・高位となった。オゴデイ・カアンの治世にも存命しており，トルイ・カンとソルクタニ・ベキの子息たちの隨身をなしていた —— であった。クビライ・カアンの御世には，その息子 Qāju がかれの座に位置し，尊敬された。百歳まで生きながら，毫碌して自分の媳婦を認識せず「彼女を俺にくれ」という有様だった。

※ 『龍右金石錄』卷五「孫都思氏世動碑」

といった例も見られる。*Jāmi'āl-Tavārikh*, MS: Istanbul, f. 36a, MS: Taškent, f. 36b, MS: Tehrān, f. 35b.

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧(1)

	バリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		バリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
序文										
									2b	下部車型に神が試すアブラハムの信仰
									3b	?
	6a	上部 2/5 に『集史』編纂の情景: ガザン、ボロト丞相、ラシード等						7b		下部凸形に『集史』編纂の情景: ガザン、ボロト丞相、ラシード等
	計 1		計 0	計 0		計 0		計 1	計 2	
部族志										
オグズ	10b	中央部 1/2 弱にムスリムとなったオグズ						11a	9b	中央部 1/2 弱にムスリムとなったオグズ
	9a	中央部 1/2 に大宴會を開くオグズと六人の息子								
メルキト	28b	中央部 1/3 に克蘭妃兄妹とオグル・ガイミシュ								
クルラウト	76a	下部 1/3 強にカイドウのもとに走ったドルドガ・ノヤン								
テレングト	39b	下部 1/4 強にケムケムジュートの森林に暮らす人々						22b	20b	下部 1/4 にケムケムジュートの森林に暮らす人々 上部 1/2 強
森のウリヤンカ								23a	21a	下部 1/5 に櫓で往來する森のウリヤンカ 中央部 1/5
ケレイト	61b	中央部 1/3 強にタタルによって大金朝廷に送られ磔にされるマルクズ・ブイルク・カン								
	114a	上部 2/5 に兄弟を手にかけるオン・カン								
	114b	中央部 1/3 弱にダヤン・カンのもとに齎されたオン・カンの首								
ウイグル	51b	上部 1/4 にイディクト兼駙馬と公主								

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (2)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル 本	ベンガ ル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタ ンブル 本	タシュ ケント 本	
キヤト	53b	全畫面にエルゲ ネ・クンより出 たモンゴルの祖 先						30b	30a	下部 1/2 弱に エルゲネ・クン より出たモン ゴルの祖先
	計 10		計 0	計 0		計 0		計 4	計 4	
ドブ・ン・バ ヤン紀										
								45b	46a	正方形小枠に ドブ・ン・バヤ ン夫妻の肖像 (系圖)
	14b	下部 7/8 にドブ ン・バヤンの死								
	計 1		計 0	計 0		計 0		計 1	計 1	
アラン・ゴ ア紀										
								47a	闕	正方形小枠に アラン・ゴア の肖像 (系圖)
	15b	下部 1/2 強にア ラン・ゴアと息 子たち								
	計 1		計 0	計 0		計 0		計 1	計 0	
ボドンチャ ル・カン紀										
								48a	闕	正方形小枠に ボドンチャル夫 妻の肖像 (系 圖)
	16b	中央部 1/2 にボ ドンチャル夫妻 と息子たち								
	計 1		計 0	計 0		計 0		計 1	計 0	
ドウトウン・ メネン紀										
								49a		正方形小枠に ドウトウン・メ ネン夫妻の肖 像 (系圖)
	17a	下部 1/3 にドゥ トウン・メネン と息子たち								
	計 1		計 0	計 0		計 0		計 1	計 0	
カイドウ・ カン紀										
								51a		正方形小枠に カイドウ・カン 夫妻の肖像 (系圖)
	20b	上部 1/2 にカイ ドゥ夫妻と息子 たち								

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧(3)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	計1		計0	計0		計0		計1	計0	
バイ・シン コル紀										
								51b		正方形小枠に バイ・シンコル 夫妻の肖像 (系圖)
	計0		計0	計0		計0		計1	計0	
トゥムビナ・ カン紀										
								53a		正方形小枠に トゥムビナ・ カン夫妻の肖像 (系圖)
	計0		計0	計0		計0		計1	計0	
カブル・カ ン紀										
	22b	上部1/3強にカ ブル・カン夫妻 と息子たち								
	計1		計0	計0		計0		計0	計0	
バルタン・ バートル紀										
								58b	50a	正方形小枠に バルタン・バ ートル夫妻の 肖像(系圖)
	34a	下部1/2にバル タン・バートル 夫妻と息子たち								
	計1		計0	計0		計0		計1	計1	
イエスゲイ・ バートル紀										
								61b		正方形小枠に イエスゲイ・バ ートル夫妻の肖像 (系圖)
	36b	上部1/2にイエ スゲイ・バートル 夫妻と息子たち								
	計1		計0	計0		計0		計1	計0	
チンギス・ カン紀										
								66a		正方形小枠にチ ンギス・カン夫 妻の肖像(系圖)
	97b	上部1/3強にタイ チウト族との戦い						69a		下部1/2にタイ チウト族の戦い
	98b	上部1/2弱に13 のクリエンの編成						70b		中央部大圓枠に 13のクリエンの 編成

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (4)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	98b	下部 1/3 に釜茹でにされる敵						71a	51b	中央部 1/2 に釜茹でにされる敵 薄墨下繪
	99b	上部 2/5 強にジャジーラト部 ウルク・テムル等の歸附								
	100a	下部 1/3 にチンギス・カン母子開催の宴會にて發生した諍い								
	105a	中央部 1/3 にオン・カンと父子の契りを交わす宴會								
	29a	上部 1/3 にオン・カンとともにナイマンのビルク・カンと戦うテムジン								
	92a	上部 2/5 にサアリケールでの大宴會						79b		上部 1/2 にサアリケールでの大聚會
	30a	中央部 1/2 弱に吹雪の中でのナイマン・メルキト連合軍との戦い						81b		中央部大圓枠に吹雪の中でのナイマン・メルキト連合軍との戦い
	107b	下部 2/5 強にバルジュナの水飲み						84b	56a	中央部 1/2 弱にバルジュナの水飲み
	108b	中央部 1/3 にオン・カンの落命								
	166a	下部 5/6 にチンギス・カンのジャサクの制定と即位式						86a	54b	上部 2/3 強にチンギス・カンのジャサクの制定と即位式 薄墨下繪
	43b	下部 1/2 強に納忽崖から滑落するダヤン・カンの軍勢						90a	61b	中央部 1/4 圓 + 1/4 長方形に納忽崖から滑落するダヤン・カンの軍勢 中央部六角形 1/4 + 長方形
	44a	中央部 1/3 弱に河西進攻								
	44b	下部 5/6 に大聚會における九本の白纛とチンギス・カンの稱號の樹立								

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (5)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	48a	上部 1/2 にアゼルバイジャンのムスリム領主たちによるグルジア軍の駆逐・凱旋								
	49a	中央部 1/3 強に漢兒田地への侵攻								
	65a	上部 1/2 に公主皇后を送り届ける金朝の講和使節						96b	68a	上部 1/2 に公主皇后を送り届ける金朝の講和使節
	65b	中央部 1/2 に中都陷落								
	66b	中央部 1/2 弱に漢兒田地よりオルドへの歸還								
	87b	中央部 1/2 弱にジャンドを降伏させたジョチ軍								
	89a	中央部 1/3 強に河を挟んで戦うジョチ軍とテムル・マリク軍						105b	77a	下部 1/2 強に河を挟んで戦うジョチ軍とテムル・マリク軍
	90a	中央部 1/3 強にブハラへの制圧						107a	78b	上部 1/2 にブハラへの制圧 上部 1/2 強
				84a	バルフ制圧					
	60b	中央部 1/2 弱にホラズムのスルタン・ムハンマドの最期						109b	81a	上部 1/2 にホラズムのスルタン・ムハンマドの最期
	71a	下部 1/3 にテルミズで老婆の腹を裂くモンゴル軍								
	72a	中央部 1/2 弱にシギ・クトゥク軍とジャラルウッディーン軍の戦い		85a	中央部にシギ・クトゥク軍とジャラルウッディーン軍の戦い					
				86a	インダス河を渡るジャラルウッディーン			113a	84b	中央部 2/3 弱にインダス河を渡るジャラルウッディーン
				86b	ジャラルウッディーンの子息たちの處刑					
	84a	下部 1/3 にモンゴル軍のサマルカンド出立に際して露拂いをさせられるトゥルケン・カトンたち								

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (6)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
				87b	バナークト河での聚會					
	85b	上部 3/4 弱に初めての狩りでチンギス・カンに塗脂してもらうクビライとフレグ		89a	モンゴル高原の大金帳での大聚會と宴會の開催					
	116b	上部 3/5 に遺言するチンギス・カン		90a	遺言するチンギス・カン			116a	87b	上部 1/2 に遺言するチンギス・カン
	117a	中央部 1/2 にチンギス・カンの葬儀		90b	チンギス・カンの葬儀			116b	88a	下部 1/2 弱にチンギス・カンの葬儀
	126b	全畫面に大聚會で聖訓を垂れるチンギス・カン								
	計 31		計 0	計 8		計 0		計 16	計 11	
オゴデイ・カアン紀										
								137b	109a	正方形小枠にオゴデイ・カアン夫妻の肖像(系圖)
	132b	全畫面にオゴデイと息子たち?								
	133b	全畫面に即位式						139b	111a	中央部 1/2 強に即位式
								140a	112b	下部正方形中枠に吹雪の中、金朝軍と戦うトルイ軍
	137b	下部 1/2 弱に大聚會での銀錠等の賜與								
				20a	キプチャク草原、ロシア遠征					
				20b	ロシア遠征軍の諸王たちの聚會					
				21b	カラ・コルムに建設した宮殿(カルシ)			146b	119a	下部 1/2 にカラ・コルムに建設した宮殿(カルシ)
			p. 16		全畫面に第 41 の言行として相撲觀戰を楽しむオゴデイ			153b	126a	中央部 1/2 に第 41 の言行として相撲觀戰を楽しむオゴデイ
	計 3		計 1	計 3		計 0		計 5	計 5	

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧(7)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
ジョチ・カン紀										
			p. 32		右上正方形小枠にジョチ・カン夫妻の肖像画			162a		正方形小枠にジョチ・カン夫妻の肖像(系図)
	153a	下部 4/5 弱にジョチのイルティシュの營盤								
			pp. 32-33.		見開きはほぼ全畫面に一門聚會の圖			164a	135b	中央部 1/2 に一門聚會の圖
			pp. 34-35.		見開き全畫面に一門聚會の圖					
	91a	上部 1/2 強にバトゥの即位	p. 37		中央部 1/2 強にバトゥの即位					
			p. 39		中央部 1/2 強にベルケの即位					
			p. 40		下部 2/5 にモンケ・テムルの即位					
	155b	中央部 2/3 にトクタとノガイの戦い	p. 43	44a	中央部 1/2 弱にトクタとノガイの戦い					
	計 2		計 6	計 1		計 0		計 2	計 1	
チャガタイ・カン紀										
								170b		正方形小枠にチャガタイ・カン夫妻の肖像(系図)
			p. 54-55.	58b	見開き全畫面に一門聚會の圖			173a	143b	上部 1/2 に一門聚會の圖
			p. 57	56a	上部 1/2 にアルグとオルクナ・カトンの婚姻、即位					
			p. 58	56b	中央部 1/2 にバラク開催の聚會					
	159a	下部 2/3 弱にチャガタイの葬儀								
	159b	全畫面にチャガタイの宰相の處刑								
	計 2		計 3	計 3		計 0		計 2	計 1	

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (8)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
トルイ・カン紀										
	162a	下部 1/3 にトルイ・カン夫妻の肖像						177a		正方形小枠にトルイ・カン夫妻の肖像 (系圖)
	162b	全畫面にトルイの 9 人の息子たち	p. 62		中央部 1/2 二段にわけてトルイの息子たち					
			pp. 66-67		見開き全畫面に一門聚會の圖					
	164b	下部 2/3 に一門聚會の圖	pp. 70-71		見開き全畫面に一門聚會の圖			179a	148b	上部 1/2 強に一門聚會の圖
			p. 74		下部 1/3 にモンケとバトゥの對面					
	計 3		計 4	計 0		計 0		計 2	計 1	
グユク・カン紀										
			pp. 78-79.		見開き全畫面に即位式			183a	152b	上部 1/2 強に即位式
			p. 84		見開き全畫面にグユクの大聚會					
			p. 86		下部 1/3 に各地の諸王、長官たち?					
			p. 87		全畫面にグユクの聖訓・言行?					
			計 4	計 0		計 0		計 1	計 1	
モンケ・カン紀										
			p. 90		右上小枠にモンケ・カンの肖像			186a		正方形小枠にモンケ・カン夫妻の肖像 (系圖)
			p. 88		上部 1/2 に聚會					
	169b	全畫面にモンケと后妃・息子たち	p. 90		全畫面にモンケと后妃・息子たち					
			pp. 94-95		見開き全畫面に即位式			188a	157b	中央部 1/2 に即位式
			p. 98		下部 2/3 強にチンギス・カンの帳房に入り審問を開始するモンケ					

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (9)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	172a	上部 1/2 にクー・デタを企てたオゴデイ諸子等の審問・處刑	p. 99	101a	下部 2/3 強にクー・デタを企てたオゴデイ諸子等の審問・處刑			189b	159a	中央部 1/2 弱にクー・デタを企てたオゴデイ諸子等の審問・處刑
								192a	161b	下部 1/2 にモンケの新政
			p. 107	105a	下部 1/2 強にクビライの南宋進攻					
			p. 108	105b	下部 1/2 強にモンケの死					
			p. 114		下部 1/3 にモンケの聖訓・言行					
	計 2		計 8	計 3		計 0		計 4	計 3	
クビライ・カアン紀										
			p. 119		右上正方形小枠にクビライ・カアン夫妻の肖像			198a	167b	正方形小枠にクビライ・カアン夫妻の肖像(系圖)
			p. 119		全畫面にクビライと后妃・息子たち					下部 5/6 に即位式
			p. 123					200a	169b	中央 1/2 強に即位式
			pp. 124-125		見開き全畫面に即位式					
				53a	アリク・ブケの投降と審問前日の宴會					
			p. 130		下部 1/2 弱にノムガンとカイドウの戦い					
			p. 131		中央部 1/2 強に南宋接收					
			p. 133		上部 2/3 強に大都の宮殿					
			p. 136		中央部 1/2 強に都堂の坐次			207a	176b	下部の正方形の中枠に都堂の坐次
			p. 140		下部 1/2 弱にフランク式投石機で襄陽を攻撃するバヤン・高平章等					

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (10)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
			p. 146		下部 1/2 弱にクビライの聖訓・言行					
			p. 150		下部 1/2 強にタブリーズの大地震					
	計 0		計 10	計 1		計 0		計 3	計 3	
テムル・カアン紀										
			p. 152		右上正方形小枠にテムル・カアン夫妻の肖像			1215a		正方形小枠にテムル・カアン夫妻の肖像(系圖)
			p. 151		上部 1/5 強 下部 3/5 弱に大聚會					
			p. 152		全畫面にテムルと后妃・息子たち					
			pp. 154-155		見開き全畫面に即位式			215b		中央部 1/2 強に即位式
	139b	下部 2/3 弱にクルアーンを読むアーナンダ	p. 158		中央部 3/4 にクルアーンを読むアーナンダ					
			p. 160		下部 2/5 にカイドゥ・ドゥア軍との戦い					
	計 1		計 5	計 0		計 0		計 2	計 0	
フレグ・カン紀										
								221b	191a	正方形小枠にフレグ夫妻の肖像(系圖)
			p. 168		全畫面にフレグと后妃たち					
			p. 171	120a	下部 1/2 強にアrik・ブケ等との宴會					
	174a	上部 1/2 弱 西征へ								
	174b	下部 3/4 に大帳にて聚會	pp. 174-175		見開き全畫面に聚會			224a	193b	中央部 1/2 強にアルゲン・アカ製作の大帳にて聚會
	177a	上部 1/2 にイスマール派征伐	p. 178	55b	下部 1/2 強にイスマール派征伐					

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (11)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	177b	下部 1/2 にアラムートの投降	p. 180		下部 2/3 弱にアラムートの投降					
	183a	中央部 1/2 強にナスィールウッディーン等とアラムートの戦勝祝い	p. 181		下部 3/4 にナスィールウッディーン等とアラムートの戦勝祝い			226b	196a	上部 1/2 強にナスィールウッディーン等とアラムートの戦勝祝い
	179a	上部 1/2 強にカリフからの使臣	p. 186		中央部 3/5 にカリフからの使臣					
	180b-181a	見開き全画面にバグダード攻め	pp. 190-191		見開き全画面にバグダード攻め			231b-232a	201a-201b	見開き大楕圓形にバグダード攻め
	186a	上部 1/2 強にカリフの投降	p. 193		下部 4/5 にカリフの投降					
			p. 198		下部 2/3 弱にナスィールウッディーンとマラーガ天文臺					
	187a	中央部 1/2 強にウルクトゥ・ノヤンのイルビル城塞包圍								
	190a	下部 1/2 弱にモスール攻撃	p. 205		中央部 1/2 強にモスール攻撃					
	191a	上部 1/2 強にベルケとの戦い	p. 207		下部 2/3 弱にベルケとの戦い					
	192a	中央部 2/3 にフレグの死	p. 210		中央部 1/2 にフレグの死					
	計 12		計 13	計 2				計 4	計 4	
アバカ・カン紀										
								241a		正方形小枠にアバカ夫妻の肖像(系圖)
			p. 212		中央部 1/3 強にアバカと后妃たち					
			p. 213		下部 2/5 強に聚會					
	194a	上部 5/6 に第一次即位式	pp. 232-233		見開き全画面に第一次即位式			242a	211b	上部 1/2 強に第一次即位式
			p. 217		ほぼ全画面 2 段にノガイ、ベルケとの戦い					
			p. 227		下部 1/2 強に對バラク戦			248a	217b	上部 1/2 に對バラク戦

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (12)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル 本	ベンガ ル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタ ンブル 本	タシュ ケント 本	
			pp. 21 4-215		見開き全畫 面に第二次 即位式					
	198a	下部 2/3 弱に アバカの死	p. 242		下部 1/2 弱 にアバカの死					
	198b	下部 5/6 にアル グンたちに大訓 を垂れるアバカ								
			p. 244		全畫面にア バカの聖訓 と言行					
	計 3		計 8	計 0		計 0		計 3	計 2	
テクデル・ カン紀										
								255b	闕	正方形小枠に テクデル夫妻 の肖像 (系圖)
			p. 247		下部 5/6 に 即位式			256a	225b	下部 1/2 強に 即位式
	200b	上部 1/3 強にテ クデル (アフマ ド) とアルグン の戦い	p. 252		中央部 1/2 強 にテクデル (アフマド) と アルグンの戦 い					
	202a	下部 1/2 にイス ラームに歸依す るテクデル (薄 墨下繪)								
	計 2		計 2	計 0		計 0		計 2	計 1	
アルグン・ カン紀										
								261b		正方形小枠に アルグン夫妻 の肖像 (系圖)
	203a	中央部 1/2 にテ クデルにまみえ るアルグン								
	203b	上部 7/8 に第 一次即位式						262a	231b	中央部に第一 次即位式
	204b	下部 4/5 に第 二次即位式								
	206b	下部 1/3 強に アルグンの死								
			p. 259		下部 3/4 に アルグンの 聖訓と言行					
			p. 260		全畫面にアル グンの聖訓 と言行					
	計 4		計 2	計 0		計 0		計 2	計 1	

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (13)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
ガイハトゥ・カン紀										
								267b		正方形小枠にガイハトゥ夫妻の肖像(系圖)
	208a	上部 7/8 に即位式	p. 262		2 段 4/5 に聚會			267b		下部 1/8 強に即位式
	計 1		計 1	計 0		計 0		計 2	計 0	
ガザン・カン紀										
								271b		正方形小枠にガザン夫妻の肖像(系圖)
	210a	中央部 6/7 にガザンの誕生	p. 268		上部 1/3 にガザンの誕生					
	211b	上部 1/2 強に祖父アバカ、父アルグンに溺愛されるガザン								
	212a	中央部 1/2 に初めての狩りで黄羊を射止める八歳のガザン								
	217b	中央部 3/4 弱にニーシャプールの叛亂の鎮壓								
	221a	中央部 2/3 にバイドゥ・カンの戦い								
								252b		下部 1/2 にイスラーム入信
	227a	下部 5/6 にイスラーム法による婚禮の式典								
	227b-228a	見開き全画面に即位式						279b	254a	上部 1/3 強に即位式 下部 1/2 強に即位式
	234b	上部 5/6 に弟ハルバンダとともに聚會と宴會の開催								
	235a	上部 2/3 弱にケレムン・カトンとの婚禮の式典								
	236a	下部 6/7 にシリア戦役						285a	261b	下部 1/3 弱にシリア戦役 下部 1/2 強にシリア戦役
	239a	下部 7/8 に金帳の完成とクルアーンの誦讀會								
	240a	下部 2/3 強に御幸中の野外祭祀								

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (14)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
								290b		下部 1/2 弱に眼疾の治療
	242b	下部 9/10 にタブリーズの AL AFRNK 大王・ヤアクーブ・バークバーニー以下長老たち・カアンの使臣のナースイルウッディーン等の叛亂の審問と處分						291b		中央部 1/2 にタブリーズの AL AFRNK 大王・ヤアクーブ・バークバーニー以下長老たち・カアンの使臣のナースイルウッディーン等の叛亂の審問と處分
	243b	中央部 3/4 にサアドウッディーンへの恩賜の式典								
	244b	上部 1/4 にケレムン・カトンの葬儀後、死生観についての訓言を語るガザン								
	245a	下部にガザンの死を告げる青いターバンのムスリムの小さな肖像								
	245b	全画面にイスラーム式の葬儀								
	248a	上部 1/2 強に第 2 の事跡たるシャリーアとジャサクに照依して治罪するガザン				9b	下部 1/2 強に第 2 の事跡たるシャリーアとジャサクに照依して治罪するガザン			
	251a	下部 2/3 弱に第 6 の事跡たる國家財政の建て直し				16b	中央部 1/2 強に第 6 の事跡たる國家財政の建て直し			
						22a	中央部 1/2 強に第 9 の事跡たるミスル、シリア遠征で獅子奮迅の活躍をみせるガザン			
	254a	下部 2/3 強に第 10 の事跡たるイスラームのカーディーや長老への説諭				25b	下部 1/3 に第 10 の事跡たるイスラームのカーディーや長老への説諭			

附表 1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (15)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランプ ル本	ベンガ ル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタ ンプル 本	タシュ ケント 本	
	256b- 257a	見開き全画面に 第 13 の事跡たる イスラーム墓 廟の建築と寄進				31a	全画面に第 13 の事跡たる イスラーム墓 廟の建築と寄進	304b		中央部 1/2 強 に第 13 の事跡 たるイスラーム 墓廟の建築 と寄進
	259b	下部にムスリム の肖像 (薄墨下 繪)								
						56a	上部 1/2 に 第 16 の事 跡における 舊 來 の 使 臣・徴税官 たちの狼藉 ぶり			
	271b	中央部 1/2 に第 18 の事跡たる 使臣の站赤利用 の取り締まり				70b	中央部 1/3 に第 18 の 事跡たる使 臣の站赤利 用の取り締 まり			
	273b	上部 1/2 弱に第 19 の事跡たる 街道の強盜の驅 除と街道の保安				75b	中央部 1/3 強に第 19 の事跡たる 街道の強盜 の驅除と街 道の保安	322a		下部 1/3 弱に 第 19 の事跡 たる街道の強 盜の驅除と街 道の保安
						81a	全画面に第 21 の事跡 たる度量衡 の統一			
						90a	下部 1/2 強 に第 25 の 事跡たる軍 隊・軍馬の 整備			
						111b	中央部 3/5 に第 33 の 事跡たる工 匠たちへの 支拂い法の 是正			
	279b	中央部 1/2 に 第 35 の事跡 たる鷹匠と鈔 使いに關する 取り決め				115b	中央部 1/2 に第 35 の 事跡たる鷹 匠と鈔使に 關する取り 決め	337b		下部 1/2 弱に 第 35 の事跡 たる鷹匠と鈔 使いに關する 取り決め
						117b	下部 1/2 強 に第 36 の 事跡たる土 地の開墾の 補助・奨勵			

附表1 『集史』諸本ミニアチュール一覧 (16)

	パリ本 (suppl. persan 1113)		ランブル本	ベンガル本		パリ本 (suppl. persan 1561)		イスタンブル本	タシュケント本	
	285b	下部 1/2 強に第 38 の事跡「驛館整備と民家の宿泊の禁止」で語られるニーシャプールの花嫁とスルタンの逸話				124b	上部 1/2 弱に第 38 の事跡「驛館整備と民家の宿泊の禁止」で語られるニーシャプールの花嫁とスルタンの逸話			
								342a		下部 1/2 に第 40 の事跡たる奴婢の遊郭への賣却禁止
	計 27		計 1	計 0		計 15		計 10	計 4	